

目 次

(令 和 4 年)

○第 7 回臨時会

第 1 日目 (7 月 27 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第 32 号 令和 4 年度中城村一般会計補正予算 (第 3 号)	3

○第 8 回臨時会

第 1 日目 (8 月 8 日)

会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第 33 号 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 34 号 令和 4 年度中城村一般会計補正予算 (第 4 号)	10
同意第 2 号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	18

○第 9 回定例会

第 1 日目 (9 月 28 日)

仮議席の指定	23
議長選挙	23
会議録署名議員の指名	24
会期の決定	24
副議長の選挙	24
議席の指定	25
常任委員会の委員の選任	25
議長の常任委員会の辞任	26
議会運営委員会の委員の選任	26
議会だより編集特別委員会設置に関する決議	27
中城北中城消防組合議会の議員選挙	28
中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙	29
南部広域行政組合議会の議員選挙	29

沖縄県介護保険広域連合議会の議員選挙	30
--------------------------	----

第2日目（9月29日）

諸般の報告	33
行政報告	34
陳情第13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	35
陳情第14号 県産品の優先使用について（要請）	36
議案第35号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	36
議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第5号）	41
議案第37号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	45
議案第38号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	47
議案第39号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	48
議案第40号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	50
議案第41号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）	51
議案第42号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約の変更契約について	52
認定第1号 令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	53
認定第2号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	62
認定第3号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	66
認定第4号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	69
認定第5号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	72
認定第6号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	75
認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定について	78
議案第43号 令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	87
報告第6号 令和3年度決算に係る健全化判断比率について	88
報告第7号 令和3年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）	89
報告第8号 令和3年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）	90
報告第9号 令和3年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）	91

報告第10号	令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	92
--------	--------------------------------	----

第3日目（9月30日）

議案第35号	中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	95
議案第36号	令和4年度中城村一般会計補正予算（第5号）	95
議案第37号	令和4年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	114
議案第38号	令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	115
議案第39号	令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	115
議案第40号	令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	115
議案第41号	令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）	116
議案第42号	中城村役場旧庁舎解体工事請負契約の変更契約について	116
認定第1号	令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	117
認定第2号	令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	122
認定第3号	令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	122
認定第4号	令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	122
認定第5号	令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	122
認定第6号	令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	123
認定第7号	令和3年度中城村水道事業会計決算認定について	123
議案第43号	令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	123
同意第4号	中城村監査委員の選任につき同意を求めることについて	123

第4日目（10月1日） 休 会（土）

第5日目（10月2日） 休 会（日）

第6日目（10月3日） 委員会（月） 委員会審議

第7日目（10月4日） 委員会（火） 委員会審議

第8日目（10月5日） 委員会（水） 委員会審議

第9日目 (10月6日) 委員会(木) 委員会審議(委員長まとめ)

第10日目 (10月7日) 委員会(金) 委員会審議(連合審査)

第11日目 (10月8日) 休 会(土)

第12日目 (10月9日) 休 会(日)

第13日目 (10月10日) 休 会(月) スポーツの日

第14日目 (10月11日) 委員会(火) 委員会審議(連合審査)

第15日目 (10月12日) 委員会(水) 委員会審議(連合審査)

第16日目 (10月13日) 休 会(木) 議員研修会

第17日目 (10月14日)

一般質問

10番 比嘉麻乃 議員	-----	127
12番 金城章 議員	-----	133
13番 新垣博正 議員	-----	139
15番 石原昌雄 議員	-----	148

第18日目 (10月15日) 休 会(土)

第19日目 (10月16日) 休 会(日)

第20日目 (10月17日)

一般質問

9番 大城常良 議員	-----	157
2番 玉那覇登 議員	-----	169
6番 安里清市 議員	-----	174
7番 新垣修 議員	-----	182

第21日目 (10月18日)

一般質問

8番 屋良照枝 議員	-----	195
11番 仲松正敏 議員	-----	202

4番 桃原 清 議員	-----	208
1番 小橋川 恵美 議員	-----	216

第22日目（10月19日）

一般質問

5番 新垣 貞則 議員	-----	223
3番 比嘉 護 議員	-----	235

第23日目（10月20日）

認定第1号 令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	-----	245
認定第2号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	-----	246
認定第3号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	-----	248
認定第4号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	-----	249
認定第5号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	-----	250
認定第6号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	-----	252
認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定について	-----	253
議案第43号 令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	-----	255
陳情第15号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情について	-----	255
意見書第6号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書	-----	255
陳情第16号 PFI事業に関する地元企業、最優先活用について（要請）	-----	258
陳情第17号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請について	-----	262
発議第4号 閉会中の所管事務調査について	-----	265
発議第5号 閉会中の議員派遣について	-----	267

第7回 臨時会

令和4年第7回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和4年7月27日

会 期 1 日間

閉 会 令和4年7月27日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	7月27日	水	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第32号における説明、質疑、討論、採決 閉会

令和4年第7回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和4年7月27日（水）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和4年7月27日（午前10時00分）		
	閉 会	令和4年7月27日（午前11時01分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	6 番	玉 那 覇 登	7 番	新 垣 貞 則
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ ども 課 長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	ま ち づ くり 推 進 課 長	金 城 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	稲 嶺 盛 昌
	会 計 管 理 者	欠 席	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	欠 席	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第32号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第3号）

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより令和4年第7回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 玉那覇 登議員及び7番 新垣貞則議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日7月27日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日7月27日の1日間に決定いたしました。

日程第3 議案第32号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第32号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第32号

令和4年度中城村一般会計補正予算(第3号)

令和4年度中城村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年7月27日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中城村立小学校整備事業	令和5年度より令和24年度まで	6,738,700

それでは読み上げて御提案申し上げます。

第1表債務負担行為補正。事項が中城村立小学校整備事業。期間が令和5年度より令和24年度まで。限度額が67億3,870万円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時02分）

~~~~~

再 開（10時57分）

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略します。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、本案に反対者の発言を許します。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは議案第32号令和4年度中城村一般会計補正予算（第3号）について、小学校建設については基本的には賛成であるが、67億円余りの債務負担行為が村の財政にどのような影響を及ぼすか。そして村民サービスの低下にはどのような影響を及ぼすか判断できる資料が現段階では出されていなく、私としては判断しかねる。

よって、現時点でのこの議案については反対の立場です。

○議長 新垣博正 次に、本案に賛成者の発言を許します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 債務負担行為について、議案第32号に賛成の立場で討論します。

現在の津覇小学校、中城小学校の危険性を鑑みれば早めの執行をすることが大事だと思っておりますので、賛成の立場です。

○議長 新垣博正 次に、本案に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 これで討論を終わります。

これから議案第32号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

○議長 新垣博正 「起立多数」です。したがって、議案第32号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（11時01分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 玉那覇 登

中城村議会議員 新 垣 貞 則

# 第8回 臨時会





## 令和4年第8回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和4年8月8日

会 期 1 日間

閉 会 令和4年8月8日

| 日 次   | 月 日     | 曜日 | 開 議 時 刻 | 会 議 名 | 事 項                                                                        |
|-------|---------|----|---------|-------|----------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 日 | 8 月 8 日 | 月  | 午前10時   | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>議案第33、34号における説明、質疑、討論、採決<br>同意第2号に対する説明、質疑、討論、採決<br>閉会 |



## 令和4年第8回中城村議会臨時会（第1日目）

|                                                 |                 |                    |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和4年8月8日（月）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 令和4年8月8日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 閉 会             | 令和4年8月8日（午前10時56分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整          | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登            | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                    |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 8 番             | 大 城 常 良            | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保              | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | こ だ も 課 長                          | 比 嘉 昌 子   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | ま ち づ くり 推 進 課 長                   | 金 城 勉     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清              | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 欠 席                | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 灣 朝 也            | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 欠 席                | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三            | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名                                                |
|-----|----------------------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名                                         |
| 第 2 | 会期の決定                                              |
| 第 3 | 議案第33号 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第34号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第4号）                       |
| 第 5 | 同意第2号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて        |

○議長 新垣博正 皆さんおはようございます。  
ただいまより令和4年第8回中城村議会臨時会  
を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定  
により、8番 大城常良議員及び9番 比嘉麻  
乃議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたしま  
す。

お諮りします。本臨時会の会期は本日8月8  
日のみにしたいと思えます。御異議ありませ  
んか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、本臨時会の会期は本日8月8日  
の1日間に決定しました。

日程第3 議案第33号 中城村の議会議員及  
び長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例を議題と  
します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第33号 中  
城村の議会議員及び長の選挙における選挙  
運動の公費負担に関する条例の一部を改正  
する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第33号

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和4年中城村条例第17号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月8日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

令和4年第6回中城村議会定例会で可決した中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、一部文言が欠けた状態で上程してしまったため、同条例の一部を改正する必要がある。

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  
中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和4年中城村条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第5条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合</u> <u>当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金</u>（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、3,850円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> | <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第5条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に____支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の____</p> <p>____代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、3,850円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> |
| <p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円73銭を超える場合にあっては、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内であるものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第3条ただし書きに規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払う\_\_\_金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円73銭を超える場合にあっては、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内であるものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第3条ただし書きに規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年6月17日から適用する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第33号について質疑をいたします。

これは第6回中城村定例会で可決した条例であるんですけども、その中で条例ができてまだ1か月ぐらいかな。それにもかかわらずこうして一部文言が抜けた状態で上程してしまったということなんですけど、この原因は何なのか。そしてこれが、この文言を追加した時点でどういう効力が発生するのか。その2点をお伺いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、本来当初か

らそのように条例のほうにうたって可決をしていただくことが本来目指しているところでもございましたけれども、我々のパソコン操作において一部文言を消してしまった状態で条例を上程してしまったため、そのために文言が欠けております。

効力としましては、この文言を本来記載すべき文言に記入しましても、効力としては変わらない、そのように考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今回のパソコンの操作ミスということであるんですけども、今回の我々については、この新しい条例で全く各議員が把握していない中で、こういう1か月足らずの間にすぐ修正をかけてくるというのが、私は甚だどうかなと本当に疑問に思っているものですから、そういうところを最初でしっかり上程するのであれば、条例をしっかり読み込んで、担当課あるいはみんなで読み込んで間違いのない

なというようなどころも含めてしっかり出してこないと、これが当たり前のようこうして条例の一部変更ということになれば、甚だ議会としては納得しがたいようなやり方で今進んでいるものですから、そこをしっかりと調整をして、間違いのないように提案をしていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時06分）

~~~~~

再 開（10時08分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第34号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第4号）について御提案申し上げます。

議案第34号

令和4年度中城村一般会計補正予算（第4号）

令和4年度中城村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147,994千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,988,584千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月8日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,155,236	137,544	2,292,780
	2 国庫補助金	858,844	137,544	996,388
16 県支出金		1,208,115	3,047	1,211,162
	2 県補助金	598,506	3,047	601,553
19 繰入金		187,685	7,019	194,704
	2 基金繰入金	187,685	7,019	194,704
21 諸収入		165,066	384	165,450
	4 雑入	160,998	384	161,382
歳入合計		9,840,590	147,994	9,988,584

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,236,341	254	1,236,595
	4 選挙費	29,983	254	30,237
3 民生費		3,995,001	53,357	4,048,358
	1 社会福祉費	1,549,381	4,568	1,553,949
	2 児童福祉費	2,445,620	48,789	2,494,409
4 衛生費		1,037,937	22,397	1,060,334
	1 保健衛生費	656,332	723	657,055
	2 清掃費	381,605	21,674	403,279
6 農林水産業費		203,762	2,577	206,339
	1 農業費	192,627	2,577	195,204
9 消防費		305,439	4,002	309,441
	1 消防費	305,439	4,002	309,441

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,853,033	65,407	1,918,440
	1 教育総務費	195,196	14,474	209,670
	3 中学校費	786,527	3,696	790,223
	5 社会体育費	309,364	5,141	314,505
	6 保健体育費	213,647	42,096	255,743
歳 出 合 計		9,840,590	147,994	9,988,584

歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。
補正前の額、補正額、合計の順に数字のみを読み上げて御提案申し上げます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、8億5,884万4,000円、1億3,754万4,000円、9億9,638万8,000円。

16款県支出金、2項県補助金、5億9,850万6,000円、304万7,000円、6億155万3,000円。

19款繰入金、2項基金繰入金、1億8,768万5,000円、701万9,000円、1億9,470万4,000円。

21款諸収入、4項雑入、1億6,099万8,000円、38万4,000円、1億6,138万2,000円。

歳入合計、補正前の額98億4,059万円、補正額1億4,799万4,000円、合計で99億8,858万4,000円。

続いて歳出でございます。2款総務費、4項選挙費、2,998万3,000円、25万4,000円、3,023万7,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、15億4,938万1,000円、456万8,000円、15億5,394万9,000円。
2項児童福祉費、24億4,562万円、4,878万9,000円、24億9,440万9,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、6億5,633万2,000円、72万3,000円、6億5,705万5,000円。
2項清掃費、3億8,160万5,000円、2,167万4,000円、4億327万9,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、1億9,262万7,000円、257万7,000円、1億9,520万4,000円。

9款消防費、1項消防費、3億543万9,000円、400万2,000円、3億944万1,000円。

10款教育費、1項教育総務費、1億9,519万6,000円、1,447万4,000円、2億967万円。
3項中学校費、7億8,652万7,000円、369万6,000円、7億9,022万3,000円。
5項社会教育費、3億936万4,000円、514万1,000円、3億1,450万5,000円。
6項保健体育費、2億1,364万7,000円、4,209万6,000円、2億5,574万3,000円。

歳出合計、補正前の額98億4,059万円、補正額1億4,799万4,000円、合計で99億8,858万4,000円。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第34号令和4年度中城村一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

まず9ページ、1目の児童福祉総務費ですね、その中の18節負担金、補助及び交付金、子育て世帯支援事業ということで保育所等給食費補助事業というのがあるんですけども、その事業概要、それからこれは認可外保育所も含まれてくるのか。これ1点目です。

2点目が11ページ、4款清掃費、清掃総務費、これの10節需用費、12節委託料を含めて、村指定ごみ袋の購入費ということで、これはコロナ交付金ということであるんですけども、10節

と12節、これの説明を求めます。

そして14ページ、10款教育費、2目事務局費、これの17節備品購入費の354万2,000円、その下の19節、塾代助成事業830万円、それについて17節のほうは購入物品は何を予定しているのか。19節の扶助費は何人の何か月分とかそういう内訳ですね、その説明を求めたいと思います。以上4点よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 子ども課長 比嘉昌子。

○子ども課長 比嘉昌子 9ページの子育て世帯支援事業（保育所等給食費補助事業）の内訳について御説明いたします。

村内、村外ですね、村内のお子さんが通われている保育所3園、認定こども園6園、小規模保育所4園、広域利用施設8園につきまして、10月から3月までの半年間の給食費を補助するという事業でございます。村外の認可外保育所に通っている村内のお子さんに関しては、今後広報をして広く周知して対象のお子さんがあるかどうかというのを募集したいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの11ページ、10節の質疑に住民生活課でお答えいたします。

説明といたしましては、村指定ごみ袋の印刷費及び製造費として予算計上をさせていただきました100%補助でございます。村指定ごみ袋購入に活用していきたいということで、対象、住民基本台帳に7月31日現在において中城村に住民票がある世帯、中城村世帯9,500世帯に対し、10袋100枚を配布する予定をしております。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛によって家庭からのゴミ排出量は増加している。また原油、ひとえに燃料価格高騰に尽きるウクライナ情勢などに起因する世界的な高騰、原油価格や物価高騰によって各世帯は生活費がかさんでしまう現状にあるため、これらの負担

を軽減するため生活していく上で必要不可欠なごみ袋を各世帯に配布することで生活の負担軽減を行うとしたものでございます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 質疑にお答えいたします。

10款2目17節の備品購入費については、令和2年度に整備しましたタブレット、そちらの不足分として70台今回導入いたします。その費用として備品購入費354万2,000円を計上しております。

続きまして、同じく10款2目19節の扶助費については、塾代助成ということで1万円を上限に中学3年生に対し166名分を5か月分、830万円を計上しております。以上になります。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは1点目のほうから、これは村内児童にトータル21保育所になるわけですね、これが10月から3月までということですがけれども、これの1人当たりの、これは割れば、人数が書かれていないものですから、1人当たり幾らぐらいの補助になるのか。例えば1か月分なのか、10月から3月まで半年分ということなんですけれども、大体1人当たりどれぐらいが予定されているのか。そして認可保育園も含まれるのかということでは、これから児童対象者を探すということなんですけれども、これは当然のごとくゼロ歳から5歳まで全ての児童が対象ということになるんですよね。これもお答えいただきたいと思います。

そして11ページ、ごみ袋の購入費ということで、今課長のほうからあった9,500世帯に10袋ずつの配布予定をしているということなんですけれども、これは私前にも質問したと思うんですけれども、10月からこの指定ごみ袋が10円ずつ上がって300円になるということは、その配布と値上げについて疑問に思っているわけです。配布はするんだけど、値上げもすると。10

月から。そういうところも含めれば何を、補助金が入ったからそういったものをやるのかなという、これはちょっと勘ぐっているものですから、じゃあこれは補助金がなければ一切やらない事業だったのかなというのも含めているもので、そこのところですね、補助金がなくてもやった事業なのか、それとも補助金があるからやるようにした事業なのか。そこをひとつお伺いします。

次、14ページです。これは塾代のほうは回答ありましたのでいいとして、物品購入について、これは70台不足しているということなんですけれども、これは1人頭の児童全てに配布したと思うんですけれども、その不足した理由は何なのか、これをちょっとお聞かせください。以上、お願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 給食費の、お子さんの人数の見込みは1,297名で見込んでおりまして、半年分の給食費は1人当たりおよそ3万7,000円と見込んでおります。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時24分）

~~~~~

再 開（10時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複をしますが、今回原油価格高騰、物価高騰によって各世帯は生活費がかさんでしまう現状にあるため、これの負担軽減をするために生活する上でゴミ袋を各世帯に配布するという格好で考えていることとございます。そして6月の手数料条例の改正に伴う提案理由としましては、排出抑制ということで、手数料については各市町村に合わせた形での提案をし、御理解いただいたところでございます。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 ではお答えいたします。

タブレットにつきましては、令和2年度に導入した機種の子機種のほうで現在対応しております。ですが令和3年度から4年度にかけて小学生の児童が62名ほど増となっております。現在この予備費だけでは対応できなく——今後を想定してですね、その分を不足として70台を導入していきたいということで今回事業を足しております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 質疑した分に関しては一定程度理解はしましたけれども、やはり今、皆さんが言うように、非常に物価高、あるいは燃料高、そういうのがやられている中で、ぜひ補助金があるからやるとかそういうところではなくて、やっぱり困っている村民がいるのであれば、しっかり各担当課で調べていただいて、そういうところをしっかりと助けてあげると。しっかりみんなで補助というのか、皆が困らないようにやっていくところも踏まえながら、補助金頼みではなくて、村の財政の中でもできるところがあるのであればしっかりやっていただきたいというふうに思っているので、しっかりやっていってください。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時28分）

~~~~~

再 開（10時31分）

○議長 新垣博正 再開します。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。7ページのポスター掲示板委託料の件で御説明をお願いしたいんですが、これは当初予算で51万6,000円組まれていたものの補正が出ております。これは28か所で計算すると、1か所当たり2万6,000円ぐらいの費用になるのかなと思

うのですが、そんなにかかるものなのか。

それと8ページのほうで社会福祉総務費の12節委託料で平和の礎移設工事施工管理業務委託費がこれも当初予算に107万8,000円の追加をしてございますが、497万2,000円ということについて、こういった大幅な増が出てくるというものは少し見積もりが甘かったのかなということも思いましたので、経緯について御説明をお願いしたいと思います。

12ページの農業振興費のほうで18節負担金、補助及び交付金ですが、営農継続支援事業補助金の202万4,000円について内容等の御説明をお願いいたします。

17ページのほうで学校給食費、18節負担金、補助及び交付金ですが、学校給食費支援事業として4,209万6,000円、これの内容を少しお聞きしたいと思います。以上よろしく願います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず村議会議員選挙のポスター掲示場ですけれども、当初選挙管理委員会としましては21名程度が立候補するものだろうというふうなことで当初予算を措置しておりました。7月22日の事前説明会に22名の参加がありました。その後につきましてもあとお一方、資料を受領しに来ております。そのために掲示場を拡大する、そういうために今回の補正予算を計上しているところでございます。単価の話もございましたけれども、27か所のポスター掲示場がございしますが、単価としましては1台当たり2万5,000円程度になるというふうに考えております。そのポスター掲示板にシール等も添付しますので、合わせますと2万6,000程度になるということでございます。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

平和の礎の移設工事施工管理の業務ですが、当初設計業務を発注する中で、管理業務が漏れ

ていたというのが分かりまして、そういうことで計上漏れということで今回の補正負担への計上をしております。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

12ページ、18節営農継続支援事業補助金ということで、こちらにつきましては、先ほど少し説明いたしました、コロナ禍における原油高騰や物価高によって農家の農業資材や公共料金の値上げなどを含めていろいろな影響を受けているというところがありまして、その中でビニールハウスの購入資材及び省エネ機器としてのLEDの導入に対して補助を行うことで、生産農家の経営の継続を図れるように支援していくというところでございます。ビニール資材につきましては100万4,000円、LED資材につきましては102万円、合計で202万4,000円の予算計上となっております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 ではお答えいたします。

学校給食費支援事業につきましては、村立の幼小中学校に在籍する幼児、児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減し、家庭の生活環境の向上と子育て支援をすることを目的として給食費の補助を行います。補助期間につきましては、10月から3月までの6か月分、その期間の給食費全額を補助いたします。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 先ほど掲示板の設置費用についてお伺いをしたんですが、現在投票所の借り上げの費用が1万5,000円の計上だと思うんですけども、このポスターの掲示単価に比べて非常に安価に終わらしているという気がするんですが、そこら辺は私の認識違いなのか、確認をお願いしたいと思います。

それと今回コロナの臨時対策交付金が出たという——出たと言うとおかしいんですが、交付があったというふうなことで事業が組まれるんですが、事業全体の組み方として優先順位をつけてこれまでやっていらっしやったのか。どうも場当たりの雰囲気は少しするんですが、そこら辺について優先順位を当初で決定をされていらっしやるのか。これは今回のみではなくて、これから後もこういった交付金が予想されるんですが、それに向けて優先順位、どれをしようじゃないかというふうなことはしっかりとお決めにならないと、ちょっとお金があるからこれを急ぎやらないというふうな取組の感じがちょっとしましたので、そこら辺について網羅的な、全体的な御説明をいただきたいと思えます。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

投票所につきましては第3投票所を新垣自治会の御理解と御協力により、1回につき1万5,000円で借用させていただいております。新垣自治会に感謝をしたいと思います。今の質疑のポスター掲示場1か所当たりの単価と、新垣自治会の公民館借用に関する経費等につきましては、これは単純比較するようなものではないというふうなことで考えております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

今回の地方創生コロナ交付金感染症対策の交付金ですが、各課からの必要とする事業ですね、それを国の交付金の配分時期に合わせて依頼をかけて実施しており、それを優先順位をまた全体で決めて実施しております。そういう中で各住民への支援を早めに実施したいということで、今回臨時議会も開催しておりますので、なるべく早めに地域にそういった支援ができるように対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。優先順位の件ですが、やはりこのほうの取り組まれる方によって優先順位が違ってくるのはやむを得ないことだとは思いますが。医療関係に関わっている方々を村としてももっとどうにかするべきじゃないかとかといういろんな御意見もちまたにはありますので、そこら辺は今後加味されながら、各課の案も取り入れて、そして社会的な雰囲気もぜひ加味されて今後の計画を立てるようお願いしたいと思います。

先ほど総務課長は単純に金銭の比較ではないというようなことで、掲示板の掲示場と公民館使用料の件をおっしゃっているんですが、公民館については金曜日の夕方から日曜日の夜22時まで借用されているの金額です。それから考えるとどうも単純な比較ではないにしても非常に不合理な額だと思いますので、今後ぜひは正されるように要望したいと思います。いかがですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁の中では1台当たりのポスター掲示場と賃借料と、それを比較するべきではないというふうなことで答弁をさせていただきました。投票場の借用につきましては、今後新垣自治会から何らかの要望がありましたら、検討したいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは11ページ、12節委託料の件ですね、871万6,000円ですけれども、先ほどからコロナ交付金、地方創生臨時交付金をいろいろと住民のほうに還元しながら使うことはいいと思うんですけども、この内容が袋全戸配布委託業務となっていますよね。これは全戸配布の委託業務は、これはどこかに依頼すると思うんですけども、業者に依頼する

のか、その辺の内容を教えてください。委託の件ですね、どのようにお考えになっているのか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

委託の内容としましては、配送方法としましては郵便局を活用して各世帯への配布を検討しておりますが、別の配布方法なども可能かどうか、比較検討中でございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これはコロナ交付金を活用するために、必ずしも業者というか、郵便局というか、そういうふうには870万円余りの予算を必ずしも交付金だから使わないといけないということなのか。今現在、広報に関しては業務委託で全部配布しておりますよね。それを活用して、その辺をうまく併せながら、その費用分を逆に委託管理……、どうしてもこれ使わないといけないという内容であれば、事務委託者にその分の配分を回すとか。わざわざ郵便局に持ち込んで配布するという、そういったものを使わなければ交付金として利用ができないものなのか、その辺をちょっとお願いいたします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

まず配達業者に関してですが、村の事業実施への参加が厳しいということで、まずは2者については辞退されたという経緯もございます。それとごみ袋の配布方法については事業を検討しました。まず①として……。それでは委託についての検討について御説明いたします。まず、配布方法としてしましては、直接配布方式、そして郵便局委託方式、シルバー人材センター委託方式、自治会配布方式、公民館で自治会による配布方式ということで検討したところ、各方式によってメリット、デメリットがございますが、検討した結果、先ほども言いましたように郵便

局のほうで配布については考えております。ただし、別の配布方法などもあるかどうか比較検討中でございます。郵便局の配布方式として、考え方の理由としましては、コロナ状況を踏まえ対面での直接受け取りや密な空間となり得るものも望ましくないもので、また事業を実施するに当たり、迅速かつ正確に全世帯へ配布することができる、配達記録も正確に把握することができ、広報紙等などと違い、1世帯当たりの重さも100枚ということで3キロという重さがございまして、大量のごみ袋を管理する施設や配達車両も有しているということから各方式により事業費はかかりますが、ゆうパック、置き配方式ということで検討をしているところでございます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 補足いたします。

この件については私も疑問に思っちょっと検討せえということでやって、今回計上させていただいた金額は担保だと思ってください。最悪の場合はいろんな方法を取って、自治会長やシルバー人材センターやいろんな方法を検討する時間がありますから、すぐ1か月後必ずやらないといけないというものではないですから、時間がありますので、じゃあこれをしっかり検討して、最悪の場合、もうこの方法しかないとなったときに。今、話があったとおりの重量とかがあるものですから、簡単に運べないものから、どうしようもない場合はこの方法。だから担保として計上するよにとということで指示してありますので、議員おっしゃるとおりだと思います。これは担保だと思っていただければいいと思います。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 ありがとうございます。今の村長の補足でちょっと理解しました。いろんな中で検討しているというのものもあるんですけども、確かに今言われたように重量に関して

も、ああ、そうだなというふうに思っております。ただ、今言うように担保ということであれば理解もするんですけども、やはり公民館、できるだけこれを、870万円の予算をそのまま丸投げというか、そのまま委託するよりも、その分逆に住民に返ってこれるような、まだいろんな施策も考えながら活用していただきたいと思っておりますので、その辺をまた検討されるのであれば、事務委託者会議の中でも、もしかしたら自分たちのほうでやってもいいよというところがあれば、あるいは公民館において、配布方法に関しては広報でも実際の対面式はやっていなくてポスト化しておりますので、そういったところではコロナ感染のほうも対応できるんじゃないかなと。ただ、重量に関しては確かにそうだなと思われまので、その辺も事務委託の中でもお話をさせていただいて、できるところはできる、活用するところは活用する。その分、予算を削減できるのであれば、その分また別の予算に還元するような検討を十分していただきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第34号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第34号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

日程第5 同意第2号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第2号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて御提案申し上げます。

同意第2号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 中城村字添石
氏 名 玉 井 恭 春
生年月日 昭和25年

令和4年8月8日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

中城村固定資産評価審査委員会委員 玉井恭春氏の任期が、令和4年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するにあたり、議会の同意を求めるためである。

履歴書がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（10時54分）

~~~~~

再 開（10時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては同意することに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦勞  
さまでした。

閉 会（10時56分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここ  
に署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 大 城 常 良

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

# 第9回 定例会



## 令和4年第9回中城村議会定例会会期日程表

開 会    令和4年9月28日

会 期 23 日間

閉 会    令和4年10月20日

| 日 次  | 月 日    | 曜日 | 開議時刻  | 会議名 | 事 項                                                                                                                                                                                                                   |
|------|--------|----|-------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日  | 9月28日  | 水  | 午前10時 | 本会議 | 仮議席の指定<br>議長の選挙<br>会議録署名議員の指名<br>会期の決定<br>副議長の選挙<br>議席の指定<br>常任委員会の委員の選任<br>議長の常任委員会の辞任<br>議会運営委員会の委員の選任<br>議会だより編集特別委員会設置に関する決議<br>中城北中城消防組合議会の議員選挙<br>中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙<br>南部広域行政組合議会の議員選挙<br>沖縄県介護保険広域連合議会の議員選挙 |
| 第2日  | 9月29日  | 木  | 午前10時 | 本会議 | 諸般の報告<br>行政報告<br>議案第35、36、37、38、39、40、41、42、43号<br>に対する説明<br>認定第1、2、3、4、5、6、7号に対する<br>説明<br>報告第6、7、8、9、10号に対する報告                                                                                                      |
| 第3日  | 9月30日  | 金  | 午前10時 | 本会議 | 議案第35、36、37、38、39、40、41、42、43号<br>に対する質疑、討論、採決<br>議案第44号に対する質疑、討論、採決<br>認定第1、2、3、4、5、6、7号に対する<br>質疑、委員会付託                                                                                                             |
| 第4日  | 10月1日  | 土  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第5日  | 10月2日  | 日  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第6日  | 10月3日  | 月  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                                                                                 |
| 第7日  | 10月4日  | 火  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                                                                                 |
| 第8日  | 10月5日  | 水  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                                                                                 |
| 第9日  | 10月6日  | 木  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（委員長まとめ）                                                                                                                                                                                                         |
| 第10日 | 10月7日  | 金  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                                                                                           |
| 第11日 | 10月8日  | 土  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第12日 | 10月9日  | 日  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第13日 | 10月10日 | 月  | /     | 休 会 | スポーツの日                                                                                                                                                                                                                |
| 第14日 | 10月11日 | 火  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                                                                                           |
| 第15日 | 10月12日 | 水  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                                                                                           |
| 第16日 | 10月13日 | 木  | /     | 休 会 | 議員研修会                                                                                                                                                                                                                 |
| 第17日 | 10月14日 | 金  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問（4人）                                                                                                                                                                                                              |
| 第18日 | 10月15日 | 土  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第19日 | 10月16日 | 日  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第20日 | 10月17日 | 月  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問（4人）                                                                                                                                                                                                              |
| 第21日 | 10月18日 | 火  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問（4人）                                                                                                                                                                                                              |
| 第22日 | 10月19日 | 水  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問（2人）                                                                                                                                                                                                              |
| 第23日 | 10月20日 | 木  | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、採決<br>陳情、意見書、質疑、討論、採決                                                                                                                                                                                     |

閉会



## 令和4年第9回中城村議会定例会（第1日目）

|                                |                 |                     |         |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和4年9月28日（水）    |                     |         |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 会             | 令和4年9月28日（午前10時00分） |         |         |
|                                | 散 会             | 令和4年9月28日（午後0時25分）  |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番     | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番    | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護               | 11 番    | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番    | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番    | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番    | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番    | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番    | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 2 番     | 玉那覇 登   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長 | 根 間 忠   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 |                 |                     |         |         |
|                                |                 |                     |         |         |
|                                |                 |                     |         |         |
|                                |                 |                     |         |         |
|                                |                 |                     |         |         |
|                                |                 |                     |         |         |
|                                |                 |                     |         |         |
|                                |                 |                     |         |         |

## 議事日程第1号

| 日 程 | 件 名    |
|-----|--------|
| 第 1 | 仮議席の指定 |
| 第 2 | 議長の選挙  |

## 議事日程第1号の追加

| 日 程  | 件 名                  |
|------|----------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名           |
| 第 2  | 会期の決定                |
| 第 3  | 副議長の選挙               |
| 第 4  | 議席の指定                |
| 第 5  | 常任委員会の委員の選任          |
| 第 6  | 議長の常任委員会の辞任          |
| 第 7  | 議会運営委員会の委員の選任        |
| 第 8  | 議会だより編集特別委員会設置に関する決議 |
| 第 9  | 中城北中城消防組合議会の議員選挙     |
| 第 10 | 中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙 |
| 第 11 | 南部広域行政組合議会の議員選挙      |
| 第 12 | 沖縄県介護保険広域連合議会の議員選挙   |



○**議会事務局長 比嘉 保** おはようございます。議会事務局長の比嘉 保です。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっています。年長の新垣善功議員を紹介します。

○**臨時議長 新垣善功** 皆さん、おはようございます。ただいま紹介されました新垣です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願ひします。

ただいまから令和4年第9回中城村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 選挙第2号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、投票で行います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○**臨時議長 新垣善功** 「異議なし」と認めます。

ただいまから選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場を閉める〕

○**臨時議長 新垣善功** ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番 小橋川恵美議員、及び2番 玉那覇登議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

○**臨時議長 新垣善功** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔なし〕

○**臨時議長 新垣善功** 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○**臨時議長 新垣善功** 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願ひします。

〔点呼・投票〕

○**議会事務局長 比嘉 保** それでは、呼び上げます。1番 小橋川恵美議員、2番 玉那覇登議員、3番 比嘉護議員、4番 桃原清議員、5番 屋良照枝議員、6番 安里清市議員、7番 新垣修議員、8番 新垣貞則議員、9番 大城常良議員、10番 比嘉麻乃議員、11番 仲松正敏議員、12番 石原昌雄議員、13番 金城章議員、14番 伊佐則勝議員、15番 新垣博正議員、16番 新垣善功議員は議席で行います。

○**臨時議長 新垣善功** 投票漏れは、ありませんか。

〔なし〕

○**臨時議長 新垣善功** 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番 小橋川恵美議員、及び2番 玉那覇登議員、開票の立ち会い人をお願いします。

〔開票〕

○**臨時議長 新垣善功** 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票数16票、無効投票数ゼロ票。有効投票のうち、伊佐則勝議員13票、

新垣博正議員 2 票、比嘉麻乃議員 1 票、白票ゼロ票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、伊佐則勝議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開けます。

〔議場を開く〕

ただいま、議長に当選されました、伊佐則勝議員が議場にいます。

会議規則第33条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、議長当選承諾及び就任の挨拶をお願いします。

〔議長当選承諾及び挨拶〕

○議長 伊佐則勝 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。ただいま議長選挙において、当選人となりました。

議長職という重責を担いますが、議員の皆さんに選出していただき、感謝申し上げます。本村の議会基本条例が 4 年前に制定されました。村民が主役の議会と執行機関の 2 元代表制の下、村民主権を念頭において、村民利益を第一に村民に開かれた議会改革が求められます。円滑な議会運営に努める所存でございますので、議員各位の御協力をお願いいたします。最後になりますが、平和で誇りあるとよむ中城村の実現を目指して、議会から発信してまいりましょう。簡単ではございますけれども、これで議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長 新垣善功 それでは伊佐議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は終了しました。

しばらく休憩します。

休憩（10時19分）

~~~~~

再開（10時20分）

○議長 伊佐則勝 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおり追加日程で行います。

休憩します。

休憩（10時20分）

~~~~~

再開（10時22分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これより、本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおり追加日程で行います。

追加日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において 1 番 小橋川恵美議員及び 2 番 玉那覇登議員を指名します。

追加日程第 2 会期の決定の件を行います。

お諮りします。本定例会の会期は本日 9 月 28 日から 10 月 20 日までの 23 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日 9 月 28 日から 10 月 20 日までの 23 日間に決定しました。

追加日程第 3 選挙第 3 号 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長 伊佐則勝 ただいまの出席議員数は 16 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番 比嘉護議員、及び 4 番 桃原 清議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

○議長 伊佐則勝 投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔な し〕

○議長 伊佐則勝 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長 伊佐則勝 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○議会事務局長 比嘉 保 それでは、呼び上げます。1番 小橋川恵美議員、2番 玉那覇登議員、3番 比嘉 護議員、4番 桃原 清議員、5番 屋良照枝議員、6番 安里清市議員、7番 新垣 修議員、8番 新垣貞則議員、9番 大城常良議員、10番 比嘉麻乃議員、11番 仲松正敏議員、12番 石原昌雄議員、13番 金城 章議員、14番 伊佐則勝議員、15番 新垣博正議員、16番 新垣善功議員は議席で行います。

○議長 伊佐則勝 投票漏れは、ありませんか。

〔な し〕

○議長 伊佐則勝 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番 比嘉 護議員、及び4番 桃原 清議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長 伊佐則勝 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票数16票、無効投票数ゼロ票。有効投票のうち、石原昌雄議員10票、大城常良議員6票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、石原昌雄議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

○議長 伊佐則勝 ただいま副議長に当選され

た石原昌雄議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、副議長当選承諾及び就任の挨拶をお願いします。

〔副議長当選承諾及び挨拶〕

○副議長 石原昌雄 皆さん、おはようございます。ただいま副議長に当選させていただきました石原昌雄です。よろしくをお願いします。本議会において、伊佐則勝議員の補佐として、副議長を務めてまいります。議会運営については、皆様の御協力も併せてよろしくお願い致します。住みよい中城、住み続けたい中城を議員の皆さんと共にしっかり築いてまいりましょう。就任の挨拶といたします。よろしくをお願いします。

追加日程第4 議席の指定を行います。

休憩します。

休 憩（10時37分）

~~~~~

再 開（10時41分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

追加日程第4 議席の指定を行います。

議席は、ただいま事務局長より報告があったように会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定します。しばらく休憩します。

休 憩（10時42分）

~~~~~

再 開（10時58分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

追加日程第5 選任第1号 常任委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思えます。御異議ありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 去った皆さんの話し

合いで、また僕は希望するところは違う委員会の希望をしたのですけれども、それと委員会はちょっと休憩を取って、みんなで議運を諮ってほしいと、希望するのがどのようにしてこれを決められたのか分かりかねる。

○議長 伊佐則勝 しばらく休憩します。

休憩（10時59分）

~~~~~

再開（11時33分）

○議長 伊佐則勝 再開します

お諮りします。常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩（11時34分）

~~~~~

再開（11時36分）

○副議長 石原昌雄 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6 議長の常任委員会の辞任を行います。

地方自治法第117条の規定によって、伊佐則勝議長の退場を求めます。

〔議長 伊佐則勝議員の退場〕

○副議長 石原昌雄 伊佐則勝議長から、その職責上の理由によって常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○副議長 石原昌雄 「異議なし」と認めます。したがって、伊佐則勝議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩（11時37分）

~~~~~

再開（11時38分）

〔議長 伊佐則勝議員の入場〕

○議長 伊佐則勝 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各常任委員会の委員長、及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

休憩（11時38分）

~~~~~

再開（11時48分）

○議長 伊佐則勝 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので報告いたします。

総務常任委員会委員長に比嘉麻乃議員、副委員長に新垣 修議員、建設常任委員会委員長に新垣貞則議員、副委員長に屋良照枝議員、文教社会常任委員会委員長に安里清市議員、副委員長に玉那覇 登議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

しばらく休憩します。

休憩（11時49分）

~~~~~

再開（11時57分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

追加日程第7 選任第2号 議会運営委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配られていないようございますので、読み上げて指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
読み上げて名簿に代えたいと思います。

比嘉麻乃議員、新垣 修議員、新垣貞則議員、
屋良照枝議員、安里清市議員、玉那覇 登議員、
大城常良議員、以上7名になります。御指名し
たいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
これより議会運営委員会の委員長、及び副委
員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

休 憩 (12時03分)

~~~~~

再 開 (12時08分)

○議長 伊佐則勝 休憩前に引き続き会議を開  
きます。

これから諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及  
び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が  
手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長に大城常良議員、副委  
員長に玉那覇 登議員。

以上のおおりに、互選された旨の報告がありま  
した。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第8 決議第3号 議会だより編集  
特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

提出者、新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは読み上げて御  
提案を申し上げます。

決議第3号、令和4年9月28日。中城村議会  
議長 伊佐則勝 殿。提出者、中城村議会議員  
新垣 修。賛成者、中城村議会議員 小橋川恵  
美、賛成者、中城村議会議員 比嘉 護。

議会だより編集特別委員会の設置に関する決

議。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第  
112条及び中城村議会会議規則第14条の規定に  
より提出します。

(提案理由)、議会広報は議会の活動経過と  
結果等を広く村民に報告し、議会に対する理解  
と協力を得るための重要な役割を担っている。  
この議会広報の充実強化を図るため議会だより  
編集特別委員会を設置する。

次のページをお願いします。議会だより編集  
特別委員会設置に関する決議案。

中城村議会委員会条例(昭和62年中城村条例  
第13号)第5条第1項の規定に基づき、下記の  
とおり特別委員会を設置するものとする。

1、特別委員会の名称。特別委員会の名称は、  
「議会だより編集特別委員会」とする。2、特  
別委員会の目的、議会広報の編集及び発行に関  
する調査を行うことを目的として設置する。3、  
特別委員会の定数。特別委員会の委員定数は6  
人とする。4、特別委員会の調査期限。特別委  
員会の設置日から調査終了まで閉会中も調査を  
行うことができる。以上。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終  
わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
安里清市議員。

○6番 安里清市議員 これは設置に関する決  
議というふうになっているのですが、今までは  
どういう根拠で議会だより編集委員会が持たれ  
ていたのか。事務局でお答えをお願いしたいの  
です。

○議長 伊佐則勝 毎回、決議しないと編集特  
別委員会の設置ができないということで、毎回  
決議をやっているようでございます。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております

す決議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第3号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、決議第3号 議会だより編集特別委員会設置に関する決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第3号 議会だより編集特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。ただいま設置されました、議会だより編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議会だより編集特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり決定しました。

これより、議会だより編集特別委員会の委員長、及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

休 憩 (12時10分)

~~~~~

再 開 (12時12分)

○議長 伊佐則勝 休憩前に引き続き会議を開

きます。

これから諸般の報告を行います。

休憩中に議会だより特別編集委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので報告いたします。

議会だより編集特別委員会委員長に玉那覇登議員、副委員長に小橋川恵美議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第9 選挙第4号 中城北中城消防組合議会の議員選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中城北中城消防組合議会議員に、石原昌雄議員、金城 章議員、比嘉麻乃議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、石原昌雄議員、金城 章議員、比嘉麻乃議員を中城北中城消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名しました、石原昌雄議員、金城 章議員、比嘉麻乃議員が中城北中城消防組合議会議員に当選されました。

ただいま中城北中城消防組合議会議員に当選されました、石原昌雄議員、金城 章議員、比嘉麻乃議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第10 選挙第5号 中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中城村北中城村清掃事務組合議会議員に、伊佐則勝議員、屋良照枝議員、新垣 修議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、伊佐則勝議員、屋良照枝議員、新垣 修議員を中城村北中城村清掃事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名しました、伊佐則勝議員、屋良照枝議員、新垣 修議員が中城村北中城村清掃事務組合議会議員に当選されました。

ただいま中城村北中城村清掃事務組合議会議員に当選されました、伊佐則勝議員、屋良照枝議員、新垣 修議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第11 選挙第6号 南部広域行政組

合議会の議員選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

南部広域行政組合議会議員に、安里清市議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、安里清市議員を南部広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 この件については、全員協議会の中、それからその後のことについては打診をされていない状況で、今日を迎えているのですけれども、これは役職で与えられるものという理解なんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 今回、希望調書を皆さん出していただいたんですけれども、南部広域だけが希望者が出ていないのです。それで今回、消防議会、安里清市議員がずれますので、安里清市議員を充てたらどうかというふうなことで、今回一応、推選というふうなことにしております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 この文教社会の委員長とそれから議会だより編集委員にも所属して、業務的にはそれで大分あるのかなと思いを。この場でどなたか立候補というか、御指名

を受けていただければ助かりますが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員を辞退して、新垣博正議員ということによろしいでしょうか。一部訂正しまして、南部広域行政組合議会議員に新垣博正議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました新垣博正議員を南部広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名しました、新垣博正議員が南部広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま南部広域行政組合議会議員に当選されました、新垣博正議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第12 選挙第7号 沖縄県介護保険広域連合議会の議員選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に、新垣貞則議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、新垣貞則議員を沖縄県介護保険広域連合議

員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名しました、新垣貞則議員が沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

ただいま沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました、新垣貞則議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 (12時25分)

令和4年第9回中城村議会定例会（第2日目）

招 集 年 月 日	令和4年9月28日（水）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和4年9月29日（午前10時00分）		
	散 会	令和4年9月29日（午後0時01分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	1 番	小橋川 恵 美	2 番	玉那覇 登
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	都市建設課長	仲 村 盛 和
	住民生活課長	義 間 清	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	稲 嶺 盛 昌
	会 計 管 理 者	欠 席	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光

議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	諸般の報告
第 2	行政報告
第 3	陳情第13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）
第 4	陳情第14号 県産品の優先使用について（要請）
第 5	議案第35号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
第 6	議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第5号）
第 7	議案第37号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第 8	議案第38号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第 9	議案第39号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第 10	議案第40号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第 11	議案第41号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）
第 12	議案第42号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約の変更契約について
第 13	認定第1号 令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第 14	認定第2号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 15	認定第3号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 16	認定第4号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 17	認定第5号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 18	認定第6号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 19	認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定について
第 20	議案第43号 令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について
第 21	報告第6号 令和3年度決算に係る健全化判断比率について
第 22	報告第7号 令和3年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）
第 23	報告第8号 令和3年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）
第 24	報告第9号 令和3年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）
第 25	報告第10号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和4年6月10日より、令和4年9月27日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和4年6月、7月、8月、9月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

3 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については11件受理し、9月28日の議会運営委員会で協議した結果、『「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情』については、総務常任委員会へ、『持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請』については、建設常任委員会へ、『PFI事業に関する地元企業、最優先活用について(要請)』は文教社会常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

『中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情』並びに『子どもの新型コロナワクチン等、遺伝子に関わるワクチンの個別接種券一律送付の中止を求める陳情書』『沖縄県知事に国連に基地問題を訴える前に県民に対して「おきなわの人々を先住民族とする国連勧告」の説明の実施を求め

る意見書の提出を求める陳情』『第2尚氏第23代当主尚衛氏のご意見に沿って、沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情』『国民保護の特殊標章について、早急にテレビ、ラジオ等のメディアを活用し、その存在と重要性を啓発することを求める陳情』『台湾・沖縄有事を想定した避難実施パターンを早急に作成することを求める陳情』については、資料配付にとどめ、各議員へ配付しております。

また陳情第13号及び第14号の村産品及び県産品の活用要請については、本日の審議日程に加えております。

4 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○7月15日(金)中部地区町村議会議長会の県内行政視察があり、議長及び事務局長が参加しております。8月3日(水)の沖縄県町村議長会正副議長・正副委員長研修が、パシフィックホテルで予定されておりましたがコロナ禍のため中止となっております。両議長会においては、コロナ禍の影響で県外・県内研修をはじめとする計画及び9月までの事業が延期及び中止となっております。

5 中部地区振興会議について

○7月12日(火)に中部地区振興会議が開催され議長が出席しております。

○9月21日(水)に第48回中部地区畜産共進会がうるま市の石川多目的ドームにて開催され議長が出席しております。

6 沖縄県町村交通災害共済組合議会及び沖縄県市町村総合事務組合議会定例会について

○8月17日(水)に沖縄県市町村総合事務組合議会が開催されました。資料については事務局で閲覧してください。

7 その他

その他の日程等については別紙をご参照ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

休憩します。

休 憩（10時06分）

~~~~~

再 開（10時06分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第2 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 皆さん、おはようございます。改めて議員の皆さん、御当選誠にありがとうございます。ぜひ村政発展のために共に力を尽くしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。それでは行政報告を行います。

行政報告の皆さんのお手元にある資料に基づいて報告をさせていただきます。

令和4年5月から令和4年7月までの村長及び教育長の主要事項等日程につきましては、資料を御覧いただきたいと思っております。

今議会におきましては、4点を御報告いたします。

まず最初に中城村指定ごみ袋全戸無料配布についてでございます。令和4年7月31日時点で、本村の住民登録のある世帯（9,428世帯）に対し、燃えるごみ用のごみ袋を1世帯につき100枚を無料配布いたします。原油価格や物価高騰等により各世帯の生活費がかさんでしまう現状であることからこれらの負担を軽減するため、生活する上で必要不可欠なごみ袋を無料配布するものでございます。事業費につきましては、1,400万円余りで財源は全額新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充てております。配布の方法は役場窓口での配布に加え、村の各種事業会場、マイナンバーカード出張申請会場、公民館等で住所、氏名を確認した上で

配布をいたします。なお、当初予定しておりました郵送での配布を取りやめ、会計年度任用職員2名を雇用したいと考えております。それにより事業費の抑制等を図ってまいります。

2点目に、中城村議会議員報酬並びに中城村特別職給料の改定についてでございます。議会議員報酬と特別職給料を令和5年度から改定することを検討しております。報酬並びに給料につきましては、平成18年に現行の額に改定しておりますが、現在、検討している内容は平成18年の改定前の額に基づくこととしており、具体的には配付しております資料のとおりでございます。現在の本村議会議員の報酬は県内の類似町村である人口1万人以上の町村の平均と比較した場合、議長が90.2%、副議長が94.1%、常任委員長が94.5%、議員が94.2%となっており、恩納村に次いで2番目に報酬が低い状況となっております。現在、検討している内容で議員報酬を改定した場合、人口1万人の類似町村の平均と比較した場合の差がこれまでのマイナス9.8%ないしマイナス5.1%からマイナス3%ないしマイナス2%になるため、改定後の報酬はおおむね妥当と言えるものと考えております。また、村長と特別職の給与は県内の類似町村である人口2万人以上の町村の平均と比較した場合、村長が86.9%、副村長が86.3%、教育長が85%となっております。さらに中部地区町村の平均と比較した場合、村長が89.1%、副村長が88.8%、教育長が87.2%となっております。人口2万人以上の類似町村や中部地区町村の中で最も低い状況となっており、いずれで比較してもマイナス10.3%からマイナス15%の格差が生じております。現在、検討している内容で特別職給料を改定した場合、人口1万人以上の類似市町村の平均と比較した場合の差がマイナス3.5%ないしマイナス8.7%となり、まだ平均との差はあるものの改定後の給料はおおむね妥当であると判断しております。平成18年の改定に

おきましては、議員報酬及び特別職給料の改定とともに非常勤特別職の報酬についても改定を行っておりますが、今回、改めて類似町村との比較を行った結果、類似町村との格差がないため、今回の改定は行わないこととしております。議員報酬並びに特別職給料の改定に伴い、年間720万円余りの予算増が見込まれております。今後は議員の皆様方ともしっかりと協議をしながら来年の改定に向けていきたいなと思っております。

3点目に、中城村南上原地区における交番所設置の要請についてでございます。南上原地区への交番所設置につきましては、これまでも文書等により要請を行ってきたところでございます。また、昨年10月には中城村議会議長並びに南上原自治会役員同席の元、直接交番所設置の要請を行っております。今般、宜野湾警察署長の人事異動に伴いまして、5月30日に改めて南上原地区への交番所設置についての要請を行いました。人口増に伴う交通事故や犯罪、少年非行等、住民生活の安全を脅かす事態を危惧していることや事故等に対する迅速な対応、犯罪の未然防止とともに交番所設置による地域発展の必要性を要請しております。

最後に、4点目に、吉の浦保育所の認定こども園への移行についてでございます。村内の公立幼稚園2園が本年度で閉園となることから、村としても公立の役割として、1号認定の子供を受け入れる体制づくりが不可欠であると考え、吉の浦保育所の認定こども園への移行を進めております。現行の吉の浦保育所の施設形態は保育所であり、子供の保育を利用の目的としております。そのため施設を利用する場合には、保護者において就労など保育に欠ける理由が必要となります。一方、これまでの公立幼稚園2園については教育を目的とした施設であることから、保護者の就労状況等に関わらず利用が可能となっております。認定こども園への移行によ

り、保護者の就労等に関わらず施設を利用することができるよう公立の役割としての受け皿整備を目的としております。認定こども園への移行に伴い、新たに5歳児クラスを設け、また特別の支援が必要な園児の受け皿を確保し、公立としての役割を果たしてまいります。さらに、定員数を見直し、現在の159名から75名定員へと変更したいと考えております。以上、4点を行政報告といたします。

○議長 伊佐則勝 以上で行政報告を終わります。

日程第3 陳情第13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第13号は、会議規則第95条の規定により同規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

休憩します。

休 憩（10時16分）

~~~~~

再 開（10時18分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第13号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、陳情第13号 地元産品奨励及び
地元企業優先使用について(要請)は、原案の
とおり採択されました。

続きまして日程第4 陳情第14号 県産品の
優先使用について(要請)を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております
陳情第14号は、会議規則第95条の規定により
同規則第92条第2項の規定により、委員会付託
を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、陳情第14号は、委員会付託を省
略します。

これから討論を行います。討論はありません
か。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから陳情第14号 県産品の優先使用につ
いて(要請)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第14号 県産品の優先使用
について(要請)は、原案のとおり採択されま
した。

日程第5 議案第35号 中城村固定資産税の
課税免除等の特例に関する条例の一部を改正す
る条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第35号 中城
村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例
の一部を改正する条例について御提案申し上げ
ます。

議案第35号

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例(平成20年中城村条例第22号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月28日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(令和4年法律第7号)及び沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和4年総務省令第29号)等が、令和4年3月31日に公布、同年4月1日施行されたため、中城村固定

資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>産業イノベーション促進地域</u> 沖振法第35条第2項の規定により定められた同項第2号の<u>産業イノベーション促進地域</u>をいう。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>(6) 青色申告者等 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号又は法人税法（昭和40年法律第34号）<u>第2条第36号</u>に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）</u>による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」という。）<u>第81条の22第1項</u>の規定による申告書を提出する<u>令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7</u>に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人との間に<u>同条第12号の7の7</u>に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。</p> <p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、<u>沖振法第6条第4項</u>の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、<u>沖振法第7条の2第8項</u>に規定す</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>産業高度化・事業革新促進地域</u> 沖振法第35条第2項の規定により定められた同項第2号の<u>産業高度化・事業革新促進地域</u>をいう。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>(6) 青色申告者等 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号又は法人税法（昭和40年法律第34号）<u>第2条第37号</u>に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人又は<u>同法第81条の22第1項</u> _____ _____の規定による申告書を提出する<u>同法第2条第12号の6の7</u>に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人との間に<u>同法第12号7の7</u>に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。</p> <p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、<u>沖振法第6条第5項</u>の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から<u>令和4年3月31日</u>までの間に _____</p>

る認定観光地形成促進措置実施計画に従って、
沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設

を新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第7条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該対象施設
の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（情報通信産業振興地域における課税免除）

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和7年3月31日までの間に、沖振法第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるもの（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律

、
沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等

について、沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（情報通信産業振興地域における課税免除）

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和4年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する1の設備
であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるもの（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律

第37号) 第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム(以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。)にあつては租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項

_____に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備(以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。)に限る。)に限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなつた年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業イノベーション促進地域における課税免除)

第5条 村長は、産業イノベーション促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従つて、沖振法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定す

第37号) 第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム(以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。)にあつては租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68

条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備(以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。)に限る。)に限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等

_____について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地_____である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物_____の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなつた年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従つて、_____製造業等又は_____

る産業高度化・事業革新促進事業の用に供する
_____ 租税特別措置法第12条第1項の表
の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の
規定の適用を受ける設備（特定高度情報通信技
術活用システムにあつては認定特定高度情報通
信技術活用設備に限る。）であつて取得価額の
合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び
装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技
術活用システムにあつては認定特定高度情報通
信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価
額の合計額の100万円を超えるものを新設し、
又は増設した_____
_____ 青色申告者等
（沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業
者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認
を受けた者に限る。）について、当該設備（倉
庫業の用に供するものを除く。）である機械及
び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若し
くは当該構築物の敷地である土地（提出日以後
において取得したものに限り、かつ、土地につ
いては、その取得の日の翌日から起算して1年
以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該
構築物の建設の着手があつた場合における当該
土地に限る。）に対して課する固定資産税は、
新たに課されることとなつた年度以後5年度分
について、課税を免除する。

る産業高度化・事業革新促進事業の用に供する
設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表
の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の
規定の適用を受ける設備（特定高度情報通信技
術活用システムにあつては認定特定高度情報通
信技術活用設備に限る。）であつて取得価額の
合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び
装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技
術活用システムにあつては認定特定高度情報通
信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価
額の合計額の100万円を超えるものを新設し、
又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定に
よる沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等
_____ について、当該設備（倉
庫業の用に供するものを除く。）である機械及
び装置若しくは家屋又はその敷地
_____ である土地（提出日以後
において取得したものに限り、かつ、土地につ
いては、その取得の日の翌日から起算して1年
以内に当該土地を敷地とする当該家屋_____
_____ の建設の着手があつた場合における当該
土地に限る。）に対して課する固定資産税は、
新たに課されることとなつた年度以後5年度分
について、課税を免除する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条から第5条までの規定は、令和4年4月1日以後に施設又は設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除について適用し、同日前に施設又は設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。
- 3 令和4年4月1日から同年9月30日（その日まで、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法

(平成14年法律第14号。以下「新法」という。)第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの間に沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第29号)第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した場合においては、当該施設は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。

- 4 令和4年4月1日から同年9月30日(その日までに、新法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの間に改正法第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法(以下「旧法」という。)第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 5 令和4年4月1日から同年9月30日(その日までに、新法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの間に旧法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第5号)について御提案申し上げます。

議案第36号

令和4年度中城村一般会計補正予算(第5号)

令和4年度中城村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ527,206千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,515,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		18,413	3,011	21,424
	1 地方特例交付金	18,413	3,011	21,424
11 地方交付税		1,560,088	122,276	1,682,364
	1 地方交付税	1,560,088	122,276	1,682,364
15 国庫支出金		2,292,780	30,803	2,323,583
	1 国庫負担金	1,288,182	13,691	1,301,873
	2 国庫補助金	996,388	17,112	1,013,500
16 県支出金		1,211,162	158,778	1,369,940
	2 県補助金	601,553	157,580	759,133
	3 委託金	46,714	1,198	47,912
18 寄附金		300,002	300	300,302
	1 寄附金	300,002	300	300,302
19 繰入金		194,704	5,580	200,284
	1 特別会計繰入金	0	5,580	5,580
20 繰越金		30,000	303,802	333,802
	1 繰越金	30,000	303,802	333,802
21 諸収入		165,450	54,557	220,007
	4 雑入	161,382	54,557	215,939
22 村債		809,065	△151,901	657,164
	1 村債	809,065	△151,901	657,164
歳入合計		9,988,584	527,206	10,515,790

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		101,409	107	101,516
	1 議会費	101,409	107	101,516
2 総務費		1,236,595	376,025	1,612,620
	1 総務管理費	966,163	370,780	1,336,943
	2 徴税費	133,384	215	133,599
	3 戸籍住民基本台帳費	104,513	4,932	109,445
	5 統計調査費	578	98	676
3 民生費		4,048,358	80,356	4,128,714
	1 社会福祉費	1,553,949	6,524	1,560,473
	2 児童福祉費	2,494,409	73,832	2,568,241
4 衛生費		1,060,334	22,728	1,083,062
	1 保健衛生費	657,055	28,382	685,437
	2 清掃費	403,279	△5,654	397,625
6 農林水産業費		206,339	13,443	219,782
	1 農業費	195,204	10,544	205,748
	2 林業費	802	1,709	2,511
	3 水産業費	10,333	1,190	11,523
7 商工費		83,224	7	83,231
	1 商工費	83,224	7	83,231
8 土木費		513,253	15,613	528,866
	2 道路橋梁費	299,067	10,100	309,167
	5 下水道費	159,434	5,513	164,947
10 教育費		1,918,440	18,927	1,937,367
	1 教育総務費	209,670	3,148	212,818
	2 小学校費	205,490	3,850	209,340
	3 中学校費	790,223	2,035	792,258
	4 幼稚園費	142,809	4,384	147,193
	5 社会教育費	314,505	2,787	317,292
	6 保健体育費	255,743	2,723	258,466
歳 出 合 計		9,988,584	527,206	10,515,790

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 119,165	証書借入 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫につい て、利率見 直しを行っ た後におい ては当該見 直し後の利 率)	特別の融 資条件のあ るものを除 き、償還期 限は、据置 期間を含め 40年以内、 償 還 方 法 は、元金均 等又は元利 均 等 に よ る。 だ し、 財政の都合 により据置 期間及び償 還期間を短 縮し、もし くは繰上げ 償還又は低 利に借換え することが できる。	97,164	同じ	同じ	同じ
道路整備事業債	33,300				35,200			
公立学校施設整備事業債	648,200				498,500			
社会福祉整備事業債	0				17,900			

それでは第1表から歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

款、項、補正前の額、補正額、合計の順に数字のみを読み上げて、御提案申し上げます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1,841万3,000円、301万1,000円、2,142万4,000円。

11款地方交付税、1項地方交付税、15億6,008万8,000円、1億2,227万6,000円、16億8,236万4,000円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、12億8,818万2,000円、1,369万1,000円、13億187万3,000円。2項国庫補助金、9億9,638万8,000円、1,711万2,000円、10億1,350万円。

16款県支出金、2項県補助金、6億155万3,000円、1億5,758万円、7億5,913万3,000円。3項委託金、4,671万4,000円、119万8,000円、4,791万2,000円。

18款寄附金、1項寄附金、3億2,000円、30万円、3億30万2,000円。

19款繰入金、1項特別会計繰入金はゼロ、558万円、同額558万円。

20款繰越金、1項繰越金、3,000万円、3億380万2,000円、3億3,380万2,000円。

21款諸収入、4項雑入、1億6,138万2,000円、5,455万7,000円、2億1,593万9,000円。

22款村債、1項村債、8億906万5,000円、1億5,190万1,000円の減、6億5,716万4,000円。

歳入合計、補正前の額99億8,858万4,000円、補正額5億2,720万6,000円、合計で105億1,579万円。

続いて歳出でございます。歳出も同じく、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に数字のみを読み上げて、御提案申し上げます。

1款議会費、1項議会費、1億140万9,000円、10万7,000円、1億151万6,000円。

2 款総務費、1 項総務管理費、9 億6,616万3,000円、3 億7,078万円、13億3,694万3,000円。2 項徴税費、1 億3,338万4,000円、21万5,000円、1 億3,359万9,000円。3 項戸籍住民基本台帳費、1 億451万3,000円、493万2,000円、1 億944万5,000円。5 項統計調査費、57万8,000円、9 万8,000円、67万6,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、15億5,394万9,000円、652万4,000円、15億6,047万3,000円。2 項児童福祉費、24億9,440万9,000円、7,383万2,000円、25億6,824万1,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 億5,705万5,000円、2,838万2,000円、6 億8,543万7,000円。2 項清掃費、4 億327万9,000円、565万4,000円の減、3 億9,762万5,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 億9,520万4,000円、1,054万4,000円、2 億574万8,000円。2 項林業費、80万2,000円、170万9,000円、251万1,000円。3 項水産業費、1,033万3,000円、119万円、1,152万3,000円。

7 款商工費、1 項商工費、8,322万4,000円、7,000円、8,323万1,000円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 億9,906万7,000円、1,010万円、3 億916万7,000円。5 項下水道費、1 億5,943万4,000円、551万3,000円、1 億6,494万7,000円。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 億967万円、314万8,000円、2 億1,281万8,000円。2 項小学校費、2 億549万円、385万円、2 億934万円。

3 項中学校費、7 億9,022万3,000円、203万5,000円、7 億9,225万8,000円。4 項幼稚園費、1 億4,280万9,000円、438万4,000円、1 億4,719万3,000円。5 項社会教育費、3 億14,50万5,000円、278万7,000円、3 億1,729万2,000円。6 項保健体育費、2 億5,574万3,000円、272万3,000円、2 億5,846万6,000円。

歳出合計、補正前の額99億8,858万4,000円、補正額 5 億2,720万6,000円、合計で105億1,579

万円でございます。

続いて、第2表地方債でございます。起債の目的、補正前、補正額、記載の方法、利率、償還の方法で読み上げて、御提案申し上げます。

まず、臨時財政対策債のほうが補正前の限度額が1 億1,916万5,000円から補正後には9,716万4,000円となります。また、道路整備事業債が補正前の限度額が3,330万円、補正後の限度額3,520万円、公立学校施設整備事業債が補正前が6 億4,820万円、補正後が4 億9,850万円。社会福祉整備事業債は限度額がなかったものが、補正後には1,790万円となります。それぞれ記載の方法が証書借入又は証券発行。利率が年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法は、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えることができる。それぞれ同じでございます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第37号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第37号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第37号

令和4年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,518,834千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		1,769,506	632	1,770,138
	1 県補助金	1,769,505	632	1,770,137
6 繰入金		310,358	983	311,341
	1 他会計繰入金	310,357	983	311,340
7 繰越金		1	20,895	20,896
	1 繰越金	1	20,895	20,896
歳入合計		2,496,324	22,510	2,518,834

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,282	679	49,961
	1 総務管理費	37,458	534	37,992
	2 徴税費	11,776	145	11,921
2 保険給付費		1,670,731	500	1,671,231
	6 傷病手当金	100	500	600

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保健事業費		42,543	586	43,129
	2 保健事業費	20,939	586	21,525
8 諸支出金		3,096	20,745	23,841
	1 償還金及び還付加算金	3,095	17,582	20,677
	3 繰出金	0	3,163	3,163
歳 出 合 計		2,496,324	22,510	2,518,834

それでは同じく読み上げて、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に数字のみを読み上げて御提案申し上げます。

歳入、4款県支出金、1項県補助金、17億6,950万5,000円、63万2,000円、17億7,013万7,000円。

6款繰入金、1項他会計繰入金、3億1,035万7,000円、98万3,000円、3億1,134万円。

7款繰越金、1項繰越金、1,000円、2,089万5,000円、2,089万6,000円。

歳入合計、補正前の額24億9,632万4,000円、補正額 2 億2,510万円、合計で25億1,883万4,000円。

続いて歳出、1款総務費、1項総務管理費、3,745万8,000円、53万4,000円、3,799万2,000円。2項徴税費、1,177万6,000円、14万5,000円、1,192万1,000円。

2款保険給付費、6項傷病手当金、10万円、50万円、60万円。

5款保健事業費、2項保健事業費、2,093万

9,000円、58万6,000円、2,152万5,000円。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、309万5,000円、1,758万2,000円、2,067万7,000円。3項繰出金、ゼロ、316万3,000円、316万3,000円。

歳出合計、補正前の額24億9,632万4,000円、補正額2,251万円、合計で25億1,883万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第38号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第38号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第38号

令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ732千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ159,418千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	732	733
	1 繰越金	1	732	733
歳入合計		158,686	732	159,418

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		153,819	142	153,961
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	153,819	142	153,961
3 諸支出金		547	590	1,137
	2 繰出金	0	590	590
歳出合計		158,686	732	159,418

それでは歳入歳出読み上げます。

まず歳入のほうの4款繰越金、1項繰越金、補正前の額は費目存置の1,000円から補正額が73万2,000円、合計で73万3,000円。

歳入合計が補正前の額が1億5,868万6,000円、補正額は73万2,000円、合計で1億5,941万8,000円。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額が1億5,381万9,000円、補正額が14万2,000円、合計で1億5,396万1,000円。

3款諸支出金、2項繰出金、補正前の額はあ

りません。補正額が59万円、合計で59万円。

歳出合計、補正前の額1億5,868万6,000円、補正額73万2,000円、合計で1億5,941万8,000円。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第39号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第39号 令和4年度中 について御提案申し上げます。
 城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第39号

令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,340千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ502,767千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		159,434	5,513	164,947
	1 一般会計繰入金	159,434	5,513	164,947
5 繰越金		1	1,827	1,828
	1 繰越金	1	1,827	1,828
歳入合計		495,427	7,340	502,767

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		357,121	7,138	364,259
	1 公共下水道費	357,121	7,138	364,259
2 公債費		138,106	202	138,308
	1 公債費	138,106	202	138,308
歳出合計		495,427	7,340	502,767

歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額が1億5,943万4,000円、補正額のほうで551万3,000円、合計で1億6,494万7,000円。

5款繰越金、1項繰越金が1,000円の費目存置から182万7,000円、合計で182万8,000円。

歳入合計、補正前の額4億9,542万7,000円、補正額734万円、合計で5億276万7,000円。

続いて歳出の1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前が3億5,712万1,000円、補正額が713万8,000円、合計で3億6,425万9,000円。

2款公債費、1項公債費、補正前の額が1億3,810万6,000円、補正額20万2,000円、合計で1億3,830万8,000円。

歳出合計、補正前の額が4億9,542万7,000円補正額734万円、合計で5億276万7,000円。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第40号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第40号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第40号

令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ649千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ270,713千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	649	650
	1 繰越金	1	649	650
歳入合計		270,064	649	270,713

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		270,063	649	270,712
	1 南上原土地区画整理事業費	270,063	649	270,712
歳出合計		270,064	649	270,713

歳入のほうから読み上げさせていただきます。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、補正前は1,000円、補正後が64万9,000円、合計で65万円。

歳入合計、補正前の額が2億7,006万4,000円、補正額が64万9,000円、合計で2億7,071万3,000円。

歳出のほうに1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額が2億7,006万3,000円、補正額が64万9,000円、合計で2億7,071万2,000円。

歳出合計、補正前の額2億7,006万4,000円、補正額が64万9,000円、合計で2億7,071万

3,000円でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第41号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第41号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第41号

令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	598	599
	1 繰越金	1	598	599
歳入合計		2,908	598	3,506

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 汚水処理施設管理費		2,658	598	3,256
	1 汚水処理施設管理費	2,658	598	3,256
歳出合計		2,908	598	3,506

同じく歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、補正前は1,000円の費目存置から補正額は59万8,000円、合計で59万9,000円。

歳入合計、補正前の額290万8,000円、補正額59万8,000円、合計で350万6,000円。

歳出、1項汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、補正前の額が265万8,000円、補正額が59万8,000円、合計で325万6,000円。

歳出合計、補正前の額290万8,000円、補正額59万8,000円、合計で350万6,000円。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第42号 中城村役場旧庁舎解

体工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第42号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約の変更契約について御提案申し上げます。

議案第42号

中城村役場旧庁舎解体工事請負契約の変更契約について

中城村役場旧庁舎解体工事について、次のように請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 契約の目的 | 中城村役場旧庁舎解体工事 |
| 2. 変更契約金額 | 金 36,053,000円 |
| 3. 変更による増額 | 金 △12,947,000円 |
| うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 | 金 3,323,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 沖縄県中頭郡中城村字泊537番地2
株式会社マルケン建設工業
代表取締役 新垣 司 |

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

中城村役場旧庁舎解体工事請負契約の変更契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

改定契約書の写し、仕様書等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時49分）

~~~~~

再 開（11時02分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

再開の前に当局の皆さんとは新議長はじめて

の議会になりますので、朝の挨拶をすっかり忘れてしまいました。この場を借りて新議長就任の挨拶をさせていただきたいと思います。円滑な議会運営に向けて職務を全うしていきたいと思いますので、皆さんのまた御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第13 認定第1号 令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題としま

す。  
 本件について、提案理由の説明を求めます。  
 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは認定第1号 令和  
 3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定につい  
 て御提案申し上げます。

認定第1号

令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜 田 京 介

令和3年度  
 中城村一般会計歳入歳出決算書

歳 入 額      10,640,317,498 円  
 歳 出 額      10,221,078,686 円  
 差 引 残 額      419,238,812 円

令和3年度 一般会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款    | 項         | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考                 |
|------|-----------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------------|---------------|--------------------|
| 1 村税 |           | 2,633,489,000 | 2,786,532,441 | 2,666,184,163 | 3,326,081 | 118,686,365 | 32,695,163    | 還付未済額<br>1,664,168 |
|      | 1 村民税     | 1,024,611,000 | 1,071,223,926 | 1,042,278,128 | 155,838   | 30,436,728  | 17,667,128    | 還付未済額<br>1,646,768 |
|      | 2 固定資産税   | 1,452,281,000 | 1,546,282,611 | 1,460,245,414 | 3,111,300 | 82,943,297  | 7,964,414     | 還付未済額<br>17,400    |
|      | 3 軽自動車税   | 81,118,000    | 90,281,235    | 84,915,952    | 58,943    | 5,306,340   | 3,797,952     |                    |
|      | 4 村たばこ税   | 75,478,000    | 78,744,669    | 78,744,669    | 0         | 0           | 3,266,669     |                    |
|      | 5 特別土地保有税 | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0           | △1,000        |                    |

| 款             | 項             | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 2 地方譲与税       |               | 46,980,000  | 48,806,483  | 48,806,483  | 0     | 0     | 1,826,483     |    |
|               | 1 地方揮発油譲与税    | 11,206,000  | 11,357,000  | 11,357,000  | 0     | 0     | 151,000       |    |
|               | 2 自動車重量譲与税    | 31,502,000  | 32,473,000  | 32,473,000  | 0     | 0     | 971,000       |    |
|               | 3 特別とん譲与税     | 2,677,000   | 3,267,483   | 3,267,483   | 0     | 0     | 590,483       |    |
|               | 4 地方道路譲与税     | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0     | △1,000        |    |
|               | 5 森林環境譲与税     | 1,594,000   | 1,709,000   | 1,709,000   | 0     | 0     | 115,000       |    |
| 3 利子割交付金      |               | 1,000,000   | 914,000     | 914,000     | 0     | 0     | △86,000       |    |
|               | 1 利子割交付金      | 1,000,000   | 914,000     | 914,000     | 0     | 0     | △86,000       |    |
| 4 配当割交付金      |               | 3,528,000   | 5,417,000   | 5,417,000   | 0     | 0     | 1,889,000     |    |
|               | 1 配当割交付金      | 3,528,000   | 5,417,000   | 5,417,000   | 0     | 0     | 1,889,000     |    |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 3,838,000   | 6,579,000   | 6,579,000   | 0     | 0     | 2,741,000     |    |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 3,838,000   | 6,579,000   | 6,579,000   | 0     | 0     | 2,741,000     |    |
| 6 法人事業税交付金    |               | 22,112,000  | 22,778,000  | 22,778,000  | 0     | 0     | 666,000       |    |
|               | 1 法人事業税交付金    | 22,112,000  | 22,778,000  | 22,778,000  | 0     | 0     | 666,000       |    |
| 7 地方消費税交付金    |               | 393,233,000 | 429,827,000 | 429,827,000 | 0     | 0     | 36,594,000    |    |
|               | 1 地方消費税交付金    | 393,233,000 | 429,827,000 | 429,827,000 | 0     | 0     | 36,594,000    |    |
| 8 ゴルフ場利用税交付金  |               | 29,005,000  | 27,914,234  | 27,914,234  | 0     | 0     | △1,090,766    |    |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 29,005,000  | 27,914,234  | 27,914,234  | 0     | 0     | △1,090,766    |    |
| 9 環境性能割交付金    |               | 2,805,000   | 2,651,000   | 2,651,000   | 0     | 0     | △154,000      |    |
|               | 1 環境性能割交付金    | 2,805,000   | 2,651,000   | 2,651,000   | 0     | 0     | △154,000      |    |
| 10 地方特例交付金    |               | 18,731,000  | 44,907,000  | 44,907,000  | 0     | 0     | 26,176,000    |    |
|               | 1 地方特例交付金     | 18,731,000  | 18,731,000  | 18,731,000  | 0     | 0     | 0             |    |

| 款              | 項                            | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額   | 予算現額と収入済額との比較 | 備考             |
|----------------|------------------------------|---------------|---------------|---------------|-------|---------|---------------|----------------|
| 10 地方特例交付金     | 3 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 | 0             | 26,176,000    | 26,176,000    | 0     | 0       | 26,176,000    |                |
| 11 地方交付税       |                              | 1,783,502,000 | 1,805,862,000 | 1,805,862,000 | 0     | 0       | 22,360,000    |                |
|                | 1 地方交付税                      | 1,783,502,000 | 1,805,862,000 | 1,805,862,000 | 0     | 0       | 22,360,000    |                |
| 12 交通安全対策特別交付金 |                              | 1,800,000     | 1,744,000     | 1,744,000     | 0     | 0       | △56,000       |                |
|                | 1 交通安全対策特別交付金                | 1,800,000     | 1,744,000     | 1,744,000     | 0     | 0       | △56,000       |                |
| 13 分担金及び負担金    |                              | 1,924,000     | 3,248,508     | 3,248,508     | 0     | 0       | 1,324,508     |                |
|                | 2 負担金                        | 1,924,000     | 3,248,508     | 3,248,508     | 0     | 0       | 1,324,508     |                |
| 14 使用料及び手数料    |                              | 112,181,000   | 101,059,751   | 100,500,221   | 0     | 563,480 | △11,680,779   | 還付未済額<br>3,950 |
|                | 1 使用料                        | 73,153,000    | 64,351,051    | 63,787,571    | 0     | 563,480 | △9,365,429    |                |
|                | 2 手数料                        | 39,028,000    | 36,708,700    | 36,712,650    | 0     | 0       | △2,315,350    | 還付未済額<br>3,950 |
| 15 国庫支出金       |                              | 3,076,564,400 | 2,597,110,713 | 2,597,110,713 | 0     | 0       | △479,453,687  |                |
|                | 1 国庫負担金                      | 1,391,955,000 | 1,357,370,932 | 1,357,370,932 | 0     | 0       | △34,584,068   |                |
|                | 2 国庫補助金                      | 1,678,454,400 | 1,230,774,696 | 1,230,774,696 | 0     | 0       | △447,679,704  |                |
|                | 3 委託金                        | 6,155,000     | 8,965,085     | 8,965,085     | 0     | 0       | 2,810,085     |                |
| 16 県支出金        |                              | 1,460,341,200 | 1,325,326,510 | 1,325,326,510 | 0     | 0       | △135,014,690  |                |
|                | 1 県負担金                       | 578,998,000   | 561,118,764   | 561,118,764   | 0     | 0       | △17,879,236   |                |
|                | 2 県補助金                       | 839,955,200   | 722,356,550   | 722,356,550   | 0     | 0       | △117,598,650  |                |
|                | 3 委託金                        | 41,388,000    | 41,851,196    | 41,851,196    | 0     | 0       | 463,196       |                |
| 17 財産収入        |                              | 12,421,000    | 15,457,698    | 15,457,698    | 0     | 0       | 3,036,698     |                |
|                | 1 財産運用収入                     | 12,420,000    | 12,448,260    | 12,448,260    | 0     | 0       | 28,260        |                |
|                | 2 財産売却収入                     | 1,000         | 3,009,438     | 3,009,438     | 0     | 0       | 3,008,438     |                |
| 18 寄附金         |                              | 283,223,000   | 296,160,000   | 296,160,000   | 0     | 0       | 12,937,000    |                |
|                | 1 寄附金                        | 283,323,000   | 296,160,000   | 296,160,000   | 0     | 0       | 12,937,000    |                |

| 款        | 項             | 予算現額           | 調定額            | 収入済額           | 不納欠損額     | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考                |
|----------|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------|-------------|---------------|-------------------|
| 19 繰入金   |               | 244,043,000    | 219,866,598    | 219,866,598    | 0         | 0           | △24,176,402   |                   |
|          | 1 特別会計繰入金     | 43,093,000     | 43,093,859     | 43,093,859     | 0         | 0           | 859           |                   |
|          | 2 基金繰入金       | 200,950,000    | 176,772,739    | 176,772,739    | 0         | 0           | △24,177,261   |                   |
| 20 繰越金   |               | 381,907,300    | 381,907,441    | 381,907,441    | 0         | 0           | 141           |                   |
|          | 1 繰越金         | 381,907,300    | 381,907,441    | 381,907,441    | 0         | 0           | 141           |                   |
| 21 諸収入   |               | 227,296,000    | 259,427,929    | 259,427,929    | 0         | 0           | 32,131,929    |                   |
|          | 1 延滞金、加算金及び過料 | 4,038,000      | 5,702,021      | 5,702,021      | 0         | 0           | 1,664,021     |                   |
|          | 2 村預金<br>利子   | 1,000          | 0              | 0              | 0         | 0           | △1,000        |                   |
|          | 3 貸付金<br>元利収入 | 1,000          | 0              | 0              | 0         | 0           | △1,000        |                   |
|          | 4 雑入          | 223,256,000    | 253,725,908    | 253,725,908    | 0         | 0           | 30,469,908    |                   |
| 22 村債    |               | 605,628,000    | 377,728,000    | 377,728,000    | 0         | 0           | △227,900,000  |                   |
|          | 1 村債          | 605,628,000    | 377,728,000    | 377,728,000    | 0         | 0           | △227,900,000  |                   |
| 97 一時立替金 |               | 0              | 0              | 0              | 0         | 0           | 0             |                   |
|          | 1 一時立替金       | 0              | 0              | 0              | 0         | 0           | 0             |                   |
| 98 一時借入  |               | 0              | 0              | 0              | 0         | 0           | 0             |                   |
|          | 1 一時借入        | 0              | 0              | 0              | 0         | 0           | 0             |                   |
| 歳入合計     |               | 11,345,551,900 | 10,761,225,306 | 10,640,317,498 | 3,326,081 | 119,249,845 | △705,234,402  | 還付未済<br>1,668,118 |

令和3年度 一般会計歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款     | 項           | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------|-------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|----|
| 1 議会費 |             | 100,926,000   | 99,772,583    | 0           | 1,153,417  | 1,153,417     |    |
|       | 1 議会費       | 100,926,000   | 99,772,583    | 0           | 1,153,417  | 1,153,417     |    |
| 2 総務費 |             | 2,275,565,000 | 2,015,080,460 | 235,453,000 | 25,031,540 | 260,484,540   |    |
|       | 1 総務管理費     | 2,058,265,000 | 1,806,134,239 | 233,290,000 | 18,840,761 | 252,130,761   |    |
|       | 2 徴税費       | 121,429,000   | 118,232,179   | 0           | 3,196,821  | 3,196,821     |    |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 83,446,000    | 78,749,413    | 2,163,000   | 2,533,587  | 4,696,587     |    |

| 款        | 項       | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額        | 予算現額と支出<br>済額との比較 | 備考 |
|----------|---------|---------------|---------------|-------------|------------|-------------------|----|
| 2 総務費    | 4 選挙費   | 10,393,000    | 9,976,449     | 0           | 416,551    | 416,551           |    |
|          | 5 統計調査費 | 557,000       | 553,628       | 0           | 3,372      | 3,372             |    |
|          | 6 監査委員費 | 1,475,000     | 1,434,552     | 0           | 40,448     | 40,448            |    |
| 3 民生費    |         | 4,672,799,000 | 4,127,028,758 | 450,882,614 | 94,887,628 | 545,770,242       |    |
|          | 1 社会福祉費 | 1,840,419,000 | 1,594,784,908 | 201,305,614 | 44,328,478 | 245,634,092       |    |
|          | 2 児童福祉費 | 2,832,380,000 | 2,532,243,850 | 249,577,000 | 50,559,150 | 300,136,150       |    |
| 4 衛生費    |         | 1,166,566,000 | 1,110,285,668 | 24,836,050  | 31,444,282 | 56,280,332        |    |
|          | 1 保健衛生費 | 774,163,000   | 729,728,056   | 14,194,000  | 30,240,944 | 44,434,944        |    |
|          | 2 清掃費   | 392,403,000   | 380,557,612   | 10,642,050  | 1,203,388  | 11,845,388        |    |
| 5 労働費    |         | 3,501,000     | 3,500,735     | 0           | 265        | 265               |    |
|          | 1 労働諸費  | 3,501,000     | 3,500,735     | 0           | 265        | 265               |    |
| 6 農林水産業費 |         | 223,544,000   | 218,773,800   | 0           | 4,770,200  | 4,770,200         |    |
|          | 1 農業費   | 210,637,000   | 206,080,624   | 0           | 4,556,376  | 4,556,376         |    |
|          | 2 林業費   | 2,223,000     | 2,135,155     | 0           | 87,845     | 87,845            |    |
|          | 3 水産業費  | 10,684,000    | 10,558,021    | 0           | 125,979    | 125,979           |    |
| 7 商工費    |         | 165,433,000   | 145,307,484   | 14,917,000  | 5,208,516  | 20,125,516        |    |
|          | 1 商工費   | 165,433,000   | 145,307,484   | 14,917,000  | 5,208,516  | 20,125,516        |    |
| 8 土木費    |         | 501,769,000   | 414,141,643   | 86,168,950  | 1,458,407  | 87,627,357        |    |
|          | 1 土木管理費 | 49,452,000    | 49,280,426    | 0           | 171,574    | 171,574           |    |
|          | 2 道路橋梁費 | 272,342,000   | 202,097,531   | 69,668,950  | 575,519    | 70,244,469        |    |
|          | 3 河川費   | 3,353,000     | 3,342,249     | 0           | 10,751     | 10,751            |    |
|          | 4 都市計画費 | 18,084,000    | 1,421,437     | 16,500,000  | 162,563    | 16,662,563        |    |
|          | 5 下水道費  | 158,538,000   | 158,000,000   | 0           | 538,000    | 538,000           |    |
| 9 消防費    |         | 305,132,000   | 304,995,423   | 0           | 136,577    | 136,577           |    |
|          | 1 消防費   | 305,132,000   | 304,995,423   | 0           | 136,577    | 136,577           |    |
| 10 教育費   |         | 1,418,590,900 | 1,277,085,674 | 78,985,000  | 62,520,226 | 141,505,226       |    |
|          | 1 教育総務費 | 328,128,000   | 244,911,127   | 78,985,000  | 4,231,873  | 83,216,873        |    |
|          | 2 小学校費  | 215,355,000   | 213,285,989   | 0           | 2,069,011  | 2,069,011         |    |
|          | 3 中学校費  | 61,358,000    | 59,264,192    | 0           | 2,093,808  | 2,093,808         |    |
|          | 4 幼稚園費  | 294,352,900   | 279,310,508   | 0           | 15,042,392 | 15,042,392        |    |
|          | 5 社会教育費 | 315,309,000   | 300,582,794   | 0           | 14,726,206 | 14,726,206        |    |

| 款        | 項           | 予算現額           | 支出済額           | 翌年度繰越額      | 不用額         | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----------|-------------|----------------|----------------|-------------|-------------|---------------|----|
| 10 教育費   | 6 保健体育費     | 204,088,000    | 179,731,064    | 0           | 24,356,936  | 24,356,936    |    |
| 11 災害復旧費 |             | 4,000          | 0              | 0           | 4,000       | 4,000         |    |
|          | 2 土木施設災害復旧費 | 4,000          | 0              | 0           | 4,000       | 4,000         |    |
| 12 公債費   |             | 505,218,000    | 505,106,458    | 0           | 111,542     | 111,542       |    |
|          | 1 公債費       | 505,218,000    | 505,106,458    | 0           | 111,542     | 111,542       |    |
| 13 諸支出金  |             | 1,000          | 0              | 0           | 1,000       | 1,000         |    |
|          | 1 普通財産取得費   | 1,000          | 0              | 0           | 1,000       | 1,000         |    |
| 14 予備費   |             | 6,503,000      | 0              | 0           | 6,503,000   | 6,503,000     |    |
|          | 1 予備費       | 6,503,000      | 0              | 0           | 6,503,000   | 6,503,000     |    |
| 歳出合計     |             | 11,345,551,900 | 10,221,078,686 | 891,242,614 | 233,230,600 | 1,124,473,214 |    |

歳入歳出差引残額 419,238,812 円

令和4年9月28日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(一般会計)

令和3年度

| 区 分                                |                                               | 金 額           |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------|
| 1. 歳 入                             | 総 額                                           | 10,640,317 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額                                           | 10,221,079 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額                                         | 419,238 千円,   |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費逓次繰越額                                  | 0 千円          |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 85,436 千円     |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円          |
|                                    | 計                                             | 85,436 千円     |
| 5. 実 質 収 支                         | 額                                             | 333,802 千円    |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                               | 0 千円          |
| 備 考                                | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |               |

2ページほど開いていただきまして、令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算書。歳入額

106億4,031万7,498円、歳出額102億2,107万8,686円、差引残額4億1,923万8,812円でござ

います。

それでは歳入歳出決算書を読み上げて御提案申し上げます。

款、項、予算現額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の順に数字のみを読み上げて御提案申し上げます。

1 款村税、1 項村民税、10億2,461万1,000円、10億4,227万8,128円、1,766万7,128円。2 項固定資産税、14億5,228万1,000円、14億6,024万5,414円、796万4,414円。3 項軽自動車税、8,111万8,000円、8,491万5,952円、379万7,952円。4 項村たばこ税、7,547万8,000円、7,874万4,669円、326万6,669円。5 項特別土地保有税は1,000円の費目存置のままでございます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1,120万6,000円、1,135万7,000円、15万1,000円。2 項自動車重量譲与税、3,150万2,000円、3,247万3,000円、97万1,000円。3 項特別とん譲与税267万7,000円、326万7,483万円、59万483円。4 項地方道路譲与税は費目存置のまま。5 項森林環境譲与税、159万4,000円、170万9,000円、11万5,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、100万円、91万4,000円、8万6,000円の減。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、352万8,000円、541万7,000円、188万9,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、383万8,000円、657万9,000円、274万1,000円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、2,211万2,000円、2,277万8,000円、66万6,000円。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、3 億9,323万3,000円、4 億2,982万7,000円、3,659万4,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、2,900万5,000円、2,791万4,234円、109万766円。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、280万5,000円、265万1,000円、15万4,000円の減。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1,873万1,000円、同額でございます。予算との比較はゼロ。3 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、ゼロから2,617万6,000円、同額2,617万6,000円。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、17億8,350万2,000円、18億586万2,000円、2,236万円。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、180万円、174万4,000円、5万6,000円の減。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、192万4,000円、324万8,508円、132万4,508円。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、7,315万3,000円、6,378万7,571円、936万5,429円の減。2 項手数料、3,902万8,000円、3,671万2,650円、231万5,350円の減。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、13億9,195万5,000円、13億5,737万932円、3,458万4,068円の減。2 項国庫補助金、16億7,845万4,400円、12億3,077万4,696円、4 億4,767万9,704円。3 項委託金、615万5,000円、896万5,085円、281万85円。

16 款県支出金、1 項県負担金、5 億7,899万8,000円、5 億6,111万8,764円、1,787万9,236円の減。2 項県補助金、8 億3,995万5,200円、7 億2,235万6,550円、1 億1,759万8,650円の減。3 項委託金、4,138万8,000円、4,185万1,196円、46万3,196円。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、1,242万円、1,244万8,260円、2 万8,260円。2 項財産売払収入、1,000円の費目存置から300万9,438円、300万8,438円。

18 款寄附金、1 項寄附金、2 億8,322万3,000円、2 億9,616万円、1,293万7,000円。



19款繰入金、1項特別会計繰入金、4,309万3,000円、4,309万3,859円、859円。2項基金繰入金、2億95万円、1億7,677万2,739円、2,417万7,261円の減。

20款繰越金、1項繰越金、3億8,190万7,300円、3億8,190万7,441円、141円。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、403万8,000円、570万2,021円、166万4,021円。

2項村預金利子、3項貸付金元利収入は費目存置でございます。4項雑入、2億2,325万6,000円、2億5,372万5,908円、3,046万9,908円。

22款村債、1項村債、6億562万8,000円、3億7,772万8,000円、2億2,790万円の減。

97款、98款は割愛をさせていただきます。

歳入合計、予算現額113億4,555万1,900円、収入済額106億4,031万7,498円、予算現額と収入済額との比較7億523万4,402円の減でございます。

続いて歳出でございます。歳出も同じように款、項、予算現額、支出済額、比較の順で数字のみを読み上げて御提案申し上げます。

1款議会費、1項議会費、1億92万6,000円、9,977万2,583円、115万3,417円。

2款総務費、1項総務管理費、20億5,826万5,000円、18億613万4,239円、2億5,213万761円。2項徴税費、1億2,142万9,000円、1億1,823万2,179円、319万6,821円。3項戸籍住民基本台帳費、8,344万6,000円、7,874万9,413円、469万6,587円。4項選挙費、1,039万3,000円、997万6,449円、41万6,551円。5項統計調査費、55万7,000円、55万3,628円、3,372円。6項監査委員費、147万5,000円、143万4,552円、4万448円。

3款民生費、1項社会福祉費、18億4,041万9,000円、15億9,478万4,908円、2億4,563万4,092円。2項児童福祉費、28億3,238万円、25億3,224万3,850円、3億13万6,150円。

4款衛生費、1項保健衛生費、7億7,416万

3,000円、7億2,972万8,056円、4,443万4,944円。2項清掃費、3億9,240万3,000円、3億8,055万7,612円、1,184万5,388円。

5款労働費、1項労働諸費、350万1,000円、350万735円、265円。

6款農林水産業費、1項農業費、2億1,063万7,000円、2億608万624円、455万6,376円。

2項林業費、222万3,000円、213万5,155円、8万7,845円。3項水産業費、1,068万4,000円、1,055万8,021円、12万5,979円。

7款商工費、1項商工費、1億6,543万3,000円、1億4,530万7,484円、2,012万5,516円。

8款土木費、1項土木管理費、4,945万2,000円、4,928万426円、17万1,574円。2項道路橋梁費、2億7,234万2,000円、2億209万7,531円、7,024万4,469円。3項河川費、335万3,000円、334万2,249円、1万751円。4項都市計画費、1,808万4,000円、142万1,437円、1,666万2,563円。5項下水道費、1億5,853万8,000円、1億5,800万円、53万8,000円。

9款消防費、1項消防費、3億513万2,000円、3億499万5,423円、13万6,577円。

10款教育費、1項教育総務費、3億2,812万8,000円、2億4,491万1,127円、8,321万6,873円。2項小学校費、2億1,535万5,000円、2億1,328万5,989円、206万9,011円。3項中学校費、6,135万8,000円、5,926万4,192円、209万3,808円。4項幼稚園費、2億9,435万2,900円、2億7,931万508円、1,504万2,392円。5項社会教育費、3億1,530万9,000円、3億58万2,794円、1,472万6,206円。6項保健体育費、2億408万8,000円、1億7,973万1,064円、2,435万6,936円。

11款災害復旧費は4,000円のままの費目存置でございます。

12款公債費、1項公債費、5億521万8,000円、5億510万6,458円、11万1,542円。

13款諸支出金は費目存置のまま。

14款予備費、1項予備費、650万3,000円は支出はございませんので、同額でございます。

歳出合計、予算現額113億4,555万1,900円、支出済額102億2,107万8,686円、予算現額と支出済額との比較11億2,447万3,214円。歳入歳出差引残額4億1,923万8,812円。

令和4年9月28日提出、中城村長 浜田京介。  
以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終

わります。

日程第14 認定第2号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第2号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第2号

令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

令和3年度

中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

|      |                |
|------|----------------|
| 歳入額  | 2,444,550,636円 |
| 歳出額  | 2,423,653,783円 |
| 差引残額 | 20,896,853円    |

令和3年度 国民健康保険特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款         | 項         | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額     | 収入未済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 備考                 |
|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------|------------|---------------|--------------------|
| 1 国民健康保険税 |           | 369,284,000 | 429,331,631 | 382,154,004 | 1,370,499 | 46,873,328 | 12,870,004    | 還付未済額<br>1,066,200 |
|           | 1 国民健康保険税 | 369,284,000 | 429,331,631 | 382,154,004 | 1,370,499 | 46,873,328 | 12,870,004    | 還付未済額<br>1,066,200 |

| 款                  | 項                          | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額      | 予算現額と収入<br>済額との比較 | 備考                |
|--------------------|----------------------------|---------------|---------------|---------------|-----------|------------|-------------------|-------------------|
| 2 使用料<br>及び手<br>数料 |                            | 428,000       | 401,500       | 401,500       | 0         | 0          | △26,500           |                   |
|                    | 1 手数料                      | 428,000       | 401,500       | 401,500       | 0         | 0          | △26,500           |                   |
| 3 国庫支<br>出金        |                            | 4,281,000     | 4,280,000     | 4,280,000     | 0         | 0          | △1,000            |                   |
|                    | 1 国庫補<br>助金                | 4,281,000     | 4,280,000     | 4,280,000     | 0         | 0          | △1,000            |                   |
| 4 県支出<br>金         |                            | 1,776,689,000 | 1,728,331,645 | 1,728,331,645 | 0         | 0          | △48,357,355       |                   |
|                    | 1 県補助<br>金                 | 1,776,688,000 | 1,728,331,645 | 1,728,331,645 | 0         | 0          | △48,356,355       |                   |
|                    | 2 財政安<br>定化基<br>金支出<br>金   | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000            |                   |
| 5 財産収<br>入         |                            | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000            |                   |
|                    | 1 財産運<br>用収入               | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000            |                   |
| 6 繰入金              |                            | 299,681,000   | 269,678,734   | 269,678,734   | 0         | 0          | △30,002,266       |                   |
|                    | 1 他会計<br>繰入金               | 299,680,000   | 269,678,734   | 269,678,734   | 0         | 0          | △30,001,266       |                   |
|                    | 2 基金繰<br>入金                | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000            |                   |
| 7 繰越金              |                            | 52,623,000    | 52,623,564    | 52,623,564    | 0         | 0          | 564               |                   |
|                    | 1 繰越金                      | 52,623,000    | 52,623,564    | 52,623,564    | 0         | 0          | 564               |                   |
| 8 諸収入              |                            | 6,126,000     | 10,896,670    | 7,081,189     | 0         | 3,815,481  | 955,189           |                   |
|                    | 1 延滞金・<br>加算金<br>及び過<br>料  | 3,860,000     | 4,347,050     | 4,347,050     | 0         | 0          | 487,050           |                   |
|                    | 2 雑入                       | 2,266,000     | 6,549,620     | 2,734,139     | 0         | 3,815,481  | 468,139           |                   |
| 9 村債               |                            | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000            |                   |
|                    | 1 財政安<br>定化基<br>金基金<br>貸付金 | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000            |                   |
| 97 一時立<br>替金       |                            | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0                 |                   |
|                    | 1 一時立<br>替金                | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0                 |                   |
| 98 一時借<br>入金       |                            | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0                 |                   |
|                    | 1 一時借<br>入金                | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0                 |                   |
| 歳入合計               |                            | 2,509,114,000 | 2,495,543,744 | 2,444,550,636 | 1,370,499 | 50,688,809 | △64,563,364       | 還付未済<br>1,066,200 |

令和3年度 国民健康保険特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款              | 項            | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----------------|--------------|---------------|---------------|--------|------------|---------------|----|
| 1 総務費          |              | 46,144,000    | 45,484,851    | 0      | 659,149    | 659,149       |    |
|                | 1 総務管理費      | 36,576,000    | 36,297,337    | 0      | 278,663    | 278,663       |    |
|                | 2 徴税費        | 9,520,000     | 9,187,514     | 0      | 332,486    | 332,486       |    |
|                | 3 運営協議会費     | 48,000        | 0             | 0      | 48,000     | 48,000        |    |
| 2 保険給付費        |              | 1,679,950,000 | 1,605,370,181 | 0      | 74,579,819 | 74,579,819    |    |
|                | 1 療養諸費       | 1,422,807,000 | 1,360,847,446 | 0      | 61,959,554 | 61,959,554    |    |
|                | 2 高額療養費      | 244,692,000   | 232,188,243   | 0      | 12,503,757 | 12,503,757    |    |
|                | 3 移送費        | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
|                | 4 出産育児諸費     | 11,288,000    | 11,282,937    | 0      | 5,063      | 5,063         |    |
|                | 5 葬祭諸費       | 662,000       | 660,000       | 0      | 2,000      | 2,000         |    |
|                | 6 傷病手当金      | 500,000       | 391,555       | 0      | 108,445    | 108,445       |    |
| 3 国民健康保険事業費納付金 |              | 676,074,000   | 676,072,524   | 0      | 1,476      | 1,476         |    |
|                | 1 医療給付費分     | 506,626,000   | 506,625,621   | 0      | 379        | 379           |    |
|                | 2 後期高齢者支援金等分 | 118,840,000   | 118,839,142   | 0      | 858        | 858           |    |
|                | 3 介護納付金分     | 50,608,000    | 50,607,761    | 0      | 239        | 239           |    |
| 4 財政安定化基金拠出金   |              | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
|                | 1 財政安定化基金拠出金 | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
| 5 保健事業費        |              | 41,985,000    | 40,411,377    | 0      | 1,573,623  | 1,573,623     |    |
|                | 1 特定健康診査等事業費 | 19,587,000    | 18,665,418    | 0      | 921,582    | 921,582       |    |
|                | 2 保健事業費      | 22,398,000    | 21,745,959    | 0      | 652,041    | 652,041       |    |
| 6 基金積立金        |              | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
|                | 1 基金積立金      | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
| 7 公債費          |              | 51,000        | 0             | 0      | 51,000     | 51,000        |    |
|                | 1 公債費        | 51,000        | 0             | 0      | 51,000     | 51,000        |    |
| 8 諸支出金         |              | 56,338,000    | 56,314,850    | 0      | 23,150     | 23,150        |    |
|                | 1 償還金及び還付加算金 | 13,996,000    | 13,973,850    | 0      | 22,150     | 22,150        |    |
|                | 2 延滞金        | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
|                | 3 繰出金        | 42,341,000    | 42,341,000    | 0      | 0          | 0             |    |

| 款     | 項     | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------|-------|---------------|---------------|--------|------------|---------------|----|
| 9 予備費 |       | 8,570,000     | 0             | 0      | 8,570,000  | 8,570,000     |    |
|       | 1 予備費 | 8,570,000     | 0             | 0      | 8,570,000  | 8,570,000     |    |
| 歳出合計  |       | 2,509,114,000 | 2,423,653,783 | 0      | 85,460,217 | 85,460,217    |    |

歳入歳出差引残額 20,896,853 円

令和4年9月28日

中城村 村長 浜田 京介

### 実質収支に関する調書

(国民健康保険特別会計)

令和3年度

| 区 分                                |                                               | 金 額          |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------|
| 1. 歳 入                             | 総 額                                           | 2,444,550 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額                                           | 2,423,654 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額                                         | 20,896 千円    |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費通次繰越額                                  | 0 千円         |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 0 千円         |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円         |
|                                    | 計                                             | 0 千円         |
| 5. 実 質 収 支                         | 額                                             | 20,896 千円    |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                               | 0 千円         |
| 備 考                                | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |              |

同じく2ページを開いていただきまして、令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。歳入額24億4,455万636円、歳出額24億2,365万3,783円、差引残額2,089万6,853円でございます。

同じく歳入歳出、同じように読み上げて御提案申し上げます。

歳入の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、3億6,928万4,000円、3億8,215万4,004円、1,287万4円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、42万

8,000円、40万1,500円、2万6,500円の減。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、428万1,000円、428万円、1,000円の減。

4款県支出金、1項県補助金、17億7,668万8,000円、17億2,833万1,645円、4,835万6,355円の減。2項財政安定化基金支出金は費目存置。

5款財産収入は費目存置。

6款繰入金、1項他会計繰入金、2億9,968万円、2億6,967万8,734円、3,000万1,266円の減。2項基金繰入金は費目存置。

7款繰越金、1項繰越金、5,262万3,000円、

5,262万3,564円、564円。

8款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、386万円、434万7,050円、48万7,050円。2項雑入、226万6,000円、273万4,139円、46万8,139円。

9款村債は費目存置のまま。

97款、98款は割愛させていただきます。

歳入合計、予算現額25億911万4,000円、収入済額24億4,455万636円、予算現額と収入済額との比較6,456万3,364円の減でございます。

続いて歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、3,657万6,000円、歳出ですから支出済額になります。3,629万7,337円、27万8,663円。2項徴税費、952万円、918万7,514円、33万2,486円。3項運営協議会費、4万8,000円ゼロ、同額です。

2款保険給付費、1項療養諸費、14億2,280万7,000円、13億6,084万7,446円、6,195万9,554円。2項高額療養費、2億4,469万2,000円、2億3,218万8,243円、1,250万3,757円。3項移送費は費目存置。4項出産育児諸費、1,128万8,000円、1,128万2,937円、5,063円。5項葬祭諸費、66万2,000円、66万円、2,000円。6項傷病手当金、50万円、39万1,555円、10万8,445円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、5億662万6,000円、5億662万5,621円、379円。2項後期高齢者支援金等分、1億1,884万円、1億1,883万9,142円、858円。3項介護納付金分、5,060万8,000円、5,060万7,761円、239円。

4款財政安定化基金拠出金は費目存置。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1,958万7,000円、1,866万5,418円、92万1,582円。2項保健事業費、2,239万8,000円、2,174万5,959円、65万2,041円。

6款基金積立金は費目存置。

7款公債費、1項公債費、5万1,000円、支出はございませんので、同額でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1,399万6,000円、1,397万3,850円、2万2,150円。2項延滞金は費目存置。3項繰出金、4,234万1,000円、4,234万1,000円、同じでございますので、ゼロ。

9款予備費、1項予備費、857万円、支出はございませんので、同額でございます。

歳入合計、予算現額25億911万4,000円、支出済額24億2,365万3,783円、予算現額と支出済額との比較8,546万217円。

歳入歳出差引残額2,089万6,853円。令和4年9月28日提出、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 認定第3号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第3号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第3号

令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度中城村後期高

齡者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

令和3年度

中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入額 164,183,016 円

歳出額 163,449,278 円

差引残額 733,738 円

令和3年度 後期高齢者医療特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款            | 項             | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考               |
|--------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------|-----------|---------------|------------------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 117,353,000 | 117,785,483 | 115,866,447 | 0     | 2,638,447 | △1,486,553    | 還付未済額<br>719,411 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 117,353,000 | 117,785,483 | 115,866,447 | 0     | 2,638,447 | △1,486,553    | 還付未済額<br>719,411 |
| 2 使用料及び手数料   |               | 45,000      | 36,639      | 36,639      | 0     | 0         | △8,361        |                  |
|              | 1 手数料         | 45,000      | 36,639      | 36,639      | 0     | 0         | △8,361        |                  |
| 3 繰入金        |               | 44,568,000  | 44,567,581  | 44,567,581  | 0     | 0         | △419          |                  |
|              | 1 一般会計繰入金     | 44,568,000  | 44,567,581  | 44,567,581  | 0     | 0         | △419          |                  |
| 4 繰越金        |               | 1,905,000   | 1,905,297   | 1,905,297   | 0     | 0         | 297           |                  |
|              | 1 繰越金         | 1,905,000   | 1,905,297   | 1,905,297   | 0     | 0         | 297           |                  |
| 5 諸収入        |               | 1,793,000   | 1,807,052   | 1,807,052   | 0     | 0         | 14,052        |                  |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 205,000     | 204,120     | 204,120     | 0     | 0         | △880          |                  |
|              | 2 償還金及び還付加算金  | 1,587,000   | 1,552,932   | 1,552,932   | 0     | 0         | △34,068       |                  |

| 款     | 項      | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考               |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|-------|-----------|---------------|------------------|
| 5 諸収入 | 3 預金利子 | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0         | △1,000        |                  |
|       | 4 雑入   | 0           | 50,000      | 50,000      | 0     | 0         | 50,000        |                  |
| 歳入合計  |        | 165,664,000 | 166,102,052 | 164,183,016 | 0     | 2,638,447 | △1,480,984    | 還付未済額<br>719,411 |

令和3年度 後期高齢者医療特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款                | 項                | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|------------------|------------------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|----|
| 1 総務費            |                  | 3,250,000   | 2,994,879   | 0      | 255,121   | 255,121       |    |
|                  | 1 総務管理費          | 1,038,000   | 861,724     | 0      | 176,276   | 176,276       |    |
|                  | 2 徴收費            | 2,212,000   | 2,133,155   | 0      | 78,845    | 78,845        |    |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 160,527,000 | 158,901,367 | 0      | 1,625,633 | 1,625,633     |    |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 160,527,000 | 158,901,367 | 0      | 1,625,633 | 1,625,633     |    |
| 3 諸支出金           |                  | 1,587,000   | 1,553,032   | 0      | 33,968    | 33,968        |    |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 1,587,000   | 1,553,032   | 0      | 33,968    | 33,968        |    |
| 4 予備費            |                  | 300,000     | 0           | 0      | 300,000   | 300,000       |    |
|                  | 1 予備費            | 300,000     | 0           | 0      | 300,000   | 300,000       |    |
| 歳出合計             |                  | 165,664,000 | 163,449,278 | 0      | 2,214,722 | 2,214,722     |    |

歳入歳出差引残額 733,738 円

令和4年9月28日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(後期高齢者医療特別会計)

令和3年度

| 区 分 |               | 金 額          |
|-----|---------------|--------------|
| 1.  | 歳 入 総 額       | 164,183 千円   |
| 2.  | 歳 出 総 額       | 163,450 千円   |
| 3.  | 歳 入 歳 出 差 引 額 | 733 千円       |
| 4.  | 翌年度へ繰り越すべき財源  | (1) 継続費通次繰越額 |
|     |               | (2) 繰越明許費繰越額 |
|     |               | 0 千円         |
|     |               | 0 千円         |



|                                    |                                               |        |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|--------|
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円   |
|                                    | 計                                             | 0 千円   |
| 5. 実質収支額                           |                                               | 733 千円 |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                               | 0 千円   |
| 備考                                 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |        |

同じく2ページほど開いていただきまして、令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入額1億6,418万3,016円、歳出額1億6,344万9,278円、差引残額73万3,738円でございます。

同じく読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1億1,735万3,000円、収入済額が1億1,586万6,447円、148万6,553円の減。

2款使用料及び手数料、1項手数料、4万5,000円、3万6,639円、8,361円の減。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、4,456万8,000円、4,456万7,581円、419円の減。

4款繰越金、1項繰越金、190万5,000円、190万5,297円、297円。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、20万5,000円、20万4,120円、880円の減。2項償還金及び還付加算金、158万7,000円、155万2,932円、3万4,068円の減。3項預金利子は1,000円のままでございます。4項雑入、予算現額はゼロ、支出済額は5万円、比較は5万円。

歳入合計、予算現額1億6,566万4,000円、収入済額1億6,418万3,016円、予算現額と収入済額との比較148万984円の減。

歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、103万8,000円、支出済額が86万1,724円、17万6,276円。2項徴収費、221万2,000円、213万3,155円、7万8,845円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1億6,052万7,000円、1億5,890万1,367円、162万5,633円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、158万7,000円、155万3,032円、3万3,968円。

4款予備費、1項予備費、30万円、支出はございませんので同額。

歳出合計、予算現額1億6,566万4,000円、支出済額1億6,344万9,278円、予算現額と支出済額の比較221万4,722円。

歳入歳出差引残額が73万3,738円。令和4年9月28日提出、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第16 認定第4号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第4号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第4号

令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

令和3年度

中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入額 290,014,279 円  
 歳出額 288,186,523 円  
 差引残額 1,827,756 円

令和3年度 公共下水道事業特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款        | 項         | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料手数料 |           | 59,070,000  | 59,018,199  | 59,018,199  | 0     | 0     | △51,801       |    |
|          | 1 使用料     | 58,870,000  | 58,578,199  | 58,578,199  | 0     | 0     | △291,801      |    |
|          | 2 手数料     | 200,000     | 440,000     | 440,000     | 0     | 0     | 240,000       |    |
| 2 県支出金   |           | 37,250,000  | 37,250,000  | 37,250,000  | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 1 県補助金    | 37,250,000  | 37,250,000  | 37,250,000  | 0     | 0     | 0             |    |
| 3 繰入金    |           | 158,538,000 | 158,000,000 | 158,000,000 | 0     | 0     | △538,000      |    |
|          | 1 一般会計繰入金 | 158,538,000 | 158,000,000 | 158,000,000 | 0     | 0     | △538,000      |    |
| 4 繰越金    |           | 753,000     | 752,859     | 752,859     | 0     | 0     | △141          |    |
|          | 1 繰越金     | 753,000     | 752,859     | 752,859     | 0     | 0     | △141          |    |

| 款        | 項       | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 5 諸収入    |         | 3,000       | 793,221     | 793,221     | 0     | 0     | 790,221       |    |
|          | 1 預金利子  | 1,000       | 680         | 680         | 0     | 0     | △320          |    |
|          | 2 雑入    | 2,000       | 792,541     | 792,541     | 0     | 0     | 790,541       |    |
| 6 村債     |         | 34,600,000  | 34,200,000  | 34,200,000  | 0     | 0     | △400,000      |    |
|          | 1 村債    | 34,600,000  | 34,200,000  | 34,200,000  | 0     | 0     | △400,000      |    |
| 97 一時立替金 |         | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 1 一時立替金 | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 98 一時借入金 |         | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 1 一時借入金 | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 歳入合計     |         | 290,214,000 | 290,014,279 | 290,014,279 | 0     | 0     | △199,721      |    |

令和3年度 公共下水道事業特別会計 歳入決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款        | 項        | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----------|----------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|----|
| 1 公共下水道費 |          | 155,662,000 | 153,639,088 | 0      | 2,022,912 | 2,022,912     |    |
|          | 1 公共下水道費 | 155,662,000 | 153,639,088 | 0      | 2,022,912 | 2,022,912     |    |
| 2 公債費    |          | 134,549,000 | 134,547,435 | 0      | 1,565     | 1,565         |    |
|          | 1 公債費    | 134,549,000 | 134,547,435 | 0      | 1,565     | 1,565         |    |
| 3 予備費    |          | 3,000       | 0           | 0      | 3,000     | 3,000         |    |
|          | 1 予備費    | 3,000       | 0           | 0      | 3,000     | 3,000         |    |
| 歳出合計     |          | 290,214,000 | 288,186,523 | 0      | 2,027,477 | 2,027,477     |    |

歳入歳出差引残額 1,827,756 円

令和4年9月28日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(公共下水道事業特別会計)

令和3年度

| 区 分  |   |     | 金 額        |
|------|---|-----|------------|
| 1. 歳 | 入 | 総 額 | 290,014 千円 |
| 2. 歳 | 出 | 総 額 | 288,186 千円 |

|                                    |                                               |      |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|------|
| 3. 歳入歳出差引額                         | 1,828 千円                                      |      |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費遞次繰越額                                  | 0 千円 |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 0 千円 |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円 |
|                                    | 計                                             | 0 千円 |
| 5. 実質収支額                           | 1,828 千円                                      |      |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 | 0 千円                                          |      |
| 備考                                 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |      |

これも2ページほどめくっていただきまして、令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額2億9,001万4,279円、歳出額2億8,818万6,523円、差引残額182万7,756円でございます。

同じく歳入から読み上げて御提案申し上げます。

歳入1款使用料手数料、1項使用料、5,887万円、5,857万8,199円、収入済額でございます。29万1,801円の減。2項手数料、20万円、44万円、24万円。

2款県支出金、1項県補助金、3,725万円、3,725万円で同額。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1億5,853万8,000円、1億5,800万円、53万8,000円の減。

4款繰越金、1項繰越金、75万3,000円、75万2,859円、141円の減。

5款諸収入、1項預金利子、1,000円、680円、320円の減。2項雑入、2,000円、79万2,541円、79万541円。

6款村債、1項村債、3,460万円、3,420万円、40万円の減。

97款、98款を割愛させていただきます。

続いて歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、予算現額1億5,566万2,000円、支出済

額が1億5,363万9,088円、202万2,912円。

2款公債費、1項公債費、1億3,454万9,000円、1億3,454万7,435円、1,565円。

3款予備費、1項予備費は3,000円、同じく支出はございませんので、同額でございます。

歳出合計、予算現額2億9,021万4,000円、支出済額2億8,818万6,523円、予算現額と支出済額との比較202万7,477円。

歳入歳出差引残額182万7,756円。令和4年9月28日提出、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第17 認定第5号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第5号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第5号

令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

令和3年度

中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳入額 127,018,470 円  
 歳出額 76,437,238 円  
 差引残額 50,581,232 円

令和3年度 土地区画整理事業特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款          | 項       | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------|------------|---------------|----|
| 1 使用料及び手数料 |         | 1,611,000   | 1,627,968   | 1,627,968   | 0     | 0          | 16,968        |    |
|            | 2 使用料   | 1,611,000   | 1,627,968   | 1,627,968   | 0     | 0          | 16,968        |    |
| 2 繰入金      |         | 137,438,000 | 137,438,000 | 125,000,000 | 0     | 12,438,000 | △12,438,000   |    |
|            | 1 基金繰入金 | 137,438,000 | 137,438,000 | 125,000,000 | 0     | 12,438,000 | △12,438,000   |    |
| 3 繰越金      |         | 380,000     | 379,586     | 379,586     | 0     | 0          | △414          |    |
|            | 1 繰越金   | 380,000     | 379,586     | 379,586     | 0     | 0          | △414          |    |
| 4 諸収入      |         | 50,000      | 10,916      | 10,916      | 0     | 0          | △39,084       |    |
|            | 1 雑入    | 50,000      | 10,916      | 10,916      | 0     | 0          | △39,084       |    |

| 款        | 項                 | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------|------------|---------------|----|
| 5 保留地処分金 |                   | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0          | △1,000        |    |
|          | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0          | △1,000        |    |
| 歳入合計     |                   | 139,480,000 | 139,456,470 | 127,018,470 | 0     | 12,438,000 | △12,461,530   |    |

令和3年度 土地区画整理事業特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款           | 項              | 予算現額        | 支出済額       | 翌年度繰越額     | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------------|----------------|-------------|------------|------------|---------|---------------|----|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 139,479,000 | 76,437,238 | 62,370,000 | 671,762 | 63,041,762    |    |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 139,479,000 | 76,437,238 | 62,370,000 | 671,762 | 63,041,762    |    |
| 3 予備費       |                | 1,000       | 0          | 0          | 1,000   | 1,000         |    |
|             | 1 予備費          | 1,000       | 0          | 0          | 1,000   | 1,000         |    |
| 歳出合計        |                | 139,480,000 | 76,437,238 | 62,370,000 | 672,762 | 63,042,762    |    |

歳入歳出差引残額 50,581,232 円

令和4年9月28日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(土地区画整理事業特別会計)

令和3年度

| 区 分                                |              | 金 額        |
|------------------------------------|--------------|------------|
| 1. 歳入                              | 総額           | 127,018 千円 |
| 2. 歳出                              | 総額           | 76,437 千円  |
| 3. 歳入歳出                            | 差引額          | 50,581 千円  |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費通次繰越額 | 0 千円       |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額 | 49,932 千円  |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額 | 0 千円       |
|                                    | 計            | 49,932 千円  |
| 5. 実質収支                            | 額            | 649 千円     |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |              | 0 千円       |

|    |                                               |
|----|-----------------------------------------------|
| 備考 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |
|----|-----------------------------------------------|

同じく、令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額1億2,701万8,470円、歳出額7,643万7,238円、差引残額5,058万1,232円でございます。

同じく読み上げて歳入のほうから読み上げ御提案申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、2項使用料、161万1,000円、162万7,968円、収入済額でございます。1万6,968円。

2款繰入金、1項基金繰入金、1億3,743万8,000円、1億2,500万円、1,243万8,000円の減。

3款繰越金、1項繰越金、38万円、37万9,586円、414円の減。

4款諸収入、1項雑入、5万円、1万916円、3万9,084円の減。

5款保留地処分金は費目存置でございます。

歳入合計、予算現額1億3,948万円、収入済額1億2,701万8,470円、予算現額と収入済額との比較1,246万1,530円の減でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款土地区

画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、予算現額1億3,947万9,000円、支出済額7,643万7,238円、比較のほうで6,304万1,762円。

3款予備費は費目存置でございます。

歳出合計、予算現額1億3,948万円、支出済額7,643万7,238円、予算現額と支出済額との比較6,304万2,762円。

歳入歳出差引残額が5,058万1,232円。令和4年9月28日提出、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第18 認定第6号 令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第6号 令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第6号

令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

令和3年度

中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書

|      |             |
|------|-------------|
| 歳入額  | 3,818,065 円 |
| 歳出額  | 3,219,757 円 |
| 差引残額 | 598,308 円   |

令和3年度 污水处理施設管理事業特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款          | 項       | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|------------|---------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料及び手数料 |         | 2,822,000 | 2,909,730 | 2,909,730 | 0     | 0     | 87,730        |    |
|            | 1 使用料   | 2,821,000 | 2,909,730 | 2,909,730 | 0     | 0     | 88,730        |    |
|            | 2 手数料   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 2 寄附金      |         | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
|            | 1 寄附金   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 3 繰入金      |         | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
|            | 1 基金繰入金 | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 4 繰越金      |         | 909,000   | 908,335   | 908,335   | 0     | 0     | △665          |    |
|            | 1 繰越金   | 909,000   | 908,335   | 908,335   | 0     | 0     | △665          |    |
| 5 諸収入      |         | 2,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △2,000        |    |
|            | 1 預金利子  | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
|            | 2 雑収入   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 歳入合計       |         | 3,735,000 | 3,818,065 | 3,818,065 | 0     | 0     | 83,065        |    |

令和3年度 污水处理施設管理事業特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款           | 項           | 予算現額      | 支出済額      | 翌年度繰越額 | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------------|-------------|-----------|-----------|--------|---------|---------------|----|
| 1 污水处理施設管理費 |             | 3,422,000 | 3,219,757 | 0      | 202,243 | 202,243       |    |
|             | 1 污水处理施設管理費 | 3,422,000 | 3,219,757 | 0      | 202,243 | 202,243       |    |



| 款     | 項     | 予算現額      | 支出済額      | 翌年度繰越額 | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------|-------|-----------|-----------|--------|---------|---------------|----|
| 2 予備費 |       | 313,000   | 0         | 0      | 313,000 | 313,000       |    |
|       | 1 予備費 | 313,000   | 0         | 0      | 313,000 | 313,000       |    |
| 歳出合計  |       | 3,735,000 | 3,219,757 | 0      | 515,243 | 515,243       |    |

歳入歳出差引残額 598,308 円

令和4年9月28日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(汚水処理施設管理事業特別会計)

令和3年度

| 区 分                                |                                               | 金 額      |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|----------|
| 1. 歳 入                             | 総 額                                           | 3,818 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額                                           | 3,220 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額                                         | 598 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費通次繰越額                                  | 0 千円     |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 0 千円     |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円     |
|                                    | 計                                             | 0 千円     |
| 5. 実 質 収 支                         | 額                                             | 598 千円   |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                               | 0 千円     |
| 備 考                                | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |          |

令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額381万8,065円、歳出額321万9,757円、差引残額59万8,308円。

同じく歳入から読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入1款使用料及び手数料、1項使用料、予算現額282万1,000円、支出済額が290万9,730円、比較のほうで8万8,730円。

2款寄附金は費目存置のままです。

3款繰入金も費目存置のままです。

4款繰越金、1項繰越金、90万9,000円、90

万8,335円、665円の減。

5款諸収入も費目存置のままでございます。

歳入合計、予算現額373万5,000円、収入済額381万8,065円、予算現額と収入済額との比較8万3,065円。

続いて歳出でございます。歳出1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、予算現額342万2,000円、支出済額が321万9,757円、比較のほうで20万2,243円。

2款予備費、1項予備費、予算現額31万3,000円のままでございます。

歳出合計、予算現額373万5,000円、支出済額321万9,757円、予算現額と支出済額との比較51万5,243円。

歳入歳出差引残額が59万8,308円。令和4年9月28日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第19 認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第7号

令和3年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和3年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

令和3年度中城村水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

(単位：円)

| 区分         | 予 算 額       |           |                                         |             | 決算額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考                              |
|------------|-------------|-----------|-----------------------------------------|-------------|-------------|------------------|----------------------------------|
|            | 当初<br>予算額   | 補正<br>予算額 | 地方公営企業法第24条<br>第3項の規定による支<br>出額に係る財源充当額 | 合 計         |             |                  |                                  |
| 第1款 水道事業収益 | 570,531,000 | 0         | 0                                       | 570,531,000 | 555,219,721 | △15,311,279      | (うち、仮受消費税及び地方消費税<br>45,346,547円) |
| 第1項 営業収益   | 521,500,000 | 0         | 0                                       | 521,500,000 | 506,335,953 | △15,164,047      |                                  |
| 第2項 営業外収益  | 49,029,000  | 0         | 0                                       | 49,029,000  | 48,883,768  | △145,232         |                                  |
| 第3項 特別利益   | 2,000       | 0         | 0                                       | 2,000       | 0           | △2,000           |                                  |

(単位：円)

| 区分         | 予 算 額       |           |            |            |                                             |             |                                             | 決算額         | 地方公営<br>企業法第2<br>6条第2<br>項の規定<br>による繰<br>越額 | 不用額        | 備 考                              |
|------------|-------------|-----------|------------|------------|---------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------|------------|----------------------------------|
|            | 当初<br>予算額   | 補正<br>予算額 | 予備費<br>支出額 | 流 用<br>増減額 | 地方公営<br>企業法第<br>24条第3<br>項の規定<br>による支<br>出額 | 小 計         | 地方公営<br>企業法第2<br>6条第2<br>項の規定<br>による繰<br>越額 |             |                                             |            |                                  |
| 第1款 水道事業費用 | 528,718,000 | 1,265,000 | 0          | 0          | 0                                           | 529,983,000 | 0                                           | 481,139,377 | 0                                           | 48,843,623 | (うち、仮払消費税及び地方消費税<br>30,809,769円) |
| 第1項 営業費用   | 520,122,000 | 1,265,000 | △2,000,000 | 0          | 0                                           | 519,387,000 | 0                                           | 471,636,294 | 0                                           | 47,750,706 |                                  |
| 第2項 営業外費用  | 7,495,000   | 0         | 2,000,000  | 0          | 0                                           | 9,495,000   | 0                                           | 9,471,573   | 0                                           | 23,427     |                                  |
| 第3項 特別損失   | 101,000     | 0         | 0          | 0          | 0                                           | 101,000     | 0                                           | 31,510      | 0                                           | 69,490     |                                  |
| 第4項 予備費    | 1,000,000   | 0         | 0          | 0          | 0                                           | 1,000,000   | 0                                           | 0           | 0                                           | 1,000,000  |                                  |

(2) 資本的収入及び支出

(単位：円)

| 区分           | 予 算 額       |            |             |                                          |                          |             | 決算額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考 |
|--------------|-------------|------------|-------------|------------------------------------------|--------------------------|-------------|-------------|------------------|-----|
|              | 当初<br>予算額   | 補 正<br>予算額 | 小 計         | 地方公営企業法<br>第26条の規定に係<br>る繰越額に係<br>る財源充当額 | 継続費通次繰越<br>額に係る財源充<br>当額 | 合 計         |             |                  |     |
| 第1款 資本的収入    | 238,396,000 | △1,400,000 | 236,996,000 | 0                                        | 0                        | 236,996,000 | 112,026,663 | △124,969,337     |     |
| 第1項 補助金      | 170,000,000 | 0          | 170,000,000 | 0                                        | 0                        | 170,000,000 | 45,031,000  | △124,969,000     |     |
| 第2項 出資金      | 1,400,000   | △1,400,000 | 0           | 0                                        | 0                        | 0           | 0           | 0                |     |
| 第3項 固定資産売却代金 | 1,000       | 0          | 1,000       | 0                                        | 0                        | 1,000       | 0           | △1,000           |     |
| 第4項 その他資本的収入 | 66,995,000  | 0          | 66,995,000  | 0                                        | 0                        | 66,995,000  | 66,995,663  | 663              |     |

(単位：円)

| 区分           | 予 算 額       |            |            |             |                                          |                  | 決算額         | 翌年度繰越額      |                                  | 不用額        | 備 考 |
|--------------|-------------|------------|------------|-------------|------------------------------------------|------------------|-------------|-------------|----------------------------------|------------|-----|
|              | 当初<br>予算額   | 補 正<br>予算額 | 流 用<br>増減額 | 小 計         | 地方公<br>営企業法<br>第26条の<br>規定によ<br>る繰越<br>額 | 継続費<br>通次繰<br>越額 |             | 合 計         | 地方公営企<br>業法第26条<br>の規定によ<br>る繰越額 |            |     |
| 第1款 資本的支出    | 519,343,000 | △1,400,000 | 0          | 517,943,000 | 8,965,000                                | 0                | 526,908,000 | 138,211,926 | 344,560,000                      | 44,136,074 |     |
| 第1項 建設改良費    | 509,551,000 | △1,400,000 | 0          | 508,151,000 | 8,965,000                                | 0                | 517,116,000 | 129,426,199 | 344,560,000                      | 43,129,801 |     |
| 第2項 企業償還金    | 8,791,000   | 0          | 0          | 8,791,000   | 0                                        | 0                | 8,791,000   | 8,785,727   | 0                                | 5,273      |     |
| 第3項 その他資本的支出 | 1,000       | 0          | 0          | 1,000       | 0                                        | 0                | 1,000       | 0           | 0                                | 1,000      |     |
| 第4項 予備費      | 1,000,000   | 0          | 0          | 1,000,000   | 0                                        | 0                | 1,000,000   | 0           | 0                                | 1,000,000  |     |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額26,185,263円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,984,615円及び減災積立金5,710,361円、  
過年度分損益勘定留保資金13,490,287円で補填した。

それではページを開いていただきまして、読み上げて御提案申し上げます。

2ページのほうからです。令和3年度中城村水道事業決算報告書。まず(1)収益的収入及び支出のほうからです。第1款水道事業収益、第1項営業収益、当初予算額5億2,150万円、決算額が5億633万5,953円、増減のほうで1,516万4,047円。第2項営業外収益、当初予算額4,902万9,000円、決算額が4,888万3,768円、増減のほうで14万5,232円。第3項特別利益は費目存置のままです。

支出のほうです。支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、当初予算額が5億2,012万2,000円、決算額が4億7,163万6,294円、不用額のほうで4,775万706円。第2項営業外費用、当初予算額が749万5,000円、決算額が947万1,573円、不用額が2万3,427円。第3項特別損失、当初予算額10万1,000円、決算額が3万1,510円、不用額が6万9,490円。第4項予備費100万円、決算額はそのままでございますので、同額100万円でございます。

続いて(2)資本的収入及び支出、収入の第1款資本的収入、第1項補助金、当初予算額1

億7,000万円、決算額4,503万1,000円、増減で1億2,496万9,000円の減。第2項出資金は140万円です。補正での対応になっているようでございます。第3項固定資産売却代金は費目存置のまま。第4項その他資本的収入、6,699万5,000円、決算額のほうでは6,699万5,663円、663円の増減でございます。

続いて支出のほうの第1款資本的支出、第1項建設改良費、当初予算額で5億955万1,000円、決算額のほうで1億2,942万6,199円、不用額が4,312万9,801円でございます。第2項企業債償還金、当初予算額879万1,000円、決算額が878万5,727円、不用額が5,273円。第3項その他資本的支出は費目存置。第4項予備費は当初予算額の100万円でございます。そのまま不用額になっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,618万5,263円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額698万4,615円及び減災積立金571万361円、過年度分損益勘定留保資金1,349万287円で補填をいたしております。

以上でございます。

令和3年度中城村水道事業損益計算書  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

|              |                  |             |
|--------------|------------------|-------------|
| 1 営業収益       |                  |             |
| (1) 給水収益     | 452,730,549      |             |
| (2) その他の営業収益 | <u>8,258,857</u> | 460,989,406 |
| 2 営業費用       |                  |             |
| (1) 原水及び浄水費  | 243,432,214      |             |
| (2) 配水及び給水費  | 54,241,064       |             |
| (3) 総係費      | 49,938,068       |             |
| (4) 減価償却費    | 92,572,008       |             |

|                 |                |                    |                          |
|-----------------|----------------|--------------------|--------------------------|
| (5) 資産減耗費       | <u>643,178</u> | <u>440,826,532</u> |                          |
| 営業利益            |                |                    | 20,162,874               |
| 3 営業外収益         |                |                    |                          |
| (1) 受取利息        | 4,000          |                    |                          |
| (2) 他会計補助金      | 0              |                    |                          |
| (3) 雑収益         | 3,177,019      |                    |                          |
| (4) 長期前受金戻入     | 45,679,587     |                    |                          |
| (5) 引当金戻入       | <u>29,448</u>  | 48,890,054         |                          |
| 4 営業外費用         |                |                    |                          |
| (1) 支払利息        | 1,879,873      |                    |                          |
| (2) 雑支出         | <u>133,076</u> | <u>2,012,949</u>   | <u>46,877,105</u>        |
| 経常利益            |                |                    | 67,039,979               |
| 5 特別利益          |                |                    |                          |
| (1) 過年度損益修正益    | <u>0</u>       |                    |                          |
| (2) その他特別利益     | <u>0</u>       | 0                  |                          |
| 6 特別損失          |                |                    |                          |
| (1) 過年度損益修正損    | <u>31,510</u>  | <u>31,510</u>      | <u>△31,510</u>           |
| 当年度純利益          |                |                    | 67,008,469               |
| 前年度繰越利益剰余金      |                |                    | <u>8,502,855</u>         |
| その他の未処分利益剰余金変動額 |                |                    | <u>5,710,361</u>         |
| 当年度未処分利益剰余金     |                |                    | <u><u>81,221,685</u></u> |

令和3年度 中城村水道事業剰余金計算書  
 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

|             | 資本金           | 剰余金        |             |           |             |            |             |                             |             |               |  | 資本合計 |
|-------------|---------------|------------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|-----------------------------|-------------|---------------|--|------|
|             |               | 資本剰余金      |             |           |             |            | 利益剰余金       |                             |             |               |  |      |
|             |               | 受贈財産評価額    | 補助金         | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計     | 減價積立金      | 建設改良積立金     | 未処分利益剰余金                    | 利益剰余金合計     |               |  |      |
| 前年度末残高      | 1,112,137,983 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 98,081,112 | 387,188,343 | 78,502,855                  | 563,772,310 | 1,832,249,100 |  |      |
| 前年度処分額      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 70,000,000  | △70,000,000                 | 0           | 0             |  |      |
| 議会の議決による処分額 | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 70,000,000  | △70,000,000                 | 0           | 0             |  |      |
| 前年度純利益      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 70,000,000  | △70,000,000                 | 0           | 0             |  |      |
| 法令による処分額    | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |  |      |
| 前年度純利益      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |  |      |
| 処分後残高       | 1,112,137,983 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 98,081,112 | 457,188,343 | 8,502,855<br>(繰越利益剰余金)      | 563,772,310 | 1,832,249,100 |  |      |
| 当年度変動額      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | △5,710,361 | 0           | 72,718,830                  | 67,008,469  | 67,008,469    |  |      |
| 資本金組入       | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |  |      |
| 資本剰余金受入     | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |  |      |
| 減災積立金取り消し   | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | △5,710,361 | 0           | 5,710,361                   | 0           | 0             |  |      |
| 当年度純利益      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 67,008,469                  | 67,008,469  | 67,008,469    |  |      |
| 当年度末残高      | 1,112,137,983 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 92,370,751 | 457,188,343 | 81,221,685<br>(当年度未処分利益剰余金) | 630,780,779 | 1,899,257,569 |  |      |

令和3年度 中城村水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

|              | 資本金           | 資本剰余金       | 未処分利益剰余金               |
|--------------|---------------|-------------|------------------------|
| 当年度末残高       | 1,112,137,983 | 156,338,807 | 81,221,685             |
| 議会の議決による処分数額 | 5,710,361     | 0           | △75,710,361            |
| 減債積立金の積立     | 0             | 0           | 0                      |
| 建設改良積立金の積立   | 0             | 0           | △70,000,000            |
| 組入資本金の組入     | 5,710,361     | 0           | △5,710,361             |
| 処分後残高        | 1,117,848,344 | 156,338,807 | (繰越利益剰余金)<br>5,511,324 |

令和3年度中城村水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

資 産 の 部

(単位:円)

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

|             |                       |                      |
|-------------|-----------------------|----------------------|
| イ 土 地       |                       | <u>47,769,530</u>    |
| ロ 構 築 物     | 3,626,301,122         |                      |
| 減価償却累計額     | <u>△1,752,892,837</u> | <u>1,873,408,285</u> |
| ハ 機 械 装 置   | 236,185,063           |                      |
| 減価償却累計額     | <u>△197,177,089</u>   | <u>39,007,974</u>    |
| ニ 車 輛 運 搬 具 | 2,201,704             |                      |
| 減価償却累計額     | <u>△2,091,618</u>     | <u>110,086</u>       |
| ホ 器 具 備 品   | 46,703,272            |                      |
| 減価償却累計額     | <u>△42,090,679</u>    | <u>4,612,593</u>     |
| ヘ 建 物       | 66,149,719            |                      |
| 減価償却累計額     | <u>△25,975,741</u>    | <u>40,173,978</u>    |
| ト リース資産     | 0                     |                      |
| 減価償却累計額     | <u>0</u>              | <u>0</u>             |
| チ 建 設 仮 勘 定 |                       | <u>169,759,745</u>   |
| 有形固定資産合計    |                       | 2,174,842,191        |



(2) 無形固定資産

イ 電話加入権 123,100

ロ リース資産 5,700,000

無形固定資産合計 5,823,100

0

(3) 投資その他の資産

固定資産合計 2,180,665,291

2 流動資産

(1) 現金預金 829,770,992

(2) 未収金 41,972,950

(3) 貸倒引当金 △65,000

(4) 貯蔵品 248,500

(5) 前払金 0

(6) その他流動資産 0

流動資産合計 871,927,442

資産合計 3,052,592,733

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債 83,418,071

(2) リース債務 0

(3) 引当金 10,072,701

固定負債合計 93,490,772

4 流動負債

(1) 未払金 39,376,695

(2) 前受金 0

(3) 預り金 5,324,580

(4) その他流動負債 0

(5) 企業債 8,952,680

(6) リース債務 0

(7) 引当金 3,787,000

流動負債合計 57,440,955

5 繰延収益

(1) 長期前受金 1,981,113,917

(2) 長期前受金収益化累計額 △978,710,480

繰延収益合計 1,002,403,437

負債合計 1,153,335,164

資本の部

6 資本金

(1) 資本金

イ 固有資本金 40,841,872

ロ 繰入資本金 121,331,192

ハ 組入資本金 949,964,919

資本金合計 1,112,137,983

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 国庫補助金 124,073,537

ロ 受贈財産評価額 23,011,901

ハ 保険差益 93,318

ニ 工事負担金 9,160,051

資本剰余金合計 156,338,807

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金 92,370,751

ロ 建設改良積立金 457,188,343

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| ハ 当年度未処分利益剰余金 | 81,221,685           |
| 利益剰余金合計       | <u>630,780,779</u>   |
| 剰余金合計         | <u>787,119,586</u>   |
| 資本合計          | <u>1,899,257,569</u> |
| 負債資本合計        | <u>3,052,592,733</u> |

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第20 議案第43号 令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。  
村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第43号 令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について御提案申し上げます。

議案第43号

令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について

令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金について、別紙のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立て、及び組入資本金に組み入れたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とするため、提出するものである。

令和3年度 中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

|             | 資本金              | 資本剰余金         | 未処分利益剰余金                 |
|-------------|------------------|---------------|--------------------------|
| 当年度末残高      | 1, 112, 137, 983 | 156, 338, 807 | 81, 221, 685             |
| 議会の議決による処分額 | 5, 710, 361      | 0             | △75, 710, 361            |
| 減債積立金の積立    | 0                | 0             | 0                        |
| 建設改良積立金の積立  | 0                | 0             | △70, 000, 000            |
| 組入資本金の組入    | 5, 710, 361      |               | △5, 710, 361             |
| 処分後残高       | 1, 117, 848, 344 | 156, 338, 807 | (繰越利益剰余金)<br>5, 511, 324 |

ページをめくっていただきますと、令和3年度 中城村水道事業剰余金処分計算書。

当年度末残高が11億1,213万7,983円、資本剰余金が1億5,633万8,807円、未処分利益剰余金のほうが8,122万1,685円となっております。

議会の議決による処分額が資本金のほうで571万361円、未処分利益剰余金のほうで7,571万361円の減となっております。

処分後の残高でございます。資本金のほうが11億1,784万8,344円、資本剰余金のほうが1億5,633万8,807円、繰越利益剰余金といたしまし

て、551万1,324円でございます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第21 報告第6号 令和3年度決算に係る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは報告第6号 令和3年度決算に係る健全化判断比率について御報告申し上げます。

報告第6号

令和3年度決算に係る健全化判断比率について

中城村一般会計の令和3年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

(単位：%)

|          | 令和2年度決算に係る健全化判断比率 | 令和3年度決算に係る健全化判断比率 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条の規定に基づき算定した早期健全化基準 |
|----------|-------------------|-------------------|---------------------------------------------|
| 実質赤字比率   | —                 | —                 | 15.00                                       |
| 連結実質赤字比率 | —                 | —                 | 20.00                                       |
| 実質公債費比率  | 6.8               | 6.1               | 25.0                                        |
| 将来負担比率   | 34.9              | 7.9               | 350.0                                       |

備考 実質赤字比率又は連結赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

御参照いただきたい意見書等がございますので、御参照いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで報告を終わります。  
日程第22 報告第7号 令和3年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事

業特別会計）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第7号 令和3年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）御報告申し上げます。

報告第7号

令和3年度決算に係る資金不足比率について

中城村公共下水道事業特別会計の令和3年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

(単位：%)

| 会計区分           | 令和2年度 | 令和3年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|----------------|-------|-------|---------------------------------------|
| 中城村公共下水道事業特別会計 | —     | —     | 20.00                                 |

備考 資金不足が発生していない場合は、「—」と記載する。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第23 報告第8号 令和3年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第8号 令和3年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）御報告申し上げます。

報告第8号

令和3年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の令和3年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

(単位：%)

| 会計区分            | 令和2年度 | 令和3年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------------|-------|-------|---------------------------------------|
| 中城村土地区画整理事業特別会計 | —     | —     | 20.00                                 |

備考 資金不足が発生していない場合は、「－」と記載する。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

村長 浜田京介。

日程第24 報告第9号 令和3年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）を議題とします。

○村長 浜田京介 報告第9号 令和3年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）御報告申し上げます。

報告第9号

令和3年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の令和3年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

| 会計区分      | 令和2年度 | 令和3年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------|-------|-------|---------------------------------------|
| 中城村水道事業会計 | —     | —     | 20.00                                 |

備考 資金不足が発生していない場合は、「－」と記載する。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第25 報告第10号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第10号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について御報告申し上げます。

報告第10号

令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告する。

令和4年9月28日 提出

中城村長 浜田京介

お手元の報告書を御覧いただきたいと思います。ちなみに本村は借入はございませんので、御報告いたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会（12時01分）







## 令和4年第9回中城村議会定例会（第3日目）

|                                |                 |                     |                      |           |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和4年9月28日（水）    |                     |                      |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和4年9月30日（午前10時00分） |                      |           |
|                                | 散 会             | 令和4年9月30日（午後3時24分）  |                      |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                  | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃   |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護               | 11 番                 | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                 | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                 | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                 | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                 | 石 原 昌 雄   |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番                 | 伊 佐 則 勝   |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                      |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 2 番                  | 玉那覇 登     |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議事係長                 | 根 間 忠     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こども課長                | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治   |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | まちづくり推進課長            | 金 城 勉     |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 都市建設課長               | 仲 村 盛 和   |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清               | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 欠 席                 | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏   |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教育総務課長               | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 生涯学習課長               | 渡 久 地 真   |
|                                | 健康保険課長          | 仲 松 範 三             | 教育総務課主幹              | 宮 城 政 光   |

## 議 事 日 程 第 3 号

| 日 程  | 件 名                                           |
|------|-----------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第35号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例      |
| 第 2  | 議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第5号）                  |
| 第 3  | 議案第37号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）            |
| 第 4  | 議案第38号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）           |
| 第 5  | 議案第39号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）           |
| 第 6  | 議案第40号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）          |
| 第 7  | 議案第41号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）        |
| 第 8  | 議案第42号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約の変更契約について              |
| 第 9  | 認定第1号 令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について                |
| 第 10 | 認定第2号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 第 11 | 認定第3号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 第 12 | 認定第4号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 第 13 | 認定第5号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 第 14 | 認定第6号 令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について<br>て |
| 第 15 | 認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定について                  |
| 第 16 | 議案第43号 令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について            |
| 第 17 | 同意第4号 中城村監査委員の選任につき同意を求めることについて               |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第35号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については9月29日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第35号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案については9月29日に説明済みですので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時05分)

~~~~~

再開(10時12分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

本案に対しては、新垣 修議員外1名からお手元にお配りしたとおり修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

休憩します。

休憩(10時13分)

~~~~~

再開(10時13分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第5号)に対する修正案の提案理由を述べたいと思います。

令和4年9月30日

中城村議会

議長 伊佐 則勝 殿

発議者

中城村議会議員 新 垣 修

中城村議会議員 新 垣 博 正

議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び中城村議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第5号）に対する修正案

議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

(歳 出)

| 款       | 項            | 補正前     | 補正額                       | 計                                |
|---------|--------------|---------|---------------------------|----------------------------------|
| 2. 総務費  |              |         |                           | 108,648 千円<br><del>100,445</del> |
|         | 3. 戸籍住民基本台帳費 | 104,513 | 4,135<br><del>4,932</del> | 108,648<br><del>100,445</del>    |
| 14. 予備費 |              |         |                           |                                  |
|         | 1. 予備費       | 20,000  | 797                       | 20,797                           |

まず2款総務費、2目10節需用費の中の消耗品費79万7,000円に関する予算ですけれども、この予算に関しましては先日の説明会の中でマイナンバーカード、マイナポイントの終了に伴う村独自の取組で、クオカード1,500枚を購入し促進を図ろうと考えての施策と聞いております。そしてその1,500枚を購入し、今後マイナンバーカードを作成する住民の方への付与、加入促進を図るという取組に向けての予算組みだと理解しております。政府のほうで、このマイナンバーカードの2万ポイントの付与に関しま

しては12月まで制度が延長になっておりますので、12月までそのポイントの付与並びに全てのものが同じ条件で移行されます。そのために今回このマイナンバーカードに関する10月からの促進、あるいは住民に対する500円の付与に関しても購入ではなくて予備費に回していただいて、12月後、制度が終わった後のまた別の予算消化のほうに向けることができないかと考えて提案いたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 これで新垣 修議員の説明を終わります。

これから本案及び修正案に対する質疑を行います。

初めに、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休 憩（10時17分）

~~~~~

再 開（10時17分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 おはようございます。それでは議案第36号に対して二、三、確認をしながら質疑をいたします。

まず初めに14ページの雑入の項目に4,500万円。それから村債の5目民生債、1節社会福祉整備事業債に1,790万円とあります。これについて歳入はそうなっていて、合計で6,290万円が計上されるということではありますが、これは第三の子どもの居場所づくりに関する費用に充てるということで22ページと23ページに支出の項目があります。この子どもの居場所づくりについては日本財団やB&G財団のほうでは事業費の上限、開設費用が5,000万円と決めていることがございますが、それとの関連で整合性があるのか伺いたしたいと思います。この件に関連しては、完成した後のこの施設の運営主体はどこになるのか。それと開設した後の運営費に村の補助、助成も予定されているのか。これが1つです。

大きな項目では17ページの2款1項10目24節ごさまる応援基金の現状についてです。計上された金額1億1,798万7,000円、これはいつの時点をめどとして計上されたのか。当初、たしかごさまる応援基金は2億円が目標だったのではないかと思います。それとの関連について伺います。

3番目、23ページです。4款1項7目18節の90万円、新型コロナ陽性者支援事業補助金の状

況についてですが、これは何名を想定しての90万円なのか。それとこれまでの状況について可能な範囲でお聞かせいただきたいと。

あと一つ、33ページで10款3項3目学校建設費7億2,401万2,000円、これは地方債のほうを国、県支出金で組替えをしているということで御説明がありましたが、現状での学校建設に係る状況を少しお聞かせ願えればと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 ただいまの、まず最初に雑入の子ども第三の居場所開設事業開設費助成4,500万円についてお答えいたします。

こちら当初予算で500万円を組んでおりまして、今回内示が下りたところで、今回補正としてトータルで4,500万円の補正を組みまして、トータル5,000万円ということになっております。内示が下りております。

22ページの児童福祉総務費の14節工事請負費6,832万2,000円につきましては、この第三の居場所の、当初予算で組んでいなかったのは内示が下りていなかったためで、内示が下りた後に改めて設計費用について見積りを依頼したところ、この6,833万2,000円の見積書が得られたので今回計上させていただいております。

完成後の運営主体は、今年度は委託先の事業所は一般社団法人HOMEおかえりですが、次年度はまた改めまして運営主体は選定させていただく予定でございます。

運営費に関しても補助金がございますので、そちらのほうで実施していく予定でございます。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは15ページの第三の居場所に係る記載についてお答えします。

今回歳出の補正で工事費等全体事業が固まりまして、それに対して補助金が5,000万円ということでの定額補助、残りの部分について起債が該当しますので75%を起債して事業の執行を

していきたいと考えています。

17ページのごさまる応援基金の状況についてですが、令和3年度のごさまる応援基金の寄附について、2億9,294万6,000円の寄附がありまして、それに対する経費1億7,495万9,000円となっていますので、その差額分を今回積立していただくということで予算を計上しています。以上です。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

23ページの7目負担金補助及び交付金につきまして、状況としましては4月から現在まで食糧支援ということで290世帯1,015人の方に支援をしております。ピーク時には1日四、五世帯の方々に食糧支援ということで自宅のほうへ配達をしております。現在の状況としましては大分落ち着いてきていますので、1週間に2世帯ぐらいの支援ということになっています。トータルで1,600人余りの予定をして、90万円の補正を計上しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時28分）

~~~~~

再 開（10時29分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 質疑にお答えいたします。

現在の中城中学校の移転に係る事業については、現在県に耐力度調査の結果を答申しておりますが、まだ結果が出ておりません。今回の予算に係る用地購入の事業につきましては、去る8月、地権者に用地の購入に係る説明会を開催しております。進捗状況としては以上になります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 最初の質疑の件ですが、これは日本財団とB&G財団の運営助

成の仕方というのですか、運用状況の中で5,000万円という開設費用が出ていたことからお問合せしたのですが、6,800万円の見積りがあったので、またそれに向けて準備をしていくということで、総額はそうなったとしても財団からの助成はそのまま5,000万円の範囲で受けられるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 すみません。はい、そのとおりでございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。  
新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは補正予算、ページを迫って質疑させていただきます。

まず19ページ、先ほど修正動議の中でもお話しさせていただきました2款総務費、2目10節需用費の消耗品費79万7,000円に関してですが、まず確認したいのですが、これは制度が12月まで延長されました。その前に、多分住民生活課では9月に終わるという思いの中でもしかしたら、今度は独自でクオカードを購入して促進するという判断の下で、この予算を組んだと私は理解をさせてもらっています。ただ、今言うように期間が伸びましたので、基本的には12月までマイナンバーカードの申込みをする住民には同様にポイントの付与がありますので内容的には一緒になるのですけれども、ただ、今回このクオカードを配付するとなりますと、やはり9月に作った、あるいはその前に作った住民との不公平感が出るのではないかという考えで質疑をさせていただきます。

まず延長されましたけれども、来月から作る方にそのままクオカードを配付していくのかどうか。あるいは、その中身を変えて促進を図るのか。その一点をまずお聞きいたします。

それと1,500枚限定なのですが、1,500枚ということはそれを加算すると、多分1,500名を想定してのクオカード購入なのかと考えま



すが、この加入によって地方交付税の配分比率にも寄与されるのか。また、政府からはある一定の加入率を何%にしないと配付率が違うとか、そういうふうになにか示されているのかどうか伺います。現在の加入率をお聞かせ願います。

そして多分課長のほうで、このマイナポイントの制度がなくなると作ってもポイントが還元されないから、今回はクオカードをあげて促進を図ろうという考えでそれを予算化したと思いますが、そもそもこのマイナポイント、最初は5,000ポイントが付与されて、次に7,500ポイント・7,500ポイントのトータルで2万ポイントが付与されるとなっていますけれども、これはそもそもカードを作ってそれなりの手続きをしないと、この5,000ポイントももらえないと思うのです。ただ作ったからもらえるというものでもないし。今村が一生懸命マイナンバーカードに取り組んでいるのは私たちも分かりますので、私たちの会合でも「これはこういうふうに取り組んでいるから作ってください」と。ただ、5,000ポイントはどうしても電子決済とかそういうものになるので、高齢者にはなかなか浸透しづらいのかと考えています。ではカードを作ったら、そのままポイントが強制的につくのかどうか。その辺も詳しく再度教えてください。その予算ですね。

続いて29ページをお願いします。8款土木費、橋りょう修繕工事請負費1,010万円、これは新たな予算を獲得されたと、追加予算で予算がもたらえたというふうにお話を聞いています。令和3年度に南伸1号と新川線のほうの工事は発注されていると思いますが、今回この1,010万円をどこの新設工事に充てるのか。その場所等が想定されている、あるいは充当されている場所があるのでしたら教えてください。

ちょっと戻ります。24ページ、清掃総務費、報酬、会計年度任用職員報酬178万円、この中でこの下の委託料871万6,000円、これに関して

は前回村長から担保として預からせてくれと。配布方法はちゃんとこちらのほうで考えるからということで、その言葉どおり郵送業務を見直していただいて、その辺は高く評価いたします。その組替えでこの会計年度任用職員、多分これは説明ではごみ袋配布要員を会計年度任用職員にすると聞いております。そこでその報酬に178万円を考えますと、大体2人で半年ぐらい雇用するのとかというふうに逆算をしたのですけれども、まずこの辺の雇用形態、あるいは時間帯。それから、このごみ袋配布を公民館のほうに一旦持って行って、公民館でも配布するような話を以前なされていたのですけれども、その公民館配布と併せて任用職員の活用形態、どのようにしてこの配布をしていくのか。そこを教えてください。

続きまして、最後は35ページをお願いします。10款教育費、歴史資料図書館費、光熱水費45万円、今回超過というか補正が出ておりますけれども、この分の45万円の光熱費が増額になった理由を教えてください。以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの19ページ、需用費の御質疑についてお答えいたします。

まず質疑にお答えする前に、マイナンバーカードの普及促進について御説明させていただきたいのですが、国は新型コロナウイルスの対策等を踏まえ、社会全体のデジタル化が強く求められて、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡らせることを目指し、政府・県・村の全体で普及促進に取り組んでいるところでございます。その中で強化月間としまして、政府の目標で実現するために、マイナポイント第2弾によるカードの取得者への最大2万円相当のポイント付与、そして出張申請受付時に商品券の配布を含む市区町村での、国のほうでも取

組をしております。

そして先ほどの質疑の中で、国のほうで9月末申請までにマイナンバーカードを作成した方に対して、来年の2月までにマイナポイントの付与がされますよということなので、9月末という期限が設けられていたわけなのです。そこで村としては、マイナポイントの第2弾の申請期限が本年9月末までの時期となっていて、第2弾の終了後の10月以降から申請する方へ、先ほどの約500円相当のクオカードを商品として配布したいと考えているところです。ところが、議員もおっしゃるように9月22日に国から前触れもなくというか、我々も非常に困惑したところですが、マイナポイントの取得に必要なカード申請の締切りが9月末でしたが、9月22日に「12月末に延長されました」ということで、国からまた改めて大臣のほうから公表されて、我々としても非常にびっくりしたところなのです。その理由としましては、一番の稼ぎ時というか、この9月末に取得率を取得向上に向けて上げる取組をしていたところだったのですが、そういう状況がまた12月に延長されたということで、そのことについて今回予算措置をさせていただきますが、その状況を見極めながら対応していきたいということで考えております。

質疑の中で、そのまま10月以降から付与するかという御質疑だったと思いますが、それについては12月まで延長されましたので、その辺を見極めながら対応していきたいと考えています。

現在の交付率ですが、8月末で約32%です。ただしこれは交付率ですので、また申請件数とは率が違います。この申請件数が増えています。その32%というのは申請して、マイナンバーカードを交付した率ということですので、そのところを御理解いただきたいと思います。

3点目にクオカードの配布タイミングというか、既に9月末で村独自の商品として、マイナ

ンバーカードを申請した方にごみ袋10枚を既に配布しているところです。これに代わることで今考えておりますので、先ほども言いましたように12月以降、状況を見極めながら申請した時点で配布したいと。申請した方に対して商品として配布したいということで考えております。

次に4点目の質疑としましては、その取得率に応じて交付税についての御質疑だったのですが、これについて国からマイナンバーカードの普及状況を踏まえた交付税の算定の検討ということで、このマイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化の財政需要の算定に反映することが検討されまして、示されたということでの認識でございます。

次に人数、1,500人についての御質疑ですが、交付率としてはまだまだ32%ですが、申請件数が増えていますので、その辺の統計というか、その月計算、月の件数が今マックスで大体500件から600件ほどですが、これがマックスなのです。これを平均しますと大体200件前後ぐらいということで、その辺のところを1,500件ということで今想定していますけれども、随時当然その辺を足しますと、またそれなりに補正等をして対応していきたいと考えております。

次に24ページの1節の報酬についての御質疑でございますが、去る8月臨時会において委託料として中城村指定ごみ袋の全戸配布委託業務として、郵便局の委託方式としての補正予算を計上させていただきましたが、冒頭、村長からの報告の中でもありましたけれども、当初予定しておりました郵送での配布方法を取り止めて、会計年度任用職員2人を雇用し、直接配布をしていきたいということで考えております。雇用形態ですが、予算が承認された以降、10月以降、基本役場に木曜日と金曜日、御来庁される方々から随時配布していきたいということで考えております。雇用形態は通常の会計年度任用職員としての採用ということで考えております。期

間については10月1日から来年の3月31日までの6か月間です。この間に配布期間ということで考えております。

予定としては、まず役場で木曜日・金曜日に今配布しているところですが、非常に反響というか、問合せも含めて、その実績としまして去る9月25日に西原シティで、限られた範囲ではあったのですが約40名ほどのごみ袋を用意したところ、2時間で完売したということであったので、なので基本役場で木曜日と金曜日、配布する。そこで今後また配布状況を見ながら、各公民館等に出向いて行って配布していきたいということで今考えております。状況を見ながら、既にごみ袋を無料で配布しているということで役場に来る方がかなり殺到しておりますので、十分役場でさばけるような状況でしたら、そこで対応。さばけない状況がありましたら、公民館等へ出張に行きながらやっていきたいということで考えております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは29ページの工事請負費の増額についてお答えいたします。

この増額につきましては交付決定による増額でありまして、施工場所は当初から予定していた新川線1号橋を予定しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 35ページ、10款5項6目護佐丸歴史資料図書館の光熱費の増額について御説明いたします。

護佐丸歴史資料図書館は例月、大体20万円台の光熱費がかかっております。夏場に関しましては30万円台ぐらいになるのですが、これで予算を計上していたのですが、今年度に入りまして電気料金の高騰も考えられると思うのですが、今年度は暑くてクーラーをかけて、コロナ対策ということで窓の換気も行っており、かなりクーラーの温度も下げないといけない状況などがございました。ということで7月に入ってから

50万円台に、2倍近く跳ね上がってきています。また、11月から12月にかけて琉米歴史研究会から寄贈された写真などの展示会を行う予定です。これが前回やったとき、1か月間で4,000名ぐらい県内各地からいらっしゃいました。こういうイベントもやっていくので1階・2階・3階、フル稼働させていきます。これが計算していきますと12月までぎりぎりの電気料金になりますので、今回念のためにというのもありまして45万円補正に計上させていただいております。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 では、まず歴史資料図書館です。ちょっと気になったのは、令和2年度から決算書をずっと追っかけながら、先ほど言いましたように大体令和3年度、4年度が大体360万円の月割で、今言うように二十何万円。コロナでイベントが少なくなっていたものだから、今回45万円が増額になったのはイベントがないのになぜなのかなという疑問がありました。先ほど言うように、もちろん電気料の高騰とかそういうのも加味されるのかということですが、ただ、ちょっと気になるのは、この45万円先ほど言ったように、今予算が360万円と水道で7万2,000円を計上していたと思うのです。ではその45万円を充当して、年度内予算は十分足りていると理解していいのか。それともまた新たに、足りなくなる可能性もあるかもしれない。その辺も本来であれば見通して予算を取ってほしかったと思います。その辺はやはり経費節減も求められると思いますが、やはりできれば資料館等は大勢の皆さんが来客できるような体制、その辺は頑張ってもらいたいということと、できるだけ予算内で収められるようお願いいたします。

新川線に関しましては理解いたしましたので、そのままいたします。

24ページの件です。ということは、これは2人雇用して約半年間、10月からですので、基本

的には役場窓口で全て対応すると理解していいわけですか。要するに公民館利用というのは、前はどのようなふうになるかというのは村長ともいろいろお話ししながら、公民館が利用できるのであれば公民館を利用する。そこから一旦配布して、残ったものをまた役場の職員とか、そういったもので採用するという理解を持っていたのですけれども、では基本的には全て役場窓口対応でやると。では住民もそこに取り来るとなるのか。それとも公民館を利用しないということは、全てが役場窓口に来て受け取らないといけないのかと気になるのがあります。一点、そこもお願いします。

先ほどのクオカードの件です。今言うように確かに課長から言わせたら、せっかくいろいろと考えながら急に政府の流れで延長されたら、やはり取り組みながら考え的には青天のへきれきだったのかという思いも察します。ただ、今回、今言うようにクオカードを作る人に配布したいというお話は聞いたのですけれども、これまでマイナンバーカードを作った人にごみ袋を進呈していたと聞いていますが、これは全員に進呈したのかどうか。これまでの、9月いっぱいには作った方がいると思うのですけれども。私の記憶の中では進呈されていない住民も大分いるのかと。私の記憶の中では9月25日にサンエーで、あれは多分南部市町村なのか、何か所か、西原町とかいろんな人がそこに集結して作って、そこでわざわざサンエーに来るからということでごみ袋を進呈したと理解しているのです。仮に公民館で今まで作った人とかは、ごみ袋を進呈したのかどうか。それと併せて、今回このクオカードを進呈するというのであれば、今まで作った人とのその差額というのか、やはり不公平感が物すごく感じられるものですから、もし補正予算を組むのであれば、ではこれまで作った人にもクオカードを進呈してもいいのではないかと思います、その2点ほどお願いします。

ます。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは24ページの再質疑についてお答えいたします。

雇用形態、臨時職員、会計年度任用職員も2人採用しまして、10月1日から来年の3月まで入ることになっていますが、基本役場で配布をしたいということで、というのは先ほど言いました住民からの反響、問合せ等が多くて、役場に来る方が多いものですから、そこで配布をし、それでもごみ袋が余るようでしたら、うまく配布ができないような状況がありましたら出張で各公民館を回って配布していきたいということで考えています。それでも配布できない状況がありましたら各世帯ごとに、また各字ごとに配布していきたいということも考えております。今のところは非常に反響があるということで、基本役場で配布していきたいということで考えております。

では2点目のクオカードについての再質疑ですが、先ほども言いましたように国の第2弾のポイント付与の終了時ということで今考えていますが、それまではマイナンバーカードを申請した方についてはごみ袋10枚を申請する方に配布するというところでございます。これについては今年度の申請ではなくて、たしか昨年度だったと思いますが、今資料等を持ち合わせていないので明確にお答えはできないのですが、昨年度からこのマイナンバーカードを申請する方に対して、作った方にプレゼントということでごみ袋を10枚配布して、これまでプレゼントしてきたということでございます。なので、9月末で国のポイント付与が終了しますとそのことがもうないので、村独自でまた10月以降の申請時ということで考えておりましたけれども延長になりましたので、そこはまた見極めながら、状況を見ながらまた判断していきたいということで考えて

おります。

それでは最後のほうの以前の申請した方にもということ、不公平感ということの御質疑ですが、これから先ほど言いましたように国のマイナポイントの付与が9月末の申請の期限が設けられ、2月までのことなので、それに対することで今考えておりますので、既に作られた方についてはそういう考え方は持っておりません。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時04分）

~~~~~

再 開（11時08分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ではまず配布方法に関しては、24ページのほうに関しましては全世帯に滞りなく配布できるように体制をしっかりと整えて頑張ってもらいたいと思います。

今度クオカードの件と、それからごみ袋配布の件ですけれども、実際まだ私の中でも申請した方に10枚の進呈というのは全部疑問なのだけれども、もらっていない人も私の中ではいると。これは結局ここでつつき合いをしても何の得策にもならないので、それはそれで配布したと言うのであれば配布したと理解しますけれども、では、そうであれば必ずしもこのクオカード、要するに10枚といったら200円ですよ。270円ですか、大きい袋。私の中では10枚で230円とか270円なのかと思うのですけれども、大でね。クオカードは500円ですよ。そこにも金額の差とかがありますので、必ずしもクオカードではなくて、同じような条件でごみ袋を支給してもいいのではないかと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第36号、一般会計補正予算の24ページ、4款衛生費、2項清掃費の、今の新垣 修議員と多少関連すると思

ますが、中城村指定ごみ袋全戸配布委託事業（コロナ交付金）で871万6,000円が減額補正されています。前議会ではこれを計上して議論が交わされました。その中でも最初課長は郵送を検討しているということだったのですけれども、議会からは自治会を介して住民に届けたほうが地域活動にも役立つし、またコロナ交付金を有効に活用して、自治会等の財源にも寄与するのではないかと提案があって、村長はこの件は預らせてくださいということで前議会では収まったと思いますが、私もそれは期待していたのです。自治会活動は今コロナでやはり事業が停滞していて、やりたくてもやれないということがかなりありましたので、住民との顔を突き合わせるという機会も失われてしまって、高齢者にとっては空白の3年間があって、公民館に顔を出せる機会をこういったときにつくりながら融和を深めるというメリットも生まれてくるだろうという、私もずっと期待をしていて話を聞いていたのですけれども、残念ながら今見ていると事務委託者を活用しないでこのごみ袋配布が行われるという、当初の計上した経過と削減に至った経緯を説明していただけますか。

そしてあと一点は33ページの10款教育費の中学校費、学校建設費、中学校は移転するというのを念頭に置いて、これも様々な議論が交わされてきて、まだ本決まりではないけれども、とりあえず耐力度調査等の結果を見て判断していきたいということではあったのですが、このように財源の組替え等いろいろと行われておりますので、ほぼほぼ移転計画は推進する決断の方向が決まったということで理解してよろしいでしょうか。この2点をお伺いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの24ページ、12節の質疑について住民生活課でお答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、去る臨時議会

で委託料として中城村指定ごみ袋全戸配布業務委託ということでコロナ交付金を活用して郵便局に委託し、配達するというで補正を計上させていただきました。その中で配布方法について議会の中でもかなり議論がありまして、村としてもこの配布方法については経費面でもかなり高額な予算になっておりまして、この配布方法を何とか、物価高騰に伴う還元という趣旨がございますので、還元できるような方法がないかどうかということを検討しました結果、先ほど説明したとおり当初予定していた郵便配達というのを取り止めて、直接配布する方法で対応していきたいということで考えております。

配布方法、先ほど基本役場でということで御説明しましたけれども、反響があるということと、あとこれは住民生活課でマイナンバーカードを取り扱っているところもありまして、このごみ袋を取りに来られる方がもしマイナンバーカードを作られていないということであれば、そのごみ袋を配布すると同時に、またそこでマイナンバーカードの普及促進に向けて対応していきたいということもありまして、その中でまた質疑の中で各公民館、今既に出張申請もしておりますが、その辺のところは状況を見ながら各公民館でも、役場に来られない方々も高齢者の方もおりますので、公民館にあたりにも出張申請に行きながら、ごみ袋を配布すると同時に、もしマイナンバーカードをお作りになられていないのであれば、そこでまたマイナンバーカードの普及促進も図ってきたいということでの経緯で今回の補正減に至ったということでございます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では御質疑にお答えいたします。

中城中学校の移転事業につきましては、教育委員会としても移転をしていく事業が最も有効であると考えています。これまでも各議会にお

いても説明してきましたが、現在耐力度調査の結果については耐力度がないということで県に審査を依頼しております。まだ結果は出ておりませんが、事務局としては文科省の補助事業については該当すると考えています。それに伴い、今後中学校の移転の事業を進めていく上で中学校の建設事業におきましては、またPFI事業を活用していく方法を考えております。この事業を実施するためには用地の取得が事前に必要となりますので、用地取得を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 指定ごみ袋の全戸配布委託事業については、減額補正した経緯というのは今課長からありました。そもそもですけども、このマイナンバーカードとごみ袋の配布というのは全然違う話ですよ。たまたま課が一つだったというのと、都合よく抱き合わせをしてマイナンバーカードの申請時にごみ袋をついでにあげちゃおうというぐらいの発想で恐らくきたのではないかと私は思っているんで、本来は全然別の事業というか、そういうことだったと思うのです。ごみ袋にしてもごみ袋が値上げするから、物価高騰が今世の中続いていきますよね。せめてもの負担を軽減しようということで、コロナ交付金でこのごみ袋を作って全戸に配布していく。そのときの配布方法についてもコロナ交付金を活用できるということだったので、せめてこのような財源があるのだったら何とか地域の自治会を潤す方法ができるのではないかとということが議会側から提案があったと思うのです。これはほとんど無視されて、公民館だけをただ使いするような形で配布するというのも、それも都合がよすぎるのではないかと私は思っているのです。公民館はただで使うのはなくて、やはりそこに何とか地域活動に生かすようなお金で、地域にお金を落としてあげる。自治会活動を頑張ってもらいたいというような

思いも込めて、そういったコロナ交付金があるという環境があれば、やはり有効にこの辺を、頭を使ってほしかったなと思います。会計年度任用職員を採用するだけでなく、やはり地域に還元していくということになぜ重きを置き切れないのかというのがちょっとショックなのです。そういったところから、私もこのマイナンバーカードを作る上においてクオカードを進呈するというのも不平等感が非常に生じているのではないかと思います。

かつて下水道の接続のときにも、最初に接続した人たちは全部自費で接続をして村に協力してきたのです。何年か後に途中から補助金という制度が始まってきて、後から作った人たちが得している。こういう事態が今起きているのです。これを見ても、ちょっと違う次元ではありますけれども、先にマイナンバーカードを申請した人たちがメリットをもらわないで、後からやった人たちがいろんなメリットをもらったりとか、あるいはまた自治会がしっかりと地域活動で何とか生かせる予算に使えると思いついていたのに削減されるという思いというのは何なのかと思います。

改めてまた中城村事務委託要綱というのを私は見てみたのですけれども、その中でも環境・保健衛生に関することというのと、その他村長が必要と認める事項に関することということでありますので、ぜひ事務委託者、あるいは自治会、有効に活用して、有効にこのお金が活動費に回せるのであったら地域活動に生かしていくという考え方は思い浮かばなかったのかなのか。その辺課長の考え方を聞いてみたいと思いますので、お答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

配達方法、配布方法については我々のほうでも検討はいたしました。内容としましては、先

ほど御指摘の自治会にもそのことについての御依頼というか声かけ、お話はしたのですが、ほぼ自治会のほうから事務委託者会議でこの説明をし伺ったところ、その配布についてはかなり重労働の部分もあるということで、自治会からはほぼそれについてはお受けできないというようなことでお返事がありましたので、それで今回の役場で会計年度任用職員を採用して直接配布するというような方法に至ったということでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 一部の事務委託者からこういった声が上がったかもしれませんが、何も重労働ではありませんよ。公民館に置いて、マイク放送をして取りに来るように言えば、みんな取りに来ますよ。取りに来られない方もいらっしゃるかもしれませんが、期間を決めてやれば、そんなに重労働のものではないと私は思っています。最近はないかもしれませんが、以前はサトウキビの肥料とかそういったのも公民館に取りに来ると。あれはもっと重いですよ。30キロぐらいあった時代に、一輪車持ってみんな取りに来るのです。ああいうふうには地域の皆さんはこういうふうには頂けるものですから、やはりマイク放送をちゃんとやれば公民館に集って顔見せをして、いろんなコミュニケーションを交わすことによって安否確認とか、そういった近況を見ることもできるというのは、頭の中で役場の職員は想像できるのではないかと思います。これを一部の事務委託者が難儀だから拒否したということで、「ああ、そうですか」と引き下がるというのも私はちょっと腑に落ちないし、先ほども言いましたように一々問う必要はないと思います。事務委託者として契約している以上は環境・保健衛生に関する事、そしてその他村長が必要と認める事項に関する事と書いてあるわけですから、問う必要はありませんよ。やりなさいというふ

うに言えばできる話なのです。しかもこういうような業務委託に対する予算が、また上積みして地域活動に生かせるということも検討できますよということをちゃんと説明すれば納得いただけるのではないかと思います。私たちは大いに期待していたのですけれども、これが削減されるということで非常に残念でならないです。この辺についても一度聞きたいと思います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、役場としても当初の郵便での配達についてかなり高額ということもありまして、そして郵便局の配達だけでなく、先ほど言った自治会長さんにも、シルバー人材センターのほうにもそういう伺いを立てはしましたけれども、そういったことでお断りされたということがございまして、今回の配布方法に至ったということでございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時25分）

~~~~~

再 開（11時28分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それから議案第36号について質疑をいたします。

まず27ページ、1目の水産振興費ですけれども、これの18節軽石被害緊急支援事業補助金44万1,000円です。それについて説明の中では漁民10人に対して補助を行うという話であったのですけれども、これはもう少し詳細を教えてください。

2点目に33ページ、先ほどから話のある10款の学校建設費ですけれども、これが特定財源で1億4,970万円と、これは地方債です。そして国・県支出金の1億5,088万2,000円、これが説

明の中では就業施設の補助金と聞いているのですけれども、その内容を教えていただきたいと思います。

3点目に35ページ、これの社会教育総務費の中の12節委託料、これは大城立裕氏の銅像建立除幕式の委託料として29万8,000円あるのですけれども、これの建立場所、そして日程の詳細を伺いたいと思います。以上3点お願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 それでは大城議員御質疑の27ページ、軽石被害緊急支援事業について説明いたします。

今回の事業に関しましては県の事業で、県の2分の1、村の2分の1という補助金で燃料費の使用料についての補助金でございます。こちらに関しては漁業者に所属する団体の中で、直近3年間の水揚げ金額等とか一定の条件もありまして、さらに過去3年間の比率が令和3年10月から今年の9月までとして、その燃料費の、20%以上減少して、その部分を補填しようということで支所のほうに投げてそういった人数を把握して、数値を出して県との調整をした結果、先ほどお話ありました10人の漁業者が対象となりまして、合計としましてこの補正の金額となっております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは33ページの財源についてお答えします。

今回補正しております財源内訳の国庫支出金については、沖縄振興特別推進交付金が事業として認められ、商業施設を誘致するために中学校を移転するというところで、その移転先の用地購入について認められましたので、今回交付されています金額を補正して、その国庫支出金を減額し、残りの分について起債が該当します。起債の金額についても国庫の歳入を計算し、対象となる金額を補正減しております。以上です。



○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。  
○生涯学習課長 渡久地 真 それでは35ページの社会教育総務費の委託料に関連してですが、大城立裕氏の銅像建立場所に関しましては御子息お二人と、あと親類の方お一人、合計3名来ていただいて御意見を伺いまして、私たちが用意した幾つかの場所を検討していただいて、場所に関しましては護佐丸歴史資料図書館の駐車場側の吉の浦線側に丸いベンチがあるのですが、そのすぐ隣接した場所に設置する予定です。設置する時期に関しましては、11月3日文化の日にできるだけ合わせて建立して除幕式を行いたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 27ページからです。直近3年間の20%ということで、これは燃料費だけの10名分ということでよろしいのか。それとも、そのほかに何か付け加えたとかそういうものは何もないと。多分今、正組合員は18名いると思いますが、その残りの方々は全然該当もしなかったということで考えてよろしいのか。お願いします。

それから33ページ、商業施設の、これは一括交付金を利用できたということで、これは大変いいことだと思っているので。ではその補助金をもらったら、この商業施設に行く行くは必ず造らないといけないという状況になるのか。その当時、またこれから五、六年先のことを考えて変更があった場合には、それはまた返却しないといけないのか。そのあたりお願いします。

あと大城立裕さんの件は今聞きましたので、それでよろしいです。では、あと2点お願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

今議員のおっしゃるとおり基本的にはこの10

人で、残りの方とはというお話もございますが、今回把握している部分はこの部分ということと、また基本的には補助事業、県の事業ではございますが、直近3年間の水揚げの量と燃料費の領収証等とか、いろいろな書類を完備していることとかそういったところもございまして、さらに軽石被害に対する今回の補助でありますので、その部分の売上高が20%以下になった人が対象ということで、あくまでも限られてきたところもありましたので、今回はこの金額で、これだけの人数の補助をさせていただきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

今回商業施設を誘致するという事で、やはりこれまで下地区における商業施設がないということでの課題もあり、今後その課題を解決するために商業施設を必ず誘致していくということで、また住民ニーズ、また事業者のニーズも調査でありましたので可能であろうと思っておりますので、事業は進めていきたいと思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは前々から議会で言っているのですけれども、やはり軽石被害というのは自然災害で大変漁港の方々も苦勞しているということを踏まえると、やはり私は前から言っているとおり生活支援金も少しは、二、三万円でもあげたほうがいいのではないかと考えていたのですけれども、それはまた行く行く担当課、それから村とも協議して、何かできることはないかということをはっきり整えていただきたいと思います。

商業施設の件についてはこれからニーズもあるということですので、しっかりと対応・計画、そして村民が納得するような形でぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 25ページ、農業振興費です。18目の負担金補助及び交付金というところの肥料価格高騰緊急支援事業補助金というのが187万円ありますけれども、今農家の方々は肥料等も相当上がって大変という話もよく聞きますが、これはどのような方々に、どのような方法で補助金を払われるのか伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

基本的には全農家を対象にしながら、今回の肥料高騰に関しましては国・県・村を含め、国が7割、県・市町村で1.5・1.5、70%・15%・15%という割合で、県におかれましては実際今のところまだ確定はしておりませんが、出荷団体、例えばJAとかであったり、その辺を通して申請する部分、村分に関しては基本的に今のところは村の窓口でやる部分と、これからJAを含め、また太陽の花という出荷団体等も調整しながら、この高騰した部分に対する補助をやっていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 お願いします。27ページの水産振興費の漁業組合育成補助金で72万9,000円、巻揚げ機の補助とお伺いしましたけれども、現在使われていなくて漁民は大変難儀しております。これはいつ頃対応して直していただけるのか教えてください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

本議会で可決後、すぐに対応したいと考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では可決後すぐに、早めの対応をお願いします。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 お願いします。19ページ、今回補正が出ていますけれども、今課長の説明では9月にいろいろ制度延長の通知も来たということで、これが12月まで制度を延長という説明ですけれども、この予算と12月までの執行の内容をもう一度教えてほしい。12月まで制度を延長しましたよね。それと今回のクオカード等のやり方についてのつながりを、もう一度説明をお願いしたいと思います。

あと25ページの14節の工事請負費の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは19ページの御質疑について住民生活課のほうでお答えいたします。

先ほどの説明と重複しますが、マイナンバーカードの普及促進ということで国は令和4年9月末までに申請した方に対して、来年の2月までに申請すれば最大2万円のマイナポイントの付与ができますということで、それを強力に進めるという、取得に向けて国のほうに取り組んでいるところですが、この申請締切りが9月から12月末に延長されたということでございますので、そのまま引き続き12月末までに申請された方についても2月まで最大2万円のポイントが付与されますということでございます。

クオカードについては、その延長がされたことによって予算措置をしますが、マイナポイントの第2弾の終了時ということで今考えているところでございますが、その辺は見極めて判断していきたいということで考えております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛

昌 お答えいたします。

今回の工事費の補正につきましては、当初予算より基準単価の入替えとか労務費を含めたその部分がありまして、今回は3路線を予定しておりますが、どうしても必要ということで、一部委託費の入札残プラス、あと県からの追加の予算もつくということになりましたので、今回その部分を補正して工事費のほうに増額させていただいております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 それでは終了後にこのクオカードの、この予算を使っていこうと。これは今の段階では10月からの予算の見積りでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 はい、そのとおりでございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 では議案第36号について質疑いたします。

25ページ、6款農林水産業費、18節の負担金補助及び交付金、中城村廃プラスチック適正処理対策協議会補助金74万5,000円の内容についてお聞きします。

それとその下のほう、先ほど玉那覇議員からもありましたけれども肥料価格高騰緊急支援事業補助金、これについてこの緊急補助金、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻前に比べて増えているのか。それとも、ほぼ同じような補助金なのか。その辺お願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

まず中城村廃プラスチック適正処理対策協議会補助金につきましては、大変申し訳ございませんが年度当初で委託費からの組替えになって

おりまして、当初で補助金に計上すべき委託料、以前までが委託料でしたので、その辺の組替えでございますので、事業に関しましてはこれまでどおり農家から年2回搬入という形で実施させていただきます。肥料価格の部分に関しましては、この価格高騰分、議員おっしゃったようにウクライナをはじめいろいろな燃料費の高騰を含めた肥料、またその他農薬等もあるかと思うのですが、その部分に対する価格高騰景気対策等を含めた部分の支援策としての交付金を活用しての事業でございます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この廃プラスチックに関しては、以前は吉の浦の駐車場に農家が持ってきて、役場職員の立会いで業者に持ってもらうという形でしたけれども、現在は農家独自でその業者に持っていくような形になっていると思いますが、そのようなことでこれからこの廃プラスチックに関して料金が発生しないかという農家の話もありますけれども、その辺はどうですか。

それと緊急支援事業補助金、これに関してです。先ほど課長もおっしゃいましたけれども、今ロシアのウクライナ侵攻や円安で大変肥料価格も高騰し、農家は大変困っております。それで農家の生活を安定させるために、この補助金、交付金、もっとも農家に還元できるような予算を組んでもらいたいけれども、その辺もよろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

恐らく2年ほど前までは吉の浦会館の駐車場でコンテナを置いての回収だったかと思います。そこに職員もずっと張りついてやっていたところと、今回この廃プラの協議会をつくって、JAを含めた出荷団体にも一定の負担分を出して

もらおうとか、その辺もありまして委託先を探しながら、入札ではないのですが見積りを受けて、コンテナをずっと置いたままというよりも、やはり農家の一定の負担はあるかと思うのですが、直接搬入することでそれだけの料金が抑えられてくるというところもございまして、今回協議会を結成し、補助金という形にして直接搬入という形にさせていただいておりますので御理解いただきたいと思います。

物価高騰等を含めた部分につきましては、前回の臨時議会でもLEDの補助であったりとかビニールシート、ハウスとかそういった補助も前回で既に計上はさせていただいて、今回が第2弾ではございます。議員御指摘のとおり今後もどれだけの農家の支援ができるか、やはり出荷団体を含めた農業者団体等の声をしっかり聞きながら対応していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 では議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算について質疑いたします。

まず1点目が11ページです。11ページの一般寄附金とあるのですけれども、これは説明の中では備品を購入してほしいという要望があったということなのですけれども、その備品というのは決まっているのかどうか、お尋ねいたします。

続いて17ページの2款1項8目、10目、11目ですけれども、それぞれの積立金の使い道というか、充当できる内容が決まっているのか、それを伺います。

次に19ページです。私もまたクオカードの件ですけれども、先ほどから何人かの議員が質疑をしていますが、私は質疑というよりも確認でお願いしたいのですけれども、これまでこのクオカードは、マイナンバーカードの終了期間が9月いっぱい、それが12月いっぱいにマイナンバーカードの期間が延びたということで、それ

でクオカードを10月からなのか、配布する予定だったのが12月まで延長されたことで、その後にマイナポイントがもらえない方に対してのクオカードの配布でいいのかというのを一つだけ確認です。

続きまして24ページです。これはまたごみ袋の件になるのですけれども、871万6,000円の減ですが、この870万円は返金するのですか。それとも何か予備費に持っているのかどうか。今後このコロナ禍関連で使うことができるのかというのを伺います。課長、ごみ袋の件までは大丈夫ですか。

次ですけれども、その下の備品購入費、監視カメラ2台を購入ということなのですけれども、この監視カメラの設置場所は決まっているのかどうか。

最後ですが25ページ、これは先ほども質疑があったのですけれども肥料価格高騰緊急支援事業補助金、これはキビとか花卉、果樹の資金事業だと思うのですが、これは多分農林水産省の予算なのかなと思います、そうでしょうか。それは前年度と今年度のこの差額、高騰した差額の約7割が支援になるのかと思いますが、それを国・県・村がやるということですが、全額ではなくて7割なのか。この財源はどうなっているのか。これはたしか7月に閣議決定した農林水産省の予算の事業なのかどうか。それは昨年と今年度の肥料の価格の差額でもって、その差額の7割が支援されるということなのですけれども、7割ではなくて村がそのうちの3割をまた補助することができないかということです。以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほど一般の方からの寄附金30万円の使い道について御説明いたします。

こちらは寄附をした方が子育てとか保育園関係のところを使ってほしいという意向がありま

したので、こちらはこども課で保育施設のほうにどういふものが今必要かと聞いたところ、手洗いマットとシュレッダーとテプラという回答がありましたので、そちらをこの22ページの消耗品と、あと備品のところに計上しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは19ページの10節のクオカードについての御質疑ではなくて御確認ということでおっしゃっていますので、議員のおっしゃるとおりでございます。

クオカードの配布については、先ほども言いましたように12月まで延長されましたので、その年明けの終了した時点で配布していきたいということで考えています。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは17ページ、チバリヨ一中城ごさまる応援基金と人材育成基金についてお答えします。

チバリヨ一中城ごさまる応援基金についてはふるさと納税の寄附による基金となっております、使い道として中城城跡の保存活用、そして子供たちの健全育成・教育環境整備、もう一つが村長におまかせということで3つの寄附に対する事業を実施することができます。

そして人材育成基金について、現在は児童生徒の派遣等、野球などの派遣や文化活動があれば、その派遣に現在は活用しております。

コロナ交付金の件についてですが、これまでも多くの事業をコロナ交付金で実施しております、今回減額している費用についても今後補正等で、国からも新たに交付金もありますので、それを含めてまた事業の実施は検討していきたいと考えています。以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは24ページの備品購入費、設置箇所についての御質疑にお答えいたします。

近年不法投棄が見受けられる箇所を特定し、設置したいと考えております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

比嘉麻乃議員がおっしゃるようはこちらに関しては農水省の事業でございます、先ほど少し誤解があったかもしれませんが、この7割というのが国が負担して、残りの3割部分について村が持てないかという御質疑かと思いますが、その3割を県と中城村ということで1.5・1.5、その残りの3割をここで負担していくという予算計上が、この187万円ということになっております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 まず1点目の寄附金の件ですけれども、子供のために使ってほしいということだったので、購入後はしっかり寄附をされた方へどういうものを買いましたよと、されるとは思いますが、そういう対応もよろしくお願いいたします。

あと基金の件は残高も聞いたのですけれども、いいです。後でまた……、大丈夫ですか。今分かりますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 すみません、先ほど答弁漏れでありました。

現在積立て後の残高として、チバリヨ一中城ごさまる応援基金が3億572万6,000円、人材育成基金が1,715万9,000円となります。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

次に、新垣 修議員から提出されました修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ちょっと教えてくだ

さい。

今回、修正動議は歳出の部が減ということで出ているのですけれども、この歳出については歳入の関連があると思うのです。ですから、この場合は歳入も歳出も同時に出すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（12時03分）

~~~~~

再 開（12時04分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 この歳出自体が補助金対象の項目で、補助金が来るのに予備費に入れるというのが一般的にいいのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 不用というふうに考えますので、予備費のほうにということで考えております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 再度ですけれども、やはり関連する予算ですので、当然補助金という歳入があって歳出が組まれているのだったら、その補助金の申請する場所も今は削るべきではないかと思うのです。これを使わないのだったら補助金の申請はできないわけですよ。ですから当然歳入と歳出はセットにした表現を、単費でしたらですよ。村の単費でしたら、すぐこれだけでオーケーだと思うのですが、表現の仕方は。ですからちょっと理解していなかったかもしれないですけれども、以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（12時06分）

~~~~~

再 開（12時13分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 本案って原案ですよ。

○議長 伊佐則勝 原案です。新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは本案に対して反対の立場で討論させていただきます。

提案理由でも述べましたけれども、今回このクオカードの作成購入費に関しましては、12月いっぱいまで基本的にはマイナンバーカードの延長がありますので、先ほど何か課長のほうから、12月以降からクオカードを配布するような話もありますけれども、実際マイナンバーカードを作るのと、このマイナポイントというのは全然別物。これは村がカードを作った人にポイントをあげるのではなくて、それは総務省、あるいはデジタル庁、そういったいろんな意味合いでポイントを還元しようという制度をただ国が施策しただけであって、それに対して行政側はどうしてもマイナンバーカードを作るに当たって、行政の効率化を図りたいということで促進するのは私も理解しております。ただ、どうしても促進するに当たって、そのカードを作る住民が同じような立場で公平に作るべきだと思っています。何度もその話をしていますけれども、先に作ったものに関してはそれなりの商品を提供したというふうに思っていますけれども、その商品の価値が一緒であれば今回の修正動議を出すことはなかったのですけれども、どうしても進呈する商品価値が違うものですから、そこに先に作った者、後に作った者の不公平感があるということで今回の原案に対して反対し、また12月まで延長なされたということは12月の議会で再度この内容を検討なされて提案してもいいのではないのかと。今日の新聞報道にもありましたように、デジタル庁はマイナンバーカードの取得率についても各自治体への交

付率も考慮するという、要は政府そのもの自体がマイナンバーカードに対しての普及率とか、それからいろんな中身がまだまだ決まっていない状況です。それで今この予算を使うよりは一旦考え方を少し置いて、12月に新たな加入促進の案を作っていただいでやってもいいのではないのかということで反対しております。

何よりも一番は、住民が同じように平等に配布するものを、あるいは配布金、あるいは進呈するものを平等に配布されるような予算を組んでほしいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 次に、本案に賛成者の発言を許します。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 原案に賛成の立場で討論します。

今回の補正予算においては、もう既に議会招集が9月22日の文書でもって招集されております。担当課のほうではその後、制度の延長の確認をしたということもあって、確かに12月までは延長されるわけですから、この補正のクオカードの配布とかそういうのはやらなくても済むかもしれませんが、当初の村のマイナンバーカードの推進のためにはクオカードを発行してでも進めていきたいという意気込みがあるので、12月以降にさらに制度が延びれば非常に幸いです。延びなかったら、これでもやっていくという村の姿勢をしっかり受け止めて、原案に賛成です。

○議長 伊佐則勝 続いて、原案に対する反対者の発言を許します。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 原案に対して反対の立場で討論いたします。

このマイナンバーカードの消耗品に対しては、確かに今、議案が出てから国からの修正があって延長したということですがけれども、その点について、これは12月末まで延びたということで

すが、この原案が可決された場合、国の対応がさらに来年の3月まで延びた場合、ではその予算はどうするのですか。さらに延びていくのかと。先ほど修議員が言ったとおり一旦は予備費に回し、それから12月に近づいて、これはどうしても必要だなという段階で我々は12月議会でも審議をして、必要だということであれば再計上していただいで、そこで判断するというのが私は最良のものだと思っているので、原案には反対でございます。

○議長 伊佐則勝 次に、原案に対して賛成者の発言を許します。

桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 原案に対しての賛成の発言をいたします。

先ほど課長の説明では拙い説明かと思われましたが、このクオカードに関しては12月まで国の対応が延びたということで、実際クオカードを使用するのは12月過ぎてからですよね。年を越してからです。それと経理とかそういったときには収入、支出は常に相対するもので、今回クオカードの79万7,000円ですか、これを廃止にした場合には補助金も同額減っていくかと私は理解しております。ですからクオカードが発生する分というのは国の制度が終わって後に実際使うと言っているのですから、補助金として79万7,000円は認められるということで入ってくるという判断をして、もし国の制度が延長してクオカードを使わなくてもいいような状況になれば、そこで初めて補助金は要らないですよという態度でもよろしいかと思えます。ですから、まず補助金は歳入の中に入れるという態度を取りまして、もしこれを予備費に入れた場合は、国の判断としては間違った使い方をしていくというふうにとられかねないかと私自身は危惧しておりますので、まず歳入に入れて、それからクオカードを実際使っていけるかいか。国の対応が延びていくのであれば、この

クオカードを実際使わないで補助金を返却するというのでよろしいのではないかと思います。それで賛成の立場であります。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（12時25分）

~~~~~

再 開（12時25分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第5号）のただいま議論になっています件について、反対の立場で討論いたします。

マイナポイントが延長されたというのを議会が開かれる前に知り得ているわけですから、課長も認めていますので、やはり勇気を持ってここは削減に応じて私はいいいのではないかと思いますし、修議員からもありましたように不公平感をとても感じておりますので、やはり住民に対しては公平に扱うというのが原理原則だと私は思いますので、この原案に対しては反対という立場で討論いたします。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで討論を終わります。

続いて、新垣 修議員からの修正案に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

まず本案に対する新垣 修議員外1名から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長 伊佐則勝 「起立少数」です。したがって、新垣 修議員から提出された修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第5号）について賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 伊佐則勝 「起立多数」です。したがって、議案第36号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第5号）は可決されました。

休憩します。

休 憩（12時31分）

~~~~~

再 開（14時00分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第3 議案第37号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については9月29日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決し



ます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第38号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については9月29日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第39号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については9月29日に説明済みですので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(14時05分)

~~~~~

再開(14時09分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第40号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を

議題とします。

本案については9月29日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第41号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については9月29日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第42号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案については9月29日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは議案第42号について質疑します。

これだけの減額になったのが資料によると、杭がないということと解体の部分が少なくなったこと。杭も追加予算で出したはずですけども、どうしてこういう予算の設定になったのか、その説明をお願いできますか。入札のときに、杭はあるということで確認して入札に出したはずなのです。それで現状は杭がなしと。これは委託業務で予算を設定したはずですけども、どうしてなのか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

当初におきましては、旧庁舎の総務課等が入っている部分です。そこについては図面のほうが残っておりまして、その図面から杭が85本入っていると、そういうことがありました。そのため設計額におきまして85本の杭の部分がありましたけれども、実際解体工事を進めてみますと、その旧庁舎の中の総務課の入っている部分、そこにも実は杭がなかったということが判明しました。そのために減額になっていると、そういうことでございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 幾ら古くても、これは図面上設定すべきのはちゃんとやって、工事完了と同時にいろんな検査をしたはずですよ。そこも残ってなくて、そこを予算に入れたということですか。それは今までの経験上、ちゃんと保管しておくべきものをやってなかったということなのかと思って。杭を打ったという資料も、実際には図面にはあるけれども打たなかったと。そういうことがこれからあっていいのかと思って今質疑しています。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

旧庁舎の建築年月日が昭和48年頃でございます。設計当時の図面というのは存在してございましたけれども、竣工図が残っていなかったということがありました。そのために設計の段階より実際はなかった杭まで含んでいた、そういうことでございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 こういったことがこれからもまた入札とかで出てきましたら、業者もやはり利益を見込んでやりますので、ぜひなように徹底していただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（14時19分）

~~~~~

再開（14時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約の変更契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約の変更契約については原案のとおり可決されました。

日程第9 認定第1号 令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については9月29日に説明済みですので、これから質疑を行います。まず、歳入について質疑を行います。

休憩します。

休憩（14時23分）

~~~~~

再開（14時26分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を行います。歳出1款に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出2款に対する質疑はありませんか。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 質疑します。

74ページ、18節の自治会活動活性化補助金のほうが予定より申請がなくて不用額が出ているということで不用額の説明がありましたけれども、なぜ不用額になるような状況になったかを説明いただけますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

自治会活動活性化補助金につきましては、当初予算におきまして7団体を想定して350万円予算措置しております。令和3年度につきましては5団体の申請にとどまったために、今回不用額が生じております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 せっかく7団体ということで割当という形で予定していたと思いますが、各自治会においては活動資金が少ない状況の中で補助金が受けられなかったというのは非常に残念だと思うのです。こういう場合は、また次年度に申請したらもらえるのかどうか。もう一つは、次年度もこのような状況が起こるのかどうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現段階で次年度のことはよく分かりませんが、村のほうで申請をストップしているということではなくて各自治会が申請をしていな

いという状況ですので、村が今年度はどの自治会ですということ割当てているわけでもございませぬので、当然次年度につきましては申請があれば審査の対象にはなってくるものだと考えております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 申請がなかったからいいというような答弁にしか聞こえないと思います。そうではなくて、村がわざわざこういうふう予算をつくってあるんだから、それを当局として執行するという、しっかりした前向きな意思を持っていなければ、自治会からなかったからいいやというのではなくて、ちゃんと予算を取ったらそれを100%執行するんだと。例えばこの予算が今年限りだったらいいけれども、これは毎年7団体ずつやるわけですよ、予定は。ですから、もっと申請しやすいような状況をつくるべきだったと思います。もう一点は自治会のほうからも自治会長からも情報として聞いたのですが、申請のハードルを上げてあると。いかにも何か申請しにくいような状況になっているなど、私も聞いて思ったのです。必ずこうですよ、ああですよ。2分の1はこういうの、2分の1はこういうのと、これじゃないと駄目ですよみたいに言って、それで各字が申請しにくくなっているということも受けているわけですよ。そういうところも制度としては別にいいけれども、でもちゃんと指導しながら受けるようにやってほしい。以上。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

歳出第3款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは3款について質疑をいたします。

90ページ、お願いします。これの役務費のほうです。11節になるのですけれども、その中に

行旅死亡人等取扱手数料で23万6,000円入っているのですが、これは近年全然なかったものですか、これがどういう状況で発生したのか。その状況の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

そうですね、本当に十何年ぶりに発生した案件で、このケースはハートライフ病院のほうに入院されている方が亡くなりました。亡くなった死亡地の市町村が火葬を担当するということで沖縄県の要綱で定められておまして、そのためこの人の居住地は村内ではないのですけれども、中城村の住所の医療機関で亡くなったということで、うちのほうで身元の確認とか火葬とか遺留品の処分とか、そういったことをやらないといけないということが発生しました。この方においては、今火葬の費用としてはこちらのほうに上げている部分になります。決算としては。今現在、身元の確認が取れまして、家族のほうに遺骨の引取りのことにについて交渉しているのですけれども、相続放棄の手続きを家族が取られているということで、今やり取りをしている最中です。残っていた遺留品の一部は売却をして、今歳入で歳計外に受け入れてはいるのですが、それを火葬費に充てた上で残った足りない分を、また県の補助金の申請をこれから行うという状況になっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 23万円出してはいるのですが県の補助とか、それからこれは軽自動車でしたか、売却ということになっているはずですので、だから村としての持ち出しは結局ゼロになるという判断でよろしいのかな。

それともう一点は、この家族が相続放棄ということですが、それについては例えばこの遺骨とかそういうものがどういう状況なのか。家族が引き取るのか。あるいはまた、そのままどこかの寺に預けていくのか。その2点お願い

します。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

村の負担が今幾らになるのかというのは、すみません、手元に要綱がないので、県の条件額がたしか火葬費にあったと思われるので、若干単費が発生する可能性は残っております。

遺骨に関しては、今村の共同のお墓のほうで安置をしている状態ではありますが、御家族の引き取りがない場合にはそのまま共同墓のほうで管理をしていくという見込みにはなるかと思っています。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

歳出4款に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出5款に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出6款に対する質疑はありませんか。

歳出6款につきましては、石原昌雄議員は常任委員会は建設のほうですか。6款については、建設常任委員会の所属議員は質疑ができないことになっております。ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出7款に対する質疑はありませんか。

休憩します。

休憩(14時39分)

~~~~~

再開(14時41分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出8款に対する質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出9款に対する質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出10款に対する質疑はありますか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは資料の中から不用額があるのですけれども、不用額の説明です。その中で13ページになるのですが、10款教育費、8節旅費です。その中でPFI事業の事業者選定委員会の委員、これは本土からPFI専門の方がということであるのですが、その旅費23万1,000円が不用になったためということがあるので、これがどういう状況で不用になったのかどうか。

それが1点目と、2点目に17ページ、これは16節の公有財産購入費、これがペリーの旗立岩付近の土地改良費が、相続問題で2筆が買上げ不調に終わったということですので、これはもうこれで終わるのか。白紙に戻して、あるいはまた新たに財源を確保してまたチャレンジするのか。その2点お願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質疑にお答えいたします。

PFI事業の23万1,000円の不用額について説明いたします。PFI事業を去年進めていく上で、事業者選定基準や募集要項などの事業者選定に関する書類の検討を行うことが必要なため、その委員会を開催する予定でした。その委

員として、本土においてPFI事業の実績のある方を委員として迎えるために、旅費を昨年度の9月補正予算のほうで23万1,000円計上して認めていただきました。ですが、この事業を進めていく上で、当初3校で学校建設を行うことで進めておりましたが、その計画を変更することが想定されたため、令和3年度においてはその委員会を開催することができませんでした。そのための旅費の不用額となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 ペリーの旗立岩付近の土地買上げの不用額に関してですが、お答えいたします。

年度末ぎりぎりではあったのですが、順調にいていたのですが、この相続問題でぎりぎりできなくて、これに関しましては一応文化庁補助事業なのですが、今後はこちらと交渉しまして買上げに向けて事業を進めさせていただきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 1点目ですね、最初は小学校・中学校3校同時にという話だったので、中学校が若干遅れるということ、中学校が抜けたものだから、その専門的な方を呼ばなくてもいいというふうに考えてよろしいのか。

あと旗立岩のほうです。これはこれからもやりたいということですので、その間のペリーの旗立岩周辺の維持管理というのはどのような状況になるのか。そこをお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

確かに中学校建設が懸念されたため、委員会を開催することができませんでした。その開催はできなかったために、呼べなかったために不用額として上がっております。令和4年度にお

きましては、実際に1回選定を行っております。順調に事業のほうは進めております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 ペリーの旗立岩周辺の管理に関してですが、私ども作業員さんを毎年五、六か月間雇用しているのですが、その間で不定期的ではあるのですが何度か草刈りを行っている状況です。何かそういった予算、人を回せない場合は都市建設課とかに草刈りをお願いすることもございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 学校のほうは順調に進んでいけば別に何だこうだ言うあれではないのですけれども、しっかりと順調に進めていってください。

旗立岩のほうは相続問題で、やはりこれは家族のいろいろな状況があると思いますが、ぜひ善処してしっかりと考えた部分については買うことができるようにしっかりやっていってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 10款の教育総務費、18節事務局費です。中城村学力向上対策推進委員会補助金が38万円、不用額が出ていると思いますが、たしか親子平和学習支援事業で100万円組んだと思いますが、執行できなかった原因というのを説明願えますか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時50分）

~~~~~

再 開（14時50分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質疑にお答えいたします。

村学力向上対策推進委員会補助金の38万円の不用額につきましては、令和3年度においては

事業計画の中で学校教諭による平和学習事業を計画して計上しておりました。コロナ禍によりこの事業の実施ができなかったために、補助金につきましては、この部分は次年度に繰越しするのではなく返還していただくということで38万円を返還していただいて、その分が不用額となって上がっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 たしか理由そのものがコロナ禍だからこの補助金を計上したという経緯があったと思いますが、コロナだからやめたというのは理由が通らないのではないですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 学力推進協議会から予算計上していた中に、この平和学習事業が計上されておりました。村としてはその部分も含め全て補助金としては交付しておりますが、この感染対策を実施するためにその教諭たちの平和学習事業を実際実施できなかったために、この不用となった額については一旦村に返していただきたいということで、こちらに返していただいた額がそのまま満額、不用額として上がっています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 よろしいです。分かりました。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

歳出11款、12款、13款、14款は一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、認定第1号 令和3年度中城村
一般会計歳入歳出決算認定については、総務常
任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休 憩（14時54分）

~~~~~

再 開（15時10分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第10 認定第2号 令和3年度中城村国  
民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい  
てを議題とします。

本案については9月29日に説明済みです  
ので、これから質疑を行います。質疑はあり  
ませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となってお  
りませぬ認定第2号は、総務常任委員会に  
付託したいと思います。御異議ありません  
か。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第2号 令和3年度中城  
村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
については、総務常任委員会に付託するこ  
とに決定しました。

日程第11 認定第3号 令和3年度中城村  
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
についてを議題とします。

本案については9月29日に説明済み  
です。これから質疑を行います。質疑はあ  
りませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となってお  
りませぬ認定第3号は、総務常任委員会  
に付託したいと思います。御異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第3号 令和3年度中城  
村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定については、総務常任委員会に付託  
することに決定しました。

日程第12 認定第4号 令和3年度中城  
村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
認定についてを議題とします。

本案については9月29日に説明済み  
です。これから質疑を行います。質疑はあ  
りませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となってお  
りませぬ認定第4号は、建設常任委員会  
に付託したいと思います。御異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第4号 令和3年度中城  
村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
認定については、建設常任委員会に付託  
することに決定しました。

日程第13 認定第5号 令和3年度中城  
村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決  
算認定についてを議題とします。

本案については9月29日に説明済み  
です。これから質疑を行います。質疑はあ  
りませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となってお  
りませぬ認定第5号は、建設常任委員会  
に付託したいと思います。御異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第5号 令和3年度中城  
村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決  
算認定については、建設常任委員会に付  
託することに決



定しました。

日程第14 認定第6号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については9月29日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第6号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案については9月29日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第43号 令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案については9月29日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第43号 令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17 同意第4号 中城村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、4番桃原清議員の退場を求めます。

[4番 桃原 清議員の退場]

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは同意第4号 中城村監査委員の選任につき同意を求めることについて御提案申し上げます。

#### 同意第4号

中城村監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を中城村監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村  
氏 名 桃 原 清  
生年月日 昭和33年生

令和4年9月30日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

中城村監査委員 伊佐則勝氏の任期満了に伴い、中城村議会議長から推薦のある桃原清氏を中城村監査委員に選任するにあたり、議会の同意を求めるためである。

履歴書がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第4号 中城村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第4号 中城村監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

[4番 桃原 清議員の入場]

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (15時24分)





## 令和4年第9回中城村議会定例会（第4日目）

|                                |                 |                      |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和4年9月28日（水）    |                      |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和4年10月14日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 散 会             | 令和4年10月14日（午後3時06分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登                | 10 番                               | 比 嘉 麻 乃   |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護                | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清                | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則              | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市              | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修                | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝              | 16 番                               | 伊 佐 則 勝   |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 2 番                                | 玉那覇 登     |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保                | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典              | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治              | まちづくり推進課長                          | 金 城 勉     |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍                | 都市建設課長                             | 仲 村 盛 和   |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清                | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 欠 席                  | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也              | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳                | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |

議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは改めまして、おはようございます。議席番号10番、比嘉麻乃です。改選後初の一般質問となりますけれども、これからの4年間も村民の声をしっかりと村政に届け、そしてこの議会の場においては様々な提案ですとか、また要望なども行っていきますので三役の皆さん、そして課長の皆さん、これからは一緒にさらなるこの中城村の発展のため、そして福祉サービスの向上のために一緒に頑張っていってまいりましょう。これからはよろしくお願いいたします。それでは通告書に基づきまして、一般質問を行います。

大枠1、プレミアム商品券について。新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰で疲弊している村民や村内事業者の支援を目的に商品券事業を実施し、村民への生活支援や地域経済の活性化を図る考えはあるか伺います。

大枠2、重度心身障がい者医療費助成について。本村では重度心身障がい者（児）に対し、医療費の一部を助成しているが、今後さらなる保健の向上と福祉の増進を図るために以下のことを伺います。①対象者の等級は。②助成金の支払い方法は。

大枠3、街路灯の電気料金について。令和4年6月定例会の一般質問で「自治会が負担している電気料金を村が負担する考えはあるか。」という質問に対し、村長から「精査を含め真剣に検討させていただきます」と前向きな答弁をいただきましたが、その後の進捗について伺います。

大枠4、交番所設置について。令和4年5月

30日に村長自ら宜野湾警察署へ出向き、署長へ「中城村南上原地区における交番所の設置」についての要請書を提出しましたが、その時の手応えと現在の進捗について伺います。以上、答弁よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番が福祉課、大枠3番が都市建設課、大枠4番につきましては住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの大枠3番の街路灯の電気料金について、先ほど冒頭でも議員からございましたけれども、この議会の中でも6月議会で真剣に考えていきたいという答弁をさせていただきました。現在のところ3月の予算に向けて、我々の3月予算との兼ね合いもございませぬけれども、どの程度やっていけるのか。もちろん100%やれば一番いいのですが、そういうものも含めて、そして御承知のとおりほとんどがLED化されておりますので、どの程度軽減されて、その分に関しての負担をどうしていこうかも含めて今真剣に考えているところです。何らかの形は残していきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 おはようございます。それでは比嘉麻乃議員御質問の大枠1、プレミアム商品券についてお答えいたします。

令和4年度においては、商品券事業を実施する予定はございません。これまでプレミアム商品券事業につきましては平成27年度、令和元年度、令和3年度と3回実施しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは比嘉麻乃議員の大枠2についてお答えします。

まず①対象者の等級につきましては、本村の条例「中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例」の第2条に規定されております。「身体障害者手帳の1級又は2級に該当するもの」、「療育手帳の最重度、重度に該当するもの」となっております。

②についてです。助成金の支払い方法は、「医療機関窓口で受給者証を提示しての自動償還払い」と「窓口で支払った領収書を福祉課窓口で申請する償還払い」の二通りとなっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠3についてお答えいたします。

現在、自治会から提出していただいた電気料金を基に村管理、自治会管理の街路灯の台帳作成及び精査を行っております。今後の電気料金の見込額を算出し、新年度に向けて検討しているところでございます。以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠4①についてお答えします。

今般、宜野湾警察署長の人事異動に伴いまして、令和4年5月30日に改めて本村から「中城村南上原地区における交番所の設置」についての要請書を提出しました。人口増に伴う交通事故や犯罪、少年非行等、住民生活の安全を脅かす事態を危惧していることや事故等に対する迅速な対応、犯罪の未然防止とともに交番所設置による地域発展の必要性を要請し、提出しております。署長からは、県警内部でのヒアリング等を前向きに検討する。署長と村長が中・高の同期とのことで、和やかな雰囲気の中で執り行われました。10月6日に宜野湾署に出向き、警務課長から進捗状況について伺ったところ、去

る令和3年10月5日に村からの要請書及び中城村議会からの「南上原地区交番設置を求める請願書」の提出を受けて、宜野湾署から警察本部へ請願書の上申がなされたことで交渉のテーブルについている状況であり、既存警察施設の位置、管内人口の変動、治安情勢、近隣施設との統廃合等を総合的に勘案し、検討しているとの報告でございます。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 答弁ありがとうございました。それでは、また順を追って再質問をさせていただきます。

プレミアム商品券、現在は予定がないということですがけれども、ほかに住民のための支援というのはプレミアム商品券以外に何か考えているのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

今現在、これから第3弾目ですかね、国の補正予算等が交付されてくる予定で、その中でまたどういった住民に対する、例えば非課税世帯であったり高齢者であったり、いろんな方法があるかと思うのですが、産業振興課の中では事業所支援等をこれまでは3回実施してきたということで、以後に関してはやはりコロナを担当している課を含め庁内で新たに来る交付金について議論していった、交付についてこれから考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 まだ計画はなくて、これから考えていくということですがけれども、これまで本村はプレミアム商品券を何度か販売しているかと思うのですが、昨年12月にプレミアム付の商品券を販売いたしまして、そのときは5,000円分の商品券を4,000円での購入ということだったのですけれども、販売終了後、残



念なことに在庫が余ってしまったということで、また再び1月5日から、今度は村内外、誰でも購入可能としたしか販売をしていたと思いますが、その在庫が残った要因は何なのか。課長、お分かりでしたらお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

詳細な原因とか分析等は行っておりませんが想定されることとしては、例えば4,000円であれ2万円分という現金をお支払いして買わないといけないとかいろいろ、やはり買いたくても買えない方もいらっしゃるのかなど。課としての考え方で分析ではないのですが、そういったところも含め、あるのではないのかなど考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 課長、まさにそのとおりなんです。実は周りの人でも、4,000円さえ払うことができないという人がいたり、あと4,000円払ったとしても1,000円のプラスになるということで、もう少し還元してくれたら残ることはなかったのかとも思っているのですけれども、去年の商品券販売のときと比べましたら、もう1年たった今では、本当に1年前に比べますとコロナ禍の影響に加えましてウクライナ情勢による原油や、また物価の高騰で生活に困窮している世帯はまだまだ本当に多いと思うのです。それに追い打ちをかけるように10月から6,700品目の食品が値上げをしております。また、調査によりましたら家計負担は年間7万円の負担が増えるという試算がされているそうです。これから非課税の人たちの支援も出てくるのではないかと思います、その非課税以外の人でも今は大変な思いをしている方は多いと思います。今回はプレミアム商品の事業は考えていないということではあるのですけれども、私

は実はもし考えがあるのであれば商品券の販売ではなくて、今回は5,000円分の商品券を村民に配布してくれないかという再質問を行う予定ではあったのですが、商品券の販売は計画されていないということで、それはちょっと難しいのかなと思います。商品券でなくても、現金でもいいので支援をしていただけないかと思っております。

これから交付される地方創生臨時交付金はこれまでのコロナ禍対策に加え原油の価格、そして物価の高騰分がたしか含まれていると思いますが、それに充当する額と交付の内容がもし今決まっているようでしたら教えてください。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

議員おっしゃるように令和4年9月末に国において追加の交付が決定されています。今回はやはりコロナ禍における原油価格、物価の高騰など、総合の緊急対策として重点交付金ということでエネルギー、食料品価格などの物価の高騰、それに対する交付金ということで生活者の支援や事業者支援を主たる目的として交付されております。

金額のほうが、配分額が6,097万3,000円となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 今回はまた6,000万円余りのコロナ交付金が支給されたということですが、ではこれに対してまだ、これから計画をされるということでよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

現在各課においてこういった事業、今回の交付金で行える事業を精査、検討していただいていますので、それが上がってき次第、また内部で調整して、最終的にまた補正等で対応していきたいと考えています。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 これまで本村で本当にたくさんの支援をしていただいているので、前回交付されたものはもう全て使い切って、この6,000万円余りの交付金が入ってくるということですが、これから年末にかけて、やはり出費は増えてくると思うのです。なので物価の高騰だけでなく、また10月からは一部の75歳以上の高齢者の医療費が1割から2割へと負担が変わりました。今回、実は私が本当に要望しなかったのは70歳以上の方への何らかの支援ができないかをお願いしたいわけです。やはりこの方々にとっては、お孫さんに何かクリスマスプレゼントを買ってあげたい。また、おいしいものを食べてお正月を過ごしたいという方もいらっしゃると思いますので、大切なお金はあるのですが、ぜひ今度は70歳以上の方への支援をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは今度は大枠2番に移ります。今聞きましたけれども、重度心身障害者の医療費助成についてですが、助成金の支払い方法は自動償還払いか償還払いということですが、本村は現在、中学校卒業までこども医療費は窓口無料になっておりますが、その場合、ちょっと教えてほしいのですが、障害をお持ちのお子様の医療費は自動償還払いになるのでしょうか。それともこども医療費等の助成と同様に現物給付になるのでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今現在、こども医療費の条例において重度心身障害者医療費助成のほうを優先するという規定がございます、その両方に該当する方に関しては、まず基本的にこちらのほうで、重度心身障害者医療のほうで償還払いで対応するという流れとなっております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 現在のところ、中学生以下でありながら障害をお持ちの方は結局自動償還払いということで、窓口は無料にはなっていないということですが、ぜひこれは何か考えをして、障害をお持ちの方も同じように現物給付にさせていただければと思いますが、これはこども医療費助成のようにどうにか現物給付にできないのか、何か方法はないのか伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

こども課と調整して、条例の改正もすれば一番早いのですが、それまでの間どういう対応ができるか、今協議はしているところです。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ぜひ一日も早く条例を改正してでも、やはり障害をお持ちの方は風邪をひくと重症になりやすかったりもするので、同じようにこれは現物給付にするべきだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

今お子さんのことだったので、子供に限らず現在重度心身障害者の皆さんは既に助成はされているのですよね。自動償還払いではあるのですが助成はされているわけなので、成人者も現物給付導入というのはできないのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず障害のほうの重度償還払いがどのように設定されたのか、ちょっと経緯を調べてみたのですが、まず平成28年に県内11市と沖縄県で勉強会が開催されております。その後、平成29年度に沖縄県として自動償還払いのスケジュール、方針というのが示されました。村は平成30年8月に自動償還払いを導入しております。こちらは実際に、この自動償還払いをするにおいても国保連での審査支払いシステムの改修が必要になってきます。県から市町村に対し

ての補助金が一部あったのですけれども、こちらは医療機関のほうもやはりシステマ的に対応しないといけないというのもありまして、現在全ての医療機関が自動償還払いをやっているわけではございません。対応できるところは対応しているという状況がございますので、この現物給付化するという点に関して村単独でやるのはなかなか厳しい状況があるというのが現実でございます。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。なかなか難しいということですのでけれども、そのできない主な理由の一つに、県外のほうでは既に窓口無料化に取り組んでいる自治体もあるのですが、今回は本村も現物給付にできないかと思ったのです。私の知り合いの中にも障害をお持ちの方がいらっしやいまして、今は基礎年金で生活しながら少しのアルバイトでもって生活をしているのですが、どうしても病院の窓口の負担が苦しいということで、1回立て替えて1か月、2か月ぐらいたってまた戻ってくるのは戻ってくるのですけれども、やはり立替えが難しいという話を聞いております。そしてなかなか現物給付にできない理由の一つといたしまして県2分の1、村2分の1の補助金が村独自で現物給付にした場合は、県からの2分の1の助成が受けられなくなるということもあるのでしょうか。伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 すみません、詳細については要綱を再確認しないといけないのですが、今私の理解としては、そこまでの制限はたしかなかったかなとは理解しているのですけれども、村が現物給付したときに県の補助金の2分の1がもらえないかということですよ。であれば基本的にはもらえるのではないかとというのが今現在の私の理解ですけれども、確認が必要になります。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 この2分の1がもしかすると補助ができなくなるという話もちよつとあったので今確認をさせていただいたのですが、そのほかにこども医療費と同様、国のペナルティーも現物給付をためらう理由の一つになっているのではないかとというふうにかがうのですけれども、そこで伺いたいのですが、現物給付の制度でなくても窓口負担にする方法というのはあるのか伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 想定としては病院からの直接請求を受け付ければできるかと思えますが、実際にそれが確認をしてお支払いをするということであれば、どうしても高額医療費やら、その他給付の調整とかいろいろございますので、本人に対して返還を求めるような事例が出てくるのではないかとというのが危惧されるというのが一つ。もう一つは、全ての医療機関に対して村がその請求を受けるという形をすると、医療機関側の事務もそうですが、本村としての事務のほうはかなり膨大になってしまうという状況もございます。それは今のシステム、人員体制上はかなり厳しいというのが認識でございます。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 やはりこの事務のやり方が大変だということですのでけれども、実は那覇市では支払いが経済的に困難な方に対しまして、社協が間に入りまして貸付事業を行っているのです。それで受給者の代わりに社協が医療機関に一旦治療費を立て替えまして、その後に社協从那覇市に請求するという点で、現実的には障害をお持ちの方は窓口は無料にはなっているのです。こういう制度でなくても社協が中に入ることによって、現物給付ではない、でも窓口負担なしになっているということです。本村も社協と相談して、この貸付事業等、借りるというよりこれは立替えになるのですけれど

も、そういったことを実施することはできないか。あるいは考えてみないか伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まずこの制度を私のほうが把握していなかったもので、まずちょっと制度を確認してから検討はしてみたいと思いますけれども、今できる・できないとは答弁できませんので、御了解いただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 もし本村でもできるのであれば、やはり県の要綱を変えるというのは難しいと思うのです。時間がかかると思いますので、本村でできることを探して、いろんな協力を得ながら福祉サービス向上に努めていただきたいと思います。

先ほど課長がおっしゃっていましたように平成30年に県が償還払いから自動償還払いに移行した際、実は中城村は県内でももっとも早くこの自動償還払いを実施したところなのです。本当にそれは高く評価させていただきます。本来なら県全体でこれは現物給付を導入すればいいのかなと思いますが、今後また県の動向も視野に入れながら村独自で現物給付した場合でも補助が受けられないとか、2分の1の補助がしっかり受けられるよう県に要望もしていただきたいと思います。現在の自動償還払いですと振込が済んで、やはり受給者の手元に戻るまでは1か月待たなければなりません。この障害基礎年金で生活している方々や、または御両親が高齢で働けないという方は、本当に経済的に困っているという方も多いと思います。村から振込があるまでには生活費も圧迫されていると思いますので、弱者に優しいまちは全ての人に優しいまちだと思っております。今でも村民に優しい中城村でありますけれども、こども医療費のようにひとり親家庭の医療費ですとか、あと今回取り上げました重度心身障害者医療費の医療費

の窓口無料の実現に向けて一緒に頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

では大枠3に移ります。街路灯の電気料金についてですが、冒頭で村長からまたさらに前向きな答弁をいただきまして、ぜひ3月の予算の中にこれを組み込んでいただきたいと思います。できれば全額よろしくお願ひしたいと思います。村が負担し、この軽減した電気料金は今後もさらにまちが、自治会が発展するように、子供や、また高齢者をはじめ地域の活性のために大切に使用させていただきますので、ぜひ来年度からこの街路灯の電気料金を村が負担していただきますよう切にお願い申し上げます。では、これは再質問は行いません。

大枠4の交番所設置についてですけれども、そのときの手応えはよかったです。また、村長の中学校・高校の同期だということだったのですけれども、今やっとな警のテーブルにのったということですが、ではテーブルに乗りました。その後、設置までの工程というのが分かりましたら教えてください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

工程、交番等の設置等新設し、決定までの流れについてと認識し、お答えいたします。交番等の設置等に関する事務手続きは、署長は交番等の設置等の必要が生じた場合は、交番等の設置等上申書に必要な事項を記載し、警察本部長に上申すること。上申書類の経由先等、上申書類は警務部警務部長を経由して上申する。上申書類を警察部警務課長及び警務会計課長に送付することから県警本部の所管となり、その決定権も県警本部にあり、警察部警務課企画係が本部の窓口となっており、本部会議企画課主催により諮って決定されるものと認識しております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます

した。工程を聞いたのは私ですけれども全く把握ができなかったのですが、要は最終的には宜野湾警察署の署長ではなくて、決定は最終的にはどちらになるのでしょうか。伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

県警本部ということになると思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。最終決定は県警本部ということですが、村長は宜野湾署まで行きましたが、今度は一緒に県警本部まで行っていただけませんか。よろしく願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

前回の議会でも新垣善功議員の御質問にもお答えしたと思うのですが、その時期を見て必要ということであればやぶさかではございませんので、ただその警察機構の段階的なものとか、あるいはそれは飛び越えても何らかの影響がないのかも含めて、しっかりそれを情報収集して的確な判断をしていきたいなと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 本当におっしゃったように段階を踏まえるのはすごく大切だと思います。これまで一緒に宜野湾署も行きましたので、次に行くところは本部ではないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

実は今回の選挙期間中に地域を回りましたら、一番要望が多かったのがやはり交番設置の声だったのです。だからもう一度質問をさせていただきます。ぜひこの南上原だけではなくて、24時間の体制が整っている交番があると村全体がやはり安心できるのではないかと私は思っておりますので、交番設置に向け一緒に頑張っていきましょう。よろしくお願いいたします。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時37分）

~~~~~

再開（10時50分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 それでは皆さん、おはようございます。私も先月の改選でまたあと4年間皆さんとお付き合いすることになりました。ぜひまた1期目からを振り返りつつ、またいろいろな質問をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それでは一般質問通告書を読み上げて質問します。

大枠1、宜野湾横断道路について。宜野湾横断道路（東西道路）の進捗状況は。これは前から質問していることです。ぜひ西原中城バイパスですか、それとの交差点の変更をぜひやっていただけるように答弁よろしくお願い致します。

大枠2、道路行政（里道）等についてであります。安里集落をはじめ各集落に旧集落があります。里道は大きくても1.8から2メートルぐらいですけれども、そこの里道拡張を行い、住宅建設の促進を進めていく考えはないか。また、里道拡張を行うにはどのような法的な制約、条件があるか。本村は以前求めたときに、村長から受益者負担があればできるという答弁もいただきました。その受益者負担があれば進めていけるのかもぜひ答弁できたらお願いします。

大枠3、会計年度任用職員（臨時職員）の処遇改善についてであります。これも去る3月、6月に質問しましたが、来年度より昇給とかがあるとは聞いていますけれども、ぜひまたいい答弁が願えればと思います。会計年度任用職員の報酬の改善はどうか。また、時間的な契約改

善の考えはあるか。最初から何時から何時までではなくて、フルタイムでほしいところは皆さん、今職員の数も少ないということですので、ぜひそこも手助けしながら時間延長とか改善は図れないかどうかをお答えいただければ。

大枠4、小学校建設についてであります。これは1番と絡む質問になっていますので。①津覇小・中城小建設の進捗は。プロポーザルでしたか、PFI事業の進行状況はどうか。②津覇小学校において宜野湾横断道路との用地的に接する箇所はあるか。小学校建設計画で横断道路計画との精査は行っているかどうかを質問します。ぜひ先ほど宜野湾横断道路で話しましたとおり西原中城バイパスを交差点にしないと改善がないと思いますので、そこに対しては小学校の用地も絡んでくると思います。そこは精査していただきたいと願って質問します。

大枠5、議員報酬についてであります。これについては行政報告で村長から述べられましたけれども、来年5月から改定する検討をしていることで出ましたが、ぜひ報酬の考えはあるかどうか。報酬も見直しになったら、ぜひ徹々たる報酬ではなくて生活給の報酬ができるのかどうか。私たち議員のやるべきことも多くなると思いますけれども、ぜひそこは全国で初めてですね。この改定契約は周辺の自治体と併せての給与報酬アップであります。そうではなくてこれから若手の議員が挑戦できるような報酬を目指して行って、その報酬まで上げられるかどうかをぜひ回答願えればと思います。

大枠6、村内の緑化・美化についてであります。村内を花と緑いっぱいにするための美化・緑化活動費の支援の考えはあるか。これも以前から私が求めていることですが、那覇市には互助会的なものがあって、沖縄県でもあります。那覇市は申請したときに、半年後に半分は活動費がもらえます。この緑化活動ですね。県は前年度活動した1年後に支援金が振り込ま

れます。活動した内容によって、この支援金が振り込まれるタイプになっております。どちらでもいいですけども、この美化活動をこれから行っていかないと、本村の住民もしかりですが、また村外から入ってくる皆さんに気持ちよく来てもらうためにも、ぜひこれがないといけません。前回の選挙で選挙運動をしながらよく見回ったら、南上の街区公園が草いっぱいでありました。もう公共施設的なものがほとんど、公園を小さい子供たちが利用できない状況にあると。そこを鑑みても、ぜひ周辺のコミュニティの場である公園ですので、その周辺の住民が各種ボランティア的な団体をつくって、そこに補助をできれば、これがまたいろんな波及効果が出てくると思いますので、その考えはないかどうか。よろしく願います。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番と大枠2番につきましては都市建設課、大枠3番と大枠5番につきましては総務課、大枠4番は教育委員会、大枠6番は産業振興課のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの大枠5番の議員報酬について、今議員からお話もありましたけれども、今議会の冒頭の報告にも記載をさせていただきました。来年3月に向けての予算も含めて、この議員報酬、三役の報酬を見直していこうということで、ある程度の具体的な案まで出してあるつもりですのであとはまた議員各位で、これもお話しましたけれども総意としてこういうものがどうだったとか、こういうやり方があるのではないかだとか、金額の部分も含めてまた皆さんとしっかりとコミュニケーションを取って協議を重ねながら、どの程度が妥当なのかも含めて今後検討していきたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしく願います。あとはまた担当課のほうでお答えをい

たします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大
梓4の小学校建設についてですけれども、教育
委員会としてはできるだけ早く子供たちの教育
環境の整備を進めていきたいと考えていると
ころです。津覇小学校は令和8年度、中城小
学校は令和9年度の供用開始に向けて今取
り組んでいるところです。詳細については
教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問
の大梓1についてお答えいたします。

宜野湾横断道路については県へ確認したと
ころ、これまで令和12年の将来交通量推計
を用いて検討を進めてきたが、令和4年度
に新たに令和22年の将来交通量推計が公
表されたため、今後、本推計を用いて設
計の精度を向上させた上、検討委員会を
開催して本道路の計画案について審議す
る予定であるとのこと。今年度は令和22
年の将来交通量推計を用い、令和12年の
将来交通量推計結果との比較などを整理
することです。

それから大梓2については、現在里道
拡張の計画はありません。拡張を行うた
めの法的制約はありませんが、住宅など
を建築するには建築基準法で接道義務
が定められているため、里道を拡張した
場合も接道としての条件が満たせるか、
中部土木事務所建築班との協議が必要
になってきます。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 会計年度任用職員
の処遇改善についてお答えいたします。

人事院並びに沖縄県人事委員会の勧告
により、国家公務員等の給料表が改定さ
れる予定でございます。それに伴いまし
て本村職員の給料表が改定された場合
は、会計年度任用職員の報酬等を改定
したいと考えております。期末手当につ

きましては、令和5年度より現行の年1.45
月分から年2.45月分へ変更いたします。
なお、休暇・休業制度につきましては他市
町村よりも充実している部分があると思
っております。「時間的な契約改善はあ
るか」との御質問がござい
ますが、仮に「時間的な契約改善」とい
うのがパートタイムからフルタイムへ
の変更ということであれば、現段階では
予定はございません。

次に大梓5の議員報酬の見直しにつ
いてでございます。報酬見直しにつ
きましては村長が答弁したとおりで
ございます。それから議員並びに特別
職の期末手当につきましては、これま
で人事院勧告等に基づく閣議決定等
を踏まえ、改定を行ってきたところで
ございます。今後も同様に考えてお
ります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大梓4の①、②
についてお答えいたします。

①について、現在、両小学校の進捗状
況につきましては、8月1日に募集要
項などを村のホームページに公表して
おります。8月8日には事業者説明会
を開催し、両小学校において現地説
明会を実施しております。また、9月
末においては、民間事業者の創意工
夫を最大限に取り入れていくため、各
事業者との個別対話を実施して
おります。今後は資格審査書類の受
付や、募集要項などに関する第2回
目の質問を受けていく予定となっ
ており、現在はスケジュールど
おりに進めることができ
ております。

②について、横断道路計画につ
きましては県の事業であり、事業化
が決定していない状況であるため、
教育委員会としては詳細な内容を
把握していません。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農
業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長
稲嶺盛昌 大梓6の村内緑化・美化
についてお答えいたします。

緑化・美化活動の支援につきましては毎年緑の募金事業を活用し、幼稚園、小中学校、自治会などへの緑化活動支援を行っております。今後も緑の募金事業を活用し、継続した支援を行ってまいります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは再質問を行います。

まず今の大枠6です。この緑の募金というのは、私は求めていません。村で先ほど話した南上の街区公園に係る草刈り作業の人数、これは大小ありますけれども、大体何人で何日かかっているのか。そこは地域住民でやっているのか。それと下地区の公園はどうなのか、そこを答えられますか。その緑化を私は求めていますが、今産業振興課長がおっしゃったとおり緑の募金活動は重々承知であります。それではなくて、公園をいかに住民に管理させるか。それを望んでいかないと、今関わっている職員で草刈り作業から花植え、そういうことまでは無理なはずで、そこで支援をつけて各公園なり、よく以前から言う村道の管理とか、そこは住民に任せて初めていろんなコミュニティが広がると考えております。それを広げるためにどうしたらいいのかということ。今の緑の募金の花の支給もほとんど同じところにしか支給しない。住民がどんなしてこの地域に関われるかを考えていただきたいと思います。小さい公園であるけれども、公園に年に2回でもいいし、1回でもよろしい。そこに花を支給して、この地域の住民で植えて初めていろんなつながりができると、そういうことを求めていますけれども、こういう支援はできますか。

それと都市建設課長、南上の街区公園は都市建設課が除草管理をしていらっしゃると思いますが、大体1つの公園を何人ぐらいで草刈りを行っているのか。また、言うように花植えもやっているのか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず南上原の街区公園につきましては、1か所大体1日では終えていると思います。五、六人の人数を入れて、それが定期的に行っているかと言うと、そこは伸びた時点で対応はしております。確かに議員がおっしゃるように村一円、都市建設課のほうで管理していますので、管理としては現在まだ不十分だろうと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 私もこの管理の皆さん、草刈り作業をやっている皆さんを見て、本当に一生懸命頑張っているながら行き届いていないと思っています。

実際にこういう資金、支援金といいますか、それはどこから出ていますか。総務課じゃないですか。実際村全体の草花を植えたり、緑化を支援する資金は産業課から出ているのかな。ちょっとこれが分からなくて、これから設定してほしいのですけれども、公園をよくする、花を植える、管理をさせる、その資金。県で管理しているところは草刈り作業とか、そういう緑化作業において年間5万円とか、メートル数は大体500メートルぐらいで5万円とか距離で大体決まっている。道路だったら10万円です。こうしていろんな基準があって、本村もぜひ、今都市建設課長からありましたとおり1カ所で五、六人。月1回かな、2回かな、2か月に1回かな、それでもこれだけの予算がかかってくるのです。ぜひこれは支援金を考えてボランティア団体を募って、そこに関わるメンバーに、要するに先ほど話したように県のごとく後払いでもいいです。出来高で、申請はここをやりますと申請を受け付けて、出来高によって要するにまた支援金を出すとかそういうことはできないかどうか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時10分）

~~~~~

再 開（11時11分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 それではもろもろ村道を含めて公園、吉の浦公園の中には毎日作業員がおりますし、金城議員のおっしゃる、今産業振興課の中では緑の募金を活用したほとんどが苗代とか種子代という程度の2万円前後の各自治会のほうへ支援をしております。今御提案のあったように今後村道であったり、その近くの公園、例えば昨年でしたか、南上のほうはその管理を一定の感じで受け入れた事業も展開したということを記憶しております。すぐに各字への支援ができるかということも考え方にはよるかと思うのですが、今後観光振興を含めた上で中城に来てほしい。やはり村がきれいでないときついなというところもございますし、ボランティア精神を助長していく上で、例えば屋宜被留線においては地域の方々がきれいに清掃しております。ボランティアに対する、やはりSDGsを含めた児童生徒のそういった情操教育も必要でしょうし、そういったところの観点からどういった支援ができるかは庁内でしっかり議論して、例えば交付金も含めた、先ほど県と那覇市がいろいろあったというお話でしたが、その辺も確認して対応できるものはやっていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 那覇市は以前やったことがあるのですけれども、天久新都心公園の街路樹的のところ、そこの花植え作業を、要するに支援金は100メートル当たり幾らと決められているのです。そこの花の手入れをするだけで、要するにこの花とか緑、草花は今緑の募金

で支給して、水かけとか草取りとか、この管理等はまたボランティアグループがやっているのです。そういう団体をつくっていかないと、先ほど話したとおり選挙絡みで南上を回るときに街区公園の手入れのなさが見えて、そこも花植えの支援金を出せば花いっぱいになるはずです。南上だったら、草刈りだけでは住民は来ないかもしれません。しかし下地区の公園は手入れが行き届いていたのです。何の違いがあるのかなど。これから図っていくのは、そういったところの改善を取り組んでいかないと中城はきれいにならないと思って今質問を出しています。村長、こういう資金はぜひ村長が考えて、実際に小さい資金ですよ。5万円とか10万円のこの管理、各公園によってはもうちょっとかかるかもしれません。平米で幾らとともありますのでぜひ検討して、道路作業員の、草刈り作業員の手間が、この資金が出たらもっと村内に行き届くと思うのです。今検討していきたいと産業振興課長からありましたが、花いっぱいの中城にするという私の話はどう感じますか、村長。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろんすばらしい考えだと思いますし、議員からのせっかくの御提言ですので、できるかも含めて担当課のほうでもしっかり検討させて、村としてどうしていくかを決めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ考えて、このボランティア団体をつくって、いろんなところを花いっばいに、景観をよくしていただきたいと思っております。

大枠1は分かりました。続きまして大枠2、里道です。これも以前から私がよく望んでいることですが、里道は安里も結構な旧部落の数があります。20から30近くありましたかね、元屋敷がありますので、そこの大きい道路が

1.8から2メートル、小さい道路が1メートルかな、そういうふうに安里は碁盤型ではなくて南北に道路が敷かれている。1個越しに。旧部落はそういう感じでちゃんと道路は整備してから、要するにそこにおうちを造られているのです。これは戦前のお話です。今はもう、先ほど課長から答弁があったとおり接道していないとおうちが造れないのです。もう一般財源を出しても、先に開発すれば建物が建つと、そしたら税収も増えてくる。資金をチャラにするのはそんなにかからないと思っています。また、住民も増える。ぜひこれは検討していただきたいと思います。

それと以前は村長から、先ほどもお話したとおり受益者提供であれば考えもあるということだったのですが、その考えはまだ変わらないですか、村長。受益者負担であれば、土地を提供して道路は拡張してくれと、そういう話があったら取り組みますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

その箇所がどこなのかにもよるとは思いますけれども、基本的には議会でもよくお話をさせていただきますが、個人や企業でもよろしいのですが、その個人の利益のためにほかが不利益でないのであれば、この個人の利益のために村は動いて、働くのは全然やぶさかではないと私は基本的に思っていますので、ですから受益者負担というお話がありました。この方の利益ではありますが、公の利益ばかりにこだわるのではなくて、個の利益のためでも受益者がしっかり負担もして、そしてまた村の利益にまたつながるといえるのであれば、それは法的にももちろん問題がなければという前提でございますけれども、それは積極的に検討していきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひこの件は前向き

に取り組んでいただきたいと思います。接道しない土地がいっぱいあって、村道に近いところは皆さんがもうおうちを造られて、その内側が全然、今、法的に接する道路になっていないのです。そしたら2項道路は、先に造ったところはそこの入り口が、間口が空いていないのです。そういったスプロール現象が出てきますので、ぜひよろしく願います。緩和区域も一緒です。緩和区域もぜひ道路の要請がありましたら積極的に受け止めて、一般財源を出してもぜひ取り組まないといけないと思います。

今、本村の人口増は全国的に評価されていますけれども、南上の区画整理が増えて人口増です。下地区が全然増えないで、全然というほどではないが伸び悩んでいると思っています。住宅地をもっと増やさないといけない。そこで一般財源でもいいから今年500メートルぐらい1本引く張るとか、そういう計画で一つ一つやっていければ、この緩和区域の住宅建設も多くなってくると思いますので、ぜひよろしく願います。

会計年度任用職員はまた別の機会にやりますので、次の大枠4ですか。課長、教育委員会は課が違うということですからぜひ県に確かめて、私は交差点を、西原中城バイパスの出口です。そこがちょうど津覇小学校付近に出てくるのです。それと横断道路がまた逆の、もうちょっと北側に出てくると。これはまだ仮の図面なはずですが、津覇小学校とほとんど絡んでくるのではないかと。交差点にしないとまずい面が出てくるはずですので、そこは確認した後に実際には津覇小学校の建設も着工したほうがいいのではないのかと。ここは確認していただきたい。ぜひ願います。

大枠5、議員報酬についてに入ります。去る選挙で中城村は3名オーバーでしたけれども、若者の挑戦が少なかったです。全国の統計で、実際今議員の年齢が全国の平均は64.8歳ぐらい

なのです。これは町村ですよ。市は別ですけども、町村でこういう感じです。本村でも64.06歳かな、一番低い年齢が48歳の方がいますが50歳台もいなくて、あとの残りは2人以外はほとんど60歳以上です。人生経験豊富な先輩方の意見も多々あると思いますけれども、偏りすぎずに、もっと若者の議員の育成をしないといけないと。そのためには、この議員の報酬というのがどうしても若者にかかってくると。議員は兼業もできますけれども、そこはまだ若者で兼業できるところが少ないのではないかと考えています。それによってもっと考えるべきだと思っています。

それとこれは全国の調査で、今の議員の方々が昔みたいに兼業でボランティア的な仕事ではないと。議員を本職としてやりたいという意見が、80%の今の現職の議員の方々の意見だそうです。ですので、以前のボランティア的な、名誉的な議員の職ではなくて、本当に本村を変えたいという意欲のある議員を育てるために報酬はもっと考えていくべきではないかと考えております。ぜひこれもまた来年5月と行政報告でありましたので、その間に村長と行政と議員と もっと議論を深めていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時24分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣博正議員の一般質問を許します。

○13番 新垣博正議員 皆さん、こんにちは。一般質問の前に、私、今回で5期目となります。よろしくお願いいたします。今回初当選された

お二人の皆さんも改めましておめでとうございます。共に新しい議会運営、そして執行部との緊張関係を持っていろいろと取組したいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

大枠の1番、バス停を屋根付きに整備できないか、お伺いたします。①雨天時や強い日差しが差す炎天下でバスを待つお客様のためにも「屋根付き」バス停の設置に向けて国道、沖縄県、バス協会と協議し設置可能な場所から取り組むことはできないか伺います。②老朽化した屋根付きバス停の建て替えに村当局がどのように関われるかをお伺いたします。

大枠の2番、廃棄物リサイクル、循環型社会の形成についてお伺いたします。①現在の処理方法についてお伺いたします。焼却されることが多い刈草や樹木といった有機性廃棄物は現在どのように処理されているか。また、処理費用は幾らかかるか伺います。近隣市町村の処理方法が分かるのであれば、お答えください。②リサイクルの推進について。同有機性廃棄物を「腐葉土堆肥」にリサイクル推進する考えはないか、お伺いたします。

大枠の3番、護佐丸歴史資料図書館企画展について。①8月に企画された「進化展」についてお伺いたします。企画のコンセプトをお伺いたします。「進化論」は正しい科学と考えますか。進化論に捏造の歴史があったことを御存じですか。知っているのであればお答えください。日本の進化論教育の始まりにはどのような背景があったかを御存じですか。地上における生命の発生については「二通りの考えしかない」と多くの科学者は言っています。それは何と何ですか。しっかり二通りの考え方に基づく展示をするのがフェアなやり方と考えるのがかか、お伺いたします。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては企画課、大枠2番は住民生活課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠2番の廃棄物リサイクルについて、これは総じて環境問題ということだと思います。昨今言われておりますSDGsも含めて、議員がおっしゃるそのリサイクルの推進は当然我々の責務だと考えておりますので、今後その方向に向かうと思っております。詳細についてはまた担当課のほうでお話をいたしますけれども、恐らく同じ考え方でいけるものだと考えております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の護佐丸歴史資料図書館の企画展については、村民の生涯学習の観点から、できる限りいろいろな分野から村民の教養を高めるための展示になるように取り組んでいるところです。進化論については専門的な分野で詳しくは分かりませんが、現在、学校教育においては中学校の理科で「生物の歴史、水中から陸上へ、様々な進化の証拠、進化と多様性」という分野で授業の中で指導を行っています。詳細については生涯学習課長のほうから答えさせます。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは新垣博正議員の大枠1についてお答えします。

議員のおっしゃるように雨天時や日差しが差す炎天下など、バスを待つ方々は厳しい状況であると認識しております。屋根つきバス停、いわゆるバス停上屋などを設置する場合には、基本的には道路管理者において設置するものと考えており、これまでもバス停上屋及びベンチの設置についても国道事務所へ要請しておりますので、設置可能な場所から取り組むことができ

ないか、改めて要請していきたいと思っております。同様に老朽化したバス停上屋などに関しても、修繕等の要請をするなど行っていけるものと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠2①から②について一括でお答えします。

①についてお答えします。草木につきましては燃えるごみとして回収しており、焼却処理をしております。また、処理費用につきましては燃えるごみ袋の大きさが1袋につき30円、青葉苑への自己搬入で、10キログラムにつき60円を処理費用としての手数料を負担していただいております。

②について。近隣市町村で草木を焼却処分ではなく資源化物として回収し、堆肥化を実施している市町村は、宜野湾市、浦添市、沖縄市、西原町、北谷町、北中城村などが実施しております。

(2) ①についてお答えいたします。循環型社会を目指す上で、草木等の有機性廃棄物をリサイクルすることは必要不可欠と認識しております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 新垣博正議員の大枠3の質問についてお答えいたします。

まず企画展のコンセプトについてですが、護佐丸歴史資料図書館で開催した「みんなの進化展 in 中城」は、昨年、沖縄県立博物館で実施された「みんなの進化展」の説明パネルを借用し、関連資料とともに展示したもので、中高生の教科書や多くの科学的書籍に記載されている一般的な進化学について分かりやすく紹介したものとなっております。

次に「進化論は正しい科学と考えるか」ということについてですが、現代の進化学はダーウィンの進化論を基礎として、その後の発達した遺伝学、分子生物学など多くの科学的成果を

取り入れたもので広く科学的に認められていて、公共教育でも採用されていることから正しいと考えております。

3番目、「進化論に捏造の歴史があったことを知っているか」ということですが、これに関しましては私も専門外でありますので詳しいことは承知しておりません。

次に4番目、「日本の進化論教育の始まり」についてですが、明治時代に西洋からダーウィンの進化論が伝わり、当時の研究者が普及書や教科書で紹介したのが始まりだと認識しております。

次に「生命の発生に関する二通りの考え」ということですが、こちらに関しましては進化論と創造論ということによろしいでしょうか。

では最後、「二通りの考えに基づく展示をするべきではないか」ということについてですが、今回の企画展に関しましては先ほども申しましたように中高生の教科書や、多くの科学的書籍に記載されている一般的な進化学について分かりやすく紹介するというのが目的でございますので、創造論については特に触れませんでした。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは順を追って詳細の質問をさせていただきます。

バス停については、よくこれは新聞投稿などにもありまして、究極的に言えば全てのバス停に私は屋根が必要ではないかと常に考えているのですけれども、でも現実的にはスペースの問題があって建てられる場所と、それが困難な場所があるということも承知しておりますので、可能な場所から順次設置していくという考え方が妥当かと思っております。近年バス離れとか、あるいはまた免許証を返していて運転できない高齢者もおられますし、免許がまだ取れない子供たちとか学生についても、この炎天下でバスを待つ、あるいはまた雨天に傘を差しながらバスを待つ

という姿は非常に酷だなと感じるのは当然のことだと思います。やはりそういったものを少しでもこの身になって、屋根付きのバス停が私は必要ではないかとずっと考えておりますし、この新聞投稿の中でも特に印象に残ったのは、バスの運転手がそういう投稿をした記事が載っていたものですから取り上げさせていただいたのですけれども、やはり運転手の目線から見ても大変だなというのをずっと感じていると思います。やはりその身になって考えていくというのが今後の行政や政治の役割ではないかと私は思っていますので、ぜひしっかりと調べて取り組んでいただきたい。国道管理者だけに任せるのではなくて、やはり住民福祉の精神というのはそこで生かされるか、そのまま無視し続けるかということという瀬戸際があると思います。やはり住民福祉の精神を基にして、しっかりとここは調査をして取り組んでいただきたいと考えております。

それと昭和の時代にほぼコンクリートで、ブロック積みで造られたバス停というのがまだ幾つか残っておりますが、やはり老朽化して鉄筋がむき出しになっていて、添石のバス停でしたか、今はもうロープが張られていて使えない状態でそのままになっているのです。こういったところはやはり何とかしてあげたいという気持ちが起こるのではないかと思います。伊集のバス停も片側は730（ナナサンマル）以前に造られたバス停ですので反対に向いているというような向きなのです。しかも老朽化していて、同じく鉄筋がむき出しになってちょっと危ない状態ですので、やはり建て替えが必要ではないかと思っています。そういったところもしっかり調査をして、いろんな関係機関と調整をして、建て替えについてどのように考えているか、もう一度答弁をお願いできますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

議員のおっしゃるように先ほども答弁しましたが、やはりバスを待っている方々は炎天下の中、または雨などに打たれながら長時間待つということもあるかと思えます。ただし議員もおっしゃったように歩道などの幅員、その辺の基準がありまして、場所的には難しいところも多いかと思えますが、できるところからという考えで関係機関と協議しながら、できる限り設置できるように検討して要請等を行っていきたいと思えます。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひ交通弱者のみならず住民サービスという意味では真剣に考えていただきたいということを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。あとは類似の質問がほかの議員からもあるようですので、関連して質問があると思えますのでよろしくお願いたします。

大枠の2番の廃棄物リサイクル、その中でも草木というのはリサイクルが可能だと言われておりますし、先ほどの答弁の中で中部地区では、近隣では結果を言うと中城だけが焼却処分をしているという答えですよね。遠巻きに課長は答弁されましたが、これは早急に改めてリサイクルしていくという方針に切り替えないといけないと思えますが、いつ頃からこれは取り組む考えがあるのか、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

リサイクル推進についての導入時期についての回答ということで認識しておりますが、早急に検討する必要はあると思えますが、方向としては考えておりますが、この場を持っていつからやるということは即答できませんが、浦添市の新施設の供用開始までには、先ほどの資源化収集の体制は確立しないといけないということで考えてはおります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 非常に後ろ向きだなと思います。私たちの清掃組合は北中城村と共同で運営しておりますが、一方の北中城村が既に資源の有効活用ということで草木の受け入れを、燃やすのではなくてリサイクルの方向に持っていつているというのは先進的な事例があるわけですから、やはりそれに倣ってしっかりと取り組めるのではないかと思えますが、この取り組めない、障害になっているのは何でしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

私のほうも議員のおっしゃる北中城村の資源化の処理について確認しましたところ、北中城村は令和3年度から、村内から発生する草木等の植物ごみを回収してチップ化、堆肥化をするということで、ごみの減量化、資源化をしております。これについては令和3年度から北中城村は植物ごみ資源化ヤードの指定管理業務という形で、まずは資源化ヤードを整備しまして、それを民間へ業務運営委託という形でチップ化、堆肥化して販売するという流れでそういう仕組みになっていて令和3年度からスタートしておりますが、中城にとってはいまだそのヤード、受け入れ体制等についてはまだ整っていないというところがございます、即資源化ということについては検討に値するものとして考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 本当にやる方向で考えているのか。それとも浦添市と一体になったときからスタートさせようという程度の話なのかよく分からないのですけれども、せっかく民間活力も使いながらできる事業ですので、また自治会が共同作業で出す草木なども、非常に搬出に困っている自治会もあるようですので、そ

ういったところを村が手を差し伸べていくというのは、私は有効な事業化ではないかと思っていますし、ましてやそれで終わりではなくて堆肥化を推進するという事でメリットも享受できるということです、この辺から考えたら早め早めにやるというのが推進ではないかと思いますが、なぜこんなにまで取り組むのに時間がかかるのかよく理解できないので、もう一回答弁していただけますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、今まで草木等については燃えるごみとして処分しているところですが、去年、中城村のほうで一般廃棄物処分業の許可を出しまして、北上原のほうに民間のグッドニュースファームという会社ですが、村内でグリーンリサイクルセンターということで立ち上げ、そこで民間特有の、村内をはじめ村外からの草木等を取り入れて、そしてチップ化し堆肥化しているという、そのようなことが現在事業として行われております。また、今年2月からなので、今のところ処理能力は月100トンということでの許可ではあるのですが、それがこの1年間、年度を重ねて村内でどの程度の草木等が発生するものなのか、今村のほうでは把握していない部分もありまして、その辺の受け入れ体制も含めて検討の余地がありますので、その辺については民間のそのような処理の実績を参考にしながら、また前向きに推進していきたいということでは考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それをつかむというのも非常に大変な作業だと思いますので、ぜひそういった事業所の近隣からでもモデルケースといいますか、試行期間というのかな、試してやってみるというのも一つの手ではないかと思えます。必ず「よーい、どん」で整った状態で

事業を進めるということではなくても、試行期間を含めてどの程度の効果が現れるかというのは長期スパンでスタートを切ってみるというのも一つの手ではないかと私は思っていますので、いろいろと近隣に倣って、ぜひ早め早めのスタートを切って廃棄物の減量化、そしてリサイクルできるものはリサイクルする。皆さんは広報でいつもうたっていますよね。ちゃんとリサイクルできるものはリサイクルしましょうと。自分たちでそういう精神を村民に訴えていながら、可能なものがあるのにやらないというのは何なのかと思って、本末転倒というのはこういふときに言うのではないかと私は思ったりするのですけれども、ぜひ前向きに取り組むことを期待いたします。

それでは大卒の3点目に移らせていただきますが、護佐丸歴史資料図書館での企画展というのは私はとてもすばらしいと高く評価しておりまして、いつも企画があるたびに見に行くと非常に感銘を受けるというのがよくあるのです。図書館の皆さんよく頑張っているなということで、小さいものからも目をそらさず、よく頑張って展示されていて、村民の皆さんからも評価が私は高いと思っています。私自身も評価しております。だけこの8月の企画展、私たち議員は選挙に入る間際だったので小まめに見るということできなかったのですが見学はさせていただきました。その中で気になるのは、学校教育の中で進化論教育だけが教えられている。私たちの中学校の時代と今でも随分と変わってきていると感じますし、あの時代に教育を受けた私たちは、変な意味で損したなと思うときも結構あるのです。間違っただけを教えられてしまって損したなと思うところもあるので、その中で進化論は正しいと課長は答弁をしましたが、ダーウィンの種の起源という本は読まれましたか。読んでいないですか。これは私持ってきたのですが、上下巻あってこん

なに分厚いがあるのですけれども、そんなに高い本ではありませんのでぜひ一読していただければと思いますが、非常に退屈な本であるのは間違いないです。

その中でもダーウィンという人は1800年代ですよね。この種の起源を書いたのが1859年。ペリーが琉球に来たのが1853年ですよね。その6年ぐらい後にこの本の初版本が出版されたということなので、日本で言えば江戸時代の人間なのです。その頃の考え方というのは、腐った肉からはウジ虫が湧いてくるというので新しい生物が誕生したというふうに誤解されるぐらいの時代だったのです。今そういうことを言う人はいませんよね。今はハエの卵が孵化していく段階でウジ虫が湧いてくるという経緯を辿っているというのは誰でも分かるのですけれども、当時の人間はそこまでは分からなかった。そしてイギリスですから、イギリスでは何があったかという産業革命があって人口が多くなるし、企業の競争力が激しくなる時代だった。企業も努力していった企業は生き残っていくし、そうでない企業は淘汰されるという時代。ダーウィンはそれが生物界にもきっと起こっているのだろうという想像を加えて、生物界を試してみたといいますか、そういうふうに考えてみたのですよね、ダーウィンの考えとしては。

それと食料を増産するためには農業を改革していく。あるいは畜産業を改革していく。畜産で例えれば牛1つでもたくさんの肉が取れるにはどうしたらいいとか、子牛がたくさん産まれるにはどうしたらいいかと、いろんな品種改良を加えていく歴史があったという背景があって、その中からきっと生物も長い歴史をたどれば別の種類に変わっていくだろうなというふうに、これも想像の域から彼が考え出したと言われているのです。でもどんなに牛と牛を掛け合わせても牛しか産まれないのです。牛と馬の合の子ってないですよね。だから種を超えると

いうことは生物学的にはあり得ないのです。だから猿から人間に進化したというのにはあり得ないのです。課長が言いましたけれども、専門的なものになるのですが人間の染色体の数というのは46と言われていますよね。チンパンジーが48と言われているのですけれども、それが移行していくということが説明できますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 今の御質問ですが、私は専門外でありましてお答えすることはできません。分かりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 どんな学者でも、これは説明できません。課長も説明できないのは当然です。私もいろいろ調べてみましたけれども、できません。それは種を超えて進化するということはあり得ないということが決定づけられているからです。

捏造の歴史ということでお話ししますと、よく絵本なんかにも出てくるのですがピルトダウン人とかというのがその一つでありまして、1912年に発見されて、40年後の1953年に詐欺であることが発覚。人の頭蓋骨とオランウータンの顎の骨が混じって復元された捏造だったとあります。そしてもう一つは、ネブラスカ人というのがたった一本の絶滅した豚の歯の部分から復元をしていって捏造されたということが分かっております。それと最も有名なのが、今回の企画展にも確か展示されていたと思いますがアウストラロピテクス・アファレンシスという、これは有名ですけどもルーシーという名前までつけられているのですが、これも別々の場所で見つかった60個の骨の断片が組み合わせられ、想像で復元されたということです。これも後に捏造だったということがばれたのです。もっと有名なのは北京原人です。北京原人も結局は猿の骨と人間の骨が掛け合わさって復元されていた。なぜといいますと、今はどうか分かり

ませんが、中国はかつて猿の脳みそを食べるとかというふう聞いたことはあると思いますが、だから猿の骨と人間の骨が混在して出土するということがよくあるのです。そういった中から掘り出してきた骨を復元していったというふうになっているわけです。うんと掘っていったら現代人の骨が出てくるということですので、時代背景が合わない。ジャワ原人というのも全くそれでありまして、合わない。我々の子供の頃はそれが中間種の生き物だったと教えられたのですけれども、それらは全て捏造された歴史であって、この猿から人間に移行していくという絵がよく博物館でも私は見たことがあるのですが、まことしやかにあれがどこでも展示されているのですけれども、この真ん中の部分が全て捏造だったというのに大変ショックを受けて、私も進化論というのは何でこんなにまで嘘つきなのかとがっかりした記憶があるのですけれども、「古生物学ほど僅かな断片的な証拠をもって、でっち上げられるような学問はほかにない」ということでイギリスの雑誌の中では紹介されている記事がありました。このようにして、今進化論は捏造の歴史を繰り返しているのがあるわけです。こういったことはひた隠しにして展示をしていくコンセプトって何なのかなと私は疑問に思うのですけれども、私の今話を聞いて課長はどう思われますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

捏造ということをお話いただいたのですが、それらをもって全て進化論を否定するというのは適切ではないと思っております。私ももちろん専門ではないので詳しいことはよく分かりませんが、先ほど言いましたように遺伝学とか分子生物学とか、いろいろな面での補足といえますか、補強をされての学問ですので、全てを否定というわけにはいかないと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ダーウィンの本の中にはこうも書かれています。進化の証拠は化石にあると言われたのです。創造論も化石にあると同じように言っているのです。進化論の化石は何が証拠になるだろうかと言うと、中間種が必ず見つかるだろうという期待を込めてダーウィンは調査を始めたのです。先ほど冒頭で教育長から答弁がありましたね。魚類が両生類に進化して行って、両生類が爬虫類、爬虫類から鳥類とか、あるいは哺乳類にいくと我々は習いました。でも、この中間種がいまだかつて見つからないのです。もう何万、何千、何億という骨があってもしかりですけれども、その中間に移行をする移行型の化石が見つからないというのはなぜなのかという、この疑問に対してはどのように思われますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

中間種が見つからないということは、学問はどの学問もそうだと思うのですが、必ず100%ではなくて抜けている部分というか、まだ未知の部分というのも結構あると思います。それらを今後も時間をかけて一つ一つ解明していくというのが科学だと思います。今は見つからないのですが、今後も見つかる可能性もあるのではないかと思います。化石というのは硬い鉱物の中に含まれますので、頻りにそういったものを発掘していくというのはできない。時間がかかるものだと思っています。そのため中間が抜けているからそれがなかったというのではなく、それをつなげていく、推論しながら検証していくという流れがあるので、必ずしも否定されるものではないと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 課長は冒頭でもダーウィンの考え方は正しいと言ったのですけれど

も、ダーウィン自身も認めている自説の欠点と
いうのがあるのです。1つは今言いました中間
化石が全く出土しない。もう一つはカンブリア
紀地層から完成形の化石が、ばーんと見つかっ
てくるということです。そのもっと下の地層と
いうのは先カンブリア紀と言いますよね。先カ
ンブリア紀からは一切化石は見つからないので
す。もう完成したものが見つかってくるのです。
未熟のものはないわけです。そこでほぼ見つ
かってくると言われていて、ではどのようにし
てそれが移行していったかというのは分かっ
ていないわけですよね。

そしてダーウィンが最初に唱えた斉一説とい
うのは分かりますか。斉一説というのは、土砂
は平均的に積もって行って、それが化石を生み
出す条件になると、我々も中学校、高校の頃は
それで教わりました。でも生物はゆっくり死ん
でいて、ゆっくり埋もれたら化石にならない
というのは分かりますよね。だからこれは斉一
説が証明できないということで、ダーウィンが
提唱したのは斉一説だったのですけれども、ど
うやら斉一説ではなくて化石ができる条件とい
うのは激変説、大激変説によって化石はでき
るというのが今の定説になっています。要するに
天変地異が起こる。大洪水のようなもの。日本
でも津波がありました。東日本大震災の津波、
ああいうような大きな規模の土砂が流れ込んで
生物を一瞬にして埋もれさせて、バクテリアに
も触れることなく地下に埋もれるという条件の
中で化石はできると。ゆっくりゆっくり埋もれ
ていった場合は、化石というのはできないので
す。これは科学者がいっぱい実験しているので
すけれども、死んだ魚を大きな籠に入れて実験
して、ひらひらひらと海底に沈んでいく間にた
くさんの小魚が来て食べるわけです。そしてバ
クテリアが来て、1週間から2週間すれば骨ご
となくなるらしいですね、形は。だからこれで
は絶対化石はできないということが証明されて、

やはり激変説というのが正しいのだろうとい
うことで、ではこの激変説というのはどのような
経緯で起こるかということのをいろいろと検証し
たら、先ほど言いました津波であったり、大雨
などの大洪水があったり、日本でもたくさんの
洪水というのはあるわけですがけれども、もう一
つの説の創造論の中の根拠となるのは聖書にあ
るわけです。聖書の中にはノアの洪水というの
が出てくると思いますが、聖書というから宗教
の話をするというふうに誤解しないでください。
私はできるだけ科学に近づいて話をしたいと
思っていますので。

この中には、全て地上は1年以上水で覆われ
たと言われています。そのときにたくさんの生
物が、たくさんというか、ノアの方舟に入らな
かった生物以外はみんな滅びたんだろうと書か
れています。人間は方舟に乗った8名だけが助
かった。方舟に入った動物も助かって、1年後
に方舟から出て行って地上に増え広がったとい
うのが書かれているとおりですけれども、これ
は絵本にもよく書かれる話なので大人はなか
なか信じないのですけれども、でも大真面目に研
究していったら、それがもしかしたら正しいの
ではないかという考え方も成り立つのです。

方舟の大きさというのが聖書の中には記述が
あるのです。方舟の大きさというのは300キュ
ビットが長さ、幅が50キュビット、そして高さ
が30キュビットという、1キュビットというの
はヘブライ語の単位ですけれども、肘から中指
の真ん中までが大体45センチと言われていて、
この45センチが1キュビットというふうに計算
されるらしいのですけれども、この300対50対
30というこの比率は黄金比であると言われてい
ます。今世界の海をタンカーが航行しておりま
すが、この石油タンカーの船の比率は全くこれ
を採用しているのです。これを考えて思いつい
たのは、恐らく聖書をヒントにして考えたと思
いますが、日本人がこれを設計に応用してきた

のです。これを設計に応用した人は真藤 恒さんという方ですけれども、真藤 恒さんというのは皆さん聞いたことあるかもしれません。NTTの最初の社長です。この方はもともとIHIという会社の社員、船の造船の設計技師だったのです。昔は石川島播磨重工業という造船会社です。そこの設計技師をしていた真藤さんがこの比率を思いついて、ずんぐりむっくりするような体型の船を設計した。この比率が、全く聖書に書かれている比率を採用して、横の波を受けて90度に傾いても転覆しないという黄金比率の船のサイズというのを編み出して、嵐の日でも年がら年中、日本まで中東から石油を運ぶということが完成して、今では世界基準になって「真藤船型」という国際語になっているそうです。そのようにして科学で証明される出来事というのはたくさんあるのです。だから必ずしも人間の知恵だけでそれを証明しようとして蹟くよりは、しっかりと両論併記をして見るものを選ぶせるというのが私はフェアではないかと思っていますけれども、これまで聞いていかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 いろいろな考え方はあると思うのですが、創造論に関しましては信仰に係る考え方と私どもは認識しております。教育委員会の立場としては取り扱うことはできなかったということで、その点を御理解いただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 進化論が正しいと決めつけてかかるのは、私はいかがなものかと思えます。

例えば、これは生物だけに限らず地球が誕生したとか、宇宙が誕生したという話まで遡るわけですね。では無生物の時代から考えたときに、では子供たちにこう教えるのですか。「君たち、水素は気体だけど、100億年ぐらいたっ

たら、ほっておいて人間になったんだよ」と言ったら、「ふーん、そうなんだ」ということでこれを信じるというのは、これこそまさに信仰ではないですか。どう思いますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 すみませんが、お答えいたしかねます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 もうちょっと細かく話しますと、課長から明治時代に日本の進化論教育が入ってきたと。この背景をもっと詳しく調べると、これはアメリカのモースという方が日本に招かれたのです。この時代というのは明治10年ぐらいの話らしいのですけれども、明治の初期には、お雇い外国人という言葉聞いたことはありますか。辞書を調べても出てくると思いますが、医者であるとか鉄道の詳しい人とか、あるいはまた法律をつくるために日本に、日本は長い間鎖国していますので、そういったのを明治時代には、自分たちで研究するよりはたくさんの優秀な外国人を高い金を出して招いて習わしたほうがいいだろうということで契約をしていって、こういうふうに招いてきたのです。月収は大体、今のお金で言うと3,000万円ぐらいかけて招いていたそうです。月収ですよ、月収。当時の公務員の給料が二、三十万円ぐらいするという時代に、このようにしてわざわざ指定をして進化論のモースという人を招いた根拠は何なのかということ調べていくと、どうやら当時明治政府というのは明治天皇の時代をつくろうということで天孫降臨、日本は天皇を中心とする国家にしていくという考え方だったわけですね。だから一般の民と天皇の血筋というのは違うということを教育の中に取り入れてきたというのが背景にあるわけです。ですから、日本では人間は動物から進化したというのを徹底的に教える必要があった。天皇家は違うんだよということを言わせるために、今日に

至ってもそこだけが選択肢になっている。でもアメリカでは優秀な公立の大学でも選べるのです。生物学に行くと、あなたは進化論コースを選びますか、創造論コースを選びますかということで選べるというのがあるのです。摩訶不思議というふうに日本人はほとんど言うかもしれませんが、欧米ではそれが当たり前ののです。聞く者がこれを判定していくということを選択させているのです。私は、やはりこういうふうにフェアである方法を採用して初めて教育というのは成り立つのではないかと思っています。日本の場合は明治の頃から戦中戦後を通して、ずっと一貫してこの教育が当たり前のようになっていくし、私は本も借りましたけれども、進化論は当たり前であるというコンセプトから話が始まっているものですが、ダーウィンの本を読んでも種の起源というタイトルはついているけれども、生命の起源についてはどこにも書いていないのです。だから分かっていないのです。ダーウィンはガラパゴス諸島にいたというのは有名な話ですが、もう時間がないので割愛しますが、イグアナが今、混血が産まれるという時代になっているそうです。こういうふうにしてぜひ進化論教育というのを一辺倒ではなくて見直していただきたいということを締めくくりに、私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時16分）

~~~~~

再開（14時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○15番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。議席番号15番、石原昌雄、一般質問をします。

質問に入る前に、今回の議会議員選挙で現職全員と2人の新人議員が当選をさせていただきました。特に現職においてはこれまでの議会活動の実績の評価と、今後の村民の期待が込められているものとして感じ取っております。村議会の向かう方向と村当局の向かう方向は同じであり、村民の福祉向上をはじめとする村民サービスと一緒に頑張っていきましょう。よろしくお願いいたします。それでは通告書に沿って質問をさせていただきます。

大枠1、上地区のスクールバスの運行見直しは。①スクールバスは来年4月から津覇、中城の両幼稚園児の送迎が終了します。今後どのような運行ルートや時間表になるか。②見直しの場合、上地区の保護者や利用者からのアンケートや意見の聴取は行う考えはあるか。③中学生のバス利用が少ないと思うが利用率はどれくらいか。④今後、上地区の中学生が全員スクールバスを利用できるようにして、保護者の負担軽減を実現してほしいがどうか。

大枠2、中城城跡整備とハンタ道整備の進捗状況は。①中城城跡への正門側（登又側）からの進入道路整備は進んでいるか。②中城ハンタ道の城跡までの250メートルの工事は進んでいるか。③中城ハンタ道の一部が通行止めになっているが復旧計画はどうか。

大枠3、障がい者雇用と職員採用について。①先に行われた職員採用試験の採用予定人数は何人か、職種はどうか。②障がい者法定雇用率は今度の採用で充たされますか。

大枠4、各字自治会について。浜田村長の各字自治会に対する思いや期待、今後の活動などへの考え方をお願いします。よろしくお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2

番につきしては教育委員会と都市建設課、大枠3番が総務課、大枠4番については村長への質問ですのでお答えさせていただきます。

私のほうでは大枠4番、各自治会への思いということでございますが、これは議員も御承知のとおり村長就任間もない頃から中城に、言葉はちょっとあれですけども、都市部とは違って、せっかくコミュニティがまだまだ残っている中城ですので、それを大事にしていきたいという思いで、たしかすぐだったけれども自治会活動活性化補助金ですか、そういうのが250万円からスタートだったと記憶しておりますが、今は350万円ぐらいになっていると思いますが、そういうもので活性化を図りたいとか、あるいは午前中で比嘉麻乃議員からも御質問があった街路灯などの補助なども、やはりこれは自治会の活動活性化につながるものだという考えから、今真剣に考えているところでもございませぬし、そういう意味では特に去年から今年にかけては新型コロナワクチン接種においても自治会長、地域の協力があって、あれだけスムーズにできたものだと思っておりますので、そういう意味では今後もやはり地域のコミュニティをしっかりと守りながら、各字、地域で我々が一緒になってその地域を盛り上げていくことが今後の中城の発展につながるものだと思っておりますので、しっかり頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の上地区のスクールバスの運行見直しについてですが、幼稚園が廃園になっても、現在のところ運行ルートを見直す予定はございません。詳細については教育総務課長から答えさせます。大枠2については生涯学習課長のほうから答えさせます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1の①から④についてお答えいたします。

①について、幼稚園園児のスクールバスの運行ルートについては現在2便目で送迎しており、各バス3台とも登又を出発した後、中城南小学校、中城中学校を經由し、中城幼稚園、津覇幼稚園で終点となっておりますが、幼稚園閉園後においては幼稚園へのルートを削除した運行へ変更いたします。また、今年度、現在スクールバスを利用している幼稚園児はおりませぬ。

②について、教育委員会としては、ルートの見直しの予定はありませぬ。

③について、中学生の登校時にスクールバスを利用している生徒数は、現在90名程度おります。上地区の中学生の利用率は約4割となっております。

④について、上地区の中学生は239名おり、全ての生徒がスクールバスを利用するためにはスクールバスがあと3台以上必要となります。現時点においてはバス利用よりも保護者の送迎を選択する家庭もあることや、スクールバスの定員をオーバーする事態が生じていないことから保護者の負担軽減はできていると考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠2の①と③についてお答えいたします。

まず①につきましては、県のほうへ確認したところ、村道中城城跡線からつながる中城公園区域内の道路及び駐車場整備については用地取得に係る調整を現在行っており、調整が完了次第、早ければ次年度から工事を行う予定だと伺っております。

③につきましては、現在ペリーの旗立岩付近からゴルフ場入り口まで通行止めにしており、復旧工事は今月10月中旬から実施し、11月末には完了の予定となっております。その後、解除していきたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠2の②につ

いてお答えいたします。

中城ハンタ道の城跡までの250メートルの工事の進捗状況についてですが、県営中城公園内の大型廃墟を撤去した跡地を通る、この未整備区間250メートルの整備は令和3年度に基本設計を行っております。今年度から、令和4年度から令和6年度にかけて、3年間かけてこの250メートルの区間の工事を行う計画です。令和4年度の工事に関しましては、その区間のうちの南側、成田山側の約60メートルを整備し、残り約190メートルは令和5年、令和6年に整備していく予定となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠3の障害者雇用と職員採用についてお答えいたします。

今年度実施している職員採用候補者試験では、行政職に加え社会福祉士、技術職、学芸員、調理員を募集しました。残念ながら技術職の応募がなかったため、それ以外の職種について先日、第1次試験を実施しております。採用予定人数については退職補充と今年度の辞退者分、職員定員管理計画における増員分を採用したいと考えております。なお、現段階におきましては採用試験の最中であることから、数としての答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

次に障害者雇用率についてお答えいたします。村長部局における障害者雇用率につきましては、実雇用率で2.16%となっております。市町村の法定雇用率は2.60%とされており、法定雇用率における本村としての必要な雇用人数は4.81人でございます。この場合、小数点以下は切り捨てることとなっていることから、必要な雇用人数は4人ということになります。現在、村長部局におきましては4人を雇用していることから、法定雇用率は満たしているという判断になります。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 答弁ありがとうございます。

いました。それでは再質問をさせていただきます。大枠1から順を追って再質問をしていきます。

教育長からも見直しはなしという、イメージで答えていますけれども、実際にはルートを縮めたりするのも一つの見直しのことであって、もう思い切って何かひっくり返すみたいなイメージのものでないので、見直しというのは時間帯の、当然縮まったり伸びたりもするわけですね。だから当然そういう小さなことからの見直しのことも私は聞いているつもりです。ですから見直しというのは見直しとして、普通どおり延長が短くなっていくのも見直しの一つであるということでは捉えています。そのことによって、今ありますように幼稚園のところは行きませんよということは縮まるわけですね。だからそういうルートも当然また周知しないといけないわけです。ですから、そういう見直しのところも併せて見直しを聞いているわけです。4月からと言ってもすぐ4月は来ますので、前もってそういう考え方を聞いておきたいと。3月になって聞いても、もう手遅れですから、そういうことで今回バス利用について質問をさせてもらっております。そういう面では幼稚園の部分が短くなって、この回る時間帯もある意味では短くなるのかなと思っておりますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では御質問にお答えいたします。

現在のスクールバスは、3台とも1便目は幼稚園のほうには送迎を行っておりません。ですから今回幼稚園を削った分については最終便というか終着になりますので、その分のカットできる時間が、現在中城幼稚園でも7時53分で終点、津覇幼稚園でも8時3分。その削れた分をほかのほうに利用しようかと考えていたのですが、その部分の時間では再ルートを変更する時

間が足りないというのがありまして、現在の段階では大きなルートの変更の見直しは考えておりません。以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 今回のスクールバスの変更では、中城南小学校に行く小学生のルートと中学校に行くルートの2つに大きく分けられるわけです。ですから、今までは幼稚園もあるから混在していたのだけれども、せっかくの機会ですから、小学校に行くルートの部分と中学校に行くルートの部分を改めて考え直すのもこういう時期じゃないとできないと思うのです。ただ、こんなだからあんなだからではなくて。そういうためにもぜひ利用者の声とかも、あるいは保護者の声も聞いてほしいと思うのです。だから一括して全部質問はやっていきますけれども、その中でも保護者の声もやはり聞いて、この時期に聞かないと、次はいつ聞きますかという、4月からは「はい、決まりましたよ」と、ある意味では押し付けてしまっちゃうわけですよね。もう決まったのだから、これに合うように皆さん使ってくださいみたいになってしまうわけです。そうではなくて、少なくともそういう声を反映できるように努力すべきだと思います。だから、どうせ決定するのは分かりますよ。でも努力をしてほしいということが1点目です。そういうことも含めて見直す予定はないではなくて、ちゃんと見直してほしいと思います。

そしてもう一つ、帰宅時間の要するに行きも帰りもあるわけですよね。大体行く時間、私は朝のイメージしか分からないけれども、帰りのイメージについてもやはりこの機会だから部活とか、そういう人たちをうまくカバーできるように、保護者にできるだけ負担がかからないような方法もこういう機会に見直してほしいと思うのです。多分今回見直しが終わったら、あと10年ぐらいは触らないと思うのです。恐らく変

わらないと思うから。ですから、こういう機会にぜひお願いしたいと思っています。そこら辺検討の余地はありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では御質問にお答えいたします。

すみません。先ほど見直しの予定はないということで答弁はしましたが、スクールバスの運行方法につきましては、昨年のコロナの状況のときから課の中では大分検討をしてきております。私が先ほど見直しをしないと行ったのは検討する余地がないではなくて、随時検討はしているのですけれども、新たなルートが見つかっていないので、今のところは見直しをしないと答弁ということで、答弁を修正させていただきたいと思います。

昨年度もスクールバスの運行については、朝の便も午後の便も密を避けるためにどうすればできるのか。バスが3台しかない上に時間帯的に回数もなかなか増やせないことから、どうすればいいのかというのを教育委員会でかなり詰めてきました。この上地区から下地区に送迎するルートについては走行させる道が少ないということと、時間帯によってはかなり混雑をするという状況があり、なかなかその解決に至っておりません。ですから教育委員会としては見直しを今後も一切しないわけではなく、いい方法があったり、もしくは代替案ができれば変更していくことで考えております。私たちも、生徒たちには学びを提供していく場でもありますので、これは今後とも検討させていただきたいと思っています。

保護者の負担軽減の点については、実際仕事の送迎であったり、ほかの児童生徒の送迎も含めて行っている方たちもおりますので、そのできない方たちが今現在スクールバスを利用していると考えております。現状からすると定員オーバーになることがないことから、ある種教

育委員会としては保護者の負担を軽減できていると考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 当然教育委員会として日頃からチェックをしているということは理解しておりますので、引き続きそういうことも併せてよろしく願います。

やはりちょっと気になるのは、利用率が今4割程度ということですが、実は南上原地域では、中学校は何で南上原に造らないかというのがあるわけです。というのは、いろいろそういう距離感の問題が頭の中に来ると思うのです。「あんな遠いさー」みたいなね。だから今の考えからすると、こういうスクールバスを充実させることによって、上地区の239名もいる中学生に対して、保護者に対して安心感を持たせるためには、やはり4割ではなくて、せめて6割ぐらいの送迎をやって初めて「おおよそ送迎は役場がやってくれているんだな」と思うのです。今は聞いたら「いやいや、家族がやっているんだよ」みたいな、利用していないのは6割だから。そういうイメージもあるので、ぜひもっと家族、保護者が負担にならない方法も前向きに検討してほしいと思います。ちょっとだけ願います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 保護者の負担軽減においては、教育委員会としても今後も考えていきたいと思えます。この運行体制の強化が必要ということが判明すれば、この教育を受ける権利からも整備していきたいと考えていきます。以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 しっかりやってもらえそうなので、よろしく願います。

では大枠2番です。大枠2番は城跡への工事ですが、やはり今登又のほうまで、役場のほうはいち早く工事を終わらせて、もうすぐ

開くのかなと期待しているところなのです。だから早く、そこには「正門だよ、正門だよ」と私たちは言っているのだけれども、なかなか正門には届かないというところもあるので、今課長の答弁では用地取得を今年度頑張っていると。可能であれば、これは次年度から工事が入るかという、入りはしますか。この辺は入りそうなのか、そこら辺をもう一回。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在のところ、あくまでも予定ということですが。用地がほぼ固まりつつあるということは聞いていますので、入る方向性が強いのかなと捉えております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 担当課としてもぜひ、工事が入りましても設計はまだですよね。ですからまずは設計からやって、次に工事ということになるので、もう逐一情報を聞き取ってほしい。私たちもまた担当課に立ち寄ったときにちょっと訪ねてみたいと思いますので、よろしく願います。

あと一部壊れたところは、10月といたら今月からですか。1か月ぐらいで終わりますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

今の予定は10月20日から業者等が入っていく予定で、11月末には完了する予定と伺っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 工事が入るところで安心するところです。やはりハンタ道をウォーキングしたりとか、また護佐丸ウォーキングとかいろんなところに、これは自然災害だから多少は仕方ないところはあるのだけれども、早めの取組があるということで理解していきたいと思えます。

あとホテル跡の工事の部分が……、工事が難



しいのかな、段取り的に。あるいは予算がないのか。そこら辺のところを少し。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まずはっきり言いますと予算の問題です。文化庁の補助事業が金額的に小さいというのと、あと発掘調査も伴うので普通の道路工事とは違わして時間もかかるというのが主な原因です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 できたらちょっとした仮設道路みたいなので少し、せっかく向こうまで行って通り抜けられるまであと250メートル、どうにか仮設みたいなことでハンタ道の案内ができれば非常に助かるのですけれども、そういうことも前向きに検討できそうですか、どうですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まずその工事箇所は県の管理というのもございますが、県と相談しまして前向きに考えていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 確かに工事自体は県が全部そうですけれども、やはり村が積極的に要望していかないと、相手は相手の都合でゆっくりでもいいやみたいな、金がかからないでいいやみたいな。でも利用するのは村民をはじめとする人たちですので、できるだけ要望を出してもらって、もう令和6年にしか完成しないのだったら、あと3年ぐらいハンタ道をウォーキングできないのかなという残念が出るのです。ですから、せめて仮設のこういう何か、強く要望してほしいと思えます。よろしくお願ひします。

あと大枠3ですけれども、今回、去る9月で一次試験が終わって、次は二次試験ということ

になっているのですけれども、職種の中で技術職の応募が今回なかったというのは非常に残念なところはあるのですが、そこら辺について募集して採用できないのだったら、ちょっとした支障は出ますか、どうですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回の技術職につきましては住所要件を付けずに募集をいたしましたが、残念ながら応募がいなかったということです。もちろん技術職ですので、ある程度の行政職ではこなせないような事務もございまして、できれば技術職を今後とも採用したいということで考えています。全く影響がないということではないと考えております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ただ、技術職でも土木関係なのか建築関係なのか、いろいろあるのですけれども、今回は何か枠はありましたか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

建築につきましては数年前に採用しておりますので、現在村として想定しているのは土木的な技術職でございます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 土木ということで、道路工事とかいろんなそこら辺のところにあると思いますが、ぜひ既に採用されている技術職も多々いらっしゃると思うので、そこら辺はまた対応できるような人事配置もやるべきだと思います。

あと今回障害者の法定雇用率について、これは正職員も臨時職員も合わせての数字でしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

正職員と、それから会計年度任用職員を含めた数字でございます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ちなみに人数だけ、この4名というのは正職員だけでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今答弁したとおりで、正職と会計年度任用職員を合わせた数字が4名でございます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 この4名の内訳としては正職員ですかということです。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

正職員1名と会計年度任用職員3名でございます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 障害者雇用については会計年度任用職員も含めての数字ということにルール上なっておりますけれども、今後正職員に当たっても障害者の雇用の観点からはしっかりとした雇用をやはり計画してほしいと思います。ぜひ頑張ってください。

最後に、村長の答弁ありがとうございます。本当にいつも地域のイベントとかそういうのに顔を出してもらって、非常に喜んでおります。私の中でも村の発展のバロメーターとしては、いろいろ物差しがあると思いますが、村長が掲げる子育て支援とかもちろん発展のバロメーター、福祉の充実。あるいは村民全体とか県民全体等、項目についてもそれぞれバロメーターの項目があると思いますが、中城村として見た場合には村の元気や活性化、そして住みよい村、住み続けたい村の中には、各字自治会をはじめとする地域の発展がやはり村を発展させていると思っております。自治会活動はその中心となるものですから、さらに支援をしていただきたいと思います。私は以前からも各字公民館に書紀を配置して、公民館が開放され、地域の人々が気兼ねなく集まれるようにしてほしいと。村

長のこういう考え方の中で公民館を開放する、そういう考えについてお願いもしていきたいと。令和3年度の決算では、自治会活性化補助金の一部が執行されなくて、本当に残念と思っております。事務委託者ではなく自治会長会の皆さんと村長が直接話合いを持ってほしいと思っておりますが、そういう自治会長会とかの話合いの要望があれば対応していただけますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 はい、もちろん喜んで参加いたします。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 常日頃は、行政の中では事務委託者という取扱いでどちらかというところなくやっているけれども、いざというときは自治会長さんとやるのですけれども、やはり事務委託者としてはあまり村に対して要望とか希望とかはなかなか伝え切れないのです。ただ各字の自治会長としては、「村長さん、これもあれも一緒をお願いしますよ」と、こういう声を聞けると思うので、ぜひ自治会長会の皆さんと話し合う場を持って、地域の声をそういう形からも吸い上げてほしいと思います。要望して、私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

散 会（15時06分）





## 令和4年第9回中城村議会定例会（第20日目）

|                                |                 |                      |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和4年9月28日（水）    |                      |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和4年10月17日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 散 会             | 令和4年10月17日（午後3時31分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登                | 10 番                               | 比 嘉 麻 乃   |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護                | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清                | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則              | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市              | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修                | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝              | 16 番                               | 伊 佐 則 勝   |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 2 番                                | 玉那覇 登     |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保                | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典              | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治              | まちづくり推進課長                          | 金 城 勉     |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍                | 都市建設課長                             | 仲 村 盛 和   |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清                | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 欠 席                  | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也              | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳                | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |

議事日程第5号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○9番 大城常良議員 おはようございます。9番大城常良でございます。議長の許可が出ましたので、これより一般質問を始めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速大枠1番、福祉の充実に向けて。①高齢者社会が進む中、村内の高齢者75歳以上で一人暮らし世帯や夫婦二人世帯の世帯数は何世帯か。②一人暮らし世帯の見守り、定期訪問等の対策は。③緊急通報システム事業の概要及び、利用者数は何人か。④包括的支援事業で取り組んでいる高齢者総合相談の件数及び、高齢者虐待の件数、困難事例の件数は何件か伺います。また、今後増加してくる諸問題に対応するために専門知識を有する正規職員の配置が必要と考えるがどうか。⑤令和3年6月議会で質問があったひきこもり実態調査アンケートの結果は出たか伺います。

大枠2番、学校建設計画について。①中小、津覇小、中学校の建設に向けて進捗状況はどうか伺います。②中学校の耐力度調査について最終結果は出たか伺います。③中学校用地取得の進捗状況はどうか。④建設予定の学校施設はバリアフリー化を予定しているのか伺います。

大枠3番、浜漁港の安全管理について。①漁港の管理施設で盗難事件が発生したと聞くが、村として状況確認は行ったのか。また、対策として出入口に防犯カメラを設置できないか伺います。②台風後、船揚場に軽石や砂、藻、ゴミが沈殿し、毎回対応に苦慮しているが、組合から要請があれば対策は可能か伺います。

大枠4番、防犯灯(街灯)の設置について。

①集落内で安心・安全を確保するために防犯灯の設置要請が多く寄せられていますが、設置に向けての対策はどうか。以上、答弁よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては福祉課、大枠2番は教育委員会、大枠3番は産業振興課、大枠4番は都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは学校建設について、これは教育委員会のほうから詳しい説明、答弁はあると思いますけれども、小学校建設、中学校の建設予定地の取得等の件につきましても順調に推移していると報告を受けております。今後は特に中学校の跡地利用の件を真剣に、情報収集等も含めて今後やっていくように努めていきたいと思っております。あと建設関係は、また教育委員会のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大枠2の学校建設計画についてですけれども、教育委員会としてはできるだけ早く、よりよい環境で教育を受けさせたいと考えています。津覇小学校は令和8年度、中城小学校は令和9年度の供用開始に向けて取り組んでいるところです。また、中学校の用地取得に関しても移転がスムーズにいくように、今年度いっぱい完了する予定で今進めているところです。詳細については教育総務課長から答えさせます。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは大城常良議員の大枠1についてお答えします。

まず①についてです。沖縄県では、毎年10月1日現在の65歳以上の高齢者の世帯数等に関する調査を行っております。今年度分はただいま集計中ですので、令和3年度分についてお答え

させていただきます。詳細についてはお手元に配布資料をお配りしていますので、そちらのほうを御確認ください。まず75歳以上の高齢者単身世帯481世帯、75歳以上の高齢者夫婦のみ世帯は199世帯となっております。

②についてです。一人暮らし世帯の全数的な確認は現在行えておりませんが、地域の民生委員・自治会長や住民からの相談、社協と支援対象者の定期的共有会議により把握している方々があります。福祉課においては、地域包括支援センター及び障害相談支援担当により把握した方々への見守り、訪問等を行っております。

③です。緊急通報システム事業は、在宅の一人暮らし老人の急病又は事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができる緊急通報システムを整備し、一人暮らし老人等の日常生活上の安全の確保と不安を解消することを目的に実施している事業です。対象者のお宅にシステムの機器を設置し、コールセンターからの定期的安否確認を実施しております。緊急時には対象者に配布された機器のボタンを押せばコールセンターから対象者へ連絡し、連絡が取れない場合は協力者や家族への連絡・安否確認依頼、救急要請等を実施しております。9月末現在の登録利用者は13名となっております。

④についてです。地域包括支援センターで行っている高齢者総合相談の令和3年度実績は、実人数ベースでお答えさせていただきます。介護保険等サービスに関するものが617件、成年後見制度に関するものが9件、老人福祉施設等への措置の支援に関するものが1件、高齢者虐待に関するものが7件、困難事例の対応に関するものが5件、消費者被害に関するものが0件となっております。高齢者の相談を実施する地域包括支援センターには、高齢者人口が3,000人を超える場合、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の配置が必須となっております。現在は会計年度任用職員による配置で

すが、相談支援スキルの蓄積、長期的な個別支援や効果的な地域包括ケア体制の推進を図るため、専門職の正規職員の配置は必要と考えております。

⑤についてです。ひきこもり実態調査アンケートにつきましては、第2次中城村地域福祉推進計画の計画書内に資料編として村民アンケート及び民生委員・自治会長へのアンケート結果の概要版を掲載しております。6月議会中に冊子が完成しており、議員の皆様には議会事務局を通じて配布しております。なお、当該計画書につきましては村ホームページにも掲載しておりますので御確認ください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠2の①から④についてお答えいたします。

①について、現在両小学校の進捗状況につきましては、8月1日に募集要項などを村のホームページに公表しております。8月8日には事業者説明会を開催し、両小学校において現地説明会を実施しております。また、9月末においては、民間事業者の創意工夫を最大限に取り入れていくため、各事業者との個別対話を実施しております。今後は資格審査書類などの受付、募集要項などに関する第2回目の質問を受けていく予定となっており、現在スケジュールどおりに進めることができっております。中学校建設につきましては、用地購入費に一括交付金を活用することができ、予算圧縮へつなげることができました。教育委員会としても早急に実施したいと考えており、現在財源的なことも含め実施に向けて検討を行っております。

②について、現在県の担当において調査内容を精査しておりますが、まだ結果は出ておりません。

③について、去った8月30日に移転計画地の所有者に対して、中城中学校移転事業説明会を開催いたしました。事業への同意を全ての所有



者よりいただいております。計画どおり順調に進捗しております。今後の用地交渉を含む中学校用地取得に係る全ての事務作業につきましては、まちづくり推進課において担当していただくことになっております。

④について、現在ホームページで公表している要求水準書において、整備に関する条件に遵守すべき法令としてバリアフリー新法を付しております。要件として敷地入り口から各フロア、体育館などへのバリアフリー動線を確保することとしており、エレベーター、スロープ、バリアフリースイッチ等を設置するなど、ユニバーサルデザインに配慮した計画になっております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 それでは大枠3①、②についてお答えいたします。

①漁港施設内における盗難事件と防犯カメラ設置について、盗難事件があったことは漁協組合員より報告を受けておりましたが、既に警察へ連絡済みであったため現場の確認は行っておりません。その数日後に支所長へ事件の確認を行っております。防犯カメラについてですが、出入口付近の村道側にカメラが設置されておりますので新たにカメラの設置をする予定はありませんが、組合や自治会とも相談しながら、防犯灯の設置なども含め今後検討してまいります。

②の台風後の対応についてですが、台風時に船揚場に藻や軽石が打ち上がりますが、組合員の皆さんで回収しております。要請について、組合員が対応できない部分については維持管理予算の範囲内で対応は可能かと思っております。基本的には現場を確認しながら漁協と連携して、対応してまいります。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠4についてお答えいたします。

防犯灯の新設については、これまで寄せられた要望箇所の優先順位を考慮し設置してまいります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは再質問を行ってまいります。

まず大枠2番のほうから進めていきたいと思っておりますので、お願いします。学校建設計画についての①進捗状況を伺ったのですけれども、その中で今課長から8月8日に事業者説明会を実施したと。これの後にまた現地説明会もやられたということですが、それについて大体参加した事業者というのは何社ぐらいあるのか。それについて、同じ会社の方々が現地説明会も全てやったのか伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

当日の説明会においては設計や電気コンサル等、維持管理業者等で、大体90人ほど参加し、現地説明会を行っております。

当初、この建設の説明会は役場庁舎の3階の大会議室で行っております。その後、その業者とそのまま中城小学校、津覇小学校に移動して、そのまま現地の説明会を行っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 その後に9月ですか、今度はまた個別対話というのが実施されているのですけれども、それについては何社が来て、この個別対話の中身というのが答えられるのであれば、どういうものをどういうふうに個別対話をやりましたよというのが答えられるのであればお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 個別対話につきましては9月末に行っております。参加した業者については、この場では実際の数はお答えできませんが、複数業者おりました。個別対話の

内容につきましては、こちらが募集要項、要求水準書等を今公表しておりますので、その中身について疑義があるものについて業者から質問いただき、これにお答えする形で行っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今までいろいろと我々も説明を受けて、PFI事業で進めていくというのも決定しております、その中から90人が来ていろいろと説明を行い、説明を求めたということになるかと思うのですけれども、今予算的に、これは令和3年3月で我々は受け取った学校建設事業計画書の中に大体中城小学校、津覇小学校で45億円ぐらい、中学校も40何億円かでトータル90億円ぐらいの予算編成がされているということになっていると思うのですけれども、その大枠としては大体それぐらいの予算概要、それで進めているのか。あるいは、やはりいろいろな品物、あるいは資材の高騰とかそういうのも含めて、さらに上積みされていくのか。そのあたりは担当としてどのように考えているのか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在教育委員会としては、募集要項の中に、去る3月議会に債務負担行為を認めていただきました。この金額でもって事業費の提示を行っております。その事業費については個別対応でも、今後中学校の建設事業を控えているということで事業の圧縮をお願いしたいということで、金額についてはこの債務負担行為額よりは低く抑えられるものと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 いろいろと学校建設はこれから大きい事業になると私も思っているのですが、しかしながら耐震度は津覇小学校は特に足りないところが2か所ぐらいあるものですから、

早急に対応しないといけないということも含めて、その場面場面でしっかり早く、しかも低額のできるのであればそれに越したことはないです。いろいろとこちらから注文をして、そしてPFI事業でしっかり、村の思ったとおりの学校が出来上がるように取り組んでいただきたいと思っています。

一番私が危惧しているのは、これから学校建設が始まりますと、これが令和8年、令和9年に小学校が出来上がってくる予定ですがけれども、これは私の判断ですが津覇小学校は運動場に造ると。中城小学校は別件で運動場に仮設の学校かな、教室かな、それを造る判断だろうと思うのですけれども、その中で今令和8年、9年と言いましたら、大体令和6年から始まって2年間ぐらい学校の運動場が使えない状況になろうかと感じているのですが、その間、2年間ぐらい学校の運動場を利用した体育の授業とか、あるいは様々な行事、そういうものはこの建設期間中どのような対応をしているのか。対策を打たれているのか。そのあたりをお聞きします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

体育の授業につきましては、教育委員会としては建設期間中においては運動場が使用できない状態になると考えております。教育委員会としては児童の学びを保障するため、できる限りの努力をしていきたいと考えております。体育の授業時間数は各学年とも毎週3時間程度組まれており、体育館だけでは授業数は確保できないため、ごさまる陸上競技場の使用を検討するなど学校長とも相談していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ごさまる陸上競技場を活用した体育の授業をやっていくと。体育の授業は1日1時間とか、週二、三時間ということ

になっているのですけれども、この移動の範囲を考慮した時間帯を設定しているのか。1時間ではやはり移動が15分かかったり、着替えとかいろいろな観点からしても全然足りないと思うのですが、そのあたりの対策は打たれているのか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 大城常良議員の御質問にお答えしたいと思います。

学校の授業については年間指導計画に基づいて行うところでございます。学校建設に伴って、体育の授業については学校としっかり年間授業計画で学校の体育の授業に過不足が出ないようにきちんと対応していく計画を立てていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 小学校が2つあるものですから、ごさまる陸上競技場を使うということでも、やはり各小学校の時間帯の設定とか、また学年別の時間帯の設定とか、そういうのを含めていろいろ厳しい面も出てくると思うのですけれども、そこはまた十分配慮して、行ったけど運動場が使えなかったというようなことがないように、しっかり対応していただきたいと思っています。

次は中学校の耐力度調査になるのですけれども、これについて当初私は9月末から10月までには結果判明はしてくるだろうということで今回この質問を出してあるのですが、調査結果はまだめどが出てこない。これは例えば、今調査した結果を県に渡してあるのですけれども、その県の内部でこの作業をしているのか。それからまた村がそこにいろいろと、今こういう状況ですよというのがまだ行われているのか。県から国に行くのは、最終的に大体どのあたりなのか。この最終結果が出るのはいつ頃なのか。そのあたりをお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

耐力度調査につきましては5月末に委託業者から調査結果が提出されており、6月から沖縄県と調査結果の内容について確認等の調整を進めております。補助事業の対象になるように事業所とも何度も県へ伺い、着実に進めているところであります。県とは早くても3月末に検証ができる見込みで、年度内に完了できるように調整しております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ということは、最終結果が出てくるのは年度末の来年の3月ということで我々は考えていいのか。それと同時に担当課長として今やっている補助金の問題等、これはある程度もらえると。その判断は大体どれぐらいを考えているのか。その手応えをお聞きしたい。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 両小学校につきましては建築年が大分たっておりますので該当すると考えております。中学校につきましても、この委託業者と調査の結果に至るまでの打合せ等で確認する限りにおいては耐力度はないと考えておりますので、補助金については該当すると考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ぜひ委託業者も交えて、今までしっかり調査、あるいは検討もしてきたと思いますので、この中学校に関しても約13億円ぐらいでしたか、小学校は2つで約20億円の補助金が入ってくると思いますので、絶対取れるようにぜひ頑張ってくださいと思っています。

あと③今回、中学校の用地取得の進捗ということでお聞きしたのですけれども、その中で先ほど地権者の同意は得たということで答弁があったのですが、これは同意を得たということ

は土地を売ってもいいという判断で我々は理解していいのか。そこはどうか。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

まだ個別交渉に至っておりませんし、地権者の御理解があつての事業達成でございます。所有者の感触などにつきましても、地権者に配慮してこの場では答弁を差し控えさせていただくことを御理解ください。ちなみに事業への御理解をいただき、農振除外同意書は全員から頂いております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今まちづくり推進課長の話を聞いていると予定どおり進捗していくのかと思つているので、やはり用地取得というのは一番大きな難問でございまして、課長は今までも隣の土地をいろいろ買ってしっかりした実績があるものですから、そこはしっかりできるだろうと思つているので、頑張つていただきたいと思つております。

そして用地購入費については去る議会の中でも1億5,000万円ぐらい、これが一括交付金を活用できたということについては私は大いに高く評価しているものですから、こういう補助金がほかにもどこかに活用できるのであれば、これは学校の用地だけではなくて様々な部分で、ぜひ皆さん検討に検討を重ねて、取れるものはしっかりと活用していただきたいと思つているので、今回のこの件について私は高く評価しておりますので、ぜひ頑張つていただきたいと思つています。

あと④建設予定の学校施設のバリアフリー化ということですが、これは全てこの要求書に入っているということで、しかもバリアフリー新法を付してあるということで、これが敷地入り口からスタートするということですので、

十分私は出入口からバリアフリーが配慮された導線を確認していれば、なぜこれを出したかと言うと、おじいちゃん、おばあちゃんが子供たちの学校に行つて、ぜひ授業風景を見たいということですが、現在階段とかそういうところが登れないということも含めて、「新しい学校はどうなるのですか」というのがあったものですから、私もまだ確定した返事ができなくて「じゃあちょっと聞いてみましょうね」ということで今回出したのですが、こうしてしっかりと誰もが学校を見に行ける、そして3階のクラスまで見に行けるのであれば、これは本当にいい計画になってくると思つているので、そこはしっかりと誰もが憩えて行ける学校設備をしっかりと整えていただきたいと思つているので、しっかりと対応していただく。

次、大枠3番に移りたいと思つています。浜漁港の安全管理についてです。これは私も見に行つたのですが、村道の確かに北側は設置されているのですが、南側のほうも設置されている状況ではないと思つているのですが、設置はされていますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

南側のほうも旧公民館というのですが、今現場事務所的なところになっているのですが、向こうに1台はあります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えばこれは出入口を照らされて、出入りの方々が全て映るカメラの設定になっているのか。あるいはまた、その村道を基準とした配置になっているのか。これは夜間のセンサーもついて、やはり何かいろいろな悪さをする方々は夜しかいかないと思つているので、そういうところも含めてセンサーが設置されているのか。この防犯灯について、そこは

どうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

北側の部分についてはセンサーがついているということで確認になるかと思うのですが、南側についての詳細は私のほうでまだ確認しておりません。映す側については基本的には道路側ということと、参考までにですが漁港内に現在ミーバイの養殖場がございまして、向こうにも外側を映すほうが2台、施設内にも4台程度ありまして、向こうは別の組織が設置したカメラではあるのですが、漁港内も映せられている。鮮明な画像については私もまだ確認したことはないのですが、基本的にはそこでカバーできているものではないかと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今回この窃盗事件というのは解決したということをおも聞いています。ですけども、例えばこのカメラが活用されて特定されたのか。あるいはそれとは別個に、いろいろな条件を集めて解決されたのか。そのあたりまで話は聞いたのか。伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

警察の情報につきましては、私のほうはまだ詳細までは確認しておりませんが、8月22日の夜間に発生し、発電機、攪拌機、小型ウインチ等が窃盗に遭ったと。数日後に犯人は逮捕されたということで、盗難されたうちの2台は今警察のほうで証拠品として押収されていて、あと1台については既に転売されているという情報まではいただいておりますが、逮捕に至った経緯については私のほうで存じ上げてはおりません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 できるだけカメラが設置されているのであれば、しっかり出入口も見えるように、外は全部フェンスで囲われているものですから、やるとしたら出入口、その2か所からということになると思うので、そこら辺もまた漁港の管理者としっかり対応して進めていって、今後は二度とそういう事件が起きないような対策も取っていただきたいと思います。

あとは船揚場の軽石です。これは大きな自然災害、台風もそうですし、また軽石の問題もそうですし、そういったものが今漁港については非常に負担になっているということですけども、いろいろと村のほうもそれについては対策をしたり、予算を上げたりということは私も評価しているのですが、やはり末端の部分までやっていかないと、一定部分はやられているということですけども、さらに今どういう状況なのか。そこも担当課として、ぜひ管理している方に十分話を聞いて、できるところは全てやっていただきたいと思っています。これについては先ほど、しっかりと漁港ができない部分は維持管理の段階でやっていくということですけども、例えば私も一遍見たのですが、先ほど言った相当の数量の軽石や藻、それからごみが散乱して、本当に午前中から1時ぐらいまでずっと20名ぐらいが作業して、大変汗だくで、「漁港だから仕方ないんじゃないの」と言う方もいれば、「何か対策を通して応援してくれたらいいな」というのも大分あったものですから、それについてはユンボとかそういうものを1時間、2時間貸し出せば、斜面ではあるのですけれども、ぱっと1時間以内には終わるような作業工程ではないかと。ショベルで一生懸命これを取って一輪車に乗せて、それを上まで全部持っていくという作業が永遠と続いているものですから、そのあたりを管理している方々と相談して、「では何月何日に1時間お願いできま

すか」というようなことができるのであれば一番いいのかなと思っていますのですが、そのあたりの対策です。先ほど維持管理の範囲でやっていくということですがけれども、台風がいつどこき来るかも分からないし、それをいつまでもいつまでも維持管理ということではなくて、負担を少なくする観点からも漁港の漁民、そういう方々の負担軽減にもなると思うのですけれども、そのあたりの判断というのはいかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 答えいたします。

台風のみならず、恐らく東風のときには案外入ってくるということで支所長のほうからも、藻に絡んで軽石がだんだん細くなったりとか非常に厳しい状況ということも聞いております。その辺は支所長とも相談しながら、今回は11月12日に組合員も含め、役場職員も含め協同で草刈り作業や清掃作業をまた実施したいと。ぜひ組合員の皆さんにも漁港内、皆さんお互いの職場ですよというイメージももっていただきながら一緒に清掃活動をして、今おっしゃられた必要であれば、大量のごみがあった場合にはコンボであり、そういったところのリース料金も含めしっかり対応していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ぜひ頑張って協議しながら連携をしてやってください。

次に大枠4番、防犯灯の件です。これは優先順位に添って進めていくということで、いろいろと担当課に行って話をしても「優先順位、優先順位」ということでやられているのですけれども、今、村内一円で大体どのぐらいの要請があって、何基ぐらいをつけるような段階になっているのか。例えば何基の要請があって、今進んでいるのは何基ですよというのがあればお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 答えします。

現在要望箇所としましては、14か所から要望が上がっております。ただ、単年度でその14か所を全部設置というのは厳しいものと考えておりますので、大体年間5基程度は設置していつて、その辺は改善していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今回出したのは集落内ということで私は今考えているのですけれども、吉の浦線とか潮垣線とか、そういうところは村が依頼があれば設置してくれるのだろうと思うのですが、集落内で一本の縦道路はしっかりとつけてあるのだけれども、横道路が非常に真っ暗で、やはり部活をやっている高校生とか中学生とかが帰るときに「もうこの道、怖くて通れない」ということで大通りを非常に遠回りして、おうちはこちらにあるのだけれども、遠回りしながら電灯のあるところへ行って帰ってきているという状況があるものですから、だからその集落内に設置する場合についてはどのような段取りが必要なのか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 答えします。

現在要望箇所の設置につきましては、まず電柱があるというのが条件になってきます。支柱から設置となりますと莫大な費用がかかりますので、その辺は電柱があるかないかをまず確認して、それからまた電力のほうに占用として許可をいただいて設置しております。ですので、やはり維持管理の中での設置になってきますので、その費用も検討しながらの設置になってくるかと思えます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは集落内に設置する場合には、例えば自治会長の判断とかそういうのも含めてかかってくるのか。あるいは我々

自身からもそういうところから要望があるのですけれども、どうですかというような判断もできるのか。そのあたりは自治会長の許可がどうしても必要になるのか。そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 必ずしも自治会長の判断ということではなくて、自治会長からの要請と、あとまた各住民からのこういった設置要望とかを考慮しまして設置はしております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今、自治会長からの要請、それから住んでいる方々からの要請ということがあるのですけれども、やはり自治会長のほうも後ろ向きな方もいるものですから、「シムサー」とかそう言う人もいるのですが、そのあたりは飛び越して、例えば住まわれている方々の要請があればできるということで判断していいのか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず設置できる箇所なのかどうか、その辺の確認も必要になってきますので、やはり安全面からいくと設置できる場所であれば、設置に向けてはやっていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 いつも我々が言っている安心安全な村づくり、そういう観点からもぜひこういうところはしっかりやっていかないと、子供たちが夕方から夜にかけて通る道ですのでしっかり対応していただきたい。家の前が暗いと夜も歩けないと言う方々も大分いらっしゃいますので、またこれはひとつぜひ担当課と一緒に進めていきたいと思っているのでよろしくお願ひします。

それでは最後に大枠1番に戻って、福祉課のほうですね、それをやっていきたいと思ひます。それでは大枠1番、①からいきます。先ほど一

人暮らしの世帯数が481世帯、そして二人暮らしが199世帯ということになっておりますが、この中から例えば老老介護とかそういう二人世帯、あるいは一人世帯の中からも、こういった相談があるのか。それとも全然相談はないのか。そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 相談については様々な相談がございます。老老介護に関すること、兄弟で介護をされている方々もいらっしゃるのかそういったこともいろいろありますので、細かい内訳というのは今手元にないのでお答えはできませんけれども、様々な部分での相談は受けているということはお伝えしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 その中で課長として何か喫緊に解決しないといけないなというような重大な事案というのか、そういうのもありましたか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 高齢者枠につきましては包括のメンバーがかなり頑張っていて、真摯に相談に向き合っております。その中でいろいろ報告を受けながら適宜指示を出し、また法令に従って対応する、虐待の介入とかそういったものを適宜判断しております。細かい事案をお話しすると個人が特定される可能性もございますので、その点は御容赦いただきたいと思ひます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 私が今疑問に思っているのは本村の高齢化率です。これは毎年、私はよく見ているのですけれども、今の本村はたしか20.1%ぐらいでしたかね、というのがあったのですけれども、これは南上原地区がどうしても本村の中で4分の1の人口、約9,200人の人口を擁しているものですから、本当の数字として大丈夫かなとちょっと疑問に思っているのですが、例えば担当課のほうで南上原地区を除いた

高齢化率というのが出ているのであればお伺いしたいのですけれども。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

本日お配りの資料の横の部分の裏のほうに9月30日現在の年齢階級ごとの行政区ごとに分けて高齢化率を出しております。この中で、南上原以外の行政区の合計で出した高齢化率につきましては27.54%となっております。村全体の高齢化率は、先ほど議員がおっしゃったように20.10%となっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これを見てもみますと南浜、それから添石、30%を超えているところが6か所ぐらいあるのですが、特に南浜、それから添石が40%というのは、これは非常に高い数値を示しているのですけれども、今の上位3か所、南浜、そして添石、一番高いのが北上原ですね、そのほかに。この3か所の主な要因というか、原因は把握していらっしゃるのか。その点どうですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えいたします。

まず南浜の人口、年齢階級ごとに見ていただくと分かるかと思いますが、どうしても0歳から17歳の人口のほうがかかなり割合としてほかの地区と比べ低いという状況がございます。どうしても地域の狭さというか、様々な要因があるかと思うのですが、過去の人口の推移も確認してみないとはっきりしたことは言えませんが、若年人口がかかなり減っていて、高齢人口が増えている状態なのかとは推察しております。そのためによってかなり高い高齢化が進んでしまったのかという印象は感じております。添石につきましては特別養護老人ホーム春華園（70名の定員）が1か所ございますし、有料老人ホームも1か所ございますので、その人数が大体80名ほどいらっしゃいます。それらの方々

を抜くと、大体30%の前半台ぐらいには落ちますので、その施設による要因が大きいと考えております。その他の30%を超えている地区につきましては、高齢化率がゆっくりと進んでいる現状があるかと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 この資料は大変よくできていますので、ぜひこれをまたよく見ながら、村内の高齢化率は大体27%ぐらいで推移しているのかと判断できますので、これは非常によくできた資料ですので、これはまた評価します、私はね。

それでは②の一人暮らし世帯の見守り、それから定期訪問について。これについてはいろいろな担当している方々、民生委員、それから児童委員、自治会長、そして社協とあるのですけれども、これは例えば月に何回ほどその見守り、あるいは訪問というのか、それは月ベースでやられているのか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

対応するケースにおいていろいろ頻度が違いますけれども、定期的に今行っていることは社協とうちの包括、障害相談の三者で月1回会議を開いて、そういった支援を要する方々の情報を共有しているということは定期的に行っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 月1回ということは年12回、単純に計算すればそうなるのですけれども、よく80歳以上、90歳に近い方々は毎日が弱ってくるという話も私はよく聞くのです。今日はいいのだけれども、あしたはちょっと体調が悪い。そしてあさってになったら余計悪くなったり、よくなったりという話をよく聞くのですが、月1回で十分対応はできていると感じておられるのか。そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。



○福祉課長 照屋 淳 全ての相談に対して、またこの数字にあるようにこれらの世帯の方々に対する相談というのは、基本的には全ての対応はできておりません。より把握して、支援が集中的に必要な方々に対する対応を何とかこなしているというのが現状でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 去る連合審査の中で保険医療給付事業、これはいわばヤクルト配布の事業です。それが見直しを考えているというような話があったのですが、その辺についてはどのようにお考えですか。廃止、あるいは取り止め。これは多分74、5万円の予算が発生していたと思うのですけれども、それは継続しないといけない事業だと私は思っているのですが、担当課のほうではどういうお考えなのか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 事業の見直しというものにつきましては基本的に継続して、より強化できるような方向性を持っていきたいとは考えております。今基本的にヤクルトにお願いして、1週間分のヤクルトをお配りしながら健康を確認しているという状況ではございますけれども、果たしてそのやり方でこれから先いいのかという疑問がずっとありましたので、その辺の取扱いとか、またさらなる栄養食品の補充が必要なのか。様々な角度で、予算もございますので、そういった部分で検討は今後していきたいとは考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ということは、これは廃止に向けての話ではなくて、強化するために見直しをするということで判断してよろしいわけですね。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 はい、そのとおりでございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは③に移りたいと思います。緊急通報システムです。これは安全センターの札幌の中央区で委託をしているということで、いろいろと先ほど課長からも説明があったとおりこの委託事業を行っていただければ、ほぼ安全は担保できるということで考えてよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今議員のおっしゃる安全の確保、「ほぼ」というところがどの程度のものかというのは確認が必要かと思うのですけれども、基本的に今現在、この緊急通報システムにおいても機器の更新とかそういった部分では、より迅速に対応ができるようにということで事業所、委託先のほうも考えながら動いております。さらなる一人暮らしの現場における、おうちにおける緊急安全確保という点ではございますが、このシステムによってちょっと抜けている面が、聴覚障害者の方々とか視覚障害者の方々の部分が、なかなか機器の操作がしづらいということがございます。その辺は今どういった対応ができるのか。一部聴覚の方については消防のほうと登録をしてやり取りを行うシステムがございますので、そういったものも活用しながら、また認知症で高齢者の一人暮らしとなりますと、どうしても徘徊等が起きた場合の安全確保等がございます。そういった場合の対応策、どういったふうにやっけていけるのか。そういったことで緊急通報システムのみならず、いろんなものを組み合わせた形での安全対策というのを今後適宜検討しながら対応していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今報道でよくあるのですが浦添市、名護市がやられているIT機器を使用した、これはモデル事業だということですが、そのあたりの感触というのはどうですか。これはあまり強すぎるとか、あるいは本

村にはそぐわないとか、この機器について利用  
する場合にはできないのか。それとも必要がな  
いのか。そのあたりはいかがお考えですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 いろいろな業者からい  
ろんな御提案を結構受けてはいるのですけれど  
も、その中においては、予算が伴うものでもご  
ざいます。やはりものによっては高額なものも  
あったり、なかなか手頃であつてもちょっと物  
足りないなと思うものがあつたりとか、そう  
いったものがございますので、内部でいろいろ  
検討しながらその辺は判断していきたいと考  
えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 しっかりこれも見守り  
は、一人暮らしの方々には十分配慮しないと  
いけないという事案です。対応をしっかりと  
して、一人暮らしだから誰も気づかなかつたとい  
うようなところがないようにしっかりやってい  
ってください。

次、④のほうです。包括的支援事業で相談件  
数は640、650ぐらいあるのですけれども、こ  
れは虐待件数と困難事例というのが分かる範囲で、  
ここで答えられる範囲でどういうものがあるの  
か、答えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

虐待事例に関しては、家族による虐待のもの  
とか、最近のものは夫婦の虐待ではないか。配  
偶者間暴力にも近いようなものもあつたりする  
のですけれども、そういったことが疑われる事  
案の相談とか、また精神障害を持って高齢化さ  
れていっているの方々における事案とか、そう  
いったものは最近目立ってきております。困難  
事例におきましても、やはりその中で複数、  
様々な課題を抱えた世帯の多問題世帯と捉えて  
はいるのですが、そういった多くの課題を抱え  
た世帯の事案というのが結構増えておりますの

で、包括のみならず障害の担当者も含めて、ま  
た外部のいろんな関係者も含めてチームとして  
対応しているというところがございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 600件以上も相談があ  
るということは、やはりいろいろな家族、家庭  
において様々な問題が出ているのだらうと思っ  
ております。それについて正規職員の配置、こ  
れは課長も必要だらうということで、やはり専  
門的な方が1人いれば、その相談をする人も安  
心して、「この方はしっかり分かっているんだ  
な」というような判断で安心して話ができる。  
そしてしっかりと解決に向けて取り組んでいけ  
ると思うので、村長、ここは担当課もぜひ必要  
だということで、村民のいろいろな諸問題につ  
いて大変厳しい話もあれば、様々な問題に対し  
て、この正職員というのはどのようにお考えで  
しょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

担当課とお話しして正職員、あるいは臨時職  
員も含めて適切に配置するのは当然の義務だ  
と思っておりますので、それがどういう形になる  
のはこれから、担当課からしっかり話を聞いて  
決めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これはやはり手当てし  
て、600件と言うと相談としてはちょっと多過  
ぎるのかなと。そういう複雑な問題も多岐にわ  
たると思うので、そこはしっかり専門職員とし  
て担当課のほうに置いて、そういうところは対  
応していただいて、村民の安心安全、そして家  
庭のところで事件事故が起きないようにしっか  
り整えていただきたいと思います。ぜひひ  
とつそこは十分協議して対策を打って、担当に  
正職員が置けるように今後は頑張ってください。  
そのように思っております。

最後に実態調査アンケート、私もこれを探し

てよく読んでみました。第2次中城村地域福祉推進計画、いろいろなアンケート、それから村民の考え等が書かれて、いいものができたなどということですがけれども、やはりその中で思うところは、ちょっとアンケートの対象者が少ないかなと思っているので、これはもう少し追加したほうがいいのかと思っているのでしつかり、いいものではあるのですけれども、さらに深めていきたいと思っております。

時間もないものですから最後に、今物価の高騰が非常に大きいものがあります。昨日、おととい、金曜日の話にもあったように家計負担が7万円も上がっているという中で、低所得者ほど厳しい生活を強いられています。補助金も活用しながら、ぜひしっかりと行政として支援をしていただきたい。そのように思って、私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時03分）

~~~~~

再開（11時15分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

○2番 玉那覇 登議員 では改めまして、おはようございます。議長の許可を得ましたので、これより議席ナンバー2番、玉那覇 登、一般質問を行いたいと思います。通告書どおりに読み上げて質問したいと思います。

大枠1、要保護・準要保護・特別支援教育児童生徒就学援助事業について。事業の目的として、経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるようにするという目的で支援事業を行っているわけですが、その支援の方法についてお

伺います。

大枠2、災害対策について。土砂災害警戒区域の指定場所では近年の豪雨や台風などにより土砂災害の発生する危険性が心配されます。住民の生命や身体に危害を発生させないためにも日頃からの対策は重要であります。現在行っている対策を伺います。

大枠3、村道管理について。村道潮垣線の工事後などにより中央線がない場所が多く、中央線寄りに走行する車両が見られ危険である。中央線を施工することで危険回避になると思われませんが、施工できないかを伺います。

大枠4、バス停留所に椅子の設置について。バス停留所でバスを待つ方々（特にお年寄り等）は椅子がなく、立ったままで大変さを持っている。設置できるよう対策をお伺いします。

大枠5、国道329号西原中城バイパスについて。国道329号西原中城バイパスについての進捗状況を伺います。よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは玉那覇 登議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2、大枠3、大枠5につきましては都市建設課、大枠4につきましては企画課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは災害対策についての所感を述べさせていただきましても、議員の御質問にもありますとおり住民の生命や財産を守るためにも、ハード面の対策というのはどうしても国や県と一緒にやりながら、その都度適宜行ってまいりますけれども、ソフト面の対策については例えば防災訓練だとか、あるいは自主防災組織の広がりをもつたとか、常日頃から住民に対する啓蒙活動が必須だと思っておりますので、本村は御承知のとおり土砂災害もそうですし、また海にも近い集落も多々ありますので、海岸線を8キロ持つところでもございますので、そ

の辺の対策も必要になってくるという意味では、やはり住民一人一人にその意識をしっかりと持たせることが大切なのかなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の就学援助事業についてですけれども、全ての児童生徒の教育の機会均等はとても重要なことだと考えています。浜田村長の方針にも子育て、教育への支援に関しては最優先という考え方です。教育委員会としても、経済的な理由で教育の機会均等の精神に反することがないように、今後も子供たちの学力向上や健全育成のために、できる限りの支援をしていきたいと考えています。詳細については教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では大枠1についてお答えいたします。

各援助額の支払いについては、基本的には学期ごとに保護者より指定された口座へ振込いたします。ただし、給食費については給食センターへ、PTA会費はPTA口座へ、中学校の修学旅行費は中学校校長口座へ振込いたします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠2についてお答えいたします。

現在村で実施していることとしては、日常のパトロールを通じての応急措置、あと県への情報提供などを行っております。

それから大枠3につきましては、村道潮垣線に限らず白線が消えている箇所が多々あります。交通安全対策交付金等を活用し、年次的に実施していきたいと考えております。

大枠5につきましては、現在、南部国道事務所が道路予備設計を進めているところです。その中で月1回程度、都市建設課、産業振興課、まちづくり推進課と南部国道事務所調整会議

を行っているところであります。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠4についてお答えいたします。

議員のおっしゃるようにバスの時間帯などによっては待ち時間が長くなり、雨天時や炎天下の下、長時間立ったままとなることにより、バス利用者にとっては非常に不便な状況であると認識しております。ベンチ設置につきましても先日の質問と重複しますが、バス停上屋と同様に設置する場合には、基本的には道路管理者において設置するものと考えており、これまでもバス停上屋及びベンチの設置についても国道事務所へ要請しておりますので、設置可能な場所から取り組めないか改めて要請を行っていききたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 それでは上から順に再質問をしたいと思います。

学用品費についてと通学用品費、校外学習費等は3回に分けて学期ごと、申請者の口座に振り込むと。新入学用品については、これは平成30年度から入学前に申請者、保護者に支給して非常に助かっているという、成果が上がっています。修学旅行費については、中学校については学校長、この辺で質問も後でやりたいと思います。給食費については給食センター、PTA会費は兄弟の下の児童のみの分を口座に振り込むということになっておりますが、それではこの要保護世帯数ですか、準要保護、特別支援教育児童生徒の数をお伺いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

令和4年度につきましては、まだ申請途中で受付もしておりますので令和3年度の実績としまして要保護世帯が小学生4名、中学生は1名でありました。準要保護世帯につきましては小

学生が236名、中学生が127名となっております。

特別支援教育児童生徒就学援助対象者につきましては小学生が18名、中学生が4名となっております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 要保護とか準要保護、そういった子供たちに対して支援を行っているわけですが、令和3年度でいきますと就学援助率は19.4%と成果のほうであります、これは生徒全員に対しての割合となっておりますよね。お願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（11時28分）

~~~~~

再開（11時29分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

小学校につきましては約17%、中学生については約25%程度となっております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 今の数字は私もどこで探したか分かりませんが、就学援助率、約20%の児童生徒が受けているということであり、ますのでかなりの数に、合計すると分かりますが350名上回りますかね、そういった児童生徒が受けているということでもあります。そういう数を今確認したかったことでもあります。その就学援助率の数ですね。要するに5人に1人の割合でそういった援助を受けているということで、すばらしい事業だなと思っております。金額にしても総額2,695万3,000円と。県からが829万円、一般財源で1,800万円という金額でありますので、非常にいい事業ではあるなと思っております。

かなりの数ということではありますが、先ほどの修学旅行費の件ですけれども、中学校は学校

長へ振込をしているということではありますが、小学校については保護者に修学旅行から帰ってきてからあげていると。いわば小学校の保護者は立替えをしているということでもあります。去る金曜日の質問にもありましたけれども、いろいろ現物給付であるとか立替えをするのに困っているというふうな、やはりそういった要保護とかを受けている方々はいます。小学校については上限が1万5,500円で、中学校については6万5,000円ですかね。そういうことで非常に今小学校の保護者のほうからあるのですけれども、修学旅行費の立替えができないということで、「じゃあ、もう子供は行かさないでおうか」ということも思っているようで、またやはり親に気兼ねする子供にとっては、「いいよ、じゃあもう行かないよ」というふうにもなりかねないです。ですから先ほど来ある現物給付とか、何かどうにか親の負担を減らすような形で、せっかくのいい制度ですので、そういうことが今後できるようにお願いしたい。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在中城村においては、先ほど玉那覇議員がおっしゃったとおり中学校については学校長、小学校につきましては保護者ということになっております。近隣の中部地区の市町村を確認しますと、4校につきましては旅行会社や学校長に全て支払いされているということです。宜野湾市につきましては学校長の判断により保護者に給付か、もしくは旅行会社という形になっております。私たち中城村と同じ状況なのが、西原町と北中城村、中城村を含め3町村となっております。中城村としましては、できる限り保護者の負担軽減をしたいと考えておりますので、次年度、支給方法を保護者から学校長に切替えたいと考えております。この部分につきましては学校長との相談も必要となってき

ますので、できるような形で進めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 いい答弁をもらっていると思います。せつかくのいい制度ですので、ぜひ保護者の負担にならないように検討、変更してほしいと思います。

事業の課題のところ受給世帯が何世帯であるかが把握できなくて、もしかすると申請していない世帯もあるのではないかと課題がありました。そういったものもありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

要保護、準要保護の援助につきましては申請主義になっておりますので、教育委員会としては保護者への通知、ホームページ等への掲載、あと学校を通じての周知を徹底して行っていると考えております。教育委員会としては、周知方法については可能な限り行っていると考えております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 いろんな周知の方法を利用して、申請漏れがないようによろしくお願ひしたいと思います。教育を受けるためには、受ける権利を守っていくためには重要な事業でもありますので、そういった経済的な格差で教育格差が生まれないように、今後も続けてほしいと思います。よろしくお願ひします。

2番目に災害対策についてお願ひします。災害指定区域が村内にも何か所かあると思います。村内は27か所だと私は記憶しているのですが、そのうち現在工事をしている箇所は何か所ぐらいあるのか。先ほどの私の27か所というのは確かではありませんので、その箇所と工事中のところは何か所ぐらいありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

詳細には何か所か承知しておりませんが、現在、北上原のほうで1か所は中部土木事務所で工事を実施しております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 先ほどちょっと聞き漏らしたかと思うのですが、具体的に津覇の急傾斜地についてですが、去年に令和3年9月の答弁で中部土木事務所から今年度調査の対策、検討の業務を発注する予定であるということを確認しているということですが、その後の進捗状況はどんなでしょうか。お願ひします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この津覇の箇所につきましては予算を要求していくという回答を得られたのですが、まだ実際予算はついていないとのことで、その状況につきましては経過観察を随時行っていくということで報告を受けております。また、中部土木事務所が委託しておりますコンサルタントからの毎月の状況が報告として上がってきております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 では早めに村としてもいろんな要請等をしていただきたいと思います。何しろやはり大きな工事となりますので、県の費用も大きな工事ですので十分村からも要請してほしいと思います。6月には村の費用で台風等の対策として枝打ち作業もしていただきまして、本当に感謝いたしております。今後もまたちゃんとできるようにお願ひしたいと思っております。

続きまして大枠3番の村管理について、質問のほうにも書いてありますけれども、潮垣線については朝夕の交通量が非常に多くて、多い中にさらに道路の中央線とか横の線とか白線がないからなのかと思うのですが、対向車線に入ってくる車が結構あるのです。ですから非常に危

険な状況であるということですので、ぜひこの白線等を引いていただきたい。先ほど交通安全対策費でやるということで答弁をいただいていますので、早めにとできればよろしくお願ひします。

次に大枠4、バス停留所の椅子についてお願ひしたいのですけれども、国道となりますので県や国が設置すべきということをおっしゃっていましたが、そういう要請をして設置されるまでかなり時間はかかるとおもうのです。しかし、そのバスを利用する方々については毎日のことですので、特にお年寄りについては立つのが大変のようにも見えます。ですからせめて椅子だけでも簡易的に、広いバス停もあれば歩道しかないバス停もあるというふうによつても違ひますが、やはり通行に対して迷惑をかけてもいけないし、設置することによつて危険を及ぼしてもいけないし、そういうのをよく検討しながら、せめて簡易的に椅子だけでも、できれば完全にやったほうがいいのですけれども、早めにとできる限りで、せめてものという感じではできないかとおもうのですが、どんなでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

議員おっしゃるよつに、先ほども答弁しましたが利用者にとつてはやはり不便な状況ではあります。簡易的な椅子ができないかということですが、車道に近いということもあり、移動のできるベンチ、椅子などというのは台風などそういった風で飛ばされたり、何かの理由で車道に出たりということも考えられますので、危険ということではやはり少し厳しいかとおもいます。構造的にも固定式など容易に移動できないものということでの基準等もあつて、その点については少し厳しいかなと考へています。可能な部分については協議しながら、早めにと設置できるように対応していきたいとおもっています。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ではぜひ検討して、早めにとできるようにお願ひしたいとおもいます。

最後に国道329号の西原中城バイパスについて、現在予備設計を行っている最中であるということ、月1回の調整会議も行っているということであり、今予定地になっている住宅の確認と聞いていますか、そういったのはもう確認済みなのではないでしょうか。というのは例えばペンキを塗り替へたいということですが、村からやるなど言われているということであるのです。だからもう最終決定しているのからペンキを塗り替へしたいのだけれども、今は待つておけと言われていたということ聞いていたのですけれども、それだけではなくてほかの件もあるのですが、この辺で最終の確認と聞いていますか、その辺ではできないのですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在予備設計で進めているところですが、先ほど議員が言われたよつにペンキの塗り替へとか、そういった規制はしてごさいません。この設計を進めていく中で、今後設計案が出来次第、地権者へ具体的な説明に入りまして、それから用地幅杭であるとか用地測量、詳細設計、その辺に進んでいきますので、現時点では規制はかかっている状況ではありません。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ではちょっと確認します。敷地があつて建物があつて、住宅がですね、住宅はかかっているのではありませんけれども、この敷地が少しかかっているのです。だから、敷地だから住宅はかかっているから問題なのではないかと私は思っているのですけれども、ペンキは今ストップがかかっているという話があつたものから、ではこれは大丈夫ということを確認してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、まだ用地測量等に入っていないので、どこが確実にかかるという具体的なものはまだ出来上がっておりませんので、それでそういった規制もかかっている状況ではありません。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 分かりました。では今のところは大丈夫ということで確認しましたので、よろしくお願いします。

では西原中城バイパスについても今後また進捗状況を伺いながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上をもって私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時48分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

○6番 安里清市議員 グスーヨー、チューウガナビラ。議席番号6番、安里清市でございます。議長の許可を得て、通告書に従いまして質問をいたします。

質問に入ります前に、昨日の新聞報道にありましたPFASの血中濃度が最大14倍とのことについて、少し感想を申し上げたいと思います。これまでも本会議におきまして度々一般質問で取り上げさせていただきましたが、いよいよ実態を持った現実の問題となって私たちに解決を図るような事態になってきたように思います。PFASは体内に取り込まれると、体からは排出されず蓄積され、また様々な健康被害を引き起こすと言われております。中城村においては上地区の住民にPFAS含有量の高い水道水が

供給されております。村当局におかれましては、村民に水道水を供給する立場であるものとして安心できるPFASの含まれない水道水の確保に全力で取り組まれるようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。それでは質問に入ります。

大枠の1番、消防庁舎の新築について。消防業務は村民の生命・身体を災害から守り保護する重要で崇高な使命を抱えています。近年では新型コロナウイルスの拡大に伴う救急業務の繁忙に伴い、職員の皆様にも多大の御負担をおかけしている状況がございます。その活動の基盤である消防本部庁舎の改築について伺います。一部事務組合は地方自治法上、独立した機関であります。しかしその運営は構成村の負担金で行われていることから、多額の経費を要する庁舎建設に係る費用の債務負担行為について、構成村の財政を圧迫することになりかねないことから慎重な対応が望まれます。①構成村の議員への説明がなく、組合議員への説明もなされないまま、20年間・約19億円の債務負担行為が消防組合の9月定例会で採決をされました。このような状況を受けて、構成村議会は債務負担行為の追認になるのでしょうか。②一部事務組合の債務負担行為については、その内容の如何によっては構成村の議会の承認を得るようすべきだと思いますがいかがでしょうか。③今回の消防庁舎の建設に向けての20年間・約19億円の支出を認めた経緯を伺います。④議会基本条例第7条の趣旨からも、議会や議員に丁寧な説明があるべきであります。同条例をいかに認識しているのか伺います。⑤同条例の『第7条村長等は、提案する重要、及び新規の政策、施策、計画、事業等については、あらかじめ議会、又は議員の意見を聴くよう努めなければならない。』とありますが、今回の場合はその規定に当てはまらないのでしょうか。

大枠の2番、投票率の底上げを図る。期日前

投票について、①南上原の商業施設駐車場を利用した期日前投票所を開設できませんか。上地区に村人口の半数近くが暮らしている状況から投票率のアップになるものと思います。店舗の協力を得てトイレなどの設備の確保も可能になることから検討すべきだと思います。店舗にもお客の増が見込めるなどのメリットが考えられます。②期日前投票の受付をスムーズにできないか。今回は台風の影響を避けるために多くの村民が列をなし、並ぶ列の状況を見て出直しをしたという方もおります。③今回の選挙において投票率アップの施策はどのようになされましたか。

大枠の3番、吉の浦ゲートボール場の整備について。①周辺の樹木が伐採され見苦しい形になっております。植え替える予定でしょうか。伐採の目的と主たる使用者への説明の有無を伺います。村老連のゲートボール大会でも暑くて大変でした。②ゲートボール場休憩所の固定屋根（パイプ及びテント地）の修理完成予定はいつでしょうか。③固定腰かけを各テントに増設ができませんか。テントの大きさは十分にあります。

大枠の4番、松くい虫の防除について。①村内で松くい虫による被害についての調査実績はありますか。中城村の状況並びに沖縄県の状況について伺います。②松くい虫被害対策として取り組んでいる施策はございますか。③中城村の農業振興策の一環として、果樹などに被害を与え続けている松くい虫対策として、捕獲したカミキリムシの成虫を買い上げる制度は検討できませんか。④その他今後検討される施策を伺います。以上、よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番と大枠2番につきましては総務課、大枠3番は教育委員会、大枠4番は産業振興課

のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの消防庁舎の件でございますが、全般的な経緯を少しお話しさせていただいて、私は消防の管理者でもございますので少し所見を述べさせていただきたいと思ひますが、そもそも庁舎建設におきましては恐らく七、八年前だったと思ひますが、その辺は定かではございませんが、中城の出張所を先にするか、新庁舎を先にするかという議論から始まってまいりまして、その当時としては出張所のほうが先だろうということで、それも緊急防災対策債との絡みもございましたので、2つとも取れるにはどうしたほうがいいのかで優先順位をつけさせていただきました。もちろんその消防の議会でも、議員も御承知のとおりその都度御説明をさせていただきまして、またたしか行政懇談会におきまして、その出張所建設にお話の中でも常に新庁舎の話も一対となつて話をしてきた覚えがございます。いろんな面で説明責任は果たしていたと感じてはおりましたが、ただ議員から御指摘のとおり議員への説明等も含めて、やはり最善をもう少し尽くすべきではなかったかというところはございますので、その点についてはそういうことを感じていらっしゃるのではあれば申し訳なかつたなと思ひております。ただ、それなりの説明はしてきたつもりでございますし、また今回の債務負担行為につきましても、先ほどもお話しした緊急防災対策債という大変有利な部分が多々ございますので、大部分がそれですので大きな負担にもならないということで、そういう意味では中城にとりましては出張所もできて、新庁舎建設の負担も軽減できたのではないかとございいたしますので、その辺の御理解も願ひしたいと思います。詳細につきましては、また総務課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の吉の浦ゲート

ボール場の整備についてですけれども、教育委員会としては村民が気持ちよく利用できるように整備を今後も進めていきたいと考えています。また、利用者の健康管理の面からも休憩所の日陰をつくることは大事だと考えています。できるだけ早く整備をしていきたいと思っています。詳細については生涯学習課長のほうから答えさせます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 中城北中城消防組合消防庁舎建設についてお答えいたします。

一部事務組合等への負担金につきましては、時として構成団体の財政に影響を及ぼす場合もあると考えております。これまでも両村は、消防組合からの負担金要望額につきましては総務課と財政担当課が消防へのヒアリングを通じ、慎重に精査した上で負担金の額を決定しているところでございます。予算等につきましては両村並びに組合、それぞれが独立した地方公共団体であることから、それぞれの議会において慎重に審議されるべきものでございます。御質問の「消防庁舎建設に係る債務負担行為についての議会への説明がない」ということにつきましては、村としても重く受け止めております。併せて中城北中城消防組合へも伝えたいと考えております。

次に一部負担金の債務負担行為について、構成団体議会の承認を得るべきではということについてお答えいたします。それぞれが独立した地方公共団体でございます。一部事務組合の債務負担行為については、既に組合議会で可決していることから、遡って構成団体議会の承認を求めることはできないものと考えております。なお、今後におきましては、地方自治法第96条第1項で規定する「議決事件」の15項目のほか、同条第2項の規定に基づき、条例で定めれば議決事件の対象となれる場合もあると考えております。ただし、その場合は北中城村と歩調を合

わせる必要があると考えております。

次に消防庁舎建設費、約19億円についてお答えいたします。庁舎建設に向けては建築検討委員会が設置され、消防並びに両村の副村長、総務課長、財政担当課長等で構成されております。検討委員会では事業費負担の平準化を図る観点などから、事業方式を20年間のPPP方式を採用することとしております。また、事業費、約19億円に対し、その財源として緊急防災・減災対策債が約15億円、一般単独事業債が約1億2,500万円、振興資金貸付基金からの起債が約2,500万円を充てており、一般財源は約2億4,200万円として示されております。庁舎建設事業は高額な事業費を伴うものではございますが、老朽化が進行している状況においては早急に整備しなければならないものと考えております。比較的有利な起債も活用できると見込んでいることから、PPP事業に同意しております。どうぞ御理解をいただきたいと考えております。

次に議会基本条例第7条について2つの質問がございました。一括して答弁いたします。中城村議会基本条例第7条は、本村が提案する重要及び新規の政策等について、あらかじめ議会、または議員の意見を聴くように努力するよう規定されております。消防庁舎の建設は組合において実施される事業であることから、本村の議会基本条例は当てはまらないと考えております。本村としましては負担金の増額が見込まれていることから、議会に対しできるだけ早い時期に説明したいと考えております。

次に商業施設の駐車場を利用した期日前投票の開設についてお答えいたします。商業施設の屋外駐車場での期日前投票所の開設は厳しいものと考えております。屋外でテント等を設置しての投票所開設は天候の影響を受けるばかりでなく、期日前投票期間中、投票時間終了後の投票箱の管理。投票管理者及び投票立会人等、人

員の確保等も必要であることから、屋内・屋外を問わず、期日前投票所を増やすことは厳しいと考えております。

次に期日前投票の受付についてお答えいたします。今回の選挙は、県知事選挙と村議会議員選挙を同日に行ったこと、また台風12号が沖縄本島に接近するおそれがあったことなどから過去最多の期日前投票が行われました。期日前投票においては本人確認を行うとともに、投票日当日に投票に行けない理由等を尋ねており、宣誓書への署名に時間がかかる場合もございます。これは間違った投票を避けるためにも必要不可欠なことであると考えております。今後、受付事務がスムーズになるような方策を検討したいと思っております。

次に投票率向上の取組についてお答えいたします。投票日を周知する懸垂幕の設置、防災行政無線による投票の呼びかけ等、これまでと同様な取組を行っております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 それでは安里議員の大枠3の質問についてお答えしたいと思います。

まず①吉の浦公園の樹木の伐採目的についてですが、伐採前は樹木の枝葉がかなり生い茂っておりまして、外灯の光を遮っていたり、あと見通しがきかないなどの利用者からの苦情とかが寄せられておりました。そのため外灯の光の届く範囲を広げるという目的と、防犯・安全面を考えまして樹木の伐採を行いました。それと利用者への説明は行ったのかということに関してですが、特に行ってはおおりませんでした。

次に②についてですが、大人広場の本格的な整備についてですが、今私どもでは令和8年度頃に計画しておりまして、それまでの間は補修等で対応していきたいと考えております。休息する場所の屋根の張替えなどに関しましては、できるだけ早めに対応していきたいと考えてお

ります。

③についてですが、固定腰かけの増設についてですが、これに関しましては既製のベンチを置くなど対応を検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 それでは質問大枠4の①から④についてお答えいたします。

①松くい虫による被害調査と村と県における状況についてお答えいたします。松くい虫被害調査実績につきましては年3回、目視にて実施しております。近年、大規模な被害は確認されてはおりません。県の状況につきましては県全域において被害が確認されておりますが、近年は防除対策により被害は減少しているということになっております。

②松くい虫被害対策の取組につきましては、現在は行っておりません。

続きまして③カミキリムシの買上げ制度につきまして、現在果樹生産農家などからの被害報告がないため特に検討はしておりません。

④の今後の対策についてですが、カミキリムシに特化した防除対策は検討しておりませんが、今後、近隣市町村における発生状況や県内の状況を注視しながら適宜、県や関係機関と連携した対策を講じてまいります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。消防庁舎の新築について、構成村が一部事務組合の負担をするというものは、これは消防組織法上も消防の責任は市町村にあるということが定められておりますので、必要なことではあつたろうと思うのですが、議会にそういった事前のレクチャーというのでしょうか。こういうような方向で進めますということが全くないままに行われていたことについて、そこ

ら辺少し御説明をお願いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

一部事務組合につきましては、本来構成市町村で行うべき事業につきまして、施設の整備であるとかそういうものを勘案し、一つの自治体で事務を行うよりは複数の市町村で事務を行うことが効率的な事務の運営であるということで地方自治法上も一部事務組合が認められているところがございます。一部事務組合が設立をされますと、構成団体における事務から除外されて、事務そのものが一部事務組合に移転しますので、そういうことで本村が直接の説明というところがなされていなかったと、そういうこととでございます。今後につきましては、先ほど答弁しましたとおり村としても議会に対し事業の説明を行っていきたいと考えているところとでございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 今申し上げているのはそういったようなことについて、その相手のほうとは債務負担行為に応じるということで中城村も北中城村も同意をされて、消防組合議会に提案をされて可決をされている。ところが、そういうようなことについて先ほど申し上げましたように、足元の議会に情報提供も何もない状態で進められたということについては、これは議会を軽視している現れではないのかということが感じられましたので質問をしておりますが、こちら辺についていかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

決して議会を軽視している、そういう状況ではございませんが、ただ議会におきまして、もしそういうふうに感じられる部分がございますたら村としましてはおわびを申し上げますし、今後丁寧に説明をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 議会と行政はよく車の両輪とたとえられて、研修会等でも言われるのですが、今の状態だと車の両輪ではなくて車の後輪になってしまって、前輪の赴くままに後輪としてついて行っているような形になってしまっているのではないかと、今このこの質問はさせていただいています。19日ですか、全員協議会の場でまた丁寧な御説明があるとは思いますが、できればそういったようなことについて前もって御説明があつてしかるべきだったと思いますので、今後また取組について御検討をよろしくお願ひしたいと思います。新型コロナの収束が見通せない中で、消防の職員は非常に頑張って奮闘しております。その職員の活動の拠点となる環境整備の一環として、老朽化した消防本部庁舎の改築には十分な支援が必要であることは承知しております。だからこそ構成村議会とも連携を保ちながら、今後の取組について一緒に進んでいけたらと思います。御検討をよろしくお願ひします。

次に大卒の2番、投票率の底上げについてです。期日前投票において昔ほどは厳しくなくなっているとは思いますが、投票の理由とか期日前投票をする理由とか、いろんなことで受付で混んでしまったということを知っているのですが、これは公職選挙法の中で規定されているようなことなのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

本来ならば投票日当日に投票をするというのが一般的ではございます。近年におきましてはできるだけ投票する人を増やす、そういう意味で期日前投票の理由というのが緩和されている状況でございます。村のほうにおきましては期日前投票に来た、あるいは当日投票できない理由、そういうものも確認をしているところとでございます。確認した上で宣誓書に署名をしてい

るために今回のような混雑が発生したということ
でございます。また、台風等の接近等もござ
いましたので、そういう理由も含めて混んでい
たということでございます。公職選挙法におき
ましても期日前投票が認められておりますし、
本人確認をすることもうたわれていると、そう
いうことでございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 確かにその本人である
かどうかの確認ということは大変必要なことだ
ろうとは思いますが、例えば何らかのことで
入場券の後ろのほうの活用とか、そういうこと
で期日前に来られる場合はチェックを入れて
持っていくとかということは法律的にはできな
いようなことなのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

法律でもってそこを確認したわけではござい
ませんが、他市町村においてはこういうことが
行われている市町村もございますので、一番最
初に答弁したと重複しますけれども、こう
いうところを次回からは検討していきたいと考
えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 よろしくお願いいたし
ます。やはりお互いの村民の代表を決めて村の
議会に送り出してということで、村民の一つの
権利と申し上げますか、そういうことですので、
できるだけ速やかな投票行動に移れるようにお
願いをしておきたいと思えます。

今回の中城村議会議員選挙における18歳、19
歳の方の投票率について資料等がございました
らお願いします。公職選挙法の選挙年齢が20歳
以上という規定から18歳以上と変更されて4年
ほどたちますけれども、状況についてよろしく
お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

18歳、19歳という区別ではございませんが、
10代ということで答弁いたします。10代の投票
率は44%程度でございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 44%ということで、か
なり低いのかなと思います。投票率が低いとい
うことについては政治に関心が薄い。あるいは
村の政治に魅力がないか。あるいは村の行政、
一般に期待をしない。あるいは議員に対しても
信頼がないということが考えられます。今回の
議員選挙について、村の選管として立候補受付、
説明会、いろんなことから含めて選挙結果の、
投票率の発表を受けて、それらの中で全体的な
総括をされたのか。その中で投票率について、
どのような御見解をお持ちなのか伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

投票率から答弁いたしますけれども、投票率
につきましては県全体の平均よりも本村のほう
が投票率は上回っていると考えております。選
挙全般の総括につきましては、立候補の届出書、
あるいは収支報告書、そして今回から施行して
おります公費負担についての申請書、そういう
様式等について我々のほうで作成したものが完
璧なものであったのかどうかという検証は行い
ました。検証の結果については、若干修正すべ
きところがあるということの結果も出ておりま
す。投票率で言えば、先ほど答弁したとおりの
検証をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 今回の議員選挙におけ
る投票率は最終で63.2%と聞いております。前
回の選挙よりは改善した数字だと聞いておりま
すが、この数字にしても100名の村民のうち37
名が投票に参加をされていないということで、
先ほども少し申し上げましたけれども村の魅力
アップ、それから村の政治、村行政、そして村
の議員の活動について、私たちも含めて大いに

頑張らないといけないのではないかと考えております。

次に投票率の改善ということで少しお話したいのですが、再来年の2024年にまた中城村の村長選挙が予定されるはずですが、こういった場合の選挙について数値目標を投票率について設定していくということで、それに向けてまた選挙に向けた啓発を十分やっていただくということが可能なのか。そこら辺について御見解をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

できるだけ多くの選挙人の方々に投票していただきたい、そういう気持ち、思いは今安里議員がおっしゃったとおりでございます。村としまして今回は懸垂幕の設置、あるいは広報誌等、あるいはホームページ等について掲載しておりますが、また何ができるかどうか選挙管理委員会で検討したいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 最近といたしますか、昔から言われていたのかは分からないのですが、やはり数値目標ということがよく言われています。だから先ほど100名のうちの37名が参加をされないということについて、最低100名のうち75名ぐらいは参加ができるような、そういう目標を持って選挙について啓発をしていただくということ、これは村の魅力を発信しながら、村民一人一人が村づくりに関わっていく姿勢をつくっていくために大変重要な取組にもなるかと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。今後のさらなる投票率の底上げに期待をしてみたいと思います。

大枠の3に移らせていただきます。先ほど大規模な改修の計画もされているということで、これは令和8年度とおっしゃってございました。現状のテント、それから腰かけ等について早急な取組をしていただくということでよろしくお

願いしたいと思いますが、村の老人クラブ連合会は村内において婦人会や青年会、壮年会など各種団体が活動を休止、あるいは縮小している中で、唯一と申し上げますか、独自の活動を続け、存在感を増している団体であります。その活動の重要な種目であるゲートボールであります。そのゲートボール場の整備には今後も誠心誠意取り組んでいただきたいと思います。そこで生涯学習課長、もう一度整備に向けた取組について熱い想いをひとつ、お伺いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

村民の皆様、それ以外の当公園施設を利用していただく皆様のためにも今後も計画的に、使いやすい施設の整備をしてきたいと思っておりますし、当面それまでの間は可能な限り、先ほども申しましたように補修等で対応していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 熱い思いありがとうございます。その熱い思いで、年内補修・保全をどうにか前向きに取り組んでいただければよいお願いしたいと思います。

あと大枠の4について少し、松くい虫の防除についてです。村としてはほとんど取組がされていないようなことで、大変残念であります。私の地元、新垣のほうで「ウンジュの会」というタンカンの一種を栽培しているグループがあります。地域をウンジュの里にしよう。そして村おこし、地域おこしをしようとの思いで7名の方々が結成をしました。結成4年ぐらいになり、昨年ほどから実がつき始めました。期待は大変大きなものがございました。しかしまた同時期からカミキリムシの被害が見られ始め、会員の皆さんで成虫を捕獲したり、木の幹に薬液を塗布したり、ネットを幾重にも樹冠に巻いて、カミキリムシの侵入を防ぐ手だてをしています

が、4月の中旬頃から5月にかけては1本のミカンの木に四、五匹の成虫がたかり、枝の皮を食害しております。食害を受けた枝は栄養が先に届かなくなり、結果枯れてしまいます。被害はそれだけではなくて、カミキリムシが運ぶザイセンチュウも柑橘類などの枯死を招く原因とされております。このままではせっかくのミカン畑が全滅をするかもしれません。そこでお伺いいたします。防除作業は限られた小さな範囲では相手が飛び回る習性であるため、無理があります。そこで農業振興の立場から、村内全域を対象とした防除策を策定できないか、改めてお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

新垣自治会をはじめ皆さんの果樹栽培、特にミカン、柑橘類の栽培に御尽力いただき感謝申し上げます。まず松くい虫と言いますのは、マツノザイセンチュウが体内にいまして、それを運ぶのがマツノマダラカミキリというのがございます。今安里議員からございましたカミキリムシ、黒に白い斑点のゴマダラカミキリと言いますが、そちらのほう為主にシークワサーをはじめ柑橘類、中にはレイシ、グワバに入っていくというこれまでの調査結果もございますが、一概に私たちが認識している松くい虫というのはマツノマダラカミキリと言いまして、ちょっと茶色い系統、なかなか見かけないのですが、そちらのほうになりますので、まずこちらの松くい虫の防除と、今回の柑橘類の防除のカミキリとは離して回答いたします。

カミキリムシ、ゴマダラカミキリ、黒い斑点のほうにつきましては、今議員がおっしゃったように果樹に入って、根っこの近くから、あと木粉が出たり樹液が出たりして、そういったところへ入っているのを確認して、議員のおっ

しゃったように防除をしていきます。村内において、今柑橘類の栽培についてはかなり大々的にやっているところの確認は今取れておりませんが、基本的には庭であったり、畑であったり、そういったところにシークワサーとかがあることだと認識しております。御提案のありました村全域を対象にした防除策というのは、今のところはすぐに取り組むわけではないのですが、先ほどお話ししたように例えば隣の宜野湾市であったり北中城村、西原町等も、そのカミキリムシの被害状況も勘案しながら、こういった対策ができるかも県や農業改良普及センター等も含め、今後検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 カミキリムシにもたくさん種類がいて、おっしゃるように松に入るものと、そういった柑橘類、ミカン類に入るものといろいろ種類があるようにも聞いております。これが飛び回って、そしてまたこのカミキリ自体の食害というものと、これに付着して一緒に飛んでいってしまっているザイセンチュウは目に見えない小さな虫だと思うのですが、これらがそういったものを枯らしてしまう原因とされております。先ほど入手した資料ですが、国立研究法人森林研究・整備機構森林総合研究所というところが今年の1月14日に報道関係各位宛てに出した文書で、カミキリムシに不妊化現象を引き起こす細菌を発見との見出しで、今後の害虫防除資材としての開発に期待との記事があります。カミキリムシに寄生をしているボルバキアという細菌は、害虫として知られる他のカミキリムシに対する防除資材として利用できる可能性があるとの内容でございます。具体的には雄のカミキリムシがボルバキア細菌に感染している場合の感染していない雌のカミキリムシとの間での卵の孵化率は250例中0件であり、他の組み合わせでは60%内外であるというものであります。不妊化を目指してという研究

だと思いますが、実用化までにはしばらく時間がかかると思いますが、カミキリムシの防除が進まない原因として、飛び回り広範囲の防除作業が必要であることが容易に推測されます。しかしながら、この研究記事が飛び回るカミキリムシの習性を利用した防除に明るい材料になることを期待したいと思います。

この記事にあるように、防除に向けた研究は多分県のほうでもいろいろなされていると思いますけれども、中城村においては県全体の防除に向けた要請を県にさせていただきたいと思いたしますが、そこら辺についてどんなでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

県に対する要請等ということでございますが、基本行政のみならず出荷団体、JAであったり、そういった団体も含め、さらに柑橘類と言えば通常思われるのが大宜味村であったり、本部町であったり、そういったところの防除の方法とかも研究しながら、やはり中部全域、先ほど答弁いたしました近隣である宜野湾市、北中城村とか、そういった柑橘類が集団化されていないところもあるかと思うのですが、先ほど議員からあったように本土との違いは、本土は桜であったり、桃であったり、栗であったり、そういったところに入ってくる大々的な防除の方法が先ほどの不妊虫の防除の方法であったりとかという研究が出てくるかと思いたしますので、要請につきましては今後検討させていただきます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ぜひ検討をして、実施をしていくということで取組をお願いしたいと思います。確かに今産業振興課のほうでお伺いすると柑橘類、ミカン類を出荷して販売につながられているという事例は確認しておりません。ただ、先ほど新垣での事例を上げましたけれど

も、耕作放棄地をお借りして、そこに重機を入れてやっているような状況がありますので、だからそういう耕作放棄地の解消の一環になる可能性もありますし、この松くい虫等が防除できれば、家庭におけるギチチャーギとかいろんな木の保護にもなるかと思いたしますので検討をされて、ぜひ実現に向けて取り組まれるようお願いいたします。以上、終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時18分）

~~~~~

再 開（14時35分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣 修議員の一般質問を許します。

○7番 新垣 修議員 それでは議席番号7番、新垣 修、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

大枠1番、ママさん活躍に支援の配慮を！日頃家庭を支えるママさんが主役！沖縄県ナンバーワンのママさんバレーチームを決める「おきぎんカトレアカップ」大会が3年ぶり7月に開催され、種目の三部において本村の「吉の浦クラブ」が頂点に輝きました。その試合は8月沖縄TVでも放送され、多くの村民、あるいは家庭を支えているママさんたちに感動と刺激を与えたのではないかと思うほど白熱した試合でした。コロナ禍で様々な制限の中、練習も限られ、忙しい家事の合間を縫って練習に励んできた中城村の吉の浦クラブのママさんたちや、これから活躍するであろう村在住の一般の住民を対象に一定の条件を設け、例えば中城村から国体選手が輩出されるとか、中城村から県代表派遣での県外遠征という条件等を考慮して、村民への「後押し支援」を行っていただけないか意見を伺います。



大枠2番、村道管理の在り方。村道管理において、これまで多くの質問等や住民からの整備要望等が寄せられていると思います。道路行政においても事業化できるものは積極的に進めていくと明言もしており、自己財源に頼らざるを得ない箇所については維持管理で対応していますが、通行量の形状や車両の重量等で修復箇所の維持期間が異なるのは理解していると思います。そこで登又「三田線」の状況について質問いたします。①これまで維持管理で凸凹の補修を行ったことはあるのか。②現状を確認して村道二級道路としての道路基準は満たしているのか。③「三田線」公民館入口から約200メートル付近までの道路破損の凸凹に関して維持管理、補修あるいは道路表層舗装を行ったとしても現状の車両通行形態で耐力度的には大丈夫なのか。④その道路を頻繁に利用している2社に対して、道路の保全・養生等に関して協議したことはあるのか伺います。

大枠3番、選挙管理委員会の職務とは。7月22日、中城村議会議員選挙予定候補者説明会にて、紙面資料とそれに関わる立候補者提出様式をデータファイルとして事務局より配布しています。提出データの記載が容易化されることで、候補者側も時間の有効利用ができることと思います。ただし作成データが不具合なら、この上ない負担になります。そこで確認いたします。①3件の提出データ（立候補届出書類・収支報告・公費負担）の作成はいつ行ったものなのか。②作成後、エクセル様式・ワード様式提出のデータファイルがあるが、実際に記載検証したのか伺います。③平成26年・30年・令和4年同様にデータの配布を行っていますが、作成するに当たりどのような箇所を改訂し、あるいは記入方式にどのような入力改訂を行ったのか伺います。④公費負担となる燃料に関して供給する事業所への契約関係、あるいは支払いに関する情報提供の関与をどこまでやったのか。何社に

行ったのか伺います。⑤選挙運動における違法文書図面の掲示について「のぼり等」は含まれていないのか。現地調査を行い、関係者に注意等行ったか伺います。以上、明瞭簡潔に御答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2番は都市建設課、大枠3番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠1番のママさんバレーについて少し述べさせていただきますが、実は私もそれをテレビで偶然、偶然で申し訳ないのですが、偶然テレビをつけましたら吉の浦クラブがすごい熱戦をしておりました。一生懸命応援をして、結果的に優勝もして、非常に素晴らしい感動を味わわせていただきました。新垣 修議員がおっしゃる気持ちもよく分かりますし、我々中城は常に子育て支援、子供たちのためにから始まり、そういった意味では確かにお父さん、お母さん、大人の皆さんも頑張っているつもりですけども、いろんなことをいろんな視点、観点から見つめ直して、教育委員会の意見もしっかり聞きながら、何かできることがあれば積極的に考えていきたいということだけはこのお話はさせていただきますが、担当の教育委員会のお話もしっかり聞かせていただきながら決めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の派遣費の補助についてですけども、教育委員会では児童生徒の県外派遣等に関しては、スポーツ面だけではなく吹奏楽などの文化面でも人材育成基金で補助を行っています。生涯スポーツの推進の面からも大人に対しても支援をしたいのですが、予算の関係で今のところ実施する考えはありま

せんが、何らかの形で支援ができないのか検討していきたいと思っています。詳細については生涯学習課課長のほうから答えさせます。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 それでは新垣修議員の大枠1の質問についてお答えいたします。

現在、中城村では人材育成基金を財源として、中城村人材育成基金条例及び同規則により、スポーツまたは文化面で優秀な成績を収めた高校生までの児童生徒に対して県外旅費等の補助を行っております。この規則では、同大会等で2位以上となった個人・団体に対し助成を行い、回数も年に1回限りにしておりましたが、令和4年度に入りまして規則の改正を行いました。予算の範囲内において助成対象を3位同等以上とし、年間回数の制限もなくし、人材育成支援の範囲の拡充を行っております。令和4年度の人材育成助成金の予算は250万円ございまして、今年度折り返しの時点で既に172万円、3分の2ほどが使われており、今年度の補助だけでも不足することが予想される状況となっております。財政的な面から大学生・社会人等に対する助成を行うのは、今の段階では厳しい状況となっております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠2の①から④までお答えいたします。

①につきましては、これまで簡易的ではありますが、2年に一回程度、部分的に1回当たり約5万円ほどで補修を行っております。

②につきましては、三田線につきましては道路法上の2級村道として認定されておりますが、道路構造令の現在の基準には適合しておりません。

③耐力度的には地質調査を行わないと判断できませんが、これまでの補修状況から想定すると、路盤も含めた舗装厚が不足していることは

目視で判断できました。現状から、現在の基準には適合していないと考えております。

④につきましては、保全・養生に関して協議したことはありません。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 選挙管理委員会の職務等についてお答えいたします。

立候補届出書類、収支報告書の様式等につきましては、平成26年の村議会議員選挙の際にデータ作成を行い、これまで一部修正を行った上で立候補予定者に対し、参考資料として提供しております。公費負担にかかるデータについては今年7月に作成し、立候補予定者へ提供しております。

次に提供しましたデータ入力等の確認についてお答えいたします。作成された資料につきましては、複数のパソコンで入力等の検証が行われております。また、資料の修正した部分については確認しておりますが、全ての項目の入力確認について改めての検証は行っておりません。

次にデータの修正箇所及び内容についてお答えいたします。平成26年、平成30年につきましては、具体的にどの箇所、どのように修正したかどうかは記憶にありません。恐らく制度改正や軽微な修正であったと考えます。また、令和4年につきましては年号等の若干の修正を行っております。

次に選挙公営に関する事業所等への説明についてお答えいたします。公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動費用について公費を充てることができるようになったのが選挙公営制度でございます。その選挙公営制度のルールをつくるのが選挙管理委員会の役割であると考えております。公費負担に係る契約行為は、当事者である立候補予定者と事業者等との間で行うものでございます。燃料を供給する事業者に限らず印刷業者、レンタカー会社等に対しても村選挙管理委員会から説明等は行っておりません。なお、

問合せ等があった燃料供給業者の村内3社につきましては、手引き等を配布し説明を行っております。

次に選挙運動におけるのぼり旗についてお答えいたします。公職選挙法におきましては、立札及び看板の類に当たり、公職の候補者等の氏名や、氏名が類推される事項を記載したのぼりは、政党の政治活動用と見なされるものなどを除き使用することはできません。残念ながら今回の県知事選挙、村議会議員選挙におきましては、数多くののぼりが様々な場所で設置されておりました。選挙管理委員会としましては、令和4年8月29日付、立候補予定者全員に対し、注意喚起の文書を通知しております。また、苦情や通行等に支障のあるのぼりについては、選挙管理委員会のほうで撤去しております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

村長並びに教育長のほうから、これからも前向きに検討をする課題だというお考えをいただいております。確かに今回私のほうもテレビで見たときに、この白熱した、そして60歳以上の皆さんが1球のボールを本当に回転レシーブと言いますか、飛び込んでいく姿を見て、これは何らかの形で本当に応援してあげないといけないという気持ちの中で今回そういう質問をさせてもらっておりますが、財政が厳しいというお話の中で、生涯学習課のほうでは人材育成基金の250万円と、それと別の財政からまた何か充てられるものを模索するしかないのかと考えたのですが、人材育成基金や、それと今年度予算の中にスポーツ団体育成事業交付金等の全体的な680万円から90万円ぐらいの予算があると思うのですが、取り扱っている予算の中で中止になったりして事業の不用額等が発生していると思うのですが、その辺を考慮、組替えとかをして、仮に財源の確保が可能だったとした

場合に、この施行規則の中身を読んでもらったのですけれども、仮に予算があったとした場合、この第2条の第4項に、その他村長が認める事業とありますが、それが認められると一般にも充当が可能になるのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

中城村人材育成基金条例施行規則の第2条についてのお話でしたが、まずこの助成対象者がこの規則によりますと高校生以下となっております。なので、もし予算措置されるとなった場合、すぐ使えるわけではなくて、この規則に関しましては改正を行っていないといけない状況です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 確かにこの中に、教育長も先ほど話してはいますが高等学校生徒以下の者という縛りというか抑えがあったものですから、これではなかなかここに充当するのも厳しいのかという考えの中で、また何かしら予算がないかと一生懸命探していたのですけれども、そこで人材育成……これは施行規則ですが、その中で中城村人材育成基金条例の中から中身を読ませていただいて、その設置に関してですが、魅力と活力に満ちた村づくりに資する人材育成の推進に必要な財源に充てるため設置するという、一部省略しているのですけれども、その人材育成の人材というのは全ての村民を対象に捉えて設置されているものと理解していいのか。その点を伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

中城村の人材育成ですので、対象は全ての世代に当てはまると思います。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これを見たときに、こ

の定義の中にいろいろと交流事業と、それから国内外のいろんな中身がありまして、では人材育成というのは今言うように小さい子供から大人まで、全ての人材を育成する、この基金の中に含まれているのであれば、ではそこから何とか予算を。ただ、今回育成基金のほうはどうしても子供たちという、学生という縛りがあったものですから、そこでこの基金条例の中から、やはり予算のことになっておりますので、通常一般家庭でしたら今回頑張ったお母さんたちが財布を握って、いろいろと家庭を支えながらやっていると思うのですけれども、今回予算の財源の確立となりましたら、どうしても企画課に少しお尋ねしないといけないと思うのですけれども。

まず今回のこの質問の意図に関してですが、やはり本村のスポーツ関連に関わる人材育成事業、そして子育て支援、施策環境、併せて高齢者活動支援等への取組は見えて、高く評価されていると思っています。事業取組とは別に、一般住民向けの支援等がなかなか見えていない状況にあるのではないかという思いがありまして、そして今回スポーツや文化的活動において、一般の村民が中城村の知名度アップや地域の活性化に、あるいは村民の活力に寄与するような活躍を成し遂げたとき、行政からの一般村民への後押し支援を行っていただければ、村民のさらなる活性化につながり、村民一丸となって応援や支援をする相乗効果に期待が持てるのではないかと、今回ママさん応援を取り上げてみました。

そこで村長にお伺いいたします。優勝報告の表敬訪問が先ほどあったと聞きましたけれども、支援に関わる話や何らかの要望等があったのではないかと思います。ママさん活躍を願っての応援、支援等についての必要性の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

冒頭少しお話ししましたけれども、やはり教育委員会、担当課としっかり協議をして、方法がないわけではないと思うのです。ただ、今いろんな規則だとかそういうお話もされていましたが、そういうのを超越したものでやれるものはやっていきたいですし、またそれが適切かどうかも含めて、検討するのはまた教育委員会と一緒に検討していくものだと思っておりますので、何らかの形は取れるとは思いますが、それがどういったものかというのは今ここではお話しできませんが、ただ、その派遣とかそういう部分に関してはこれは適切ではないのかというぐらいは、まだもやもやとした段階ですけれども、そういうものはちょっと思っておりますけれども、いずれにしても前向きに検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今の心強い前向きなお答えですね。1点だけ、これが私も正解かどうかというのは分かりませんが、提案というふうに受け止めていただければ幸いです。

まず今回、吉の浦クラブの報告の中で多分村長も聞かれていると思うのですけれども、今回おきぎんカトリアカップで優秀したのは九州大会、11月22日から鹿児島県に行かれると聞いております。先日9月23日、いそじ大会、このいそじというのは50歳ということですが、実際三部は45歳以上の大会で、いそじ大会というのは50歳以上の大会でして、一度優勝したら次の年は出られないという縛りとかがあって、今回3年ぶりに全ての大会が開催されて、彼女たちにとってはすごいビッグチャンス。そして中城村にとっても、もしかしたら全国一になれば新聞報道等にも報道される、素晴らしい知名度アップに関わるような大会に臨まれるのかと思っております。そこで九州、あるいは全国大会にて中城村を十分にアピールできる実質の大

会であり、活躍の如何では村民あるは県民から祝福される派遣になるのではないかと期待しております。そこで村長自らが判断できる範囲の中で、「チバリヨ一中城ごさまる応援基金」の活用も踏まえて「村長におまかせ応援！」というのがありますので、その辺の運用も必要性に応じて考えていただいて、できるだけ前向きな予算を捻出できるように要望いたします。そして、やはりお母さんたちが頑張れば家庭うまくいくし、そして家庭がうまくいけば中城村の未来も明るくなるし、そしておばあちゃん、お母さんが頑張れば、さらなるスポーツも子供たちに相乗効果が生まれると思いますので、その辺重ね重ねお願いして、教育長並びに村長、前向きな御検討をひとつよろしくお願いいたします。以上、この吉の浦クラブ、あるいはママさん応援は終わります。

続きまして、村道の在り方に関して再質問いたします。まず今回舗装構成改良概略調査、4路線が予算に組まれていましたよね。その状況を伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在登又の三田線、南上原の井水線、それから奥間の上川線、新垣の新垣中央線の4路線を調査予定としております。発注としてはまだ行っておりませんが、11月頃発注する予定となっております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これも調査ということですので、多分C B R検査とか路盤に関する調査というふうに考えていいわけですよ。設計に向ける前の調査ということですのでよろしく申し上げます。では早めに発注をお願いします。

まず令和3年9月8日定例会、一般質問の回答において、三田線改良工事計画の必要性について地域から本当に必要性があるのか確認を取

らないといけないと答弁しておりますけれども、1年経過してはいますが、地域との協議する準備等はできているのか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

これまでも地域から補修の依頼もありまして、今回の概略調査を行うことになっております。この概略調査の結果等も踏まえてになりますが、その事業の採択ができるかどうか、その辺をまた報告していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 調査の報告の流れということですが、私も三田線をたまたま調査したものですから、先ほど現在の基準には適合していない、私も目視で見てももちろんこれは適合していないとすぐ理解できます。舗装が疲労舗装状態ということで、全てがクラック状態になっていきますので、これでは車、輪荷重40キロニュートンの20トン車両というのはなかなかここでは通れないかと思っておりますので、そこでこれは住民からですけれども、この二車線に関しましては公民館に抜ける生活道路であるので必要性があると。そして地域からは本当に、住民がここを歩いたり走行するために必要ですので、カーブミラーもそこにありますよね。そういうふうに徹底して維持管理をしてほしいという声がありましたので、その辺の対処をしっかりとやってほしいと希望いたします。

そして現在、この三田線の入り口付近、ヤードと事業所がありますよね。事業所の部分、ここは舗装がありませんよね。この部分ですけれども、多分これは先ほど言うように簡易的に2年に1回、5万円ということは予算が5万円なのか20万円なのか分からないのだけれども、ここは業者が、私がこの前調査へ行ったときにキャタピラーでそのまま走っていたり、ロングトレーラーで走っていたり、あれでは2年でも

よくもっているなという思いです。その辺を逆にその業者のほうに、これは建設業者ですので業者に資材を提供して、そちらのほうでうまく維持補修をできるような協議をやってみたらどうかと御提案しますけれども、その辺はどう捉えますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 議員の御提案のとおり非常にいい提案だと感じておりますので、協議に入っていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 基準を満たしていない村道管理道路であれば、やはり基準を満たせるように財源確保、それから整備のこれを探して、できるだけ公民館利用、そして生活歩行道路として住民には重要性の高い道路ですので、一刻も早い整備計画を立てて実現に向けて取り組んでほしいと思えますのでよろしく願います。

それでは少し休憩をお願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（15時07分）

~~~~~

再 開（15時08分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは大枠3番、再質問をさせていただきます。

まず課長の答弁の中で1番、3件のデータに関して、参考資料程度に書類を作ったということですが、参考資料程度というのが私は理解ができないのですが、もうちょっとその辺、ちゃんとした収支報告書、それから立候補者届、エクセルで作った資料。ではこれは参考資料程度ということであれば、参考にして全部自分で作り直していいということですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えします。

まず答弁の前に「程度」という表現は使っていないのですけれども、村としましては立候補届出につきまして、平成26年度に一番最初に作成をしまして、希望者に対して配付をしました。平成30年からは全立候補者に対して配付しておりますけれども、参考資料としてそれを配付しているという認識でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今参考資料という言葉に対して、ものすごく立候補者に対して趣のない言葉なのかと思います。では参考資料であれば、別にそれを使わなくてもいいというふうに私は受け取るのですけれども、手書きというか、自分で別のものを作ってもいいということですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今のは極端な事例だと思うのですけれども、もし立候補予定者本人が同じようなものを作られるのであれば御自身で作成をして、それを印刷して提出しても構わない、そういうことでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 先ほど言った私の質問、この辺の質問をやりたいと。要は皆様方からもらった資料があまりにも、立候補者に対しての資料、先ほど検証しましたかという質問に対しても、細かいところまでやっていませんとかという中で、実際こういう配付資料というのはちゃんと検証して出すのが事務ではないかと思って、今そこの話をしているのですけれども、それはまた資料がありますので、それは置いておいて別の質問をさせていただきます。

今回、期日前投票期間において、投票所に投票に来られた有権者に対して選挙管理委員会受付事務の職務で、あってはならない重大ミスを起こしております。有権者はその場で待たされ、何とか投票はできたとのことですが、本人的に

は怒りもあったが、支持者への投票をとの気持ちで強く気持ちを持って一票を投じたということです。しかしそのときの職員の対応に対して、中城村への失望感、選挙に対する絶望感、このことを私のほうに投げておりました。そこで伺います。選挙管理委員会の職務は、投票所に来た人が選挙人名簿に登録されているかの確認や投票用紙の交付、スムーズに投票できるよう事務を行うのが職務だと認識しますが、なぜ今回職務と真逆のことが起きたのか。その経緯を説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回選挙人に対しましては大変御迷惑をおかけしたことを、改めてこの場を借りておわび申し上げます。間違った経緯についてですけれども、実は選挙人名簿に登録されていた選挙人が亡くなられたために、その選挙人名簿から抹消する過程におきまして、誤ってその家族1名を含めた選挙人を抹消してしまったと、そういう経緯がございました。そのことにつきましては本人からの指摘を通じまして、選挙管理委員会としてもその場で確認ができましたので、改めて名簿を修正し、時間はかかりましたけれども待っていただいて投票をしてもらったと、そういう経緯でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これは私も中身のほうは既に聞いておりますけれども、この亡くなった方の名簿を消すのは分かります。多分これは夫婦だったからその下に名前があったのかもしれませんけれども、そのままクリックしたのか何かは分かりませんが、どういう操作なのかは分からないけれども、なぜ2人も削除されるような処理というか、データとかシステムなのか、そこが私は理解ができていないわけです。それを1人でやったのか。本来であれば、そのシステムを削除するときにそういう確認とか、そう

いった状況というのはどうなっていますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

投票日の3か月前の時点が基準日でございます。基準日の時点で選挙人名簿を作成し、その後選挙権を喪失した方、今で言えば亡くなられた方、あるいは転出された方、そういう方々を選挙人名簿から抹消する必要があるがございます。これにつきましては3か月前に既にシステムから選挙人名簿を作成しておりますので、その次の処理としましては手作業でその亡くなられた方の資料を入手しまして、手作業で名簿から抹消すると。そういう過程におきまして本人と、今御質問の中にもありましたようにその一段下のほうまで併せて削除をしてしまった、そういうことでございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（15時15分）

~~~~~

再 開（15時15分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

名簿から抹消する作業は1人で行っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 もちろん起こしてしまったことを今ここでずっと責めるわけでもないのですけれども、やはりこれは二度とあってはいけないことだと思いますので、その過失等、いろんな諸問題点、今後こういうことが起きないように改めるところは改める。改善点、どのような対策協議等を行ったのか。その辺をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

もちろんあってはいけない間違いでございます。やってもいい間違いというのはもちろんな

いのですけれども、今回の間違いというのはその中でも決してあってはいけないものだという事で認識をしております。選挙管理委員会事務局としましても、そのことは絶対あってはいけないということを事務局内で確認をしております。そういう間違いが起きないように注意したいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 もう二度とこういうことがないように、本当に襟を正してお願いします。

一応本人からも、先日電話をしまして、総務課長が丁寧に来ていましたよと。心のつかえが取れましたという話もありましたので、やはりこういう選挙、本人も中城村をもうちょっとで捨てようかなという気持ちになっていましたよということでしたので、やはりそれぐらい今回は本人にとってはどうしても大きな事故、ミスになっていますので、二度とないようにお願いいたします。それでは再質問をさせていただきます。

まずのぼりの件ですけれども、今回多くあったということで、私も選挙管理委員会に出向いて、自己申告で自分の自宅前にのぼりを1本と、実家と公民館前に3本立てていますと。違反していますと。事務所の前に横断幕2本、大きい3メートルのものを立てていますと、事務所案内等。指導をするのであれば撤去しますと自分から名乗り出ただけけれども、結局指導に来なかったのです。今回調査して指導を本当に行ったのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

のぼりにつきましては、先ほど答弁しましたとおり8月29日の時点で全ての立候補予定者に対しまして文書でもって通知をしているところがございます。その後におきましてもやはりのぼり等が立っているという現状がございました

ので、あまりにも通行の危険ということにつきましては選挙管理委員会のほうで撤去をしております。さらに違反が確認できただけで9人ほどがおりましたので、それをまた文書のほうで撤去命令を出すということで準備をしておりますけれども、台風の接近に伴いましてそののぼりが撤去されておりましたので、その後の指導は行っておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 確かに今回、逆に言えば台風が来て私もよかったのかと。景観もよくて、あまりにもものぼりの多さにびっくりして、景観も悪いし。今後ですけれども、これは選挙管理委員会としてルールを徹底して、のぼりの数や横断幕、要はルールを決めて、もちろんこの皆さんから配付されたものは全部違法だよと私たちはもらっているのですけれども、何本かは許容できるというルールづくりに取り組むことはできますかどうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

公職選挙法で禁じられているものを、選挙管理委員会が何本までは許容しますということとはできないものだと考えております。これにつきましてはぜひ立候補予定者全員が一堂に集まっていたら、立候補予定者の中で申合せ事項として決めていただくと。たしか近隣の町村でそういう事例もございましたので、選挙管理委員会としては違法なものは違法であると。立候補予定者の中で申合せ事項としてやっていただきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 その件も私は事務局のほうに問合せをして、取決めをしようじゃないかという話をしたときに、村長選もあることだしいろんなことがあるということで、選挙管理委員会も通してその話をしないといけないのではないかという話もあったものですから、それ



で今回質問をさせていただきました。では先ほど言うように立候補者間で申合せをしてルールを決めれば、これは可能ということでもいいわけですね。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず公職選挙法の中で禁止されていることで、立候補者が決めるべきものではないということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 では立候補者のマナー、あるいはルールを守る、それに期待を寄せると。景観にも悪くないようにということで、選管のほうで考えるということになりました。

ではこのほうは全てあれですけども、5分しかありませんので、先ほど皆さんの手元にデータ、配付資料を4枚ほど渡しております。先ほど総務課長から参考資料という、私のほうで本当に耳を疑うような言葉としか受け止めていないのですけれども、この立候補届とか、それから候補者届の書類というのは、現在試験とか面接の場合、もう筆記というのがなかなかなくて、ほとんどデータを作りながら面接を受けたりするわけです。この面接で書類が不備の場合は面接も受けられないという、それぐらいその書類というのは私は確かなものを作るべきだという認識をして、今回その話を出したのですけれどもね。まず皆さん、今回収支報告書、それと公費負担のデータの件で、この公費のほうに少しエクセルの中で、この公費負担のデータをCDで私たちはもらいましたよね。これが皆さん資料を見て下のほうに、再質問1のところに表紙がポスター9までのシートがありました。覚えていますか。このシートの見出しが、全て作業状態の中でデータを私たちに渡しているわけです。その状態でどういう状況が起きるか。どなたでもいいですよ。エクセルに詳しい方、いましたら回答をいただけますか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（15時24分）

~~~~~

再 開（15時27分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

提供しました資料について、今議員がおっしゃっているような内容で提供されていたところまでは私も承知をしていませんでしたので、今その場でどうだったかということは答えることは厳しいのですけれども、もし我々のほうで提供したデータに誤り等、あるいは使い勝手が悪いような状況がございましたら、次から改めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これは今日資料を全部作ったのだけれども、1から4ね、エクセルの勉強会をしようとも思わないし。ただ、今回本当に資料を作りながら、いじめなのかなと思うぐらい腹立っていました。先ほど言うように全シートをやると、1回打ち込むと、これが全部下層まで名前が記入されるようになるわけです。先ほどのページ41というのは、印刷プレビューで見ると41枚がそのまま作業状態になっていて、印刷すると全部41枚出る、このような状況になっていた。要は言いたいのは、全てに関して公費負担の分と収支報告書の分、正直言って自分たちからエクセルをあまり扱えない人でも幼稚的なデータでしかない。改めてそこを直してほしいと、改定してほしいという希望で今回出していますので、その辺いかがですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

公費負担につきましては直接私のほうで資料を作成しましたので、データにつきましても私のほうで作成しました。ただ、保存の方法が先ほど全部まとめて選択されたような状態であっ

たということが私のほうではよく分からなかったのですけれども、いずれにしてもせっかく提供する資料ですから、立候補予定者の皆さんが使い勝手がよくなるような方法には改めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ですから、私は4年前にも同じような質問をしたのかな、立候補予定者に使いやすいのを提供してくれと。どんなにそちらのほうで、この4ページの、これは北中城村のほうから資料を、本当は北中城村のやつをもらってもあれですけども、北中城村から資料をもらっていたのです。全て比較、検討をしました。仮に中城村のものが10%の出来としたら、これが85%、90%の出来です。資料を皆さんに検討してほしいという気持ちで取ってきました。時間がないのであれですけども、次回に向けて全ての見直しをやってほしいと希望しますが、その辺やっていただけますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

もちろん検証させていただきたいと考えております。こちらのほうで検証した結果、やはりそれを改めたほうが良いという箇所がございましたら、ぜひその辺は改めたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 正直言って、改めてもらったほうが立候補者のためにもいい資料になると思います。ぜひともよろしく願います。

そして村長、教育長、先ほど言うように誰一人取り残さない村政運営を目指しておりますので、今回できる限りそういう支援、応援の件も念頭に置いて、11月後半、12月には全国大会に出ますので、それまでには何とか支援ができますようお願いしまして、一般質問を終わらせていただけます。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣 修議員の一般

質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時31分）

令和4年第9回中城村議会定例会（第6日目）

招 集 年 月 日	令和4年9月28日（水）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和4年10月18日（午前10時00分）		
	散 会	令和4年10月18日（午後2時52分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	1 番	小橋川 恵 美	2 番	玉那覇 登
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	都市建設課長	仲 村 盛 和
	住民生活課長	義 間 清	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	稲 嶺 盛 昌
	会 計 管 理 者	欠 席	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光

議 事 日 程 第 6 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○8番 屋良照枝議員 おはようございます。議席番号8番、屋良照枝です。質問の前に、奥間にバス停留所が完成しました。屋根があり座ることができる腰掛けもついています。議員になって私が取り組み、3年かかりましたがようやく実現しました。2期目4年間、これからも地域の声に耳を傾けて頑張ります。それでは議長の許可を得て、通告書に基づきまして質問いたします。

大枠1番、農道舗装について。①農道を舗装する目的は何ですか。②サンヒルズタウンから新垣に抜ける農道は全面舗装されたのはいつですか。③サンヒルズタウンが自治会として村に加入してこの農道を通勤で利用する方がいることを調査したことがありますか。

大枠2番、保育施設での安全対策は中城は大丈夫ですか。2022年7月、県内の保育施設で乳児が死亡する事故が起きました。他県では幼児が送迎バスに取り残されて熱中症で亡くなる痛ましい事故も起きました。あまりにも悲しい事故です。無力な乳幼児が安全である保育園でどうして死ななければならなかったのか。子育てをする保護者が、村内どの保育施設を選んでも子供たちの安全を保障できる保育の実現のために一緒に考えていきたい。そこで伺います。①保育の現場で、県内の事故があった7月以降、安全対策など職員や保護者への対応、対話やアンケート調査などケアは行われましたか、伺います。②中城・津覇両幼稚園が公共施設から民営化による保育園になります。もしこのような事故が起きた場合は、市町村の責任は関わりは

どうなりますか、伺います。以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番につきましてはこども課のほうでお答えをいたします。私のほうでは御質問の保育施設の安全対策等についてでございますが、議員おっしゃるとおり非常に痛ましい事件事故、子供が犠牲になるという事件事故が最近多発しているような気がいたします。これは本村だけに限らず、これは日本国全体の問題だとは思いますが、しっかりと我々大人が、そして行政がその指導も含めて、これは公や民を問わずしっかりやることが肝要かと思っております。絶対にあってはならない事件事故だと思っておりますので、またこども課のほうから詳しい答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 おはようございます。それでは屋良照枝議員御質問の大枠1、農道舗装について①から③についてお答えいたします。

①の農道の舗装の目的についてですが、降雨時に路盤材の流出による道路の陥没や泥の飛散などによる農作業効率の低下、また粉じん発生による農作物の品質低下を解消するために舗装し、農業生産性の向上を図ることを目的としております。

②の御質問についてですが、サンヒルズタウンから新垣に抜ける農道は現在なくて、村道新垣中央線のグリーンホーム付近から村ポンプ場付近へ抜ける農道については、正確な年度は確認していませんが、数年をかけて農地保全事業において整備しております。

③の農道を通勤で利用した調査についてです

が、調査を実施したことはありません。

○議長 伊佐則勝 とも課長 比嘉昌子。

○とも課長 比嘉昌子 私、とも課のほうからは大枠2について屋良議員の質問にお答えいたします。

①保育の現場で事故があった7月以降、安全対策など職員や保護者への対応、対話やアンケート調査などのケアは行われましたかという質問ですが、①についてお答えいたします。事故以降、国・県から事故の再発防止の徹底及びバス送迎に関する調査が複数行われており、村といたしましても村内保育施設に対し同様の通知及び注意喚起を行っております。保護者に対するケア・アンケート調査等はこれまでに行っておりません。また保護者からの問合せ等もございません。11月にはバス送迎を行う園に対し、適正な運行がなされているかなどの実地検査を行います。

②中城・津覇両幼稚園が公共施設から民営化による保育施設になります。もしこのような事故が起きた場合、市町村の責任は関わりありますかという質問ですが、村は保育施設に対し指導・助言を行う立場であり、これまでも事故の未然防止に係る通知等行っております。村内保育施設において重大事故が発生した際、村が全ての責任を負うということはありませんが、当然ながら村は再発防止の検討や対策の助言等を行う必要があり、事故を起こさないために行政として指導監督を行う責任はあると考えます。以上です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 それでは順を追って再質問を行います。

先ほど農道を舗装する目的は何ですかの問いに、粉塵とかそういった人体に及ぼす、それから農作物に及ぼす被害、そういったことを目的に舗装するとされておりましたが、村内の農道のところでその目的をちゃんと達成していると

課長はお考えですか。農道のその道に関して。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

基本的にはこれまでの事業、農道舗装は和宇慶土地改良区をはじめ現在当間土地改良区、今年度で添石中央線のところまでは終了し、令和5年度、令和6年度を含め泊地区までは基本的には舗装を終える予定でおります。ただし今御質問にあった新垣の一部農道であったり、そういったところではまだ舗装ができていない部分もありますが、基本的には土地改良区、優良農地と言われている部分につきましては、8割方は整備ができているものだと認識しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 今、課長がおっしゃったみたいに8割方ですよ。まだ全ての農道が整備されているという、その様子はないんです。ですから8割整備されたところに関しては、本当に頑張っていらっしゃるし評価いたします。でも農道で、頑張って作業して作っていらっしゃる方がいるということを確認していただいて、ぜひ本当に農道を全部整備していただきたいという、その目的、その要点でもって今回取り上げておりますので、ぜひ残り2割ですね、まだちょっと行き届いていないところ、それは場所的にちょっと対応が難しいというか、そういうこともあると思いますけれども、農道として使われているんです。実際にそこを使う方がいるという、その観点でぜひ残りの2割を整備していただけるように検討していただきたいと思います。そこのほうはどうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

屋良議員がおっしゃるようにできましたら10

割、全ての農道を含め整備はしていきたいんですが、まずは例えばこれから農業の担い手である、農業の農地の集約化や、その辺の農業の生産性の向上を高めるためにはどうしても土地改良区をまず優先にしながら整備は進めていきたいという考えでございますので、そこは御理解いただいて、また今後の農道整備についてどういった事業があるかも含め、また検討しないといけないかなと考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ善処善処で、農作業をする方の利便性を考えて整備していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

2番に移ります。サンヒルズタウンの新垣に抜ける農道と私は質問をいたしましたけれども、認識不足でそちらのほうは昨日都市建設課長からもありましたように、そこは農道ではなくて村道新垣中央線だということを再認識いたしました。そこですみません。農道ではなくてサンヒルズタウンの新垣中央線ということで、そのこのほうの線について質問させていただきます。この農道ですね、こちらのほうを昨日の舗装で村道として計画があるとありましたけれども、再度お尋ねいたします。新垣中央線は今後全面舗装というか、今の現状から直される予定はありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

昨日も新垣 修議員に答弁を行いました、今年度概略調査を実施していきます。それで舗装厚とか、そういった路盤の不足が確認できれば、舗装改良事業として事業化していけるものと考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ調査していただいて、今の現状よりもよくなることを願っておりますのでよろしく申し上げます。

まずサンヒルズタウンについて少し当局の認

識を伺いたいんですけれども、サンヒルズタウンが誕生して、村民として加入して何年ぐらいになるか分かりますでしょうか。おおよそで結構です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時14分）

~~~~~

再 開（10時14分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

たしかダイケンが工事をしていて、その後に自治会として登録されていると思うんですけれども、平成の初めあるいは昭和の終わり頃からその整備が始まっていったと認識しておりますので、平成5年からだと30年程度になると考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 おっしゃるとおり本当に村民として加入してもう20年余るんですよ。工事から入ればそれぐらいですけれども、中城村として自治会としてきちんと加入して二十数年になります。その間、サンヒルズに対しての新垣のその道ですね、変わっていないんですよ。要所要所の修理ぐらいはされていますけれども、本当に舗装されたという、その事実はないんです。私も職場がその道でしたので、数十年通いましたのでよく分かります。二十年以上その道が変わっていないと確認したかったので質問いたしました。質問いたします。その間、サンヒルズは自治会として、それから地区として村にとっても協力的に加盟してっております。自治会活動もさることながら自主防災組織も立ち上げて自治会活動も活発ですし老人会活動も加入しております。地区として村への協力はとても協力的な地区だと私は認識しております。そのサンヒルズが自分たちのところに入り、県道以外に村道としての道がそこしかなく、

そして道として県道のほうから朝の渋滞、そう  
いったものにとっても交通に、国道329号に出る  
ための道としてとても不便を来しているという  
ことを、私もきちんと調査したのは8月から9  
月の10日間なんですけれども、朝の7時から8  
時15分まで、夕方の5時から6時までぐらいの  
期間を小まめに毎日月曜平日から土日、通勤の  
あれが変わるのかなということで、しっかり確  
認することができたので今回この質問を出しま  
した。その中で分かったことは、そこを出勤す  
るために、国道329号に出るために朝の交通  
ラッシュを抜けるために、私の分かる範囲内で  
11名のサンヒルズの方が利用しているというこ  
とが分かりました。そのためにどうしてもこの  
道は整備というか、やはり交通の生活道路なん  
だということを再認識しましたので、今回この  
質問をいたしました。どうか交通の手段、それ  
から朝の渋滞、本当にお一人の方は10分以上変  
わると答えていました。あとの4名ほどは、い  
やとにかく信号がない分、ここが早いんだとい  
う認識でここを通っていると。ただおっしゃる  
とおりそこを通ることで車が汚れると。先ほど  
粉塵とかそういうふうにおっしゃいましたけれ  
ども、やっぱりごみは立つんですね。車は  
ちょっと汚れるんですけれども、朝の数分のこ  
れには欠かせないので通っていると。とりあえ  
ず国道329号に出るたびにそこは渋滞するんだ  
ということで、そのほうを使われているとい  
う実態がありますので、調査というか、そこを  
利用する村民があるというその認識でもって、  
先ほど都市建設課長もおっしゃいましたけれど  
も、整備する、要するに調査をするという、そ  
このまな板にのりましたので、ぜひ住民の声を  
聞いて少しでも改善されてよくなっていくこと  
をお願いいたします。

再度確認いたします。今年で調査は行われる  
んですよね。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 調査としては11月  
頃から3月までには完了する予定となっております。  
以上です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 その11月から調査され  
るという、とにかく今の状態から改善される  
ということを願って、今日のこのサンヒルズに  
関しての新垣中央線に関しては質問を終わります。

続きまして大枠2番について質問いたします。  
答弁書にもありますとおり、本当に県内で痛ま  
しい保育園の事故がありました。そしてこの事  
故ですね、本当にどうしてこんなことが起こる  
んだらうということで、ニュースを聞くたびに  
とても胸が痛みます。そして熱中症の幼児の死  
亡ですね、立て続けに本当に痛ましい、無力な  
子供たちがどうしてこんな目に遭わなければい  
けないんだらうかということを考えたときに、  
私たち中城村は万が一にも起こらないと願っ  
ていますけれども、こういった安全対策はどう  
いうふうになっているのかということが気にな  
りましてこの質問を取り上げました。先ほどこ  
ども課の課長が、しっかりと指導助言を行う、そ  
して対策の助言として村として関わるというか、  
やっていきますとおっしゃっていましたが、  
具体的に、事が起こってから指導助言を行  
うんですか。その前に定期的にやるとか、そう  
いった対策とか、そういったものは講じられて  
いますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 監査についてですが、  
村内の公立の保育園、そして認可保育所、県の  
中部福祉事務所及び中部広域事務組合のほう  
が定期的に監査を実施しております。その監  
査を実施して、その後に特に指摘があったか  
ということは、特に今まで指摘がなかったの  
で、ちゃんと監査を、指導等、そういう監査  
とかは実施できているものと考えます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 今、監査の指摘とおっしゃいましたけれども、その集まりというか、その中には園長だけですか、参加というかそういうものは。それとも実際に子供を見ている指導員というか、そういった保育者が参加いたしますか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時22分）

~~~~~

再 開（10時23分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほど県の中部福祉事務所及び中部広域事務組合のほうで監査を実施していると申し上げましたが、施設の中に直接出向いて施設の状況であるとか書類等の運営状況、そういうものを全部チェックしているというふうになっています。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 その現場をチェックするのは保育が終わってからの建物とかそういったものですか、それとも子供たちが実際にいて指導しているその中に現場チェックとか、そういった視察は入りますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 保育時間中、お子さんも皆さん登園されて、保育士の方々もみんな保育に従事している中での実地検査を実施しています。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 保育中ということは、一人の保育者が何名ぐらいを見ているとか、そういったものを把握しているということによろしいですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 そのとおりでございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 そういった見ている中で危ないとか、大変ですねとか、そういった些細なとか、実感でいいんですけれども、そういった言葉は聞かれますか、ないですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 そのような事項はこちらとしては聞いておりません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 それでは現場を本当に、すみません。私はそういった時間帯ではなくて、本当に15分とかその程度のさらりとした時間しか、2回ほどですけれども見学というか見せていただきました。本当に保育園の先生方が小さいお子さんを見ているという、その状況を目の当たりにしたときには、大変だなと本当に思いました。本当に楽しく遊んでいる子もいれば、そばで泣いている子もというか、落ち着かない子もいるんですが。今、現場を見られた中で、そういった声がないというのは、逆にとても残念だなと思うんです。絶対に見た場合には、本当に保育さんたちの大変さというか、頑張ってるしゃるなとか、暑いとか、そういう聞き分けではないですね、ちゃんとした保育を頑張っているしゃるその保育園の実態というのは、大変だなというのを目の当たりにしましたので、実際に監査をされているということですので、その回数を教えてほしいんですけれども。毎月とか決まった日にち、決まった定例で見に行かれるんですか、それとも抜き打ちで行くんですか。そこのほうを教えてください。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 基本的には3年に1度その施設にはそれぞれですが、大まかな目安としては3年に1度、先ほど申しました中部福祉事務所及び中部広域事務組合のほうで監査に出向いていると聞いております。ですから中城村だけではなくて、いろいろなところを順番にローテーションを組んで検査を行っている

いております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 検査は3年に1度ですか。では今、吉の浦の保育所がありますよね、そちらのほうには3年に1度、ごく最近ではいつ頃入ったんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今現在、私がすぐお答えはできませんので、お調べして後ほどお答えしたいと思います。一番最近吉の浦保育所に監査が入った日というのを調べいたします。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 調べるというか、課長になられてその監査というか、それに立ち会っていないというか、そういうふうに理解してよろしいですか。要するにこの1年はなかったというか、そういうことを確認したいんですが。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 私がこども課長に就任して半年ですので、その半年の中では。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 おおよそ分かりました。こういうことを少し小まめに聞きたいのは、お手元のほうに皆さんに資料をお配りしておりますけれども、去る9月23日に、7月に県で痛ましい事故があって、本当に保育園の先生方が二度とこういったことが起きてはならない、何が原因だったのかということで、早急に集まっていろいろ勉強会というか、そういった検証を自分たちの保育園ではこういったヒヤリとしたことがあるんですよとか、そういった実態調査というか、そういうことを包み隠さず、1人で3名見ているんですよ、1人で5名見ているんですよという、そういう保育園の実態をお話ししてくださる機会、そして会場にはこの7月にお子さんを亡くされた御両親がお見えになって、今現在この9月の時点で2か月もたっているけれども、どういった経緯でこうなったのか

という説明もなく、調査中であるということで保育所からも何も言ってこない、警察からも何も聞かされないというすごい苦しい日々を過ごしているということを、本当に涙ながらに訴えていて、保育所の先生方には包み隠さず今日保育園でどんな様子だったのかというのを親に知らせてほしい、あまりご飯を食べなかったよとか、ちょっと食べて吐いたよとか、そういったことでもいいので、本当にそれは事故でも何でもなくて、ふだん子供たちに起こり得る当たり前の実態なんですけれども、預けているというその親の気持ちですね、そして預かっているという保育園の実態、そして安心安全にどちらも何事もなく本当にかわいい子供たちを育てたいという、そして預かっているというその実態を生声で聞くことができましたので、これは絶対に中城村もぜひ子供たちの安全のために確認しておきたいと思っております。特に中城村の場合は幼稚園が民営化ということで進められておりますので、こちらのほうの民営化になった場合、これから建設されていますけれども、そういった当局としての民営化になった場合の関わり方、チェックの仕方はどのように考えていますか。対策はこれから立てるんですか、それとももう対策は立てられていますか。チェックの仕方、それから立入りとか、そういった計画はどのようになっていますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 中城村内には認可保育所が現在14施設ございます。これに令和5年度から新しくまた1園追加されますので、認可施設が15施設になるんですが、こちらは中部広域事務組合のほうで監査を実施していきますので、ほかの園と同じような扱いになります。以上です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ほかの園と同じ立場に

なるということですね。吉の浦の保育所と今回建つ民営化の幼稚園とは、村としての関わりは違ってくるという認識でよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 村内の認可施設と同じような扱いになります。新しい施設ですね、建設中の施設については他の認可施設と同じ扱いになります。ですので、先ほど申しましたおむね3年に1度の監査が実施されるとか、そういうことは同じような扱いになります。以上です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 まず引っかかっているのがこの3年に1度の監査。せめて1年に1度、本当にもっと回数は、監査は増やしてほしいなというこれは希望です。村としての助言格言に関しての、その保育園に関わる、村としてのこども課として保育園、それからできる民営化の幼稚園に関して関わりというか、例えば月に1回は現場に入るとか見回るとか、安全対策のそういった施設の設備、防災とかそういうものですけれども、そういったものをきちっと把握するとか、直接中に入るというか、そういう助言というか、中に入って行くというその関わりはないですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 こども課のほうが、役場が月1回そういう施設の中に入るとか、そういうことは実施しておりません。

直接こども課が施設15か所に月1回施設に向くということとはございませんが、園長会と言いまして、それぞれの園長が月1回集まって情報交換であるとか、こういうことが決まったからこういうふうにやりましょうとか、そういう園長会は役場の中で会議室で毎月実施していることで、そこで防災とか、いろいろな新しい情報であるとか、そういうことの伝達というか、情報交換というか連携ですね、そういうことは

実施できています。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 今、園長会の月1回のことをおっしゃったので少し安心しました。園長会のほうは、私もできる限り参加をしております。声も直接聞いておりますので、その園長会も本当に拾いきれない声があるんです。園長先生ではなくて、実際に携わっているのは保母さんたちで、本当にヒヤリとしたり困っているというか、大事には至らなかったけれどもたんこぶ程度で済んだよとか、そういったのは本当に日常なんです。それは子供たちが元気があるという、そのこともあるんですけども、園長先生はそれを全部把握しているとは話合いの中では受け止めておりません。本当に今現在、保育園でこういった事故が起きたということ、そしてバスの中に置き去りにされているという現状、本当に二度とあってはいけない事故ですので、これに関して本当に小さいというか大きいのも、本当に中城村民一人一人を大切にしてい、行政として見守り、そして助言していただきたいということで、保育園ではなくてよそからの目も入るということで、そういった安全面とかそういったのも格段に注意とか、そういうものが増していくと思いますので、ぜひ当局として関わって、そして実際に今そのバスの置き去りとかあって、今国の指導が入っていますよね。そういったことも関わりがあって、その安全対策を村としてもう一度、もっともっと関わっていく、保育園とかそういったものに関わっていく。と言いますのも、幼稚園を公営から民営化する時点で、少し村として手が離れたような、そんなイメージを受けるものですから再度お聞きいたします。幼稚園が民営化になって、そして新しくできたときにその安全対策として村としてはどういう考えを持っておりますでしょうか。すみません。これは村長でお願いできますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどから公から民への不安な話のように聞こえて、あえて答弁させていただきますが、公であっても民であっても同じでございます。同じ子供たちで、公が安全だとか民が安全じゃないとか、そういうことではないです。そこはどうぞ議員もはき違えないように。我々はしっかりと子供たちの未来、将来のために責任を負っているつもりですので、一生懸命その辺は今回の御質問のことでお気持ちはよく分かりますけれども、我々ができることは全てやろうと思っていますし、子供たちのために子育て支援も含めて一生懸命やらせていただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ありがとうございます。とにかく子供たちの安全、そして本当に一人一人が安心して、見守って大きくなっていくことを願っております。お手元に先だって行われました保育園の現状と、そして沖縄の保育の安全ということで決議書がされましたので、それを読み上げて私たちの子供たちの安心を提言したいと思いますので、資料のほうをお読みください。読み上げます。「おきなわの保育のあんぜん。私たちの「保育」はどうあるべきか。先人たちは命どう宝という言葉をごこ沖縄に残してくれました。しかし子供たちの笑顔が溢れるはずの保育施設で、あたりまえに保障されるべき安心・安全が脅かされている現実があります。この現実から目を背けることなく、私たち一人ひとりが自分のこととして、何ができるかを考え行動していかなければなりません。悲しいけれど過去は変えられません。でもこれからの未来はいくらでも変える事はできます。私たち一人ひとりは、一本の細い糸のような存在かもしれません。しかし、一人、二人、三人と、手を取り合い、糸を紡ぎ、いろいろな分野の人たちを手を繋ぎ、布を編み出せば、きっと子どもた

ちを強く柔らかく包むことができます。今日のシンポジウムを機に、様々に変化する社会の中で、どこに生まれても、どこの保育施設に通っていても、すべての子どもたちが安心・安全に過ごせるよう、いろいろな分野の人たちと知恵を出し合い、「せんせい！おはよう！」「また！あしたね！」という何気ない日々が平等に保障される沖縄社会の実現を、みんなで目指していきましょう。令和4年9月23日、おきなわの保育のあんぜん、私たちの「保育」はどうあるべきかシンポジウム参加者一同」。このシンポジウムはチラシにもありますとおり、参加は急な呼びかけでしたけれども213人、そしていろいろな場面での参加者が615人と、本当に様々なところで反響を呼んで、たくさんの方の意見がありました。弁護士、保育士の現場の立場ですね。そういった保育現場の方々が、本当にあってはならない、二度と起こさないという強い決意の下に、本当に沖縄県集まっておりました。現場にいた人たちは、もらい泣きをしながら本当に頑張っていかなければいけないなのを強く思いました。どうか中城村で、保育園で私たちの、絶対に二度とこういうことがないように強く願ひまして、私の質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時44分）

~~~~~

再 開（10時56分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長より質問のお許しが出ましたので、通告書に従って質問をいたします。

まず大枠1番、農業振興について。コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻に対する経済制

裁の強化と円安により、農薬や肥料価格が急騰している状況下において村の農業者は大変な窮地に立たされている状況下にあります。村の第一次産業である農業を安定させるために、村としてどのような対策を考えているか。①本村の農業者に対して、農薬と肥料の補助金についてどのようなものがあるか。②近年、ありとあらゆる物が値上がりしており、農業においても資材や農薬、肥料の高騰が懸念されています。村としてどのような対策を検討されているか。③農薬や肥料の補助金について、他市町村との違いは。

大枠2番、生活道路の騒音公害問題について。これは村道を含めます。北浜地区や南浜地区の潮垣線では、朝と夕方において自動車の交通量が大変多く、道路も狭い所でありまして、地域住民が危険にさらされながら生活道路として利用している状況です。それで道路が狭くて車が側溝の上を走ることによって、老朽化している側溝の蓋が、ガタガタと大きな音が発生します。地域住民からは騒音公害だと多くの声が上がっております。早急な対策が必要であると思えます。①生活道路や村道における騒音問題についてはどのようなものがあるか。②側溝の蓋のがたつきによる騒音の発生についてはどのような対策を現在実施しているか。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠2番の生活道路の件ですが、潮垣線のことですので、私も潮垣線沿いに暮らしておりますので、議員おっしゃる朝夕の特に交通ラッシュと言いますか、車の交通量が大変多いというのは認識しております。御指摘のがたつきですね、あれも私も北浜、和宇慶のほう

に行ったときにはよく存じ上げております。都市建設課のほうでの優先順位等あると思えますけれども、私のほうからもこの辺、北浜住民の皆さんは騒音という言葉を使っているぐらいです。ので何とかならないか、また相談をしていきたいと思っております。詳細につきましては都市建設課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 仲松正敏議員御質問の大枠1、農業振興についてお答えいたします。

①農薬、肥料の補助についてですが、農薬補助については、毎年購入額の10%の補助とさとうきび野鼠防除、ガイダー防除にそれぞれ50%の補助を行っております。肥料に関する補助は現在行っておりません。

②の資材や肥料などの高騰対策についてですが、コロナ交付金を活用し農業用被覆ビニール類の購入補助や花卉農家への電照菊用照明器具（LED電球）の購入補助を実施します。また今回の補正において肥料に対する支援につきましても、国・県事業と連携し補助を実施いたします。

③他市町村との違いにつきましては、中部管内7市町村が農薬補助を実施しております。市町村ごとに補助率に違いがありますが、また中部管内においては肥料に対する補助を実施している市町村はございません。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠2についてお答えいたします。

①の生活道路における騒音については、劣化した側溝を車両が通行することによる騒音、道路を横断しているグレーチングを車両が通行する際に出る金属音があります。

②のがたつきに対する対策としましては、緩

衝材の取付けやコーキングによる補修を行い、がたつきによる騒音防止の対策を行っております。またグレーチングの劣化に対しては、溶接し車両通行による金属音などが出ないように対策を現在行っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 では大枠1番のほうから再質問をしていきたいと思っております。

先ほどの答弁で、農薬補助については毎年購入額の10%の補助をされていると。さとうきびの野鼠防除、ガイダー防除にそれぞれ50%の補助を行っているということですが、野鼠やガイダー以外の農薬は、要するに10%の補助ということですね。この補助率のガイダー等、ほかの野菜等の農薬についての補助率の違いというのはどのようなことか、お聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいま議員からあったように、さとうきびのガイダーを含め野鼠防除につきましては50%補助ということについては行政が50%、そしてさとうきびの場合JAが25%、製糖工場が25%ということで三者で負担している農薬の補助でございます。それに対しまして花卉や野菜、果樹等といったものに関しての農薬の補助に関しては10%ということで、村単独の行政のみの補助でございますので、その辺に関しては財政面とかいろいろなこともございまして、現在のところは10%の補助ということになっております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは農薬というのは、多くは花卉栽培やハウス栽培に使用するものだと思いますが、露地栽培についてもハウス栽培よりも害虫の被害が多くあり、露地栽培をされている農家にとっては、この農薬の高騰というのは大変深刻な問題となっております。

本村の農業者にとっても、早急な農薬の補助、支援を求めています。この10%の補助を野鼠防除やガイダー防除と同じように50%の補助ができないか。その辺どうですか、課長。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほども少し答弁いたしました。村単独での補助ということで現在50%でございます。これに関しましては今後財政面を含め、今回はコロナ交付金、原油高騰やそういったもろもろの関係もありまして、そういった予算を含めたところも勘案しながら手当てができる部分についてはしっかり手当てをして、10%ではなくさらなる補助ができる部分は検討したいと。単独で行う補助分については、現在10%がどうしてもやれる範囲なのかなと認識しております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 先ほどもお話ししましたが、やはり今農家の皆さんは大変困っております。いきなり50%は財政上大変厳しいとは思いますが、やはり幾らかでも、10%から20%、30%ですね、村のほうで補助できるようよろしくお願いします。

この野鼠農薬についてお聞きしますが、ある農家が野鼠農薬の配布がなかった年があると言われていたんですけれども、この配布されない原因とか、そういうのが何かあったんですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

野鼠防除、ガイダー防除に関しましては平成25年度までは事務委託者へ依頼して、公民館へ配布して受け取りに来るということを行っていましたが、平成26年度からはさとうきび生産者要件審査（通称OCR）の際に配布しており



ます。今御質問のありました原因、要因に関しましては確定した部分は、想定という意味合いで答弁いたしますが、恐らく5月から6月にかけてOCRの最初の申請をされたときに漏れたとか、あとJAのほうが中心となって各農家に案内文を配布いたしますので、その名簿の中からもしかすると漏れがあったのか。さらに考えられるのは、例えば夏植えて1年半、次の年度をまたいでの製糖期にしか出荷できないということで、その年の出荷がない部分で漏れがあったとか、そういった何らかの想定は幾らかあったと思いますが、その辺は行政を含め製糖工場、JAとしっかり連携しながら、そういった漏れやまた事務委託者の皆さんも含め漏れないよう、しっかりと注意していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはり原因としては、農家が席がなかった年があったと。その辺も私も知らなくて、その農家に答えることができなかつたんですけれども、ミスに関してはできるだけそういうことがないようによろしくお願いいたします。

世界的な今穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により農薬や化学肥料、肥料原料の国際価格が大幅に上昇しているところであります。価格が大きく上がったことで、本村の農業者は生活が大変厳しくなっております。農業者に対し、農薬は肥料のコスト分の上昇、その分の一部でも支援することができないかお聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

今回の9月補正におきましても、肥料の高騰分につきましては国7割、県1.5、市町村が1.5

ということで、高騰分について国・県と合わせた交付金を活用した補助というか、農家の支援をやっていきたくて考えております。また先ほども答弁いたしましたが、そのほかにはLED化や被覆の補助であったり、またこれまでも続けております農業用廃ビニールの回収であったり、できる限り農家の負担を軽減できるような施策を含め予算の確保に努めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今、農業に関しては大変厳しい状況ですので、さらなる支援のほうをよろしくをお願いします。

課長、お聞きしますが、近年、ここ3年ぐらいで農薬や肥料の価格、種類によって多少違いはあると思うが、実際にどのぐらい価格が上昇していると思いますか。大体でよろしいですので、何%ぐらいということで。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

私が調べた範囲での答弁になりますが、日本銀行の企業物価指数が2022年9月における農薬の国内企業物価指数というところで数字を拾いましたが、農薬に関しては2020年を100として比べた場合、最大で2.1ポイント上昇しているということになります。肥料に関しましては今年の6月から大幅値上げが行われており、その種類にもよりますが平均して1.5倍近く値上がりしていると認識しております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この肥料関係、1.5倍というのは大変大きい数字だと考えられますので、ぜひその辺を考えて支援のほどよろしくをお願いします。

本村は農業の盛んな地域であります。農業を発展させ農家の暮らしを守るためにも、今の物

価の高騰を考えると農薬や肥料の購入に対する補助金は絶対に必要だと先ほどからお話ししているんですけども、村では農薬の購入、肥料の購入助成について、具体的にどのようなシステムで行われているのか、その辺をお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 答えいたします。

農薬及び出荷箱を含めて資材等につきましてはJ A並びに沖縄県花卉園芸農協、太陽の花と言われるところが、そこで購入した場合に店頭で10%を引いた額で購入していただき、その部分についてを売った販売側、例えばJ Aとかから行政のほうに請求が来るという形で、農家が店頭でお買いしたときにもう10%を差し引いて補助をしております。先ほどから答弁しております肥料やその他の部分についても、出荷団体を通して申請、取りまとめをしていただいて役場のほうに申請をしていくという形での補助の流れになっております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 このシステムをそのままのシステムでいくのか、それとも改善するところがあれば改善してですね、ぜひこれから後、農家のためになるようなシステムづくりをよろしくお願いします。

次に2番のほうです。農業資材や肥料等の高騰対策については、コロナ交付金を活用し、農業用被覆ビニール類の購入補助や花卉農家への電照菊の照明器具、LED電気の購入補助を行っている先ほどおっしゃっていました。本村では露地栽培をされている農家も多くおられます。そのような農家が栽培されている野菜を、主にキャベツ、島ニンジン、島大根、よく言われるファー野菜などを栽培し、農協やファーマーズに出荷されております。そのような農家

にとって農薬や肥料は現在どんどん値上がりしているのに、野菜の値段はほとんど上がらない状況で、大変厳しい状況にあります。そのような農業者への農薬や肥料の補助金についてしっかりと取り組んで支援を実施されるよう、課長のこれからの考えをよろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 答えいたします。

基本、議員からおっしゃったように例えば生産部会のみではなくてJ A中心とならず、いろいろな農家の皆さん、個人で出荷されている方、今お話のあったファーマーズであり、いろいろな農家、出荷の形態もあるかと思えます。そういった農家の皆さんにどういった支援ができるかも、議員の皆さん含め農家のほうからもいろいろ声をしっかり拾い、さらにうちの営農指導員もおりますので、営農指導員からの情報もしっかり聞きながら、今後も物価高騰を含め昨今の円安等も含めたところの対応をしていきたいと。また野菜につきましては重要野菜価格安定基金等がございまして、暴落した場合の補償がある、そういった基金の制度もございまして、そういったところをしっかりと利用しながら対応していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひいろいろなところと連携し、農家の皆さんのために何ができるか、しっかり検討してやっていただきたいと思います。

次に③のほうですけれども、農薬の補助については先ほど中部管内7市町村が実施していて、市町村ごとに補助率の違いがあるということですが、中城村は補助率はどちらかというと高いほうなのか低いほうなのか、その辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほど答弁で近隣市町村2割から3割ということでございましたが、隣の西原町、北中城村につきましては20%の補助です。あと沖縄市、うるま市、宜野湾市等につきましては、市については30%の補助ということで、中部管内のほうでは10%ということで低いほうになっていると認識しております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 本村の補助率が低いということですが、これは課長、近隣市町村並みに早めに引き上げることが可能かどうか、お聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

すぐに来年から20%にしましょうとか、ただにしましょうかというのは、基本的には財政も含めこれから検討しないといけない部分がございますし、さらに農薬や肥料のみならず本村の農業振興の上では他の補助も含め、様々な補助の制度を実際は行っております。組織に対する補助であったりとか、その辺も含め先ほどから答弁しておりますが、生産団体の意見も聞きながら、今どういった補助を必要としているのかとか、その場面場面というか、そういったところに合ったような補助をしっかりと検討していった対応したいと思っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 本村の農業者を守り、中城村の農業が発展していくためにも、ぜひそういう補助率を上げてほしいと思いますので、課長、よろしくをお願いします。

次に大枠2番に移ります。生活道路や村道から発生する騒音という、多くはコンクリート

製の側溝の蓋のがたつきによるものだと思います。それと課長が先ほどおっしゃったグレーチングも結構あるように、私も道路を走らせて調べたんですが、それから車のスピードを落とすために設置されたハンプでよろしいですか。このハンプというのが、結構音が出ると聞いておりますが、村内にはこのハンプがどのくらいの箇所に設置されているのか。分かりましたらお答えをお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

そんなに数は多くはないのですが、たしか6か所ほどあったと思います。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 あまり数は多くないということですが、このハンプが設置されている箇所の近くの住民から、このハンプから発生する騒音というのは、苦情とかそういうのはないですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

このハンプの設置の際には、周辺の住民の方の同意を得て設置しておりますので、現在のところ苦情はございません。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 次にグレーチングについてお聞きしたいと思います。グレーチングが設置されているところが村内で数多くあると思いますが、このグレーチングから発生する騒音について、村では調査したことがありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

調査として行ったことはありませんが、住民からの情報を得て確認は行っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 実際に調査はされていないと。この質問の前に、近くではあるんですけども北浜、南浜、2か所ほどとても大き

な音が出るところがあるんです。ですからそこを調査して、ほかの村内のほうでもグレーチングの音が出るところを調査していただくようよろしくお願いします。このグレーチングから発生する音も大変大きなものがあります。実際に北浜地区でグレーチングから大きな音が発生し、近隣住民から大変な苦情がありました。そのときには私が自治会長をやっているときに、北浜で溶接の専門の方がおられて、一緒に北浜1か所、南浜1か所を溶接して、その後からこのグレーチングからの発生はいまだにありません。先ほど課長がおっしゃった対処としては、溶接と言っておりましたので、ぜひ調べて。あれはボルトだといずれは緩んできてまた発生するんですよね。ですからこの溶接を検討して、対処していただきたいと思います。やはり村道から発生する大きな音というのは、主にコンクリート側溝の蓋からと思われます。その音は夜の安眠妨害、特に夜に関してはタクシー運転手、夜勤等をやられて、朝方交通量の多いこの地区では、大変迷惑を被っております。子供の赤ちゃんがせつかく寝たのに、この大きなガタガタという音で起きてしまったとか。ですので、この側溝に面している住民からすれば、大変な騒音公害であります。住民が安心安全に暮らせる生活ができるよう、早めの解決策を取っていただきたいと思いますが、それについて課長の考えは。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まずうるさい箇所は情報が入りまして、できるだけ早めに対応しているのですが、予算的に少し厳しいものがありますので、その辺はまた毎年毎年少しずつ解消していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 たしか北浜地区において、5年か前に側溝から発生するこの騒音に

ついて質問して、そのときには村のほうで早めに対応していただき本当によくなったと、自分自身走らせて分かりました。そのときに改修工事されたのが両サイド合わせて約120メートルぐらい。本当にこの区間は音も出なくなり、近隣住民も喜んでいたのですけれども、それから後5年がたって、その側溝の改修工事、改善がされていないんですけれども、その辺は課長、どのように考えますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

村内全域にそのような箇所が結構ありますので、できる範囲と申しますか、できるところから改善しているつもりではあります。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 先ほど村長からのお話もありまして、まさしくこれは騒音公害であります。この側溝からの大きな音。ぜひ先ほど村長から早めに進めるというお話がありましたので、担当課としっかりその辺を調整して、できるだけ早めに、住民が安心して騒音のない暮らしができるようよろしくお願いします。これで私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時31分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして桃原 清議員の一般質問を許します。

○4番 桃原 清議員 皆さん、お疲れさまです。議長の許可を得ましたので、議席番号4番、桃原 清、これから一般質問を始めます。通告書に基づきまして、読み上げて質問を進めてまいります。

大柁1番、中城・津覇両小学校の整備につい

て。①ある資料によると8月1日「中城村立小学校整備事業」を開始した。BTO方式による施設整備を行うとあるが、運営の期間は何年なのか伺います。②資格審査書類提出、提案書類締切優先交渉権者選定、事業契約の締結、以上の順序で発注、契約するとあるが、受注企業は通常のJVの形態と理解すればよいのか。また何社で構成するグループなのか伺います。③応募資格には、一級建築士などの条件と履行実績などあるようだが、その中にJVの構成員として村内業者も入れる等の条件はないか伺う。④事業スケジュールでは、津覇小学校の第1期工事の完了が、2026年6月末、2期工事の完了が2027年8月末、中城小学校の第1期工事完了が2027年6月末、第2期工事の完了が、2028年8月末とちょうど1年ずれています。これは業者の資格審査から契約の締結、工事の発注業務まで津覇小学校と中城小学校では全て1年ずれるということなのか、伺います。

大枠2、中学校移転計画について。①中学校校舎の耐力度調査は終わったと思うが、その結果はどうだったか。また国庫補助対象に該当するのか伺います。②中城中学校移転整備に伴う不動産（土地）鑑定評価業務委託が、今年度9月に発注され、今後場所の確定、用地取得、校舎建設へと進んで行くが、その予定について伺います。

大枠3、旧役場庁舎跡地利用。①旧役場跡地は現在、更地となっているが、開発について中学校跡地と一緒に開発するのであれば何年後にどのような形で開発するのか。また併せてまちづくり推進課の業務内容について伺います。

大枠4、泊地区のバス停設置の件。①前回、質問した際に泊の北向けバス停について、現在のバス停は民間の私有地にかかっており、また地主が海外に住んでいることもあり、新規のバス停設置許可を得ることが難しいとのことであったが、その後の進捗状況について伺います。

大枠5、中城北中城消防組合、新庁舎建設の件。このたび、中城北中城消防組合は、BTO方式で消防庁舎を建て替えする。2023年6月頃着工予定で2026年3月末までに引渡し予定で、維持管理は20年間の予定との情報があるが、その件について以下のことを伺います。①BTO方式に対応できる企業とは、どのような形態の業種か。②施工に関し、地元業者が参加できる余地はあるのか。③中城出張所建設の際は、情報開示がなされてなかったように思えるが、今般の建設に関して情報開示はなされているのか。以上の件について伺います。以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番につきましては教育委員会、大枠3番につきましてはまちづくり推進課、大枠4、5につきましては総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、今議会でも少し述べさせていただきましたけれども、大枠3番の旧庁舎跡地利用については、もう既に始まっていると言っても過言ではないと思います。もちろん数年後ですけれども、いろいろな情報収集をするためにも商業施設の誘致というのは、もう情報公開されているものですので、いろいろな情報なり問合せなりがあるようでございますので、それに向けてできるだけ中学校建設と同じ時期に、その誘致企業も決まれば非常にスムーズに行くけどなど今思っていることでございます。それに向けて着々と準備だけはしていきたいと思っております。詳細につきましては、まちづくり推進課のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の中学校の移転についてですけれども、教育委員会としては、で

きるだけ早く生徒の教育環境の整備充実を図りたいと考え、まちづくり課とも連携して取り組んでいるところでございます。大枠2の詳細と大枠1については教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1の①から④、大枠2の①②についてお答えいたします。

①について、学校の引渡し日から15年です。

②について、建設工事等で設立するJV（共同企業体）は、複数の事業者が共同で事業を実施することに合意して結合した事業組織体であり、法的性質は明確に規定されていませんが、一般に民法上の組合とされているため、JV自体では法人格を持つことができません。それに対し、PFI事業で設立するSPC（特別目的会社）の法的性質は民法上の法人となります。また構成企業数について、SPCは出資する事業者数によって設立されるため、代表企業や構成企業の出資状況などによって各SPCの構成グループは異なることとなります。

③について、現在村のホームページで公表している実施方針、募集要項において、応募者の構成に沖縄県内または本村内に主たる営業所を置く企業が応募グループまたは協力企業、若しくはそれ以外の下請企業などとして5社以上本事業に加わるなど地元経済貢献への配慮を期待するとし、業者選定の際の評価点においても重きを置いて公表しております。

④について、事業スケジュール予定につきましては村のホームページで公表している公募資料などにおいて示しております。事業契約締結を令和5年3月末まで完了し、その後、両小学校の設計、建設工事が進められます。津覇小学校が令和8年6月末に完了し、中城小学校が令和9年6月末で完了する事業スケジュールを想定し、両小学校で1年ずれて供用開始する予定で示しておりますが、事業者の提案内容によっ

ては工期が変わる可能性があります。

続きまして大枠2の①②についてお答えいたします。①について、現在県の担当において調査内容を精査しておりますが、結果はまだ出ておりません。国庫補助については該当すると考えております。

②について、去る8月30日に移転計画地の所有者に対して、中城中学校移転事業説明会を開催しております。事業への同意を全ての所有者よりいただいております。計画どおり順調に進捗しております。今後の用地交渉を含む中学校用地取得に係る全ての事務作業につきましては、まちづくり推進課において担当していただくことになっております。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 大枠3についてお答えいたします。

旧役場跡地に関しましては、市街化調整区域の中にありながら商業利用が可能な貴重な土地となっております。面積的にも単体で活用するより隣接する中城中学校を移転し、中学校跡地も含めた一体利用の商業施設などとして活用することで、より住民生活の利便性の向上や地域産業の振興等に資すると考えております。具体的に何年後との明言は差し控えさせていただきますが、中城中学校の移転事業と並行して取り組んでまいります。開発の手法としましては、PPPやPFIの手法を取り入れ、民間事業者の活力を最大限に生かした開発として進めたいと考えております。

次にまちづくり推進課の業務内容を報告させていただきます。まちづくり推進課は特に注力すべき重点事業の効率的な推進を図るだけではなく、何らかの理由でつまずき停滞している事業や調整に時間を要している課題のある事業などについて、事業全体を俯瞰的に眺め各課の垣根を超えた横断的な調整・助言・誘導役として

事業を推進しております。広く申しますと、村の事業は全て中城村のまちづくりに関連すると考え積極的に関わらせてもらっております。具体的な進捗事業としましては、中学校用地取得の一括交付金の申請から、個別の用地交渉、購入契約を含む全ての事務作業、その中には委託業務も3件ございます。一方の商業施設誘致に係る前準備の2件の委託業務、中学校の移転や商業施設誘致に係る各種法的な事前の相談・調整を国や県などの関係機関と繰り返し行っております。また協働のまちづくり計画策定や西原バイパス調整会議へも積極的に参加させていただいております。そのほかにも停滞案件の進展へ向け複数の取組をしており、2名の職員ではこなせないほどのかなりの作業量を請け負っているとの認識ですが、非常に能力が高い職員を要しておりますため、現状は問題なくこなしてもらっております。さきの建設常任委員会におきまして、まちづくり推進課の取組について十分に御説明をし、御理解をいただいたと認識しております。まちづくり推進課は、引き続き組織枠や慣例にとらわれず、全庁横断的かつ新しい発想と働きをして、村の各種事業推進に努めてまいります。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 泊バス停設置についてお答えします。

御質問にもあるとおり、地権者のお一人が海外居住者となっております。近隣及び自治会へも問合せを行いました。地権者についての情報をお持ちの方はおりませんでした。そのため沖縄市向けのバス停につきましては、現在進展がない状況でございます。

次に、中城北中城消防組合消防庁舎建設事業に対応できる企業についてお答えいたします。PPP方式を導入した庁舎の建設事業であることから、設計、建築、維持管理のできる業者であると考えております。また民間の資金等を活

用するため、ある程度資金力のある事業者になると思われま

す。次に、地元企業参加についてお答えいたします。参加できる余地はあるものと考えております。提案募集要項においては、村内または県内に企業の活用を事業の基本条件に定めております。それによりますと、「協力または下請企業として北中城村または中城村の企業を選定すること」としております。

次に情報開示についてお答えいたします。消防庁舎建設につきましては、中城北中城消防組合により事業が実施されております。中城出張所及び消防新庁舎建設については、提案募集要項とともに施設整備概要書が中城北中城消防組合のホームページに掲載されており、広く全体に情報開示はなされているものと認識しております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 ではこれから再質問を進めてまいります。

まず私が見た資料で、BTO方式というのが出てきまして、PFI方式ということでよく言葉が使われておりますが、この2つは違うようで半分以上同じような感じがあるみたいで、それで再質問を行いたいのですが、最初の質問で学校の引渡しから運営の期間は15年ということでしたけれども、この学校施設の権限ですね、持ち主、この権限というのは建設工事が終わって直後の引渡しなのか、または15年が経過した後の中城村の所有になるのか、それを伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

建築から供用開始までは企業の所有となりますが、引渡しからは村の所有と変わります。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 この引渡しは供用開始ということですか。供用開始ということになり

ますと15年運営とは関係なく、施設の建築が終わったらすぐ供用開始ということになりますから、その時点で建物自体の引渡しも済むということなんですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

建設工事が終わって、建物への移転がありません。移転終了後に供用開始となりますので、その供用開始から15年間は維持管理期間という形になります。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 ちょっと話がかみ合っていないような感じがします。今、建物の所有権の移動がいつなのかと聞いております。供用開始は建築が終わったら供用開始ですよ。建物の所有権というのは15年経過して後なのか、それとも建築が終わったらすぐなのか。それを今聞いております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

すみません。答弁の誤りがありました。供用開始してすぐになります。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 分かりました。

次に、大枠1の②③について再質問を行います。PFI事業で設立する、これは特別目的会社がJV方式と違うということで、民法上の法人となるということですが、例えば地元の中城村内の建築会社がSPCに参加したとして、建築工事が終わった後15年間この法人の一構成員として管理なども全部一緒に、15年間一緒にやっていくわけですか。それとも建築が終わったら、例えば地元の土木建築の会社であれば離れてもいいということもあるかもしれませんし、この一構成員として15年間一緒に法人の中に入るのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

SPC、特別目的会社については、このグループとして構成員となりますので、仮に建設が終わった後でも構成員という形は変わりません。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では当初のPFI事業の法人ですね、この事業をする会社に地元の土木、建築の会社が参加するとして、参加しやすいような条件またはPFI事業に申し込むときに、この企業が条件として地元企業もグループに入れるべきだみたいな、そういう条件もありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

先ほどの答弁のほうで、実施方針と募集要項において、この企業グループの中に下請企業5社以上、事業に関わるなどの地域経済貢献への配慮を期待するという形で文言を記載しておりますので、そちらのほうで選定業者の評価点にも入れており、選定の基準に含めております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 理解しました。

続きまして大枠1の④について再質問をいたします。これは確認なのですが、津覇小学校と中城小学校は1年ずれた形で供用開始ということになるみたいですが、供用開始は津覇小学校が令和8年、中城小学校が令和9年と見ていいのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

公表している要求水準書などで、この事業期間を予定として掲載しております。事業者の提案によるといった文言を付しておりますので、事業者の提案によっては時期が異なるため、本

事業は選定された事業者の提案によって工期が決定することとなります。

訂正します。村で計画している事業年数については予定という形で示しております。事業者の提案によっては変わってきますので、現在こちらの予定としては、令和8年と令和9年で供用開始という形になります。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今の件は、予定ということで理解しました。

続きまして、大枠2について再質問を行います。耐力度調査の結果がまだ出ていないということですよ。それでしたら国庫補助対象かどうか、まだ分からないということですね。先日の質問の中に同じようなものがありましたけれども、県の担当において精査するというので、ほかの方の質問にも出ましたけれども、実際にまだ分からないんですよ。それでも中学校移転は進めていくわけですから、国庫補助対象はほぼ大丈夫と。今も大丈夫と思っていますとおっしゃっていましたが、やはり大丈夫ということで安心していいのでしょうか。県の状況をお話しすることもできますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 耐力度調査については、業者から受けた結果に基づいて耐力度がないという数値が出ております。ただ実際にこの数値について県が精査しておりますので、ただ村としてはこれまで業者と調整してきた中では、耐力度がないと自負しておりますので、国庫補助については該当するというので考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 ありがとうございます。今の件につきましては、安心して見ていきたいと思えます。大枠2は以上です。

続きまして、大枠3について再質問をいたします。最初、まちづくり推進課ができたときに

は、業務内容は中学校の移転に関すること。中学校、あとは役場跡地の開発、この2つだけだったように思うのですが、先ほどの答弁では中部広域都市計画区域移行とか、北中城村との共同まちづくりですよ、こういったものもおっしゃっていたように感じましたけれども。実際はこれまで都市建設課が行ってきた協働のまちづくりとか、東海岸地域サンライズ推進協議会とか、そういった都市建設課がこれまで行ってきた事業と重なる部分というのはたくさん出てくるのでしょうか。それについて伺います。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えしましたけれども、特に注力すべき重点事業の効率的な推進を図るところで、これまでは担当課のみが積極的に関わって事業を推進しているところに、後方支援として私たちなりのいろいろな方策や案を助言して、一緒に取り組んでいくと。今おっしゃった事業は都市建設課の事業ではあるのですが、私たちとしても後方支援として一緒に取り組ませていただいております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 以前、都市建設課が北中城村と一緒に協働のまちづくりをやっているがという話も出ましたが、それは別だったような気がしたのですが、これからは実際、そのときもちょっと勘違いだったのかどうだったのか。まちづくり推進課という課は、やはり課ができた以上は全部やるようなイメージがあるんですね、みんな。今から線引きというのも難しいかなと。今の答弁のように、中部広域への移行とか協働のまちづくりとか、やはり担当していくのかなという理解でいいのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城

勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

当初、議会でも時期尚早の課で、事務分掌も少ないという御意見もいただきました。事務分掌についてはあえて縛らずに、フットワークを軽く横断的に動けるようなところで、あえて条例、規則上は絞ってなかったと思いますけれども、目的としては先ほどから申し上げているような、これまでにない全庁横断的に、ある意味俯瞰し、多課に関わっていくと。停滞している課題のある事業も含めて、推進をしていける案件であれば関わっていくという気持ちで現在も関わっておりますし、今後もそういう働きをしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 どんな仕事であれ、生き物みたいに縛ることはできないのかなと。そのときそのときの状況の判断で、やっていくのでしょうかけれども、これを注視してやっていきたいと思います。課長、頑張ってください。

続きまして大枠4、泊のバス停について再質問をいたします。泊のバス停設置については、ここで何度も質問をしておりますが、大体3年前の10月頃でしたか、1回南部国道事務所に行きまして、泊のバス停設置をお願いしますと言ってからちょうど3年ぐらいになりました。それから2年後ぐらいの去年の8月25日、朝一番に南部国道事務所に行きまして、そのときの交通対策課長と打合せをして交渉して、北向け、南向け、両バス停を設置しますという返事をもらったのが去年の8月25日でした。そのときに外に出たら、駐車場に新垣光栄県議がいらっしゃって、これから奥間のバス停の件で申請をして交渉したいということで、今、泊のバス停おりましたよと言ったら、一生に交渉に参加してくれと言われまして、一緒に奥間のバス停の件でもこれからバス停設置をお願いしますと。

去年もここで言いましたけれども、改良工事、拡張工事がある場合というのは、国道のバス停でも容易に設置はできるんです。8月15日に申請してから、もう既にバス停はできてはおります。ただ泊のバス停みたいに全く改良工事がなくて新規にバス停を設置しましたというのは、私は20年以上もこのバス停設置の業界におりますけれども、それは10年以上聞いたことがないんです。国道で道路工事もないのに新しくバス停を設置するというのは、なかなかないんです。それを去年8月25日に交通対策課長が、もう両方設置しますよと。そのときの状況は総務課長もよく御存じだとは思いますが。先月も南部国道事務所に行きました。先月は交通対策課長が新しく変わったということもあり、気が変わるのもちょっと心配なので、課長が変わったということもあり挨拶と確認のために南部国道事務所に先月行ってきました。係長は3年ぐらい前から同じ場所にいる係長なので係長に話を聞いたら、中城村の総務課長と一緒に現場調査にも行きましたと。課長、一緒に行っていますよね。その件で質問したいのですが、南向けは大丈夫ですよ、今度設置しますと言っていますから。北向けのバス停の前の歩道の幅、幅員がどれぐらいでしたか。調査に行ったときに覚えていらっしゃいますか、課長。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

2メートルないし2.1メートルであったと記憶しております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今、国道のバス停というのはユニット式となっております、ユニット式は一体物です。屋根もベンチもふだんは上にあって、下ろして座るという一体物でして、あれは基礎も入れて、幅員が2メートル50センチあれば設置はできるんです。今、2,100センチ前後の話をしていきますから、あと40センチぐ

らい歩道の幅があれば設置はできるんです。前回の一般質問のときに総務課長にも言いましたけれども、今の場所で、全く同じ場所で駄目であれば前後に場所を探してくれと。その後、現地調査に行ったかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現場につきましては、先般南部国道事務所の交通対策課の喜友名係長と一緒に現場を確認しております。特別その後に行ったということはございませんが、もともと河川敷にバス停が設置されておりました、その前後につきましても河川敷になっております。そういうことは把握しているつもりでございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 やはり奥間のバス停、北向けについては3年にはなりますけれども、もう1年前からは設置しますと言っているわけですから、すぐ設置できるように進めていきたいと思っております。今幅員が2メートル10センチぐらいですよ。前後に探して2メートル50センチあるところ。今のその場所というのは、地主が外国に行って連絡がつかないんですよ。でしたらその前後に、地主が見つかる場所があれば、2,500センチ以上の拡幅が確保できれば大丈夫じゃないかと。先月喜友名課長も、区長にやれとは言えないけれども、何とか地元で相談できたら進みませんかということを行いましたので、また新しい課長も、前の交通対策課長は全部認めて設置しますよということだったという話をしたときに、はいやりますと、新しい課長も慌てて首を振ってましたので、総務課長ももう1回泊の自治会長とか地主とか、一緒に考えていただけないですか、探しに行ってもらえませんか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 議員もその周辺現場もよく御承知のことだと思います。下り坂でカー

ブになっているというような状況も十分理解されていると思います。村としましては、現在の場所から移転できるような場所があれば、積極的にその場所を南部国道事務所に働きかけを行っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 実際バス停というのは、バスが入り込むスペースが、車線1台分必要になりますから、前後にバス停そのものが、あのスペースが前後に移動するのは大変難しいかもしれません。ですから今河川敷の上に古いバス停がありますね。ああいう状態でどっちにしてもきれいな歩道の上にはつかないかもしれないので。ただ今の場所は地主が外国ですよ。そこを少し移動して、地元の地主がオーケーできそうなところ。それとバスが止まるスペースからあまり離れないように。あそこまでなると今度は大きい工事になってしまって、国道が対応できなくなる可能性もありますので、そこをうまく近くでバス停設置ができないか探していただきたいと思っております。その件は国道自体は、泊のバス停については全部オーケーですと。ただしという話がありまして、それ以外の話はしないでくださいと言われました。それは実際、建前としてはバス停はバス会社が設置するのが筋なので、本当はバス停設置の件は国道自体があまり受けたくはないという話はしておりました。ですからこういう難しい状況の中で、泊のバス停は設置しますよということなので、ぜひこれは早めに解決できるようにやっていってください。バス停については以上です。

最後に大枠5、中城北中城消防組合新庁舎建設の件。これの①②に関しましては、BTO方式の話なので、大枠1と内容が似ておりますから、業者の件は再質問はなしにします。最後大枠5の③中城出張所建設の際、前回消防担当の議員の皆さんも全く知らないうちにもう決定されていたと。こっちに消防が来ますよとなって

から、消防担当の議員の皆さんも知ったと。我々議員も全員同じような状況だったので、それでこの質問を入れたんです。これについても今回も、例えばホームページにはあるかもしれませんが。しかしそれは、ホームページは議員の勉強不足もあるかもしれないんですが、そこで見ただけではなくて、実際執行部から議員に対しては消防議員もそうだし北中城村も中城村も、議員に対してはちゃんと前もって説明をして、議会の審議に諮っていただきたいと。それについてはどうですか。村長、お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず新庁舎につきましては、村の説明不足という御指摘につきましては重く受け止めたいと思います。議会事務局に対しまして、その庁舎について中城北中城消防組合が作成しております基本計画に基づいた説明を行いたいと考えております。消防の中城出張所に関しては、そこについても説明を議会に対して行っておりますし、平成31年から令和2年にかけてだと思えますけれども、21の行政区の行政懇談会においても、議員もはじめとする村全体に説明をしているつもりでございます。そこで説明がなされていないということになってくると、果たして私たちはこれ以上の何ができるのかどうかというのは、非常に疑問に思います。今回の新庁舎につきましては、若干の説明不足につきましてはおわびをいたしますけれども、出張所についてはそうじゃないんじゃないかという感じもいたします。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 私、親切丁寧に説明されないと理解できないのか、中城出張所ときは詳しく説明はしていただいていないという意識ではありました。ただ、今説明しましたということなんです、それについてやり取りをするよりは、少しでも落ち度があれば、今ここで

やり取りするよりは、今回の新庁舎につきましてはまだ説明不足ということは認識はありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 先ほど答弁したとおりでございます。我々のほうからの説明が不足ということで、今回改めて説明をさせていただきたいと、そういうことでございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 分かりました。ありがとうございます。今、村長からの答弁と申したんですが、総務課長の答弁で十分です。ありがとうございます。新庁舎建設につきましては、これから説明があるんですね。明日ですか。それで十分勉強していきたいと思います。以上、一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時17分）

~~~~~

再 開（14時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして小橋川恵美議員の一般質問を許します。

○1番 小橋川恵美議員 改めましてこんにちは。議席番号1番、小橋川恵美です。質問に先立ちまして、このたび村議会議員選挙にて初当選いたしました。これから村議会の一人として執行部の皆様と議員の皆様と、一緒に住みよい中城村をつくるために一生懸命頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。それではこれより通告書に従って質問いたします。

大柁1、泊交差点信号設置について。令和3年6月に泊自治会より出されました陳情書「国道329号線泊交差点について、安全性・利便性を確保のため信号機設置等のお願い」が同年9月の定例会で採択されましたがその後の進捗を

伺います。

大枠2、中城村の産後ケアについて。妊婦さんへの産後ケアの内容について伺います。答弁よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは小橋川恵美議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては住民生活課、大枠2番につきましてはこども課のほうでお答えをいたします。

私のほうでお尋ねの産後ケアについて少し所見を述べさせていただきますが、偶然今日の沖縄タイムスにも産後ケアの特集記事がございまして、その記事を読んでみますともっともだなというところもございました。やはり母親に孤独感を与えず、しっかりと産後だけではなくて産前から継続的なケアが必要だと思いますけれども、やはり非常に大事な部分だと認識しております。こども課のほうから詳しい内容を答弁させますが、今回も村独自の事業などもございますし、またそれを継続していけたらいいなとも思いますし、また新たな何かがありましたら、どうぞ小橋川議員からの御提言などにしっかりと耳を傾けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠1の①についてお答えをいたします。

進捗について、今般、令和4年5月30日に改めて本村から中城村内における交通規制に関する要請「国道329号線泊交差点の横断歩道の移設と信号機の設置」についての要請書を（令和3年10月4日同様）提出しました。要請場所は、泊十字路交差点（二級村道吉の浦線、終点その他道泊中央線起点、国道329号線の泊十字路交差点）で、いびつな十字路交差点となっており、横断歩道が交差点を斜めに横断する形、両方向

からの車が横断歩道を交差するため、歩行者の交通事故が懸念され横断歩道の移設を、また村道泊中央線側から国道へ出る際、信号がないため国道329号の車が死角となり、右折、左折の際、交通事故を防ぐための早急な信号機設置を要請しております。10月6日宜野湾署に出向き、交通課担当から進捗状況について伺ったところ、前年度同様、現場を確認しております。把握はしている、泊交差点は村の意見のとおり危険を含む交差点と認識している。信号機の必要性を感じているので公安委員会に要請を行っている。難しい交差点になっており、国道管理事務所、そして本部交通規制課、中城村と調整会議を行いながら進めていきたいと前向きな検討の回答を得ております。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 私のほうからは、大枠2についてお答えいたします。

本村における産後ケア事業については、家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない出産直後の母子に対して、産後1年以内の母子の心身のケアや育児サポート等を実施し、産後も安心して子育てできる支援体制を確保することを目的としています。産後ケア事業の内容については、1) 宿泊型、2) 通所型、3) 訪問型の3種類を実施しております。通所型と訪問型については令和3年10月より開始しております。産後ケア事業利用までの流れは、本人からの相談、医療機関や担当保健師等からの案内があり申請していただきます。その後、保健師が訪問し産後ケア事業についてどのようなケアを受けたいか、どのような困り感があるかなどの実態を把握します。その後、課内における審査をし本人へ決定通知を送ります。利用に関しては、利用者より利用日を役場が確認し事業者と調整していきます。産後ケア事業の周知方法については、母子手帳交付時や訪問時に説明を実施しております。

今回、産後ケアと関連して産後の支援に関わることなのですが、6月の定例会での行政説明でも説明いたしました。パパママ応援クーポンというのを実施しております。こちらは7月から実施しております。好評を得ておりますので、そちらも併せて産後ケアと関連してのサービスも実施しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 答弁ありがとうございます。それでは再質問いたします。

まず大枠2の産後ケアについて。過去3年間の中城村においての出産数、産後ケアの利用者数を伺います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 出産数についてですが、ここ3年間は230人から260人程度を推移しております。

利用者につきましては、平成30年度は訪問型はゼロ件、令和元年度に関しては訪問型が延べで4件です。令和2年度は同じく訪問型が6件、令和3年度につきましては宿泊型1件、通所型が15件、同じく通所型の3時間コースが2件、そして訪問型が4件となっております。令和3年度以降、報道等で紹介されたこともありまして、利用のニーズが増えている印象です。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 令和3年度は増えているというのは、何が原因で増えているということでしょうか。すみません。もう一度お願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 これまでも周知はしていたんですが、令和3年度から報道ですね、テレビや新聞等で取り上げたこともありまして、通所型が15件ということはかなり伸びております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この産後ケアという

のは、産後1年間のケア事業ということで、中城村は先ほどおっしゃっていたようにパパママ応援事業ですか、クーポンの事業をされているかと思うんですが、こちらはどのような、対象期間というのはありますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 こちらのパパママ応援クーポンは今年の7月からスタートしたばかりで、現在まだ3か月なんですが、こちらは全てのゼロ歳児が対象となっております。お子さんが1歳になるまでが対象となっております。先ほどの産後ケアに関しては、家族とかほかの十分な支援が、援助が受けられない方が対象ということで、かなり審査をして決定とか不決定ということをしてしておりますが、パパママ応援クーポンに関しては全てのゼロ歳児が対象となります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 このパパママ応援クーポンの事業内容をお聞かせ願えますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 子育て中の困ったということは一人一人違うのでありますが、大きく分けましてミールキットの配達や配食サービス、ベビーシッター、家事代行、整理収納、そして専門職の運営する施設を利用するという。ことで、複数の事業所と契約をしまして上限は1万円以内のクーポンを利用するというになります。自己負担が若干、例えば1,200円のサービスを受ける場合1,000円はクーポンを利用して200円は自己負担を使うということもできるということです。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 産後ケアは長く続いて、何年か前から続いている事業だと思うのですけれども、このパパママ応援クーポンは今後も継続していくという事業になりますでしょ

うか。

○議長 伊佐則勝 子育て課長 比嘉昌子。

○子育て課長 比嘉昌子 村としましては、今後とも続けていく計画です。以上です。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 中城村においては、産後ケア、このパパママ応援クーポンですね、かなり全国的にも先駆けて支援をしているのかなど、私もホームページやいろいろ調べてみて、稀にないというか、まだほかの県とか市町村がやっていないことに取り組んでいるのだなと思ってすごく感心したんです。私も2人の子供を持つ母親ですので、産後のお母さんは子育てにもたくさん不安もありますし、心身に不安定な状態になることもあるかと思えます。このような中、この産後ケア事業のようなサポート、あるいは先ほども言っていたんですけども、実家が遠方で親族のサポートが受けづらい夫婦にとってはすごく安心ですし、助産師などのアドバイスが受けられることは心強いことだと思います。先ほどの答弁にもありましたように、パパママ応援クーポンが0歳児の、全部対象の方々へ、対象の事業ということで今後もさらにお母さん方のニーズに合わせて、内容などを充実していただけると、さらに利用者も増えて今まで以上に子供を産み育てやすい中城村になっていくのかなと思いますので、今後子育て支援の取組をよろしくお願いします。

では大枠1の泊十字路交差点についてお伺いいたします。クワディーサー側から出る村道は、泊上地区からや昨年同様に同村内に学童の開所もあり、児童の保護者の送迎車両も増え、久場地区から国道329号を横断しての吉の浦線への抜け道としても利用されており、交通量が増えるばかりです。信号がある吉の浦線からの車両と信号機がないクワディーサー側からの車両が、交差点の中でお互い譲り合い立ち往生するなど多々あり、左右の安全を確認して交差

点へ進入しようとしたら、国道329号の信号無視の車にひやっとすることもあります。一日も早い信号機設置を強く要望いたしますが、今後どのように進めていく予定か、再度伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

今後どのように進めていくかということですが、先ほどの答弁と重複するところもございますが、去る10月6日に宜野湾署のほうと改めて会議を持ったところ、村から現状における交差点についての交通ルールについて改めて再認識する上で確認しております。そうしましたら署のほうから、まず1点目は信号機の有無で通行の優先権は設定されない。これに加え、久場側の村道に設置されている一時停止規制は、国道進入前の安全確保のためであり、対向線の道路の車両を通行させるための一時停止ではない。この2点から同署における一般的な通行方法として、通常の信号機等の十字路と同様に交差点内で直進する車両と右折する車両があった場合は、直進する車両を通行させた後に安全確認をして接するという手順になる。署でも泊交差点は村の意見のとおり、危険を含む交差点と認識している。信号機の必要性は感じているということで、公安委員会には引き続き要請を行っていくということでございます。それと信号機の設置ができる場合、斜め横断になっている現状の横断歩道の改良も必要になると。その際は、南部国道事務所への道路改良に関する調整事項も必要になってくる。その中で改良の必要性を訴えるためにも、県警本部交通規制課、そして中城村と連携、調整会議をしながら進めていきたいということでございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 泊交差点の信号機設置の要望は、泊地区としてこれまで交差点付近で事故が発生するたびに、行政へ何度も嘆願し

ております。去年の議会での全員可決にて中城村の要望とし、宜野湾警察署並びに公安委員会へも強く要望をしていただいているということです。これからも引き続き泊交差点の信号機設置等の安全な対策が実現できるまで、私たち泊区民も一緒に協力いたしますので、担当課並びに村長からも粘り強く要請を続けていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で小橋川恵美議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時52分）







## 令和4年第9回中城村議会定例会（第22日目）

|                                |                 |                      |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和4年9月28日（水）    |                      |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和4年10月19日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 散 会             | 令和4年10月19日（午前11時54分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登                | 10 番                               | 比 嘉 麻 乃   |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護                | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清                | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則              | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市              | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修                | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝              | 16 番                               | 伊 佐 則 勝   |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 2 番                                | 玉那覇 登     |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保                | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典              | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治              | まちづくり推進課長                          | 金 城 勉     |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍                | 都市建設課長                             | 仲 村 盛 和   |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清                | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 欠 席                  | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也              | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳                | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |

議事日程第7号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

最初に、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○5番 新垣貞則議員 質問に入る前に訂正をお願いします。①久場地区の賀武道線です。去年の5・6・7月の大雨で土砂崩れや排出路の「出」を「水」に変えてください。排水路が間違っていますので、排水路に変えてもらえますか。私は喉に障害がありますので、マスクを取って質問させていただきます。

それでは議長の許可を得ましたので、5番、新垣貞則、一般質問を行います。

大枠1番、中城小学校区内の施設整備。①久場地区の賀武道線、沖縄電力変電所施設下の去年5・6・7月の大雨で土砂崩れや排水路が壊れたが今後の取組は。②中城村字久場20-1宮城宅沿いの河川壁の亀裂、擁壁の傾きが発生し、土砂災害の恐れがあります。久場自治会長からの土砂災害防止対策の要請の取組は。③戦後引き揚げ上陸碑は、東海産業近くの海岸に移動した目的と上陸碑周辺の海岸を活用して、観光振興を図るには。④屋宜から添石間の農道は、雨降後は農道に水がたまり、農家の生産性向上に支障を来しているが、農道舗装工事の取組と課題は。⑤東海産業から屋宜地区までの護岸約5キロメートルを村民や企業の皆さんと連携して5月、10月の「環境美化の日」や12月の「クリーン&グリーン」の日に海岸や道路等の清掃活動のSDGsの取組は。

大枠2番、高齢者の健康づくりを図る。①今後、高齢化が進み介護が必要となる高齢者が増えるが、高齢者の健康づくりを図るために「フレイル予防」の取組は。②高齢者・交通弱者のために、交通利便性を図るために、どのような取組があるか伺います。③障がい者施設（きら

り）は、老人福祉センターの下で活動しているが、老人福祉センターは老朽化して危険な状態ですが、対策は。④総合型地域スポーツクラブを通して、子供からお年寄りまで健康づくりを図る。日本スポーツ振興センター理事長宛に申請の方法は。

大枠3番、吉の浦公園施設整備をして人材育成の強化を図る。①大人広場は、老人や幼稚園児が利用している。テントは支柱もさびて倒壊のおそれがあるが、対策は。②ウォーキングコースを全天候型（ゴム舗装）して、子供からお年寄りまで健康づくりを図る取組は。以上簡潔な答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、産業振興課、住民生活課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては福祉課と教育委員会、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えいたしますが、私のほうではお尋ねの高齢者の健康づくりについて所感を少々述べさせていただきますが、先日もうるま市で開催された中部老連大会に参加をいたしましたけれども、その中でも今議員からの御質問のフレイル予防についての取組などが紹介をされておりました。非常に元気な高齢者といえますか、元気なお年寄りといえますか、やはり元気に年齢を重ねるにはそういった予防の大切さのようなことの紹介もございましたので、本村におきましてもしっかりと、今までやってきた取組からまた新たな取組へいろいろなことをチャレンジしていければいいなと思っております。詳細につきましては担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大枠3の吉の浦公園施設整備についてですけれど

も、利用者のけが防止や健康面の管理からも計画的に整備を進めたいと考えています。また、休憩所の日陰等に関しては、非常に大事なことだと考えていますので、できるだけ早く整備を進めたいと思っています。大枠2の④と大枠3の詳細については生涯学習課長から答えさせます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠1の①と②についてお答えいたします。

①につきましては、9月から沖縄電力が変電施設内の復旧工事を行っております。村管理の排水路についても沖縄電力から受注した業者と復旧工事を現在調整しているところであります。早ければ今月には契約し、3月末完成予定で進めてまいります。それから②につきましては、当該箇所については住民の方より情報があり、水路の亀裂箇所をモルタル補修で行っております。現場確認を行った際、亀裂箇所付近で土圧による水路壁の傾きを確認しておりますので、そこは中部土木事務所に情報提供を行い、対策について依頼しているところであります。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 おはようございます。新垣貞則議員御質問の大枠1、③④についてお答えいたします。

まず③戦後引き揚げ者上陸碑の移動の目的と観光振興についてでございますが、移動した目的は、これまで民間敷地内に建立されており、大型車両の往来や休日などは閉鎖されるため利活用に支障を来しておりました。そのため隣接する沖縄県管理地へ移設することにより一層の利活用を図るためであります。次に、上陸碑周辺海岸を利活用しての観光振興については、中城モールから上陸碑周辺あたりは、マリンスポーツや護岸、水辺での憩いの場として利活用

されていると認識しております。上陸碑につきましては、まずは児童・生徒の平和や歴史教育への活用に取り入れながら、今後は沖縄戦に関する文化財巡りコースなどを実施できるか検討してまいりたいと思っております。

④の農道舗装工事について、お答えいたします。現在、村道添石中央線から南側の農道整備を実施しており、今年度で完了する予定となっております。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、大枠1、⑤についてお答えいたします。

村におきましては、5月に「春の一斉清掃」、10月には「秋の一斉清掃」を令和3年度から条例を適用し環境美化の日を定め、その一環として、清潔で快適な生活を送るために、日頃から多人数の集まる場所や施設、生活用道路などの草刈りを行い、環境衛生に対する意識を高め、村全体の環境美化に努める運動を展開しようとして生活環境及び公衆衛生の向上のため、村の事業として実施しております。この場を借り、村民、事業者の皆様へ御協力を賜り感謝申し上げます。取組の御質問「東海産業～屋宜地区」までの護岸については、「環境美化の日」・「クリーン・グリーン・グレイシャス運動」の日、また、毎月のように多くのボランティアの皆様へ協力していただき海岸等の清掃活動を実施しております。村では清掃に必要なボランティア袋等の備品の提供や、清掃後のごみ回収・処理の取組みを実施しております。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 おはようございます。新垣貞則議員の大枠2の①から③についてお答えいたします。

まず①についてです。村でフレイル予防の取組としましては、まず長寿健診のほうでチェックリストがありまして、そちらのほうを活用して健診結果とともに受診者の方に返されている

というのを確認しております。福祉課においては、フレイル予防に事業名に入るような名称等ではなくて、従来のとよむちよ筋、またちやーがんじゅう教室などのそういった介護予防事業を展開しております。この介護予防事業は、まず運動機能の向上を中心としております。また、認知症予防の視点も取り入れて、参加者が日常生活で継続して実施できる運動というのを一貫としたテーマとして事業を展開しているところ です。

②についてです。児童生徒や免許を持っていない方々など交通弱者のための護佐丸バスは運行しておりますが、高齢者に特化した取組は現在のところはございません。

③についてです。老人福祉センターは老朽化により令和3年5月に完全に閉鎖をしました。社会福祉協議会は吉の浦会館のほうへ移動しております。きらりの部分に関しては、老人センターの地下階の部分とプレハブを設置して今継続して運営はしているところがございます。また、このB型事業所「きらり」につきましても、社会福祉協議会が設置・運営主体となっておりますので、このきらりの移転については、社協が基本的な対応を行うものと考えております。老人センターの解体工事が令和5年度中に完了することを目標として今いろいろ進めておりますので、社協とはいろいろな課題について定期的に協議を行っているところです。なお、きらりの移転先につきましても、現在物件が見つかりまして、そちらのほうを調整、まだ最終的な契約には至っておりませんので、この場でどちらというのはお答えはできないんですけども、社協のほうに今最終的な調整を行っているという報告を受けております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 それでは大枠2の④と大枠3についてお答えいたします。

まず大枠2の④に関してですが、こちらにつ

いては日本スポーツ振興センターの総合型地域スポーツクラブ活動に対する助成についての質問と認識してお答えいたします。同助成事業の交付対象は、主に地方自治体となっております。助成事業に申請する場合は、日本スポーツ振興センターの定めるスポーツ振興くじ助成金交付要綱に基づき、所定の申請書で申請を行うこととなります。

続きまして大枠3の①に関しては、現段階の計画では大人広場の整備は令和8年度以降の予定となっております。本格的な整備までの間は、修繕を要する箇所に関しましては前の安里清市議員のときにもお答えしましたが、修繕等を要する箇所は補修で補っていきたいと思います。テントの支柱などに関しましても定期的に安全性を確認しながら補修を要するときは対応してまいりたいと思います。

②のウォーキングコースについてですが、令和7年度に実施設計、令和8年度に工事を行う予定となっております。公園内の園路全てを全天候型のゴムチップとした場合は、多額の費用がかかることとなりますので、実施設計段階で財政的負担も考えながら全天候型にするのかしないのか。全天候型にするのなら全コースするのか、部分的にするのかということを検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは大枠1番の①について再質問します。

令和3年度、去年の5月から7月の大雨で、沖縄電力の変電所周辺下は土砂崩れや排水路が壊れていました。地滑り対策工事は電力が令和4年8月に工事計画でしたが、まだ実施されていません。先ほど、都市建設課長の答弁では地滑り対策工事は電力がやるということで、それから排水路工事も都市建設課で工事を9月頃やるという方向でしたので、非常によかったと思っています。工事の予算と工期の説明をお願

いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

電力の工事につきましては9月から行っており、予算はこちらでは把握できておりません。排水路の工事はこの電力が請け負った業者と現在調整中で、早ければ今月中には契約して取りかかっていって、3月末の完成を目指して進めていきます。工事概要としましては、崩壊排水路の撤去、また仮設排水路の撤去、それからその部分を新設していきます。延長として約15メートルの工事で、予算額としては現在600万円ほど考えております。工期としましても、先ほど申しましたように3月末を目指して進めていきたいと思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは次に②の質問、中城村久場20-1宮城宅沿いの河川壁の亀裂、擁壁の傾き、土砂崩れ対策工事は、先ほど都市建設課から答弁がありまして済んだということでありましたので、ありがとうございます。それでちょっと気になっていることが、課長も御承知のとおり、この賀武道線一帯の斜面は軟弱しやすいクチャがあり、過去にもU字溝のずれ、久場崎の土手の崩れがありました。現在は沖縄電力の変電所施設下は土砂崩れが発生して排水路が壊れています。地滑りが発生したら賀武道下は住宅地が密集している。区民の生命、財産を失うおそれがあり、早急に工事をする必要があります。今度の地滑り対策工事について説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この箇所につきましては、中部土木事務所と現場を再確認いたしておりまして、今後の対策について確認したところ、令和3年6月に区域指定されており、調査測量設計を次年度予算要求して対策していくとの回答を得ております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 課長がおっしゃったように、この線が全部沖縄電力から賀武道線から地滑りを受けて、その下の変電所のところまで、今言った宮城宅、そういう縦の線が今地滑りが発生していますので、そういうことをまた中部土木事務所に要請を早急にやるように、災害が起きてからではちょっと遅いので、そういう現状ですので、そういったのを説明しながら対策をやらせてください。

それでは次、③のほうです。戦後引き揚げ上陸碑について質問します。先ほど課長がおっしゃったように、戦後上陸碑は東海産業敷地内に平成8年3月31日、戦後50周年記念事業の一環として戦争の惨禍を忘れず、永遠の世界平和を祈念し建設したが、東海産業の敷地であり活用しづらい状況にあります。そのため、県管理地の海岸に上陸碑を移設して活用の促進を図る目的として移動しました。現在、戦後上陸碑の周辺の海岸の現状の説明と、海岸は県中部土木事務所の管轄です。県の中部土木事務所に海岸の環境対策の文書を提出しましたか、伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。提出はしておりません。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時23分）

~~~~~

再 開（10時23分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

私も個人的には毎週末はそちらをウォーキングしており、現場を確認はできております。移設した当時よりはさすがに周辺には草が生い

茂っている状況であると。隣接するマリンスポーツの部分についてはその業者のほうがある程度掃除、草刈りはされている状況でありまして、この引き揚げ碑の部分に関しては文化財でもありますので、生涯学習課を含めて今後の草刈り作業や清掃を徹底しながら、県にお願いする部分につきましては護岸を含め、そのモール一帯とか、その辺の部分だけではなくて、その全体的な護岸についてのいろいろな要請もあろうかと思っておりますので、その辺については住民生活課を含め担当課と協議しながら、県にも協力依頼はしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 せっかく移動したのに、現場確認をしたかといったら、ここは草が生えてもう環境は悪化していますので、それで前も私は質問したと思うんですが、戦後上陸碑は草が生えていますので対策をやってくださいと言ったのにやられていない。せっかく移動したのに、きれいにしたのにまた草が生えている。それじゃあ何のために移動したかというのが非常に疑問であります。そこでは私たちは前も言いましたが、久場の人たちも協力しますよと言ったのに何の話もないものだからどうなっているのということで、世界の財産ですので、ぜひきれいにやってください。

それで、先ほど産業振興課長、これ今日来たのをちょっとお願いします。戦後引き揚げ上陸碑は戦後の惨禍を忘れず、永遠の世界平和を祈念し建設された貴重な文化財です。世界ではウクライナ戦争が起きています。戦後引き揚げ上陸碑を通して中城の子供たちに平和の大切さを教えることが非常に大切だと思っています。これ教育委員会としては、その戦後上陸碑を活用して子供たちに平和の大切さとか、そういう何か取組を考えていないですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたしま

す。

観光面ではなくて、教育委員会としての立場で答えさせていただきます。教育委員会としては、去年、今年とコロナの影響で駄目になったんですが、教員の平和学習の一環として戦跡めぐりを予定していたのですが、こういったものでまず先生方にも理解していただいて地域を知っていただくというのと、あとは子供たちの学習についても教育総務課と調整しながら、ぜひ活用させていただきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 戦争の惨禍を忘れずに造った大切なものです。平和学習とかそういった子供たちに戦争をやらない、こういった歴史がありますので、こういった平和学習でも使えないものかなと。そこでも子供たちに戦争の惨禍を忘れない非常にすばらしい文化財です。そういったものを通して平和学習とかをやられてください。

次に④の農道整備について質問します。令和4年度に屋宜地区の日本クレーン協会、添石地区の側の潮垣線周辺の農道整備をしています。この地区は未整備のために公有地には路盤材の流出が著しい現状にあります。農道を整備したら農家の人たちのメリットは何がありますか、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、路盤材の欠陥によって凸凹になって水が飛び跳ねたり、また荒天時には粉塵が舞い上がったりして、農作物への被害や品質の低下が大分減ってくるだろうというところと、また農業をする環境を整備することによって例えばその畑への乗入れとか、トラクターや農機具などの乗入れが大分容易になってくるということで、農業者の立場からすれば

かなり農道を整備することでいろいろな収益の面、反収の面、いろいろ効果が出てくるものだと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今課長がおっしゃったように、農道を整備することで農家の生産向上につながると思います。そして県の補助事業で課長をはじめ職員の皆さんも大変だと思いますけれども、ぜひ農家の生産向上を図るために頑張ってください。

それでは次に⑤護岸整備について質問します。東海産業から屋宜地区までの護岸約5キロ、村民や企業の皆さんと連携し、5月、10月の環境の日や12月のクリーングリーンの日に清掃活動に取り組んだら、道路や海岸がきれいになり地域が活性化につながります。東海産業から屋宜地区までの護岸周辺の企業に秋の一斉清掃のお知らせのチラシを配布しましたが、十分に行き届いていません。東海産業から屋宜地区までの護岸周辺の企業担当者と行政担当者と会議をしたら、護岸の清掃活動がスムーズに行くようになります。担当者調整会議をする考えはないでしょうか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

調整会議の質問でございますが、前年度より東海産業から屋宜地区までの護岸周辺の企業の皆様には、環境美化の日として秋の一斉清掃、春の一斉清掃の周知はしております。環境美化の日以外にも会社周辺や護岸沿いのごみ拾い、草刈りを実施している企業も多数あり、中城村の環境美化にご協力をいただいております。村としてはごみ袋の配布やごみの回収、処分の支援を企業の皆さんに実施しております。環境美化の日に護岸の清掃活動についても東海産業、屋宜地区周辺の企業の皆様に御賛同していただけるように今後も周知してまいります。環境美化の日における護岸の清掃活動についての調

整会議については、あくまでもボランティアとしての考えであります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 せっかく環境の日と定めていますので、地域一帯でやったほうが非常にいいかなと思っていますので、環境の日は地域の人たちだけではなくて企業を巻き込みながらみんなでやるという雰囲気をつくりたい。そのためにはどうしても役場の職員の担当者と業者のものをやって、ここはあなたのところだと役割分担をすればすぐ終わりますので、そういったのも非常に大切です。そこら辺も考えてやらないといけません。それで、令和3年度に環境美化指導員条例を設置したが、各地区の環境美化指導員はない状況です。それで、環境美化指導員の仕事の内容と、今後環境美化指導員を普及する取組について伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

環境美化指導員について。とよむ中城住みよい環境づくり条例の目的を達成するためにあります。指導員の仕事内容としては、指導員はとよむ中城住みよい環境づくり条例に規定された迷惑行為の指導、勧告、命令に関する職務となっております。環境美化指導員の普及についての御質問ですが、指導員については私をはじめ村職員から村長が任命することになっております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 環境美化指導員がいないと聞いたものですから、自治会長と連携を取ってやられた環境指導員も美化の普及につながるかと思っています。そこにも調整をやる。ちょっと環境美化指導員がいないということを知ったものですから、自治会長と連携を取りながら進めてください。

大枠2番の①今後、高齢化が進み介護が必要になってくる高齢者が増えてくるが、高齢者の

健康づくりを図るためにフレイル予防の取組について質問します。近年新型コロナウイルスが全国的に流行を繰り返し、体を動かす機会が減ってきている。高齢者がフレイルになる人が増えています。フレイルの意味と、フレイルになる原因は何でしょうか、伺います。それと県の男女平均寿命と健康寿命は何歳ですか。平均寿命と健康寿命、年齢の差を説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まずフレイルについてですけれども、簡単に言えば加齢により年を重ねることで心身が虚弱になった状態を広く指しております。高齢者の方がこのフレイルの段階を経て介護が必要な状態になると考えられているというのが今の現状で、運動習慣、食生活の改善、社会参加などによって、この状態をいかに予防回復できるかが健康長寿の鍵となっているということの視点がございまして。あと、このフレイルの手前というか、ロコモという言葉があるんですが、ロコモティブシンドロームといいますけれども、こちらは運動器の障害のために移動機能の低下を来した状態ということで、日本整形外科学会のほうが提唱した概念になっています。ロコモの状態があつてフレイルの状態になっていくということですね。なので、このロコモとフレイルに対する考え方、それをどう事業の中に入れていくかというのが介護予防、健康寿命の延伸等につながるものかと考えております。今のご質問で平均寿命と健康寿命のお話でしたが、調べてみましたら今平成27年の市町村別平均寿命というのがございまして、読み上げます。まず男性についてです。沖縄県が80.3歳、全国は80.8歳です。沖縄県内の市町村の公表もありましたので、我が中城においては男性は80.7歳となっております。県内では5位の位置につけております。次女性です。沖縄県87.5歳、全国が87歳、本村

は88.8歳、県内では2位に位置しています。市町村別平均寿命の男女差ということなのですが、これは県の平均と全国との平均の差をお伝えします。まず県の平均としては……、平均寿命と健康寿命の差ということでしたので、健康寿命というのがまずどういったものか。平均寿命は皆さん御存じだと思ふんですけれども、健康寿命というのが健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間として、WHOが2020年に提唱しております。この考え方で推計値が出されておりますので、この部分でいいますと、沖縄県においては男性の平均寿命が80.3歳、健康寿命が72.11歳ということになっています。これが2019年のデータになります。その差は8.19歳となります。女性が平均寿命が87.5歳、健康寿命が75.51歳、差としては11.99という形になります。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 私も10月8日に健康のロコモとフレイルの研修を受けたものです。その資料を基に私は説明します。フレイルには簡単にいうと寝たきりになる手前で原因は身体的、心理的、社会的、3つあります。介護の原因になる1番目は運動機能の障害、2が認知症、3が脳卒中です。沖縄県の男性、さっき言われたように平均寿命が80歳、健康寿命が72歳、その差は8年です。女性が平均寿命が87歳、健康寿命が75歳、その差は12年。つまり男性は8年間、女性は12年、寝たきりの状態だということです。それで原因は骨折、認知症、脳卒中などで寝たきりになる高齢者が増えている。それで琉大の医学部の西田教授によると、沖縄県は特に歩かない県民と不名誉なレッテルを持ち、運動能力の低下を意味する、若者の発症が危惧されています。もともとは筋肉が弱くなって転倒して、骨、関節、軟骨、椎間板などの運動機能の障害で起こる。かつ歩く機能が低下して寝たきりになります。寝たきりにならないように健

康で長生きできるようにフレイルとロコモ予防をする必要があります。それで今後の中城村としてフレイルとロコモの対策はどういうふうに考えているか、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

先ほどフレイルとロコモについて御説明しましたが、基本的に介護予防のみならず、高齢者の健康管理という視点も大事になってくるかと思えます。最初の答弁で回答しましたとおり長寿健診のほうでフレイルのチェックも今行われておりますが、その結果の分析または活用というのがまだまだ追いついていない状態と担当のほうからは聞いております。介護予防においても、最初に答弁したように日常生活における維持できる運動ですね、運動教室に来たときだけの運動ではなくて、持ち帰ってお家の中で維持できる運動というのをテーマにずっと提供している、担当のほう頑張っている状況がございます。それも踏まえながら今後この目に見える評価というのを、どうやったらいいのかというのを今模索しているところでございます。そういった部分をアップデートしながら、中城における要介護の人たちの分析も細かくやっていきながら、今後の介護予防には展開していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この研修を受けたときに、ロコモ予防とフレイル予防を図るには1番に運動、毎日歩くこと。2番目に食事と歯の健康、それも大事。それから3番目に地域活動に参加の取組が非常に重要だと言っています。そのためにロコモチェックとフレイルチェックを図り、フレイルサポーターを増やす必要があると言っています。それで琉大医学部と連携してロコモ、フレイルサポーター養成研修会などを実施する考えなどはないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、これらの予防の視点というのを今後の事業をどう生かしているのか。これまでに比嘉麻乃議員や屋良照枝議員からも提案のあった百歳体操とか、そういったものもどういうふうに組み込んでいけるのか。そういったことを総合的に考えて事業展開の見直しを図りたいと考えております。その中でこういったサポーターの研修とかをどういったふうにやっていけるのか、その辺はひとつ検討はできるかなと思えますけれども、今ちょっとできる、できないははっきりは言えませんので検討させてくださいということで御了解をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 何で私がこうやって言うかという、コーチの方々が琉大の教育学部の先生方がフレイル、それからロコモも先生方が講師で招かれていたものだから、村としてこういった方々と連携をやることによってフレイル対策、それからロコモ対策が専門ですので、そういった方々と連携を取るによって対策をやったほうがいいと思う。そして北中城のほうもそういったフレイル養成とかサポーター養成をやっていますので、そういったところも参考にしながらぜひやられてください。

次に②高齢者・交通弱者のために交通便利性を図ることについて質問します。なぜこういった質問をやるかというと、村民から泡瀬の病院に通院しているが、中城村からはバスがないのでタクシーで週2回、3回通院している。医療費やタクシー代で生活が苦しい。バスかタクシーを運行してほしいという要請があります。それで毎年のようにこういう高齢者が増えてきますけれども、こういった課題解決をするためにどういった取組を考えているか伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、現在策定しております第2次中城村地域福祉計画の中に行動目標2としまして、人にやさしいまちづくりを進めようと。その中で、移動支援における他市町村の事例を調査研究しつつ、対象者と利用目的を明確にした支援のあり方や導入方法について検討しますというふうに記載しております。導入においては他市町村でもやられています高齢者、身体障害者、上限を設定した上でのタクシーチケットの配布等を近隣でやられているところもございしますが、基本的にこの手法の検討とか、やはり財源を伴うものになっております。護佐丸タクシーについての評価というのも企画課のほうからデータをいただきまして、基本的には病院関係とかがかなり高齢者の中で多く使われていたというのも把握はしております。そういった部分も踏まえてどういった形で効果的な対応と、あとは財政的な安定した運営、やはりやって財政負担が大きく、実際に護佐丸タクシーの場合は赤字の状態が発生しておりましたので、その赤字にならないような安定した財源を確保した上での運営というのをしないと、やはり村民の方々の長期的な支援にはつながらないと考えておりますので、そういった部分を検討しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 例えばですけれども、高齢者、交通弱者とかがどんどん増えてきますので、ひまわりタクシー会社と連携をして病院の通院などに活用したら、高齢者の健康づくりが図られると思っています。高齢者、交通弱者の交通移動の確保が難しい現状ですので、そういった中城村とひまわりタクシーに交通事業についてそういった調整会議をして、交通弱者のために、高齢者のために何かそういう方法を事業者と連携を取りながら運用に取り組む、そういった考えはないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今具体的な御提案ではありましたが、実際にどういった方法でやれるのか、そういったことも踏まえて検討はしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 どんどん高齢者が増えていきますので、さっき言ったように先進地の事例を参考にしながら、こういった課題解決に取り組んでください。

次に③障がい者施設きらりは老人福祉センターで活動しているが、老人福祉センターは老朽化し危険な状態です。対策について質問します。老人福祉センターは昭和50年に建設され、昭和50年以下の旧耐震基準で建設、震度6強の地震では倒壊するおそれがあります。老人福祉センター下では障がい施設きらりの皆さんが活動しているが、もし分かるのであれば何名いますか。そしてきらりの人たちの活動内容が分かりましたら説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、きらりは障害者総合支援法、略称ですけれども、その総合支援法の中の就労継続支援というメニューでサービスを行っております。一般企業等で働くことが難しい障害者に対して、支援を受けながら働く場所を提供し、就労に必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行うというのがこのサービスの目的になっております。最低賃金が保障されるのがA型事業というのがございます。こちらは就労契約を結ぶ形になります。きらりはB型ということで月額工賃、いろいろな村内企業のほうからいろいろ受注を受けて、その中で得た収入から工賃をお支払いするという形態になっております。きらりの定員区分なんですけれども、20名以下の定員区分となっております、先日確認したところ、現在の利用者は19名というところでした。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 老人福祉センターも令和5年には解体しますので、先ほど課長からありましたように老人福祉センター下では障害者の人たちが活動している。老朽化して震度6強の地震では倒壊するおそれがありますので、健常者と障害者が共に活動でき、福祉のまち、村民が幸せ、よりよく生きるために障害者施設が必要だと思っています。障害者施設を建設する場合には現場でのきらりのサポートをしている社会福祉協議会の職員の皆様の意見を取り入れて、また福祉課も連携をやりながら、先ほど言っているように障害者施設建設に取り組んで、やはりそういった障害者施設の設計とかをやらせないといけないと思いますので、そういった専門的なものは福祉課のほうが専門かなど。やはり連携を取ることによって障害者のサポートにつながりますので、連携を取りながら進めてください。

次に④総合型地域スポーツクラブを通して、子供からお年寄りまで健康づくりを図る日本スポーツ振興センター理事長宛てに申請の方法について質問します。日本スポーツ振興センター申請の方法は、ホームページに11月頃から申込期間となります。久場地区の総合型スポーツクラブ活動を通して……、久場自治会長から要請がありましたら中城村から令和5年度スポーツ振興くじ助成金交付申請書を南上原みたいに申請できるか伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず日本スポーツ振興センターの総合型スポーツクラブ助成事業に関しましては、地域総合型スポーツクラブの創設及び自立活動に対しての助成を行うものとなっております、先ほども申しましたように助成対象者は市町村などの自治体となっております。それに関して南上原の

新しい総合スポーツクラブのほうからそういった補助金の申請が出た場合に関してですが、そのために今年度、私どものほうで中城村総合型地域スポーツクラブ支援事業補助金交付要綱というのを作成しました。それに基づいて南上原のスポーツクラブから私どもに申請があれば、私どもからも日本スポーツクラブ振興センターのほうにそういった手続きを取ってまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ちょっと教えてもらいたいことがあるんですけども、南上原に去年、中城コミュニティクラブということで交付申請を出して村が許可していますよね。それで設置されています。ちょっと教えてください。この設置の目的は何でしょうか。それから南上原の会長の役員体制はどうなっていますか。それから活動の事業場所はどこですか、伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 その設立目的に関しては、申し訳ございませんが、聞き取り等はしておりません。今まで1度、その中心になる方とお会いして話をしているんですが、その中ではまだ具体的なことは決まっておりませんでした。その後、聞き取り等もしておりませんので、詳しいことについては今のところは分かっておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 総合型スポーツクラブは非常にいいかなと思っていますので、そういった申請が出た補助事業をやられますので、それで人生100年時代を迎えて、健康で長生きできるほど幸せなものはないです。t o t oの補助事業を活用してフレイル予防事業を実施し、高齢者の健康づくりを図りたいと思っています。久場地区もその総合型スポーツクラブの活動を申請したいと思いますので、その場合に村の御協力がないといけませんので、もし申請があっ

た場合には御指導をお願いします。

次に大枠3、先ほどちょっと聞き取れないことがありましたので、もう1回質問しますので、それをお願いします。次に大枠3の①大人広場は老人クラブや幼稚園児が利用しているが、テントは支柱がさびて危険箇所があるが、整備計画と芝生は凹凸があるが対策について質問します。大人広場は安里老人クラブが毎週火曜、木曜日、ゲートボール練習や村ゲートボール大会で会員の皆様の休憩場所となっています。現場を確認したと思いますけれども、大人広場のテントの現状の説明をお願いします。

それから中城村教育長から金城村老人クラブ会長宛てにゲートボール場シート修理の回答文書では、経年劣化による鉄骨などの作業部分は令和3年度中に修繕すると回答しております。テントは危険箇所の優先順位等は高いですが、まだ修繕されておらず、教育長も課長も議会では危険箇所から整備すると答弁しているが、いつからテントを整備しますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 危険箇所を優先しながらということなんですが、前もお答えしましたが、まずは陸上競技場の天井が落ちたりしておりますので、そこから先に整備を行い、令和8年度に大人広場の本格的整備を行ってきたいと思います。その間は、例えばテントに関しましては破れていたりするところもございしますので、その場所も確認しながら張り替えなどの補修で対応していきたいと思っています。支柱に関しましては再度点検しまして補強すべきはして、できるだけ令和8年度までもたせるようにやっていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 もう1回質問しますけれども、大人広場のテントは確認しましたかという質問です。それで、なぜそんなことを言うかといったら、雨が降ったらテントのカバーに

水がたまるんですよ。たまったら鉄骨が危険な状態になる。それを確認しましたか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 確認はしております。大雨、台風の後には必ず、その水がたまることによって支柱のさびとかで支柱が折れるということも考えられますので、大雨とか台風の後には必ず水抜きを行い、点検をするように施設管理担当者には指示しているところです。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 課長も教育長もそうですけれども、危険箇所から整備するということを行っていますので、ぜひ確認をしてください。昨日、おととい雨が降っていますので、テントがカバーありまして、ここに水がたまっている状況。これはもしかしたら倒れる危険性がありますので、そういったのを確認して早く整備をやってください。

次、芝の張り替えの取り替えについて質問です。日本スポーツ振興センターは令和4年度に芝生の張り替えスポーツ振興くじ助成金を申請しているが、交付決定の通知は来ましたか、伺います。交付決定が来ましたら、事業の予定工期、予定事業費の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 芝張り替えに関しましては、残念ながら今回は助成を受けることができませんでした。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 交付決定がまだ来ないということですか。もう予想はつけたのに何で……。

それでは次に②のウォーキングコース全天候型（ゴム舗装）の取組について質問します。整備計画書ではウォーキングコース全天候型の整備は2018年に開始して2024年には完成です。いまだに完成していません。整備計画どおりにやらない理由を説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

以前も申しましたように、台風によってテニスコートが破損したりということで、急遽そこに計画を振り向ける必要がある事例が何回かございまして、計画自体が動いてきております。一応現段階の計画としましては先ほども申しましたように、ウォーキングコースは令和7年度に設計、令和8年度に工事というふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。
○5番 新垣貞則議員 あまり聞き取れないもので私の記憶で進みますので、よろしくお願ひします。

教育長、担当課長も整備計画どおりと答弁しています。整備計画どおりやれていないことが多いもので、それを質問します。整備スケジュールでは68ページです。それから住民説明会資料にも去年ウォーキングコース内の木の伐採とこども広場の木の伐採としてあります。整備計画のどこに載っていますか。それから今年バスケットコートを設置しますが、整備計画ではいつから整備するとありますか、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 すみません、今手元にその基本計画を持ち合わせておりませんので、具体的な年度はお答えできない状況です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。
○5番 新垣貞則議員 近隣市町村の全天候型を設置しているある市町村では、維持管理が大変だということで、元のカラー舗装に戻していると議会で答弁しています。元のカラー舗装に戻した市町村はどこですか、伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 ちょっと明確ではない、記憶は不確かなんですが、沖縄市がそ

ういう状況だったと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。
○5番 新垣貞則議員 私は大体子供たち、陸上時、毎週とか県総のウォーキングコースで記録会とかをやっています。練習も土曜日はそこで子供たちはやっています。それで、多分県総だと思いますが、それは間違いないですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 県総に関してはよく把握はしておりませんが、一部あったと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。
○5番 新垣貞則議員 私が聞きたいのは、カラー舗装に戻している市町村もあるというもので、さっき言ったように県総のウォーキングコースで全天候をやっています。子供たちも教えています。そういう経歴がないです。ウォーキングコース全天候型を元に戻すというのはないです。それでその担当課長に聞いても、その維持管理でできる範囲内、5万円か10万円の超えたことはありますけれども、元のあれに戻したということはないと言っていたのになぜそれがあのかなということで今質問しています。それで整備計画どおりやると言いながら、やられていないところに私は不満を感じています。それで令和5年度以降、陸上競技場を優先して整備すると思うんですが、整備計画では約5億5,000万円の予算がかかりますが、財源の確保はどういうふうになりますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 財政に関しては、今の段階でははっきりと明確にお答えすることはできないので、そちらも企画課と詰めていきながら進めてまいりたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。
○5番 新垣貞則議員 ウォーキングコースを全天候型に整備しますけれども、課題は何でしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 一番の課題とし
ましては、今後の予算の確保になると思います。
○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。
○5番 新垣貞則議員 見たときにはいつも課
題は財源の確保が課題と、それから財政面がな
いということでウォーキングコースは全天候に
やらないというのが、そういう答弁であります。
それで課題は何ですかというのは、財源の確保
ができていないからウォーキングコースは全天
候にやらないですね。もし財源が確保できたら
村民もウォーキングコースをやるということ
を言っていますので、財源が確保できたらそう
いった全天候にやりますか、伺います。
○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 設計していつて、
その財源も確保できて予算内に収まるようでした
ら、もちろん全天候型も考えていくのは当然
だと思っております。
○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。
○5番 新垣貞則議員 財源の確保は一括交付
金でやるとありますよね、これにね。こういう
一括交付金とかもできないのかねということ
であります。もし、一括交付金ができなかったら
どんな形で財源の確保をして全天候型に取り組
む考えでしょうか。
○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 その御質問に関
しましては、基本的には一括交付金を充てたい
と考えております。もしそれが駄目になった場
合に関しましては、そのときにスポーツ振興関
係とか、そういう補助金とか助成金とかという
ものも調査しながら検討していきたいと思っ
ております。
○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。
○5番 新垣貞則議員 私がなぜこのウォーキ
ングコースを全天候型にこだわるかと言ったら、
吉の浦公園施設では優先すべきものだと思っ

私は毎年こういうふう質問しています。確か
にバスケットも非常に必要です。皆さんがやっ
ていることに対しては否定はしません。伐採し
てきれいになっているし、そういう形で健康遊
具もやられていますので、それでもこの吉の浦
公園でいちばん大切なものは何かと考えたと
きに、私はウォーキングコースを全天候型にす
ることが村民のためになると思っています。子
供たちには夢を、子供たちが陸上を通してそこ
で練習をやって強くなっているんです。それで、
ここがコースが固いものだから県総の本コース
で、全島大会で記録会とかをやっています。そ
れで中頭も優勝しましたけどね。それで子供た
ちから高齢者の方々には膝の負担も軽くなりま
すので、固いのです。そうしたらたくさんの
高齢者がここに来ます。そうしたら健康づくりに
つながると思うんですね、それが医療費の
削減にもなる。非常にこのメリットというのは、
だから私は毎年ウォーキングコースを全天候型
にしてくださいという話ですので、これは整備
計画どおりやると言っていますので、整備計画
どおりやられていないものだから私は質問を
やっていますので、そういうことで、ぜひ整備
計画どおりウォーキングコースを全天候型にし
てください。もうこれこそが吉の浦公園として
は人材育成につながると思いますので、そうい
うことでよろしくお願ひします。これで私の一
般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣貞則議員の一般
質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時11分）

~~~~~

再 開（11時21分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、比嘉 護議員の一般質問を許し  
ます。

○3番 比嘉 護議員 議席番号3番、比嘉護

と申します。一般質問に入る前に一言御挨拶をしたいと思っております。今回の選挙で初当選しまして皆さんの仲間入りをすることができました。思いは皆さんと一つだと思っておりますので、村民のためにいろいろ審議して、住みやすいまちづくりに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。とは言うものの、右も左も分からない新人でございます。年は取っておりますけれども新人ですので、28日から議会は始まっておりますけれども、皆さんよく勉強しているなど。よくいろいろな提案をしているなどというふうに、執行部もしっかり頭に入って答えているなどということで、やはり一致団結しないと、企業でいうと会社側と株主のような関係かなと思っておりますので、ひとつそういうことで引き続き勉強しながら取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

では早速ですけれども議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。大枠1番、土地利用見直しについてと、2番の観光についての2つだけ質問させていただきます。まず読み上げます。

大枠1. 中城村においては、住民の多くの方々から、土地はあるけれどもなかなか家が建てられないという不満の声が多く聞こえてきます。農業も維持しながら時代に合わせた宅地への緩和策も大事だと考えておりますので、用途転用することで人口の流出も防ぎ、地元の2世代から4世代はもちろんですが、村外からの移住者も増えて、そこでいろいろなコミュニティが生まれて財源の確保もでき相乗効果が期待できると思っております。用地転用については現段階での状況をお聞きしたいと思います。村としても宅地への推進は積極的に進めていく考えはあるのかどうか伺います。その他幾つか伺いますけれども、①農地法はいつまで制定されているのか。②見直し期間は何年ごとに見直しがあるのか。③現状の課題について伺いたいと思

います。

続けて大枠2の観光についてですけれども、観光は総合産業と言われるほどあらゆる産業とリンクしています。雇用だったり、あるいは農業、漁業、サービス業に大きく関わる仕組みとなっておりますので、中城村も活性化を含め収入を増やす意味でも観光産業は重要不可欠な産業だと認識しております。そこで幾つか伺いたします。①観光入客を増やすために今までどんなセールス活動を行ってききましたか。②現状の課題は何でしょうか。③行政として、観光についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉 護議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番、2番ともに産業振興課のほうでお答えをいたします。

私の所感を述べさせていただきます。1、2について非常に関わりが深いものでございますので。土地利用の見直しにつきましては議員も御承知かと思っておりますけれども、現在まさにこの質問に書いてあるとおり、土地の利用度が非常に低い中城村でございますので、選択肢を広げるためのことを今一生懸命取組をさせていただいております。中部広域の移行、そして現段階における那覇広域内での見直しも含めて、両方で今施策を展開している状態ですので、多少時間はかかるかもしれませんが、一石を投じてぜひとも改革をしていきたいという強い気持ちがございます。詳細はまた産業振興課でお話しをいたします。

観光につきましても、観光協会長も兼ねておりますので、中城の観光について、今コロナ禍でもう3年ほどなかなか活動もできないところもございましたけれども、いよいよさあという再スタートの意味でも頑張っていこうというつもりでございますので、また比嘉 護議員の経

験とお知恵もお借りしながら頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 それでは比嘉 護議員御質問、大枠1、2についてお答えいたします。

まず大枠1、①の農地法についてですが、同法につきましては国の法律でありまして、いつまで制定されるかは分かりません。

②の見直し期間についてですが、恐らく農業振興地域整備計画の見直し（通称 農振見直し）についてと思われますが、農振見直しにつきましては、おおむね5年ごとに行っております。今年度、見直しに向け基礎調査事業を行っております。

③の現状の課題についてですが、農振農用地として指定されている現況が原野化している農地につきましては、地域の要望や地権者の意見をお聞きしながら用途を見直していく必要があると考えております。

大枠2、観光について。①の観光入客数を増やすセールス活動についてですが、平成23年度に観光振興係を新設以降、中城村及び中城城跡の認知度向上に向け、沖縄県内最大級のプロジェクトマップング、ライブ、歌舞伎、狂言及び横綱土俵入りなどのイベント誘致、併せて県内屈指の天然芝を誇る護佐丸陸上競技場へJリーグプロサッカーチームのキャンプ誘致等に取り組んでまいりました。

②現状の課題についてですが、多くの方から意見、要望がある宿泊施設が課題だと思っております。内的課題として観光政策を企画できる人材育成と受入体制の強化、また中城城跡や歴史の道におけるガイド育成も課題と捉えております。

③の行政の観光についての考えについてです

が、観光は地域経済と大きな関わりを持っています。そのためこれまでにサッカーキャンプにおける村内飲食店を周遊するスタンプラリーを実施するなど、村内飲食店の利用拡大に努めてまいりました。また特産物の島ニンジン等の普及消費拡大を目的に収穫体験や県内大手企業とのコラボ商品の開発やライカムでの物産展などで村の特産品をPRしてまいりました。今後は、中城城跡の来場者増加や利活用はもちろんのこと、今年度、村観光協会が地域限定の旅行業を取得したことから、観光協会と連携して、村内の農業、漁業、生産業等と連携したツアー商品の開発を目指したいと思います。また、村長からもございましたが比嘉 護議員におかれましては、観光関連業界、とりわけホテル業における経験が豊富でありますので、ぜひ今後、村観光発展に対しての御意見や御提言をよろしくお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 答弁ありがとうございます。土地に関しても、まず見直しということで、私自身も勉強不足なことがありまして、①と②は関連しますので農地法についてですけれども、確かに法律なのでいつかは分からないということは理解しました。

それと②に関してはおおむね5年ごとということだったので、私も土地の見直しを5年ごとにやっているのかなと勘違いしてしまっていて、あえて今回農地法はいつまでかということを提案させてもらいましたけれども、多くの、私も家を造って二十七、八年になりますけれども、私自身も当時七、八年ぐらい待たされたという経緯があって、その頃からいろんな方々と、同級生と集まったときに中城はなかなか家が造れないと、何とかできないかねというふうな話はずっと聞かされてきました。私自身もいろいろな方と会っていますけれどもなかなか家が造れないと。そういうことで仕方なく、例えば近

隣の市町村に家を建てた人もいるし、マンションを買った人もいます。でもやはり中城には愛着があるけれども、土地はあるけれどもなかなか造れないんだよなということがありましたので、私も今回議員になりましたので、逆に言うて説明する立場になりましたので、あえてこの質問をさせていただきます。ありがとうございました。この見直しに向けて調査を行うとなっていますけれども、その調査というのは具体的に何かありますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

今年度から基礎調査という事業を進めています。この中については、農用地の面積の調査であったり、一筆台帳の整理、そして地権者の意向調査、こちらは全郵送で今お手元に届いている方もいらっしゃるかと思いますが意向調査を実施したりとか、あと農業就業人口の規模とか、そういったものの調査を現在委託して事業を実施しております。また来週からは各地域、各自治会、所によっては2自治会を1か所にまとめてやる場所もありますが、これから地域説明会を実施していった意見を聴取する、こういったことが基礎調査ということで現在展開しております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 答弁ありがとうございます。

先ほど村長からもありましたように選択肢を増やしていくということもありましたので、ぜひそれに関しては、家を造るとなると一生に1回、2回造る人もいるかもしれませんが、何千万円のお金をかけて金利が安いから今年中に造ろうとかという計画を立てますので、ということは今の畑を、農地を宅地に変えるとなると、まずこの農業振興地域整備計画というのを

経てその後に農地のほうに移るという段階ですか。手続の仕方というのは。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

まず現状で農地、畑でありますと今見直しする農振地域に網がかかっているか、そこを確認して、そこをまず除外という手続、今回の見直しにも含める場合もございますが、その手続を経てその次の段階でまた農地法の4条転用であったり、そういった手続になって、その後にまた開発申請や建築確認申請等に流れが、お家を建てる場合にそういった流れになると認識しております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 今、農業振興地域整備計画の網を外すという話がありましたけれども、場所によってはもう外せないところがあるんですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

外せない要件とございますか、逆に除外ができる要件としましてはおおむね5要件、こちらは法律第13条第2項の各号というのがございまして、その中にはこの農地以外に代替すべき土地がない。さらに農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。安定的な農業経営を営む者に対する農業の集積をするための支障を及ぼすことがない。土地改良施設などの施設の機能に支障を及ぼすおそれがない。さらに最後に、農業生産基盤整備事業完了8年を経過していることといった、大まかにはこの5要件がございまして。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 ありがとうございます。

今ある程度、項目も含めてまた私自身も勉強をしますので、さっきも申し上げたとおり、中城に関しては人口は増えています。今、南上原地区が増えたということで、大学が来てあれだけ増えたのかなと思いますけれども、人口の約40%ぐらいが南上原に集中していると。この間のどなたかの質問がありましたけれども、やはり南上原というのはあれだけ増えて、平均よりもさらに上回る数字がありますので、比較するときにはやはり南上原の数字を外してやらないと人口が増えているけれども下の地区のほうはどうか、意外と減ったんだなというのが分からなくなりますので、その辺は私自身も含めて、数字を出すときには特に南上原地区の人口に関しては周りとは違う数字をキープしていますので、その辺は精査しながらやっていきたいと思っています。そういったことで、我々も家を造りましたが、あとは子供たちとか孫とかひ孫とか、2世代から4世代の子供たちがいずれ中城に戻って家を造りたいということにはなるとは思いますので、やはり5年後、10年後、20年後、その仕組みを利用して家が造れるようにできればいいなど。プラス、害のない企業も誘致していろいろな税金も落としてもらって収入も稼ぐというまちづくりも必要だなと思っていますので、十分理解はしましたけれども、そういったことで農地から宅地に転用ということは私自身も強く思っていますので、引き続き頭に入れて今後やっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

続きまして大枠2の観光について再質問させていただきます。先ほど観光入客を増やすために今までどんなセールスをしましたかという問いに関しまして、観光振興係を新設したというのは具体的に、すみません勉強不足で、どういう係なんですか。観光振興係という。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 答えいたします。

記憶をたどることになりますが、その当時に企業立地・観光推進課という新しい課が設置されて、その中で観光振興係という係を創設して、その時点から中城村の城跡の入客数をどう増やしていくか。その中で認知度というのが、その当時のアンケートやいろいろ旅行関係の業界からの意見等を踏まえると、その認知度がかなり低いという結果があって、そのところから認知度を高めるためのいろいろなイベントを仕組んでいくといいますか、事業を展開していくためにこの観光に特化した係を創設しようということで当時の観光振興係が創設されていると承知しております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 ありがとうございます。観光については村長じきじきに観光協会会長もやられているということで、我々もいろいろなところにセールスに行きますけれども、やはり首長がトップとなると周りの環境も扱い方も違いますので、ぜひ村長もトップセールスを引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

今、稲嶺課長からありました知名度を上げるということでプロジェクションマッピング等、ライブだったり、あるいは横綱の土俵入りとイベントを重ねて知名度を上げるということで、非常にこれは重要な取組ですので、とにかくあらゆるところで中城という名前が出るように、この間、修議員からもありましたけれどもママさんバレーで放映された。これもやはり中城が出るだけでも非常に宣伝効果は大きいと思いますので、これはまた子供たちがスポーツでだったり文化事業だったり、いろいろなところへ村代表で行くときに中城というのが出ると思います。それも一つの観光PRにもつながりますので、中城の知名度が上がることになりますので、ぜひそれは続けてもらいたいと思います。

あとは、先ほど申し上げたとおり、観光は総合産業であると述べましたけれども、そのとおりなんですね。観光入客数が19年に1,000万人を越しました。金額も売上で7,000万円以上売り上げたと思いますけれども、観光客が1人増えるとどれぐらいのお金を使っているかという、たしか1人の消費単価が7万4,000円から7万6,000円。その中に何が入っているかというと宿泊施設、交通費、これは飛行機ではなくてレンタカーであったり、それとどこかに行ったときに食事、お土産を買いに行く、あるいはビーチで遊ぶ、どこかの入場した入場料とか、そういったものを入れると1人7万6,000円近く使っているという数字も出しています。ですから、先ほど課長からもあったように、観光客を入れるためにいろいろ仕掛けてはいますけれども、中城は唯一宿泊施設がない。南上原にアパートメント方式のホテルがありますけれども、そこがないということは、これだけ沖縄県は観光立県と言いながら、この中城に関してはどちらかというと那覇に泊まってみんな北部にドライブに行って帰ってくる。あるいは北部に泊まって帰りに那覇で遊んで帰るといふ、どちらかというと素通りされているようなイメージがありますけれども、それは観光はつくるものですから、その仕掛けをこれから一緒にやっていけばいいなと思います。

そういったことで仕組みづくりも大切ですので、ぜひ宿泊施設が課題ということだったので、私は久米島では野球のキャンプ受入れをやってきました。プロ野球もそうですけれども大学野球、高校野球、実業団ということで、そのノウハウは頭に入っていますので、中城もスポーツアイランドも一つの方法かなと思って、陸上競技場がありサッカー場があり、横には小中学校レベルの軟式野球ができるそういったものを利用して、何とか宿泊施設ができないものかなと。まずは宿泊施設というよりはスポーツを

している人たちが泊まれる施設、これができないものなのかなとずっと考えておりましたけれども、そこに今いきなりプロのサッカーチームが泊まるかというのはちょっと疑問ですし、例えばサッカー選手の取り巻きのいるスタッフ。野球もそうですけれども練習するのが9時、10時ぐらいなんですけれども、スタッフの準備の人たちは朝の6時、7時から出ていくんですよ。そういう人たちがもし泊まれるのであれば、逆にいうと宿泊施設も造りやすいなど。そうしながら何をやるかということ、久米島では宿泊施設もそうですけれども、病院との連携もしました。何かというと、子供たちがアレルギーで規則があって食事ができない、旅行もできないという子供たちの受入れをやりました。そこで当時の院長がすごく観光に対して積極的な方で、久米島に旅行に来る透析をしている人たち、これを何とか泊められないかということで、動いているいろいろなことをやりながらやっていたんですけども、彼が転勤になってそれでちょっとその話はなくなったんですけども、中城ももしかしたらそういう病院との連携もしたりできるのかなと。そういうほかではやっていない宿泊施設、場所的にいうと海沿いもいいですし、逆に上地区の上から見下ろすのもいいし、皆さん先ほど観光はつくるものだと言いましたけれども、津堅島、久高島、目の前にあるんですけども、我々は何も感じないんですが友達なんか来ると「島があるね」というふうに言ってくれるんですよ。そうなのかなと。自分たちでは気づかないんですけども、そういう視点からすると、例えばこの間、東部でしたか花火があった……、海洋博会場の跡地で花火、大きいのをやっていますよね。あれは那覇から船を出してわざわざ見に来て行っているんですよ。そこでお酒を出したりというのがあるので。例えばこの辺でやっている花火を見に行くのをツアーをつくって、これは浜漁港から出すかどうか分かりませ

んけれども、そういったのも一つの手だと思えます。

そういった観光はつくるものなので、ぜひ中城城跡周りの整備を含めて隣には県の公園があると思えますけれども、今議員の中でも登又、あの近くに桜をボランティアで植えている人たちがいると思えますけれども、私も桜はぜひ植えたいなど。県の持っている公園がありますけれども、そこをもし可能であれば指定管理を受けて、あそこで修学旅行の受入れ、城跡を見せてそこで、冬は厳しいかもしれませんがバーベキューの食事、立ち寄りというのも一つの見どころかなど。桜を植えると、沖縄はバーベキューが得意ですけれども、ビーチパーティー。本土のほうでは花見、久米島でも桜が咲いてまして花見ツアーをやったんですけれども結構入りました。そこでオードブルを作って日の下で食事をさせると。これも一つの観光ですので、いろいろな観光の仕方がありますので、さっき言った津堅島との連携、ホテルができればそこから、浜か久場かどっちか分かりませんが船を出して、釣りをする人もいるし、例えば津堅島に降ろして午前中遊ばせて帰ってくる、そういう交流もやっていけば、少しずつ小銭が落ちるのかなと思っています。

いずれにしろ、人口流出も止めなければいけないし、さっき言った南上原の数字があまりにも大き過ぎて、この辺がどうなっているかよく分かっていませんけれども、住みよい環境もつくりながら、観光も含めていろいろな事業で取り組めればよいなと思っています。ですから私の目標としては、中城に初のホテルを造りたいというのはずっと思っています。じゃあ村が造るか、それも厳しいのでオーナーを探してきて実際に見てもらって、どういうマーケットがあるのか、どうすればお金が落ちるのか。ホテルができると食事がついてきますので、中城の地産地消、魚だったり野菜だったりいろいろあ

ります。そういったのを拡大していった確実なものを示していきながら、スポーツアイランド、さっき言ったサッカーだったり子供たちの合宿だったり、野球場は中学校まで行けるかどうか、ちょっと勉強不足なんですけれども、そういった子供たちを畳間のある大広場を男女別に造って、一番ホテルを造るときに気になるのが大浴場、大きいお風呂は要らないです。大浴場があるとプロの人たちは、スポーツ選手は喜びます。そこで一服してリフレッシュするというのをよく見てきていますので、もしそういうものができるのであれば、それに向けていろいろな人たちの話を聞きながら、議員の方々もそうですし、執行部の方々もそうですし、村長を含めて何かそういうものができればいいなと思って、私はそういうのは得意分野ですのでいろいろなところにアンテナがありますので、これだけの今40名近くいますから、どこかで誰かがつながっていると思えますよ。芸能人にしろスポーツ選手、誰かが知っていると思えます。それをやったときは全員で攻めていくということができればいいなと思っています。

そういう意味では中城全体の間口をもっと広げたい。間口というのは教育の間口もあるし、福祉の間口もあるし観光の間口もある。いろいろな間口を中城という間口をもっと広げて何とかできないのかなというふうに、まだ私は現役でいろいろやっていますけれどもこういう形で初めて参加させていただいて議員になりましたので、その引き出しを開けながら、皆さんと一緒にやっていければいいな。それで議会と執行部というのは一致団結しなければいけない。こういう距離感があまり好きじゃないんですが、どんどん提案して、各課からいろいろな、今予算は執行中ですがけれども来年の予算に向けていろいろあると思えます。村のために、住民のためにいろいろ苦勞しながらやっているのも重々今回分かりましたので、ぜひ執行部と議員とは

一つですので、さっきも言ったように幹部と株主の関係だと思っています。ぜひこの関係を維持しながら諸問題に取り組んでいきたいと思いますので、何分未熟ではございますけれども、1人の議員として今回から参加し、いろいろ提案をしたいと思いますし、皆さんの意見も聞いて一つにまとめたいと思いますので、御協力をお願いしたいということを述べまして、私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で比嘉 護議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（11時54分）







## 令和4年第9回中城村議会定例会（第23日目）

|                                |                 |                      |         |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和4年9月28日（水）    |                      |         |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和4年10月20日（午前10時00分） |         |         |
|                                | 閉 会             | 令和4年10月20日（午前11時29分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 9 番     | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登                | 10 番    | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護                | 11 番    | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 桃 原 清                | 12 番    | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則              | 13 番    | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市              | 14 番    | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修                | 15 番    | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝              | 16 番    | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 2 番     | 玉那覇 登   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保                | 議事係長    | 根 間 忠   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 |                 |                      |         |         |
|                                |                 |                      |         |         |
|                                |                 |                      |         |         |
|                                |                 |                      |         |         |
|                                |                 |                      |         |         |
|                                |                 |                      |         |         |
|                                |                 |                      |         |         |
|                                |                 |                      |         |         |

## 議 事 日 程 第 8 号

| 日 程  | 件 名                                      |
|------|------------------------------------------|
| 第 1  | 認定第1号 令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 2  | 認定第2号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 3  | 認定第3号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 4  | 認定第4号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 5  | 認定第5号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 6  | 認定第6号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7  | 認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定について             |
| 第 8  | 議案第43号 令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について       |
| 第 9  | 陳情第15号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情     |
| 第 10 | 意見書第6号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書    |
| 第 11 | 陳情第16号 P F I 事業に関する地元企業、最優先活用について（要請）    |
| 第 12 | 陳情第17号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請              |
| 第 13 | 発議第4号 閉会中の所管事務調査について                     |
| 第 14 | 発議第5号 閉会中の議員派遣について                       |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題としま

す。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 比嘉麻乃。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 おはようございます。それでは読み上げて御報告申し上げます。

令和4年10月20日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会

委員長 比 嘉 麻 乃

#### 委員会審査報告書

認定第1号 令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

- 1 違法と認める事項  
なし
- 2 不当と認める事項  
なし
- 3 特に留意すべき事項  
なし
- 4 監査委員の審査意見に対する意見  
なし

## 5 その他

下記事項における意見を付け、令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を認定すべきものと決定した。

### 記

#### ・総務課

自治会活動活性化補助事業については、予算現額どおり7自治会への補助を執行できるよう丁寧な説明と調整を行い十分な成果を求める。

#### ・企画課

健全な財政運営を確立するための中長期財政計画を策定し財政運営の指針を示すことを求める。

#### ・健康保険課

アミノインデックス検査については、受診が減少しているため、がんクーポン事業の拡充に充てることを求める。

#### ・生涯学習課

決算認定資料の作成方法を検討し、分かり易い資料制作を求める。

#### ・こども課

決算認定資料のみでは、決算の内容がわからず、資料を提出する際には確認しやすい資料制作及び工夫を求める。

以上です。

○議長 伊佐則勝 これにて委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今委員長が言われた歳入歳出「決算」が抜けていますので、決算認定になっているものですから、今言ったのは歳入歳出認定ということでありましたので、決算を挿入してください。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これにて質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、認定第1号 令和3年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第2 認定第2号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 比嘉麻乃。

げて御報告いたします。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 それでは読み上

令和4年10月20日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会

委員長 比 嘉 麻 乃

### 委員会審査報告書

認定第2号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

なし

以上です。

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 比嘉麻乃。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 それでは読み上げて御報告いたします。

令和4年10月20日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会

委員長 比 嘉 麻 乃

#### 委員会審査報告書

認定第3号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし



- |                   |    |
|-------------------|----|
| 2 不当と認める事項        | なし |
| 3 特に留意すべき事項       | なし |
| 4 監査委員の審査意見に対する意見 | なし |
| 5 その他             | なし |

以上です。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則

令和4年10月20日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

## 委員会審査報告書

### 認定第4号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

公共下水道事業に関しましては、更なる接続率向上に努めること。

○議長 伊佐則勝 これまで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和3年度中城村公共

下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第4号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第5 認定第5号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

○議長 伊佐則勝 建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則 それでは報告します。

令和4年10月20日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

### 委員会審査報告書

認定第5号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

南上原地区の土地区画整理事業の早期完了を目指すこと。

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

南上原地区土地区画整理事業での、換地処分業務も計画的に行うこと。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第5号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則

令和4年10月20日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

#### 委員会審査報告書

認定第6号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

汚水処理施設は築造後、約30年近く経過しており、施設整備に係る維持管理、施設の改築に適切に対応していくこと。

○議長 伊佐則勝 これまで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第7 認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則

令和4年10月20日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定

本委員会に付託された令和3年度中城村水道事業会計決算認定は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

- 1 違法と認める事項  
なし
- 2 不当と認める事項  
なし
- 3 特に留意すべき事項  
施設管理に対する中長期計画を実施し、配水池を計画的に取り組むことを指摘する。
- 4 監査委員の審査意見に対する意見  
なし
- 5 その他  
老朽施設の早期改善と漏水量減に取り組み、事業計画に基づいてすすめること。

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
休憩します。

休憩(10時27分)

~~~~~

再開(10時28分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第7号 令和3年度中城村水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第8 議案第43号 令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則 報告いたします。

令和4年10月20日

中城村議会議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第43号	令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	原案可決

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号 令和3年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

日程第9 陳情第15号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情について及び日程第10 意見書第6号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって日程第9及び日程第10については、
一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求め

ます。

総務常任委員長 比嘉麻乃。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 それでは読み上
げて御報告いたします。

令和4年10月20日

中城村議会議長 議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会
委員長 比 嘉 麻 乃

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の
規定により報告します。

記

番 号	付託年月日	件 名	審査の結果
陳情第15号	9月29日	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の 有効期限延長に関する陳情	採 択

意見書第6号

令和4年10月20日

中城村議会
議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会
委員長 比 嘉 麻 乃

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

陳情第15号における委員会審査の結果、採択となり別紙意見書を提出する。

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書（案）

貴職におかれましては、平素から駐留軍関係の雇用・離職者対策に特段のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、2023年5月16日で有効期限を迎えます。

ご承知の通り、駐留軍雇用は米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定な状況に置かれています。

（日米両政府は）

本県においては「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する総合計画」も発表されています。

海兵隊施設には4,857人（令和4年3月）、嘉手納以南の対象施設には3,622人（令和4年3月）の日本人従業員が勤務しており、状況如何によっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく雇用対策が不可欠であります。

昨今の全国的な雇用情勢は、新型コロナウイルスの影響もあり完全失業率2%台後半で高止まりし、県内の失業率は全国よりも高い水準で推移しています。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も48.24歳と高い状況にあります。こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥る事は必定であります。

よって、貴職におかれましては、駐留軍労働へのご理解と駐留軍関係離職者等臨時措置法の必要性をご賢察の上、同法の再延長実現にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年10月20日
沖縄県中城村議会

(提出先)

厚生労働大臣 防衛大臣

以上です。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第15号及び意見書第6号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第15号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第15号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第15号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号は委員会付託を省略します。

これから意見書第6号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第6号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書は原案のとおり可決されました。

日程第11 陳情第16号 P F I 事業に関する地元企業、最優先活用について(要請)を議題とします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 安里清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 おはようございます。それでは読み上げて、御報告をいたします。

令和4年10月20日

中城村議会議長 伊 佐 則 勝 殿

文教社会常任委員会
委員長 安 里 清 市

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付託年月日	件 名	審査の結果
陳情第16号	9月29日	P F I 事業に関する地元企業、最優先活用について（要請）	採 択

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは陳情第16号について質疑をいたします。

本陳情は中城村への陳情ということで要請ですね、1から6項目あるのですけれども、それについて読んでみましたらいろいろなことが書かれているのですが、その中で陳情に対して担当課の意見、そして聴取はしたのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 文教社会常任委員長 安里清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 担当課から

の意見徴取等は行っておりません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えば、この要請の6番目に地元企業を対象とした相談学習の機会を提供してくださいという、これは村に対していろいろと勉強させてくれというような項目も入っているものですから、それについてしっかりと担当課を呼んでやるのか、やらないのか。あるいは地元企業に対してしっかりと勉強会等は持っていきますかとか、そういったような内容の聴取はぜひ必要だと私は思っているのですけれども、それに対してやらなくてもいいという判断で、村は採択したらおのずとやるだろうというような判断でやられたのかどうか。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 文教社会常任委員長 安里清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 お答えします。

その件について、細かな審議はしておりません。ただ、やはりその文案を上げることによって、村がそういうふうな方向に行かれるだろうということはおのずと推測されますので、特に項目の第6項についての審議はいたしておりません。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 まず項目ごとに呼んでみたのですが、やはりこれは村に重要な要請、あるいはぜひやってくれというようなことが書かれているものですから、その場面場面で本当は委員会審議をする中でしっかり担当者と呼んで、こういうことができますかと。あるいは、それを村内企業が望んでいるよというのも含めてしっかり対応していただいて、今後はぜひともこういった場面に遭遇した場合には対応をしっかり担当者と呼んで、本村の企業について最優先でやってくれというような確認を取るためにも、担当課を呼んで本当は質疑をしていただきたいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 同様な内容で質疑をさせてもらいます。今、大城議員からもその要請書、私のほうもこれは全部読ませていただいて、先ほど委員長から担当課へは確認していないというお話があるものですから少し不安を抱えるのですが、これまで一般質問の中でもPPP事業とか、それからBTO方式に関して、一応村内企業を優先に活用してくれという盛り込みはしているというお話は聞いているのですが、今言うように担当課からはお話を聞いていないと。今後、まずこれを可決するに当たって、今回の要請書を可決するに当たって、文教社会常任委員会ではこれを採決したので、あとはもう教育委員会というか、その課のほうでお任せ

しますという状況に持っていくのか。それとも今言うように、この1から6項目の中で大事な中に、先ほど6番にこういうふうに学習の機会をほしいと。その場を行政のほうでつくってくれという切なる思いがあるのですけれども、その辺はまた後押しをしてこういう審議をするのかどうか。1点お願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時50分）

~~~~~

再 開（10時51分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

文教社会常任委員長 安里清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 文教社会常任委員会としては、そこまでのことは今考えておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これはぜひとも、考えていないとなったら、もうこの要請書はただ、私の考え方としたら、では文教社会常任委員会ではこれを読み取って、その地元企業の意見を酌みましたと。それで文教社会常任委員会として私たちは、この要請書に賛成していますよと。ただし現実的に行政側で地元育成……、行政というのは、この前のいろんな話の中で地元企業を育成する立場にもあるというのは理解しているわけですね。文教社会常任委員会のほうで、私もそれは同じように賛成していますと。この要請書を要請したから、文教社会常任委員会のほうでは同じように要請したから、こういうふうに地元育成には理解を示していますよと終わってしまうのか。それを今後も改めて追求していく、相談をしていく、その場をつくるかということなのですが、今委員長から「考えていません」ということは、もうこれで終わってしまうということには私はなりかねないと思うのですけれども、ぜひとも「考えていない」ではなくて、今後採択しても今言うように担当課担当

課と、この項目の件に関してはやはり相談をしながら、協議しながら、あるいは地元、要請書の建設協力会とか、所管事務を開いてでもやっていただけないかということを確認したいのですけれども、その辺はどうなのですか。

○議長 伊佐則勝 文教社会常任委員長 安里清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 繰り返になりますけれども、今のところはそういう考えはございませんので、また何かの別の機会にでもそういうことがあれば検討する必要があるのかなのかについて、委員会内部で相談をしていきたいとは思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これは委員長、ぜひとも委員会のほうでもう一度取り上げてやらないと、単なる要請活動で終わってしまうような状況に陥ることを危惧しております。そうなりますと地元企業育成という根本的なこういった要請とか、今まで一生懸命地域で頑張っている企業に対して、これは喪失感というか、中城村はそういう要請をしても表面的なもので終わってしまうなど、そういう喪失感も生まれかねないと思っておりますので、ぜひとも今考えているのではなくて、これから始まることですので、これから常任委員会のほうでできるだけ、詳しい方がいると思っておりますので、再度御検討しながら進めてほしいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時55分）

~~~~~

再 開（10時56分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

文教社会常任委員長 安里清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 今回の件ですが、文教社会常任委員会としてはその書面を重く受け止めて、これは議長宛てに届いている

文書でございますので、委員会としてそれは採択すべきという決定をしてこちらに参っておりますので、その後のことについてはまだ検討していないというのが現状でございます。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは質疑します。

この陳情は小学校、中学校の校舎建設に係るものがベースになって陳情が上がってきたとは思いますが、やはり今までのお二人の質疑の中でも、実を取らなければこの陳情は生きてこないのではないかと私も理解しているのです。この事業を元にして地元企業が潤うというのを、やはり力を貸してほしいというのが思いだと思います。そのためにはやはり審査というのは慎重に細かくやっていただければよかったのかなというふうに今までの議論を聞いているのですが、もう少し具体的に聞きたいと思うのですが、具体的にどの業種にどのような工事、どのような物品の使用が可能なのかということまで掘り下げて議論をしたのか。あるいはまた、この建設事業に関連しますので、建設常任委員会とも意見交換を求めてやったのかどうか、経緯を求めます。

○議長 伊佐則勝 文教社会常任委員長 安里清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 お答えしますが、他の委員会との意見交換はしておりませんが、それから最初の質疑にございました工事の係る資材について、あるいは工事の項目についてどこがどうするというお話もしておりません。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それだったらもう形だけ採択したというふうに理解してしまうのですけれども、それでもよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 文教社会常任委員長 安里

清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 この文書の趣旨が、やはり村民の工事発注につながるよ
うという趣旨で、議長宛てにということである
のですが、最終的には村のほうでそれを判断さ
れて、電業組合とかいろんな組合の方々が名前
を連ねていらっしゃると思いますので、それにつ
いては先頃行われた一般質問の中でも地元企業を
入れていくということが述べられておりましたの
で、それはそのとおりになるだろうと思ってお
ります。審査を適当にやったということではご
ざいませぬ。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それだったら、なぜ
先ほどの質疑で所管事務調査等で今後もしっか
りと調査をして、どの業種でどのような工事、
どのような物品が下請けできるのか。あるいは
また建設常任委員会のような専門的な審査をす
る委員会とも意見交換をするなり、あるいはま
た陳情先と意見交換をして、どのような業種で
どういうふうに生かしていけるのかということ
を、実を取るまで努力するのが私は筋だと思
うのです。形だけ採択しなさいとなると形骸化
してしまう審査になってしまうので、これをや
りしっかりと委員会は審査をするのが私は筋だ
と思いますので、今後所管事務調査等で継続し
てそれらのものが実を取るまで汗をかくとい
うことがお約束できますか。

○議長 伊佐則勝 文教社会常任委員長 安里
清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 お答えしま
す。

今回この陳情を採択するかしないかというこ
とについてのお話でありまして、それについて
は細かく今後委員会として動いていくのかとい
うお話はやっておりませぬ。再三申し上げてお
りますが、これは今後のことだと思しますので、
もし必要であれば委員会内部でも検討するの

どうかについて御意見を伺いたいと思いま
す。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
休憩します。

休 憩（11時03分）

~~~~~

再 開（11時03分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから陳情第16号 P F I 事業に関する地  
元企業、最優先活用について（要請）を採決し  
ます。

この陳情に対する委員長報告は採択です。こ  
の陳情は、委員長報告のとおり決定することに  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、陳情第16号 P F I 事業に関する  
地元企業、最優先活用について（要請）は、委  
員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第12 陳情第17号 持続可能な農業生産  
基盤の確立に関する要請を議題とします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求め  
ます。

建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則 それでは読み上  
げて報告します。

令和4年10月20日

中城村議会議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会  
委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号    | 付託年月日 | 件 名                  | 審査の結果 |
|--------|-------|----------------------|-------|
| 陳情第17号 | 9月29日 | 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請 | 採 択   |

以上です。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 陳情第17号について質疑をいたします。

その中で、これも支援策ということで1から3まで要請、あるいは支援を求められているのですが、委員会の中でその支援を読んでどういうことができるのだろうかという、そういった中身について話し合いが行われたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則 そういった農業の話とかは委員会では話をやっています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは沖縄県の農業協同組合からの要請だと思いますけれども、例えばこの支援策について全部読み上げて、何らかの意見等は出ましたか。それを伺います。

○議長 伊佐則勝 建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則 この文書を読んだから委員会としては、やはり農業を守らないといけないということで、それで今日この件について建設常任委員会として、これだけではなくていろいろ農業の振興を図るために、終わってからその会議をやる予定です。それで次に向けて所管事務で、そういった農地法とかいろいろ勉強会をやると思っています。これだけではなくて農業基盤の、私も勉強不足なものだから、そこを今日終わったらすぐ会議をやって、農業についての勉強会、次の所管事務とやる方

向性で話し合っています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは農業協同組合だけではなくて、本村の一般質問でもいろいろ出てくるようです。農業関係の人たちは苦しんでいるというのも含めて、ぜひひとついろいろな角度からしっかりと農業に今から携われるように一生懸命頑張っていたきたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 陳情第17号について質疑します。

この陳情の主な論点について、どのように意見が交わされたかを報告していただけますか。

○議長 伊佐則勝 建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則 先ほども答弁しましたがけれども、肥料とか水産とかいろいろあります。これをもう一回、担当課長とかを呼んで勉強会をやりようという話とか、これを読んですぐできるものではないですので、所管事務とか担当課長を呼んでより具体的に、課題解決に向けていこうということを話し合っています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 要請の趣旨というのは物価が高騰しているということに伴って、農業関連を助けてほしいというのが趣旨だと私は理解しているのです。その内容というのをどのように委員会では議論されたのかを私は聞いています。それを報告していただけますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則 先ほどもちょっと答弁しましたがけれども、いろいろな話があつて、ただ委員会としてもこの文書を読んでもあまり理解できないですので、採択をしてもっと具体的に、少し課長を呼んでそういったのをやりようという話合いはやっています。具体的に採

択しながら農業とか水産とかそんなのがあります。それを農業とかを守るために採択して、それで次の形というのをやっています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私はあまり趣旨を理解していないのではないかと思ったりするのです。これは私が議長のとくに直接受けたのです。ですから非常にこの農業関係の立場を十分理解して、採択に向けて真剣に議論を交わしていただきましたかっとなというのが率直な意見です。今物価は非常に高騰していますよね。特にコロナ禍とウクライナの情勢とかが相まって、今ニュースでもよく報道されていますが円安によって物価が非常に高騰しているという状態を、農業関連の資材とか肥料とかいろんなものが値上がりしているから、何とか公的機関からも支援の手を差し伸べてほしいというのが要請の趣旨だと私は理解して受けたのですけれども、委員会ではめくら判的に採択だけしている。もちろん私は採択することに賛成ではありますし、やっていただきたいという気持ちは一緒ですが、やはりこの辺は真剣勝負でやっていただかないと、この要請した方々の気持ちというのをどのように受け取れるかということを考えていただきたいと思いますので、採択以後も関係者の意見を聞いて、どのような手が差し伸べられるかということをやったり研究していく必要があると思います。今後の所管事務調査等で先ほどの質疑と大体似てはいるのですけれども、ぜひそこに取り組むということを委員長から答弁していただけますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則 委員会としてもこういった肥料とか採択やっていますので、そういう話をやりながら委員会では採択していません。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時14分）



~~~~~

再開（11時16分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則 委員会としてそういった補助金とかも調べながら、農家の調査とかをやっていると思っています。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。
これから委員長報告に対する討論を行います。
討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第17号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。こ

の陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、陳情第17号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

残りがあと2件ですので、そのまま休憩なしで続けたいと思います。よろしいですね。

日程第13 発議第4号 閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長 比嘉麻乃。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 それでは発議第4号の前に訂正をお願いいたします。2枚目の下のほう、3番です。時期及び方法の「平成30年度」とありますが、「令和4年度」に訂正をお願いいたします。

発議第4号

令和4年10月20日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

提出者

総務常任委員長 比嘉麻乃

賛成者

建設常任委員長 新垣貞則

文教社会常任委員長 安里清市

閉会中の所管事務調査について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを発議する。

1. 調査の目的

(1) 常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2. 調査事項

常任委員会

- (1) 行財政運営等に関する事項
- (2) 学校教育及び社会教育に関する事項
- (3) 監査及び選挙に関する事項
- (4) 福祉等に関する事項
- (5) 環境衛生等に関する事項
- (6) 健康保険等に関する事項
- (7) 商工観光の振興に関する事項
- (8) 農林水産業の振興及び農地等に関する事項
- (9) 土地開発等に関する事項
- (10) 住宅、道路及び河川等に関する事項
- (11) 都市計画等に関する事項
- (12) 上下水道整備等に関する事項
- (13) 安全・安心・防災に関する事項
- (14) その他上記以外の村政に関する事項

議会運営委員会

- (1) 定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項
- (2) 議会会議規則、委員会条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

3. 時期及び方法

令和4年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

4. 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

令和4年10月20日
沖縄県中城村議会

以上です。

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第4号 閉会中の所管事務調査についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第4号 閉会中の所管事務調査については原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第5号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。
玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員

発議第5号

令和4年10月20日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

提出者

中城村議会議員 玉那覇 登

賛成者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

中城村議会議員 新 垣 修

閉会中の議員派遣について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを発議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
(令和4年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
2. 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
(令和4年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
3. 本村議会主催による議員研修会
(令和4年度中に開催される諸研修会)

令和4年10月20日
沖縄県中城村議会

以上であります。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第5号 閉会中の議員派遣についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第5号 閉会中の議員派遣については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会における議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さ
までした。

閉 会（11時29分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここ
に署名する。

中城村議会臨時議長 新 垣 善 功

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会副議長 石 原 昌 雄

中城村議会議員 小橋川 恵 美

中城村議会議員 玉那覇 登

